
■協会概況—平成28年度年央報告……………	1
■監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）常設事務局の東京設置……………	146
—監査の質の向上に向けて—	
■米国の自動取引規制……………	150
■会員の決算状況（平成28年9月期）について……………	158
■Financial Futuresニュース（平成28年10月～12月）……………	169

協会概況—平成28年度年央報告

一般社団法人金融先物取引業協会
専務理事 後藤 敬三

・ 平成28年度年央報告レジュメ

(注) 以下における「資料〇ページ」の記載は、平成28年12月13日金先協平28第239号Eに掲載いたしました「平成28年度年央報告」のページを示しています。

I (本報告の位置づけ)

1 この報告は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第91条第2項に規定する代表理事の職務執行報告として、定款第30条第6項に基づき、専務理事においてとりまとめ、平成28年11月14日開催第7回理事会に報告した年央報告のレジュメです。本体はKinsaki-netをご覧ください。

II (概況) (資料10ページ以下)

2 (協会の基本的な性格、特徴等) (資料10ページ以下)

(1) (基本的性格・特徴)

既にご存知のところと存じますが、本協会は平成元年に金融先物取引法により、民法法人として設立された後、平成17年よりの外国為替証拠金取引 (FX取引) 等の個人投資者向け商品への所管拡大、平成19年9月における自主規制業務の根拠法の金融先物取引法から金融商品取引法への移行、平成24年4月における民法法人から一般社団法人への法人格移行という経過を辿ってまいりました。この間、平成19年6月「金融商品取引業協会懇談会中間論点整理」、

同年7月「金融規制の質的向上について (ベター・レギュレーションへの取組み)」、平成20年4月「金融サービス業におけるプリンシプル」という自主規制についての大きな変化や、度重なる経済・市場環境の変動に対応しつつ、現在では、金融商品取引法第78条に基づく認定金融商品取引業協会 (自主規制団体) である一般社団法人として活動しています。(資料84ページ【別紙】1「金融先物取引業協会の系譜」参照)

(注) 法人格移行に伴う公益目的支出計画については、先般、6月20日開催の第27回通常総会のご承認を頂いた平成27年度決算を踏まえて、同日付で完了確認を内閣府に申請中です。確認が得られた段階で一般社団法人への移行が完了すると理解しております。

(2) (特徴と運営の基本方針等)

① (特徴) 協会の特徴としては、今申し述べた平成19年「金融商品取引業協会懇談会中間論点整理」で (イ)「自主規制業務に特化している」とされていること、(ロ)「商品別の自主規制団体として、業種・業態横断的の会員構成をとっている」ことが挙げられると考えます。また、財務面では、(ハ) 協会の財源の83%を会費収入によること、(ニ) 税務上は非営利型一般社団法人であること等が挙げられます。

本年度は発足後28年目となりますが、厳しい環境変化の下で、関係諸方面よりの本協会に対する要請や期待が増加すると見込まれる中で、これらの特徴を踏まえ、会員の御意見を伺い、その業務のあり方を研ぎ出していく努力が、現時点においても常に求められていると考えま

す。

- ②（運営の基本方針）このような考えから、協会運営に当たっては、平成20年度以来、ベター・サービスへの志向を基本的指針とし、会員のご理解による体制整備の効果を活かし、（イ）諸方面からの要請に応える自主規制業務の適確な執行、並びに（ロ）会員のガバナンスが確保された透明でかつ説明可能な法人運営に努めています。

これまでの間においては、平成17年に、リテール商品への所管拡大に際して、国から外務員登録事務の委任を受け、その後、平成20年の金融危機以降の環境推移に対して、各般の自主規制ルール策定やモニタリング制度導入等により対応しつつ、平行して、第三者委員会である規律委員会設置、パブリックコメント制度導入、認定個人情報保護団体の認定取得等の基礎的整備にも努めてまいりました。

いずれも、平成21年度から24年度における体制整備・増員をはじめとする協会基盤整備に対する会員のご理解ご支援の成果であり、厚く御礼申し上げます。

- ③（平成28年7月からの業務運営体制）平成28年7月からの本協会の業務運営体制は、本協会事務局に、統括役2人を置き重要な使用人とし、統括役のうち1人は統括役・事務局長として、監査、処分業務以外の業務を統括します。他の統括役は統括役（監査部所掌）として、監査、処分業務を統括することとなりました。また、対等な統括役体制の下での統括役間の共通事項等の調整等を行う役員付を発令しています。

この体制は、一般社団法人への移行を完了した本協会の運営において、適正性・効率性・ベターサービスの確保向上を通じて、法人活動を安定的に展開し、活力ある職場作りを狙いとするものであり、対等な二人の統括役により、協会運営についての利益相反管理の観点からの説

明可能性の維持向上を図るとともに、投資教育等新しい事業展開において協会事業の適切な執行を行うこと目的としています。

なお、この体制となっても、本協会の小規模性などの現状を踏まえ、従来から行っている職員の兼務等による効率化の継続・強化や人材の登用による活性化などの運営努力を引き続き行い、適切な運用により効果の発揮に努めたいと考えています。

新しい体制への移行に当たっては、会員・職員はじめ関係者の理解が何よりも重要であることから、移行に伴い生ずる諸事態等について、細心、かつ、柔軟に情報共有・検討・対応を進めて参りたいと考えています。

発足当初の進行年度においては、常勤役員を含めた部内の事務分掌や決裁制度等について、検証、フォローアップ作業を行い、折からFXリスク見直し、投資教育事業等の輻輳状況も踏まえつつ、一両年程度をかけて真に効果のある制度整備を目指します。

(3)（現状と課題）

平成27年度末をもって、（イ）一般社団法人移行に伴う公益目的支出計画が完了し、来年6月の通常総会において承認された公益目的支出計画の実施報告書等を内閣府公益認定等委員会に提出いたしました。（ロ）このような中で、これまでもご説明してきたところですが、財務面では、単年度収支不足が生じている厳しい状況にあり、（ハ）他方、国内外を通じて自主規制団体への要請が増加しており、（ニ）諸要請に的確に応えながら、一般社団法人への法的要請を充足しつつ、中長期的に財務均衡を達成することが重要な課題となっています。

自主規制面では、平成28年4月6日、金融庁から、法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、店頭FX業者の適切なリスク管理の観点から、証拠金に係るルールを整備するため、必要証拠金率（レバ

レッジ)の算出方法が定められた内閣府令及び監督指針の改正案が公表されたこと及び平成27年7月に公表された「金融モニタリングレポート」等において示されたFX取引についてのリスク管理の見直しについて、大きな課題として取り組むとともに、平成26年度より新規事業として取り組んでいる投資教育について一歩一歩施策体系を構築しているところです。また、これらと並んで、経常の業務運営においても、一層の効率化を図りつつ、会員からのご意見の反映に努め、外務員登録事務の改善などに積極的に取り組むこととしています。

もとより、広範かつ速い変化の中で新しい課題が常に生じる金融先物取引について、投資者の信頼に支えられた発展を期するためには、今後とも、会員のご意見を伺いながら、常に努力を重ねる必要があるところであり、引き続きご支援のほどをお願い申し上げます。

3 (会員等の状況) (資料11ページ以下)

(1) (会員) 本年度上半期末現在142社(前年度末同数) (資料11ページ)

異動の内訳は、入会1社、退会1社(事業の全部譲渡)です。

(参考)(任意加入)本協会は任意加入制ですが、会員資格を持つ法人等については、当局からも全社加入が望ましいとされていることも踏まえ、加入勧奨に努めており、現時点では、入会資格があると把握している全社の加入を頂いていると理解しています。

(2) (特別参加者) 本年度上半期末現在6社(前年度末同数) (資料11ページ)

(参考)(特別参加者の範囲)特別参加者は、従来、金融機関、金融商品取引業者、生命・損害保険会社で構成されてきましたが、平成24年度から、事業内容が本協会の所管する金融商品取

引等に関係を持ち、金融先物取引等に関連する業務を行う法人で、本協会の目的に合致する法人についても、その入会を認めることとしています(平成24年11月22日第8回理事会決定)。特別参加者は、会員と同様にKinsaki-netの利用が可能であり、同システムを通じて本協会からの通知文書の受理、各委員会・部会等の開催状況等の情報収集及び報告書の提出をすることが出来ます。

4 (法人の組織) (資料12ページ)

(1) (機関) 総会、理事会及び各委員会・部会は、資料87ページ【別紙】2「一般社団法人金融先物取引業協会組織図」のとおり組織されています。

(参考)(規律委員会)規律委員会は、処分等関係を担当する第三者委員会として平成24年6月12日より設置されています。(平成24年3月30日第14回理事会決定)

委員長：神作裕之(東京大学大学院教授、副委員長：津野修(弁護士)、委員：弥永真生(筑波大学教授)

自主規制施策を審議する組織として、業務部会及び自主規制部会の下に、外国為替証拠金取引(FX)幹事会(注)、通貨オプション(COP)部会、個人向け店頭バイナリーオプション取引(BO)作業部会等が設置されています。(資料48ページ以下、資料87ページ【別紙】2「一般社団法人金融先物取引業協会組織図」)

(2) (総会・理事会等の活動状況) 本年度上半期の総会・理事会の開催状況は、総会1回、理事会4回です。総会、理事会等の運営については、会員のご負担等を踏まえ、日程早期確定、電話会議対応、顧問弁護士の総会出席等、一般社団法人運営の適正性を確保しつつ、効率化に努めています。

(自主規制部会、同委員会の招集開催) 今般、

一般社団法人移行の完了、統括役制度の発足等を契機とし、一層の法人運営の効率性・適正性の確保向上を図るに当たり、本協会の運営の開催についても、実際に招集された場で行われる検討の持つ厚み等を活かした審議をいただくところが必要と考えています。このような見地から、これまでの商品別の自主規制審議体組織の仕組みは維持するものの、自主規制部会、同委員会の招集開催について、審議決定事項がない場合も含め、開催方式を工夫することにより、年二回程度招集開催することを検討しています。

(資料89ページ【別紙】3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」参照)

(資料93ページ【別紙】4「平成28年度会議日程(実績及び予定)」参照)

- (3) (会員・行政との連携) 会員・行政との連携は、常に重点として取り組んでおり、協会役員と金融庁幹部行政機関との意見交換会を毎年1回開催している(資料13ページ、67ページ)ほか、平成27年度9月より、金融庁、関東財務局、本協会が参加する定期意見交換会を四半期ごとに開催し、金融先物取引に関する情報交換を行っており、本年度上半期においては、金融庁、関東財務局との間で4月21日に開催されました。(資料42ページ)

5 (所管金融商品取引の概況) (資料13ページ以下)

所管金融商品取引の概況については、別添資料・別添1「所管金融商品取引の状況(マッピング)」(資料13ページ以下の記載及び同133ページ以下の【別紙】22)のとおり、世界規模で行われている金融緩和政策に加え、英国によるEU離脱決議などの影響により、当会計期間中における金融先物取引に関し、通貨関連取引については、国内取引が減少し、海外取引所取引が増加しました。また、金利関連取引は国内取引所取引、海外取引所取引ともに減少しました。

6 (事業計画の進捗状況) (資料16ページ以下)

本年度の事業計画の進捗状況は、資料16ページ以下の表に整理されているとおりです。

以下、法人管理、自主規制の事業別に主要事項を簡単にご説明します。

(資料95ページ【別紙】5「一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況」参照)

Ⅲ (法人管理事業) (資料22ページ以下)

7 (事務局の概要) (資料22ページ)

- (1) (職員数等) 事務局は4部により構成され、職員数は、平成28年度上半期末現在21名(うちパートタイム2名)です。このほか、証券取引等監視委員会事務局に任期付採用されている者が1名います。(資料22ページ)

(参考) (平成21年度以降の事務局人員推移)

平成21年6月総会において、規制環境変化等に対応するため、平成22年度までに対平成20年度末(14人)比11人増員を内容とする計画について総会説明が行われ、その後、事務量見直しに基づく計画見直しを行いながら、計画期間を当初の2年から4年に延伸して、各年度総会にお諮りしつつ増員を行い、平成24年度にほぼ一巡しました。この25人への体制整備の成果は、後述のモニタリング組織等をはじめ、各部で効果をあげています。現状では、これよりも少ない職員数となっており、適材を求め、少人数の組織であるところから、業務内容、個人的な資質等から慎重な採用努力を継続しているところです。

(2) (事務局体制)

- ① (平成28年7月からの業務運営体制) (レジメ2ページ、第2項、(2)、③ (平成28年7月からの業務畝委体制) 再掲) 平成28年7月からの

本協会の業務運営体制は、本協会事務局に、統括役2人を置き重要な使用人とし、統括役のうち1人は統括役・事務局長として、監査、処分業務以外の業務を統括します。他の統括役は統括役（監査部所掌）として、監査、処分業務を統括することとなりました。

また、対等な統括役体制の下での統括役間の共通事項等の調整等を行う役員付を発令しています。

この体制は、一般社団法人への移行を完了した本協会の運営において、適正性・効率性・ベターサービスの確保向上を通じて、法人活動を安定的に展開し、活力ある職場作りを狙いとするものであり、対等な二人の統括役により、協会運営についての利益相反管理の観点からの説明可能性の維持向上を図るとともに、投資教育等新しい事業展開において協会事業の適切な執行を行うことを目的としています。

なお、この体制となっても、本協会の小規模性などの現状を踏まえ、従来から行っている職員の兼務等による効率化の継続・強化や人材の登用による活性化などの運営努力を引き続き行い、適切な運用により効果の発揮に努めたいと考えています。

新しい体制への移行に当たっては、会員・職員はじめ関係者の理解が何よりも重要であることから、移行に伴い生ずる諸事態等について、細心、かつ、柔軟に情報共有・検討・対応を進めて参りたいと考えています。

- ②（連絡調整会議等）事務局運営に当たっては、迅速性・適正性の観点から、専務理事、事務局長、部長、BCP担当者、システム担当者をメンバーとする連絡調整会議の週2回定例開催のほか、各部横断的な自主規制施策検討を行うため企画会議を随時開催しています。また、BCP関

係では、非常時対策本部制度を設けています。（資料23ページ）

本年度7月からは、統括役制度導入後の情報共有促進を目的とし、各部に周知すべき事項、日程調整、検討すべき課題等を協議する場として、管理職職員をメンバーとする、月次調整会議を月1回開催することとしました。

- ③（認定個人情報保護団体）認定個人情報保護団体としての業務として、平成28年度上期における相談・苦情等の受付けは1件でした。また、平成27年12月25日の特定個人情報保護委員会による規則制定に伴い、特定個人情報の漏えい時には金融庁だけではなく個人情報保護委員会にも報告する旨、個人情報保護指針の一部の改正を行いました。（資料11ページ、資料23ページ）

- (3)（職員の資質向上）協会役職員の資質向上は、体制整備を活かす上で不可欠のものと考え、専門性・知識を向上するための研修事業に努め、資格取得支援のほか、証券取引等監視委員会主催研修、米国CFTC主催研修に継続して参加しています。なお、関係方面よりの徳憑を踏まえ、平成27年10月には、IOSCO（証券監督者国際機構）協力会員諮問委員会主催のトレーニングセミナー及び同機構及び国際投資者教育フォーラム（IFIE）主催の投資者教育コンファレンスへ参加しました。（資料25ページ以下）

8（財務の状況と課題）（資料25ページ以下）

- (1)（平成28年度予算執行状況、公益目的支出計画等）平成28年度予算書（収支計算書ベース）による事業活動収支の上期予算執行状況については、下記のとおりです。

	平成28年度 当初予算 (単位： 百万円)	平成28年度 上半期末 (単位： 百万円)	同左の対当初 予算進捗割合 (カッコ内前年度 同期) (単位：%)		平成28年度 当初予算 (単位： 百万円)	平成28年度 上半期末 (単位： 百万円)	同左の対当初 予算進捗割合 (カッコ内前年度 同期) (単位：%)
事業活動 収入	289	253	87% (88%)	事業活動 支出	377	151	40% (42%)
うち 会費収入	定額会費 84	定額会費 80	95% (93%)	うち 事業費	332	134	41% (43%)
	比例会費 156	比例会費 156	100% (100%)				
うち 事業収入	29	15	52% (54%)	うち 管理費	45	18	39% (40%)

(資料25ページ以下、資料99ページ【別紙】6「平成28年度予算書(収支計算書ベース)による事業活動収支の部の予算執行状況」参照)

(資料26ページ、資料100ページ【別紙】7「公益目的支出計画の実施状況」参照)

(2) (財務均衡の課題) 現在、当法人は単年度収支不足を生じており、財務均衡が重要課題となっています。

① (平成35年度までの財務状況の試算) このような中で、公益目的支出計画遂行、内部留保の適正水準確保を踏まえつつ、収支両面での努力を重ねるとともに、各年度予算編成に当たって、これらの状況を、別添資料・別添2のように、一表に示した形で、財務状況の中長期的試算を作成し会員にお示しています。(資料26ページ以下)

② (単年度収支の不足) 別紙8-1(別添資料・別添2の1ページ目)は、原則として、平成29年度以降、平成28年度予算の水準に据え置くこととし、既に決まっている厚生年金関係の経費見通しを織り込んだほかは、平成31年10月以降の消費税増税を加味し、平成28年度と同額(ただし、システム開発費は平成29年度以降500万円(自主規制事業会計の支出とする。)、予備費の支出を除く。)とした試算です。結果は、収支差額(25行目)は、約110百万円の収支不足で推移し、平成33年度末には内部留保(積立資金)残高(31行目)が不足するという大変厳しい状況が示されています。

(資料101ページ【別紙】8-1「平成35年度までの試算(平成28年度予算ベース)現行ベース(平成27年度決算織込み済み)」参照)

③ (収支不足の要因) このような収入不足の要因は、これまでもご説明してきたところですが、体制整備による人件費増加による支出増加、会員数の減少に伴う定額会費収入の減、並びに、平成5年当時から運用してきた利率5%等の超長期国債等額面総額1,096百万円について償還期接近等に伴い法人格移行直前で売却したことによる運用収入減少等が主なものです。

現在においては、内部留保(積立資金)により、各年度の支出に払出・充当をしており、収支計算書ベースの予算書等においては、この単年度収支差の状況が現れていないところです。

④ (収支均衡) この試算をベースとして、平成30年代半ばに収支相償するように、比例会費収入の増加、支出の削減の2つの条件を加えて試算した別紙8-2(別添資料・別添2の2ページ目)では、平成35年度においては、内部留保額(36行目)は176百万円は、当該年度分の自主規制事業会計の支出の規模314百万円より低い水準ではありながら、単年度収支(29行目)はゼロとなり、均衡している姿が示されています。

(資料102ページ【別紙】8-2「平成35年度までの試算(平成28年度予算ベース)見直し案(平成27年度決算織込み済み)」参照)

- ⑤ (試算の性格) これらの試算は、あくまでも、一定の条件の下での仮定計算であり、将来の会費負担について、現時点で、何らの決定を行うものではありません。今後、財務均衡を進めていく上では、収支両面で、環境変化に対応、一層の支出削減努力の継続、会費引き上げの検討、会費以外の収入についての検討、内部留保額の水準の検討等を踏まえ、将来の展望の下での協会の財務状況の認識に立って、ご審議を頂くべきものと考えています。

次々年度以降の予算編成に当たっても、このような考え方から、試算のローリング作業を継続し、将来の方向性をお示しつつ、毎年度の予算編成、中長期的な財務均衡を図っていくこととしていきますので、今後ともご理解ご支援のほどをお願いいたします。(資料103ページ【別紙】9「これまでににおける経費削減等の主なもの」参照)

(参考1) (平成19年度以降の内部留保の推移)

一般社団法人への移行に伴う公益目的支出計画に基づき、払出をしている旧公益法人時代の内部留保について、金商法が施行された平成19年度からの推移は以下のとおりです。

- a 平成19年度末の預り預託金を除く特定資産である基金残高は699百万円でした。
- b また、同年度末の繰越収支差額は134百万

円でした。これは他協会とのシステム共同開発の分担金支出への充当が考えられていましたが、その後、共同開発が中止されたため、上記と併せ、一般的な支出財源に充当可能な内部留保は833百万円となりました。

- c その後、一般社団法人移行の直前である平成23年度末までに、
 - i 体制整備の一環として行ったシステム整備等の緊急対策として所要となった物件費39百万円のほか、役員退職慰労金関係支出を併せ、合計54百万円が取り崩され、
 - ii 各年度の年度内の経費削減と人員採用延伸による支出不用が合計76百万円生じた結果、
 - iii 法人格以降の際の全体としての内部留保は、22百万円増の855百万円となりました。
 - d これに、過怠金収入より積み立てられた過怠金積立資金43百万円、固定資産106百万円を加えた1,004百万円が公益目的財産となり、公益目的支出計画に従い、平成27年度までに払い出されることとなっています。
- (資料146ページ【別紙】26「金商法施行後の公益法人制度下の内部留保の推移等(体制整備、財務運営を含む。)(別紙7関連追加)」参照)

(参考2) 公益目的収支計画の実施状況

(単位：百万円)

1	平成24年度当初公益目的財産額	1,004
2	平成27年度までの公益目的支出額	1,271
3	平成27年度までの実施事業収入の額	129
4	(差引) 平成27年度末公益目的財産額 (1-2+3)	0

- (3) (資産管理運用規程第5条に基づく資産管理運用報告) (資料29ページ以下)

① (資産運用方針)

本協会の資産管理運用については、安全かつ

確実な方法及び流動性を確保した上で効率的な運用を行うことにより、自主規制事業等の安定的及び積極的な遂行を行うことを基本方針としています（資産管理運用規程第2条）。

このうち、特定資産については、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めることとされています（資産管理運用規程第3条）。

これに基づき、特定資産である各資産の性格に応じて運用をすることとし、そのうち預り預託金について、預託金返還に対応する流動性を確保^(注)した上で、国債を中心に長期運用を行っています。

(注) 流動性の確保所要額は、預り預託金の返還を考慮して、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員25社が一度に退会した場合に必要な預託金返還のための想定資金所要額425百万円以上を確保することとし、これまで、預り預託金充当資産から上記による流動性資産として確保する金額を控除した部分について、長期運用が可能な額と考え、金利動向等を考慮しつつ長期国債への運用を行ってきました。

②（平成28年度上期における預り預託金充当資産の運用）

(ア) 平成28年度期首における預り預託金充当資産残高は1,357百万円であり、このうち597百万円は長期国債による長期運用を行い、その他760百万円は流動性預金等で保有しています。

この流動性預金等で保有している760百万円のうち、流動性確保所要額^(注)425百万円を除いた335百万円が、平成28年度運用可能額となります。

(i) 長期運用の内訳

- (a) 第62回利付国庫債券 497百万円(額面5億円、平成35年6月20日償還、利回り0.8% (課税後0.67%)、平成24年度運用)
- (b) 第329回利付国庫債券、100百万円(額面1億円、平成35年6月20日償還、利回り0.8% (課税後0.67%)、平成25年度運用)

(ii) 流動性預金等の運用対象には、具体的には、普通預金、MMF、1年未満の定期預金等が含まれています。

(イ) 平成28年度上期の運用状況

平成28年度運用可能額335百万円は、平成27年度末において以下の流動性預金等で保有しています。

- (i) 普通預金 (三井住友銀行) 64百万円
- (ii) 定期預金 (三井住友銀行) (6ヶ月定期6、12月) 50百万円

(大和ネクスト銀行) (6ヶ月定期2、8月) 100百万円

- (iii) MMF (大和証券) 31百万円 (平成28年10月末償還)
- (iv) FFF (大和証券) 90百万円 (平成28年6月末償還)

今般、MMF、FFFについて、運用先から、「平成28年2月に、マイナス金利政策が導入されたことから、安定した収益の確保をめざすとする基本方針に則った運用の継続が困難な状況にあるため、約款の規定に基づき繰上償還を行う。」旨の通知を受けたことから、以下の保有資産について資金使途別（預り預託金及び積立資金）によるリスク分散を考慮し運用先について以下のように事務局において決定しました。

- (i) 平成28年6月末償還となるFFF (90百万円) は、みずほ銀行に口座を開設し普通預金へ預入する。(実施時期 平成28年9月)
- (ii) 平成28年10月償還となるMMF (31百万円) は、上記の普通預金へ預入する。(実施時期 平成28年11月中)
- (iii) 普通預金、定期預金 (合計残高214百万円) は、平成27年度末の状況を継続する。

また、流動性確保所要額425百万円として保有しているFFFについても同じく繰上償還がなされることから、大和ネクスト

銀行（定期預金1か月（平成28年6月30から7月31日）、その後普通預金）へ預入することとしました。

③（その他の特定資産）

預り預託金充当資産以外の特定資産^(注)については、資産の性格に鑑みて、流動性預金等により運用しています。

(注) 預り預託金充当資産以外の特定資産には、過怠金積立資金、自主規制事業実施積立資金、役員退職慰労引当資産及び退職給付引当資産があり、平成27年度末における総額699百万円を普通預金、MMFにより運用しています。

これについても、MMF及びFFFの繰上償還後、資金使途別によるリスク分散を考慮し運用先を以下のように決定しました。

- (i) 過怠金積立資金及び自主規制事業実施積立資金については、MMF、FFFの償還後、三菱東京UFJ銀行に口座を開設し普通預金へ預入する。(実施時期FFF運用分 平成28年9月、MMF運用分 平成28年11月中)
- (ii) 役員退職慰労引当資産及び退職給付引当資産については、MMFの償還後、三井住友銀行の普通預金へ預入する。(実施時期 平成28年11月中)

④（運用収入）

平成28年度上期における特定資産利息収入は1百万円（当初予算4百万円）です。

なお、特定資産9月末残高に対する決算見込み利回りは0.183%となると見込んでいます。

(4)（監査法人による監査）（資料31ページ以下）

本協会は、一般法人法上の規定における大規模法人でないため、会計監査人の設置義務がなく、会計監査人による会計監査を受ける必要はありませんが、適正性確保の観点から、監査法人による会計監査を実施しています。(資料31ページ以下)

平成28年度より、公益目的支出計画の完了に伴い

移行法人でない一般社団法人となったことから、貸借対照表及び正味財産増減計算書の「内訳表」については、公益法人会計基準及びその運用指針に照らして作成義務がないため、財務諸表等に係る監査契約からは除かれることとなりました。

9（法人運営の適正化）（資料33ページ）

従来から、一般社団法人への法的要請をはじめとして、法人運営の適正性確保の見地から、上記の監査体制、リーガルチェックの適切な履行、内部管理規則の整備等に努力を重ねています。

平成28年度上期においては、事務局の組織及び事務分掌等規程の改正（平成28年5月16日第1回理事会決定、平成28年7月1日施行）に伴い、統括役設置に関連する、就業規則、個人情報保護基本規程等の一部改正を行いました。

(資料105ページ【別紙】11「最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの」参照)

10（電子情報技術（IT）の活用及びセキュリティの確保）（資料34ページ以下）

適正かつ効率的な業務運営のため、電子情報技術（IT）の活用については、費用対効果及びセキュリティの確保に十分留意しつつ、積極的に取組んでいます。

- (1)（協会ホームページ）一般投資者を対象とした「協会ホームページ」については、掲載内容の充実^(注)、英語版ページの拡充に努めています。平成28年度上期アクセス数は276,430回（平成27年度上期916,785回）でした。(資料34ページ)

日本語版<http://www.ffaj.or.jp/>

英語版<http://www.ffaj.or.jp/en/>

(注) 一般ホームページの掲載内容：法人の業務・財務関係資料、統計情報、パブリック・コメント意見募集及び結果公表、個人投資者向けの規制解説、注意喚起等

(2) (Kinsaki-net (会員・特別参加者専用サイトの運営)クライアント証明書による認証を採用し、会員・特別参加者と協会事務局をSSL通信で結ぶ双方向サイト (Kinsaki-net) を平成22年3月に開設し、現在、協会よりの諸連絡・情報発信、会員からの報告提出・同管理等に活用されています。平成28年9月末時点での利用状況は、各会員のシステム環境等の諸条件がある中、142社中139社参加を得て、報告書管理システムへの登録収蔵件数は74,035件 (平成27年度上期61,039件) でした。セキュリティ面においては、適切に外部セキュリティベンダーによる脆弱性診断を実施しています。(資料34ページ以下)

(3) (事務局業務システム) 事務局LANのほか、サブシステムとして、外務員統合管理システム及び預託金管理システムを運用しています。また、機械化会計システムを導入しています。

事務局LANにおいては、セキュリティ、BCP対応の観点から、平成24年3月にシンククライアント環境導入等を行っています。(資料35ページ)

(4) (刊行物の電子出版／オンデマンド出版・協会史作成等) 金融先物取引関係法規集、会報等5種類の定期的刊行物の電子出版／オンデマンド出版化をほぼ一巡しています。出版物の内容についても随時見直しを行っています。また、平成元年8月に設立以来の本協会の「協会史」作成を目指し、業務の輻輳状況等に応じながら、随時資料整理等を進めています。(資料36ページ以下)

※ 現在、協会においては収支均衡を続けおり、来年度においてセキュリティ関係の財源所要が生ずるなどの厳しい状況であることから、「金融先物取引関係法規集データベース」については、最近の利用状況を踏まえ、平成29年1月末をもって廃止することとし、11月に会員・特別参加者に対し通知しました。

Ⅳ (事業実施関係) (資料37ページ以下)

11 (会員監査及びモニタリング等) (資料37ページ以下)

(1) (監査体制) 自主規制の執行体制としては、会員会社に臨場する実地監査とオフサイトで関係会員全体を対象とするモニタリングを行っています。

(2) (実地監査) 平成28年度上期実施件数は9社でした。監査実施に当たっては、会員負担効率化を常に念頭に置き、取引所参加者については取引所との合同検査を原則としています。また、特別監査等については資料記載のとおりです。(資料37ページ以下)

(会員の業務改善努力の支援) 監査の結果等で判明した重要な項目については、会員セミナー等で注意喚起を行う等、会員全体の業務改善努力を支援しています。

(3) (モニタリング等) 小規模体制で自主規制事業の実を上げるため、体制整備による増員を活かして、平成22年7月よりモニタリング担当を組織し、特定の金融商品取引について、調査項目を絞った上、対象会員全社を対象とするオフサイト調査を行い、その結果に応じてオンサイト対応を実施しています (平成28年度上期対象項目13項目)。

(4) (広告モニタリング) 本協会の所管する個人向け金融先物取引はインターネットを主体として取引されているところから、会員ホームページ広告及びアフィリエイト広告については、広告モニタリング (平成28年度上期指導件数8件) を行っています。(資料39ページ以下)

(5) (未収金発生状況の公表) FX取引に関して、平

成27年1月及び8月に発生した相場急変に関しては、顧客への提示価格、約定価格及びロスカット取引等の状況についての確認を行いました。また、未収金発生状況（口座数、金額等）の実態調査を行い、本協会ホームページ上で法人取引を含む未収金発生状況（速報値）を公表しました。なお、未収金発生状況については、平成23年9月以来、月次公表を行っていますが、平成27年4月分より法人についても公表対象としました。

(6) (システムトレード関係) 外国為替証拠金取引におけるプログラム選択型システムトレードに関し、投資家保護の観点から、取引開始前に顧客に十分説明した方が望ましいと思われる事項を「外国為替証拠金取引においてプログラム選択型システムトレードを提供する場合の留意事項」として、平成27年10月2日に会員向けに発出し、その後、書類調査、事後対応等を行ったところです。

今後とも、プログラム選択型システムトレードを開始する会員については、そのサービス内容についての実態把握を行うとともに、契約締結前交付書面について記載内容の確認を行ってまいります。

(7) (確認調査) 平成26年度より、報告の適正性の確保のため無作為抽出で実施している確認調査については、平成28年度上半期に5件の実施をしました。

なお、会員が破たんした時若しくはそのおそれがある時などに、適正適確な対処を行うことを目的として、会員の現状把握、関係各所へのヒアリング、本協会内の確認事項、及び預託金の返還に関しての留意点などを定めた会員デフォルト時の業務マニュアルを平成25年度より策定しています。先般、オブザーバーとして参加したIOSCO協力会員会合主催のセミナーで、虚偽報告防止のための討論が行われ、米国のデリバティブ関係の

自主規制機関であるNFAとともに、本協会の取り組みを紹介しました。

12 (会員等処分及び規律委員会関係) (資料42ページ以下)

(1) (開催状況) 平成28年度9月までの開催状況は、平成28年6月24日に第13回が開催され、(イ) 定款の一部変更について、(ロ) 会員に対する処分等に係る手続きに関する規則の制定について、及び(ハ) 会員の処分可否関係について(1社)並びに(ニ) 会員から受領した事故報告書等に対する本協会の処分要否についての報告等が行われていません。

(注) 定款の一部変更については以下のとおり。

- ・不服審査会の設置
- ・過怠金の上限額の引上げ
- ・不当な利得相当額の回収制度の新設
- ・処分規定の明確化
- ・その他所要の規定変更

(2) (処分状況) 平成28年度上期においては、本協会の定款又は規則に基づき、法令等の違反行為を行った会員に対する処分は行われていません。

(3) (処分関係制度整備) 平成23年度以降、処分関係制度整備に着手し、規律委員会の設置を経て、現在、同委員会において、会員・外務員処分を通じる処分手続き・不服審査手続き等について制度整備の検討が、平成29年3月末までを目途として進められています。(資料43ページ以下)

(4) (その他) 平成26年度より事故報告等に対する処分可否判断について、規律委員会へ事後報告が行われています。平成28年度上期においては24件の報告が行われています。

13 (海外無登録業者関係) (資料45ページ)

海外所在の無登録業者による国内の投資家向けの

FX取引等の勧誘に対しては、平成21年度の金融庁幹部と会員との意見交換会で会員から問題意識が述べられて以降、積極的に取り組み、これまで、当局の理解を得て当局による警告、協会ホームページでの注意喚起、海外自主規制団体・諸機関への指摘、金融庁及び関東財務局から日本雑誌広告協会に対して、雑誌における海外無登録業者の広告に関し、掲載前に業者の商号・名称が金融庁（財務局）に登録されているか確認するなどの改善の申し入れについて本協会も副署を行い、続いて、インターネット広告推進協議会に対するインターネット上の海外無登録業者の広告への対応（平成26年10月）及び日本クレジット協会に対して、カード利用者への注意喚起について（平成27年2月）、同様の枠組みにおいて改善の申し入れを行っています。

14 （外務員・内部管理責任者関係）（資料45ページ以下）

(1) （外務員登録事務の実施）平成28年度上期の登録件数（既存・新規含めて）は7,930件、平成28年9月末現在の登録外務員数は126,756人です。

業務処理状況等については、平成21年度分より「金融先物取引法第64条の7に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について」を作成し金融庁監督局証券課に提出しています。平成27年度分についても、通常総会（平成28年6月20日）を経て提出を完了しています。

（資料46ページ、資料111ページ【別紙】14「金融商品取引法第64条の7に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について（平成27年度）」参照）

(2) （外務員登録システムの事務改善）会員が外務員の登録状況等に関するデータの確認をシステムにより随時行えるようKinsaki-netに「外務員情報」ページを新設し、平成28年2月10日より稼働しています。

(3) （試験実施—外務員資格試験・外務員資格更新研修試験・内部管理責任者資格試験）平成22年度より、随時受験可能なオンライン方式に移行し、現在、全国各都道府県150箇所余り（平成28年9月末現在）で実施されています。試験問題をKinsaki-netに掲載し、研修の便宜等を図っています。

（資料46ページ以下、資料114ページ【別紙】15「外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況」参照）

15 （自主規制ルール関係）（資料48ページ以下）

(1) （自主規制ルールの制定改正手続き等）金融先物取引業に係る自主規制ルールに関する事項及び金融先物取引業の業務に対する投資者からの苦情の処理に関する事項については、会員及び特別参加者の代表者（役員を含みます。）、会員代表者以外から選任された理事並びに学識経験者から構成されている自主規制委員会において審議された後、理事会の審議を経て、制定改正されます。また、自主規制ルールの制定改正に際しては、平成25年度以降、パブリックコメント手続きを導入しています。

(2) （商品別の自主規制審議体組織の状況）（資料48ページ以下）

① （FX幹事会）平成21年度からの外国為替証拠金取引における各種の規制見直しに対して、業務部会及び自主規制部会の下に同取引に関する自主規制ルールを審議する会員組織として、FX専門部会（仮称）として設けられて以降、広範なルール策定作業を進められています。平成26年7月よりは、従来のFX部会及びFX部会幹事会を一本化し、新たにFX幹事会として位置づけられました。（資料115ページ【別紙】16「FX取引に関するこれまでの主な施策」参照）

(平成28年度上期実績) (資料49ページ)

(ア) (規則改正) 平成27年度下半期に引き続き、為替リスク管理態勢の整備等に係る規則改正等について検討し、「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正が行われました。(平成28年10月7日理事会決定、平成29年4月3日施行。)

(イ) (サイバーセキュリティセミナー) 平成28年6月1日に、外国為替証拠金取引取扱会員による全体会合として、外国為替証拠金取引を取り扱っている関東財務局管轄の会員を対象に、証券取引等監視委員会より講師を招き、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」に基づく、官民一体となった金融システム全体の強靱化の向上を目的とした、「外国為替証拠金取引取扱会員向けサイバーセキュリティセミナー」を開催しました。

② (個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会 (BO作業部会)) 平成24年9月に組織されたワーキンググループを前身とし、個人向け店頭バイナリーオプション取引の商品別部会として、平成25年7月に組織されました。

(資料49ページ、資料120ページ【別紙】17「個人向けバイナリーオプション取引にかかる自主規制の取組み状況」参照)

(3) (平成28年度上期における自主規制ルールの制定改正) 平成28年度上期における自主規制ルールの制定改廃は、3件でした。

(内容) (資料49ページ)

- ・「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正 (外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備等) 平成28年10月7日理事会決定、平成29年4月3日施行
- ・「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則」(外国為替証拠金取引に係るロスカッ

ト取引関係)の一部改正 平成28年10月7日理事会決定、即日施行

- ・「個人情報の保護に関する指針」の一部改正 (会員が特定個人情報を漏えいした際には金融庁への報告に加え、個人情報保護委員会へも報告する旨を追加) 平成28年10月7日理事会決定、即日施行

(自主規制ルールの制定、改正に関する資料の整備) 会員の便宜のため、経緯、解釈、社内規定の例示等、統一した項目だてによるルール制定改廃資料を作成提供しています。(資料50ページ)

(自主規制ルールの定期的見直し) 平成24年度より、既存の自主規制規則等の改廃や新たな自主規制規則等の必要性等に関して、会員からの定期的な意見等募集を行っており、これまで自主規制規則等の整備へ反映してきています。前年度の意見等募集で寄せられた意見等はありませんでした。平成27年度の意見等の募集については、会員2社から合計5件 (店頭外国為替証拠金取引における価格フィルタリング機能、価格等の決定方法の説明及び過度の投機的取引防止の各事項に係るガイドラインの明示、外務員資格の更新サイクルの緩和、定款施行規則第4条第17号に基づく店頭金融先物取引に属する商品の新規取扱い開始等にかかる報告業務の緩和に関する内容)があり、平成28年3月にそれぞれに対する協会の考え方等をKinsaki-netに公表しました。平成28年度の意見等の募集については、下期に実施する予定です。(資料50ページ)

(4) (FX業者における為替リスク管理態勢の課題への対応) (資料50ページ)

- ① (法人顧客に対する証拠金規制) 平成28年4月6日、金融庁から、法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、店頭FX業者の適切なリスク管理の観点から、証拠金に係るルールを整備するため、内閣府令及び監督指針の改正案が

公表されました。

一方、これに関する監督指針では、必要証拠金率の算出に係る留意事項として、自社で算出を行う場合とともに、外部委託する場合、及び金融商品取引業協会が算出・公表したものを利用する場合は記載されました。

このような展開を踏まえ、会員から本協会の算出・公表を求める声が実際上、多数寄せられ、これに対応し本協会は、当該監督指針の改正等を受け、法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、必要証拠金率の算出・公表する業務を行うこととし、平成28年3月30日開催の第14回FX幹事会にて、本協会の対応を説明しました。(資料51ページ以下)

(本協会における証拠金率の計算方法) 平成28年7月9日開催のFX幹事会にて以下のとおり説明しました。(資料53ページ)

(算出業務の外部委託について) (資料53ページ以下)

(ア) (外部委託とする理由) 協会単独で算出業務を行うか、外務委託を行うかの検討については、当局とも相談しながら、以下の3つの基準を設けて検討しました。

- ・ 価格データの品質 (経済的な実態を反映する要素を含み、観測可能な取引に裏付けられたデータであること。)
- ・ 業務の継続性 (算出等の業務を安定的に持続可能であること。)
- ・ 費用 (協会として実施可能であること。)

検討の結果、協会単独算出の場合、証拠金率の計算プログラムの開発や公表のためのインフラ整備の費用の見積もりから、単独で行うことは困難であると考え、外部委託することを選択しました。

(イ) (外部委託先の検討) 外部委託先としては、「ICAP Global Information Services Limited (2 Broadgate, London, UK)」(以下、

「ICAP」といいます。)を選定することとしました。

外部委託先の選定に当たっても、上記と同様な3つの選定基準を設けて検討した結果、前述の価格データの品質の面で、東京外国為替市場における電子ブローキングも含めたブローカー経由のスポット取引のシェアが、主要通貨で9割前後と高いEBS社からデータを取得でき、主要通貨において取引価格及び取引数量から算出されるある時間帯のVWAP (出来高加重平均*) された価格を算出できるのは上記委託先の1社しかないことと判断したこと、また、当社は算出等の業務を継続して行える体制が整っていること、委託費用の面からも実施可能であることから、ICAPを選定することとしました。

* 公正な外国為替価格 (ベンチマークレート、インデックスレート) は、平成25年7月17日にIOSCO (証券監督者国際機構) が公表した、『金融指標に関する最終報告書』を受けてFSB ((Financial Stability Board) により検討された『Foreign Exchange Benchmarks Final Report, 30 September 2014』に示された手法により組成されることが望ましいとされています。VWAPはその一手法として、実際に取引された価格と数量を反映させ、恣意的に操作させることが困難な算出手法として紹介されており、学術連携事業にご参加いただいている神戸大学大学院経済学研究科岩壺健太郎教授からも同様なご示唆をいただいています。

(ウ) (平成16年以降の外部委託先・発注先選定基準における随意契約に関する基準)

- ・ 随意契約に関しては、平成16年以降、外部委託先・発注先の選定に当たり、契約金額等が50万円以上であること、継続的、反復的な取扱いを必要とするもの、委託業務の性格上、競争になじまないもの等の事情により、特定業者を選定して随意契約する場合には、その理由を付して決裁を受けるものとしています。
- ・ 特定業者の選定に際しては、局内におい

て総合評価会議を開催し、担当部長、統括役員、専務理事の決裁を受けて実施しています。

(エ) (その他) 本協会が算出を行う法人レバレッジデータについて、ウェブページを通じて会員等に提供するにあたり、そのテストページを10月に開設いたしました。また、一般投資家への周知・説明等の一助として、リンク設定を自由とした証拠金規制に係る説明ウェブページもあわせて新設しました。

- ② (ストレス・テスト) 平成27年7月に公表された金融モニタリングレポートにおいて、「FX業者においては、より高度なリスク管理を行う観点から、潜在的に発生し得る相場変動のリスクやカバー取引先の破綻等による影響を想定したストレス・テストを実施するとともに、その結果を踏まえた財務基盤の強化に努めることが望ましい。」とされ、また、同年9月公表の「平成27事務年度金融行政方針」では、「金融先物取引業協会と連携しつつ、FX業者に対し、相場急変時をも念頭に置いた為替リスク管理態勢の強化を促していく。」とされました。

また、平成27年11月のFX幹事会にて当局の考え方を説明いたしました。(資料55ページ)

なお、平成28年9月15日金融庁から公表された金融レポートでは、「平成27事務年度においては、金融先物取引業協会が中心となり、①未カバーポジションに対するリスク、②差入証拠金(未収金)の発生リスク、③カバー取引先の破綻リスクについて、共通のストレスシナリオを策定し、FX業者が同シナリオに基づくストレス・テストを実施するに至った。これにより、業界全体におけるリスク管理の重要性への認識向上が図られた。」とされました。(別添資料・別添3 金融レポート抜粋(平成28年9月)平成27事務年度参照)

本年2月に実施したストレス・テストについては、FX取引のリスク管理上有用であることが認められたものの、その実施にあたっては、実施要領についての所要の改定が必要と認められました。将来的には各社各様のストレス・テストの実施を通じて、為替リスク管理のための社内態勢の構築がプリンシプルベースでなされることが期待されますが、現時点では、まず今回実施した結果を受けて、自社の取締役会などで実質的な議論がなされることが必要であると考えられます。また、今回初めてストレス・テストを実施したという会員もある中で、当面は各社共通のストレス・テストの実施を通じて業界全体の意識の向上、テスト実施への習熟等をしていくことが重要ではないかと考えられます。

以上のような考え方から、今年度は、定期的
に実施するためのストレス・テスト実施要領の改訂、テストの結果を踏まえたより効果的な社内管理態勢の構築等を目指して、集中的に審議していただく場として、ストレス・テストワーキンググループの組成を予定しております。

また、FX取引の位置づけに関しては、本年2月に開催された会員セミナーで講演された財務省国際局為替市場課長より、別添資料・別添4のように、東京外国為替市場の活性化等のために市場により一層の厚みを持たせることが重要であるとの観点等からのコメントを頂いたことをご紹介します。

- ③ (その他の論点等) 上述の通り、金融モニタリングレポートに示されたFX取引についてのリスク管理関係の論点について、本協会では、平成27年9月において各会員へのアンケート調査及びこれに基づく論点整理を行い、以下の7点の論点整理を取りまとめ対応の検討を進めてきました。

論点	内容	対応等	備考（施行日等）
論点1	為替リスク管理態勢について	自主規制規則の制定	平成29年4月3日施行
論点2	ストレス・テストについて	ストレス・テストの実施要領の策定等	本年2月にテスト実施
論点3	カバー取引先について	現行の業務取扱規則の留意点等の発出	平成29年4月3日施行
論点4	為替相場急変時の対応について	自主規制規則の制定	平成29年4月3日施行
論点5	約定訂正について	現行の業務取扱規則の留意点等の発出	平成29年4月3日施行
論点6	法人顧客のレバレッジについて	内閣府令改正の公布	平成29年2月27日施行
論点7	法人顧客の口座開設基準について	現行の業務取扱規則の留意点等の発出	平成29年4月3日施行

（資料121ページ【別紙】18「FX取引に係る金融モニタリングレポートに関する調査等に係る論点（平成27年11月20日第10回FX幹事会提出資料）」参照）

平成28年度上期においては、論点2のストレス・テスト、及び論点6の法人顧客のレバレッジについては、上記の②及び①の対応を行い、それ以外の論点については、FX幹事会にて、為替リスク管理態勢に係る自主規制規則の制定等の対応を行いました。

（参考）制定等を行った自主規制規則「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正（平成28年10月7日理事会決定、平成29年4月3日施行）

(1)（業務委託による実施）本協会関係の苦情、相談及びあっせんは、第一種金融商品取引業務に係るあっせんを除き、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」（日野正晴理事長）への業務委託により実施しています。その際、職員2名が移籍しました。

また、同法人で処理されたあっせん等については、同法人より資料提出を受け、自主規制に反映しています。

本協会関係のあっせん等件数は、店頭通貨オプション取引について急速な減少が見られます。（資料125ページ【別紙】19「あっせん・苦情・相談処理状況」）

16（苦情、相談、あっせん事業）（資料57ページ）

あっせん・苦情・相談処理状況（平成23年度～平成28年度9月）

（単位：件）

区分		H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
あっせん申立て	通貨オプション	146	121	26	2	2	0
	FX	3	2	3	5	17	4
小計		149	123	29	7	19	4
苦情	通貨オプション	172	114	27	8	2	3
	FX	92	94	68	56	127	45
小計		264	208	95	64	129	48
相談	通貨オプション	67	41	15	10	11	3
	FX	360	294	367	602	531	191
小計		427	335	382	612	542	194
総合計		840	666	506	683	690	246

(2)（FINMAC業務委託費）上記特定非営利法人の経費を、他の金融商品取引業協会と共に拠出しており、その財源として、発足当初より過剰金収入を充当しています。

17（サイバーセキュリティ）（資料57ページ以下）

金融分野においてもサイバーセキュリティの一層の強化が求められている中、本協会では、当面の対応方針を取りまとめ「サイバーセキュリティへの取

組みの件」として、平成28年3月30日の理事会に報告しました。

当該対応方針には、平成28年度より、「一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター」が提供する「早期警戒情報」(*)を本協会にて取得して会員へ伝達すること、「公益財団法人金融情報システムセンター」が刊行している「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」のサイバーセキュリティに関する記述の解釈について、本協会を通じて当該団体に確認できるよう、会員からの問合せ受付窓口を設けること等が盛り込まれています。

* 平成28年6月よりJPCERTの「早期警戒情報」のうち、インディケータ情報については協会経由での会員提供は行わないこととなり、当該情報を希望する会員は、JPCERTから直接「早期警戒情報」を取得する仕組みに変更となりました。

本協会会員には、重要インフラ事業者等に指定されておらず、いずれの金融CEPTOARにも加盟していない会員がいますが、本協会としては、当該会員に対してCEPTOARと同等に情報を提供していくことを目的とし、上述の取組みを進めていく予定です。

18 (会員の教育研修事業) (資料59ページ)

監査結果等による留意点や各種の情報をお届けする研修事業については、Kinsaki-netを通じる各種資料提供のほか、年2回の会員セミナー等を実施しています。平成28年度は下期に大阪と東京で開催する予定です。(資料126ページ【別紙】20「協会開催セミナー・説明会等の開催状況」参照)

19 (会員デフォルト時の業務マニュアルの策定) (資料59ページ)

店頭FX取引取扱い会員が区分管理すべき顧客資産を運転資金等に流用したこと等により金融商品取引業者の登録取消処分を受けた時、又は、会員が破たんした時若しくはそのおそれがある時などに、適

正適確な対処を行うことを目的として、会員の現状把握、関係各所へのヒアリング、本協会内の確認事項、及び預託金の返還に関しての留意点などを定めた業務マニュアル「会員デフォルト時の業務一覧」を策定しています。

V 調査統計、投資教育事業 (資料59ページ以下)

20 (統計事業・調査研究事業) (資料59ページ以下)

(1) (統計事業)

① (作成統計) 所管金融商品取引等に関する四半期統計のほか、店頭市場における統計として独自性を持つ店頭FX取引月次統計、海外取引所における会員の取引高等の統計を集計公表しています(資料14ページ以下)。

(資料132ページ【別紙】21「協会事務局への統計に関する定期報告(平成27年4月1日以降)」参照)

公表は協会ホームページにおいて実施し、「公益財団法人日本証券経済研究所」(増井喜一郎理事長)の「証券統計ポータルサイト」に参加しています。また、平成23年12月より、トムソン・ロイター社による世界配信(RICコード:FFAJ01からFFAJ04)が行われています(資料61ページ)。

② (金融・資本市場統計整備懇談会)統計の拡充・改善については、「金融・資本市場統計整備懇談会」(古賀信行座長)及び「同連絡協議会」に参加し、統計の標準化を図りました。

(2) (東京外国為替市場委員会)本協会は東京外国為替市場委員会E・コマース小委員会並びに本年より新設されましたバイサイド小委員会に所属しています。

(資料61ページ以下、資料144ページ【別紙】25「他の自主規制機関等との協調」参照)

(参考) 同委員会とは、FX取引に関するカバー取引状況の共同調査を例年実施しており、その内容を別添資料・別添5「外国為替証拠金取引の現状と東京外国為替市場との関係」としてお届けしていますので、FX取引の概要等と併せ簡単にご説明します。

- ① 2ページは、FX取引の出来高推移で、本年度第1四半期においては、店頭・取引所併せて、77万口座において、1,166兆円が取引されました。預り証拠金は上半期末で1兆6,220億円です。
- ② 3ページが、カバー取引についての共同調査結果で、本年4月におけるカバー取引額は、図表1カバー取引の状況の中ほど②「カバー取引額」の総額168兆円、うち東京外国為替市場における取引高は図表2「東京外為市場における店頭FX証拠金取引のカバー取引規模」②欄に示す79兆円です。
- ③ 5ページは、わが国のFX取引に関する流動性供給を示すもので、カバー取引総額168兆円が、それぞれの流通経路でオレンジ色の丸で示されています。

79兆円が、図の中ごろの「銀行（本邦市場におけるFXディーラー）」から、BtoC配信レートを示す緑色の線で、FX取扱会員に供給され、

75兆円が、FX取扱会員の間におけるカバー取引によって、業者配信レートを示すオレンジ色の線で供給されています。

なお未把握の部分もありますが、市況変化時のリスク管理関係、配信停止等の観点に省み、引き続き把握に努める必要があると考えています。

- ④ 配信レート、流動性の供給経路については6ページ以下を、また、6月の英国国民投票に際してのインターバンク市場及びリテールFX市場を合わせた、いわゆる「拡大外国為替市場」の取引状況は8ページ以下をご覧ください。

(バイサイド小委員会) 新設されたバイサイド

小委員会では、BIS内に平成27年7月に組成されたワーキングにおいて検討作業がなされ、平成29年5月に最終版が公表予定の各国外国為替市場共通の外為行動規範（FX Global Code）の草案に対する説明と意見収集が行われました。この行動規範は従来の市場参加者の定義を拡大し、銀行等とカバー取引を行っているFX取扱会員等もいわゆる“バイサイド”して行動規範の対象と考えられております。本年5月に規範の半分に該当する第1フェーズが公表され、それに続き残りの第2フェーズが本年10月に第1次草案として東京外為市場委員会に報告されました。今後も最終版までに情報開示の制約がありますが、複数回の意見集約が予定されております。

FX取扱会員各社は、金融商品取引法及び本協会の自主規制規則の適用を受けているところから、本協会としては、これらの行政機関との関係を分析し、行動規範との関係を分析し、会員、関係当局にお諮りすることとしています。

- (3) (マッピング) 最近におけるデリバティブ取引に関する制度整備の動向を踏まえ、本協会所管の金融先物取引の取引状況、規制適用状況などについての把握に努めています。英文版を海外の規制当局や自主規制団体等に提供し、わが国における本協会所管取引の認知度、透明度の向上を図っています。

(資料62ページ、資料133ページ【別紙】22「所管金融商品取引の状況（マッピング）」参照)

- (4) (顧客損益状況調査) 定期調査項目とする個人顧客年間損益状況調査に関し、平成27年11月に調査を実施し、平成28年4月26日開催のFX幹事会において報告した後、その報告資料をKinsaki-netに掲載しました。また、平成26年度より着手しております顧客属性その他の要素と投資損益の関係性を分析する「顧客損益状況詳細分析調査」につい

て、FX幹事会の一部メンバーのご協力を得て、平成27年データを集計、分析作業を行っております。

21 (投資教育) (資料62ページ以下)

(1) (投資教育事業計画) (イ) 投資者リテラシーを高め取引の健全な発展を図るための施策を計画的に推進することを目的として、28年度より5年間の多年度計画として投資教育事業計画を決定し(3月10日理事会決定)、具体的な取組みを開始しました。(ロ) 本件については、現在の協会の厳しい財務事情の中で、計画の一部(投資者教育)については、「公益財団法人資本市場振興財団」より助成を頂いています。

(2) (投資教育事業計画の推進体制) (資料63ページ以下)

① (3つの柱) (イ) 一般の投資者を対象として金融先物取引に関わる金融リテラシーの向上を支援することを目的とする投資者教育、(ロ) 投資者のリテラシー向上に直接貢献する役割を担う会員役職者の知識向上と職業倫理に基づく行動の実践を目的とするプロフェッショナル教育、(ハ) 投資者のリテラシーに基づく行動を支える外的環境を整えることを目的とする市場環境整備

② (プロジェクトの設定) 投資教育事業計画の推進のため、当年度は、作業内容やその工程などに応じて細分化した以下のプロジェクトを設定し、各プロジェクトについては、分担体制を構築しました。

(ア) 翻訳・出版

(イ) 教材シラバス作成

(ウ) 教育コンテンツ・ウェビナ開発

(エ) 資格・研修制度

(オ) アンケート調査・損益調査

(カ) 倫理・行動規範

(キ) 自主規制制度向上・プリンシプルベース対応

(ク) 市場環境整備

(資料137ページ【別紙】23「投資教育事業計画」別添 投資教育プロジェクト参照)

(3) (事業内容 平成28年度上期の活動状況) 以下の項目については、既に着手されています。

① (海外教材の翻訳)

(ア) (海外教材の翻訳) 従来行ってきた海外文献翻訳について、その成果の公表を図るべく、対象文献の出版元などとの最終調整を行っています^(注)。

(注) (翻訳事業) 米国先物外務員登録試験のテキスト(Futures and Options (IFM) 刊*)を対象として、学識経験者の監修を得て本協会関係部分の訳出を行い刊行に向けて準備を進めています。また、IFMとの許諾契約は平成28年3月14日に合意に至っております。なお、同機関より、共同作業についての表彰を受けました。(平成28年3月24日)

(*)米国FIA (Futures Industry Association傘下団体 (Institute for Financial Markets) (監修者) 神作裕之(東京大学大学院法学政治学研究科教授、弥永真生(筑波大学ビジネスサイエンス系教授、勝尾裕子(学習院大学副学長、木村真生子(筑波大学大学院ビジネス科学研究科准教授

(イ) (次期翻訳事業への準備) 現在、翻訳活動につきましては、前述のテキストに続き、通貨オプションに関する外国書籍に着手するため、大手出版社と準備作業を行っています。

② (投資者アンケート調査) 本年度内に一般投資者を対象とする意識調査と会員の顧客を対象とする実態調査を実施するための準備作業を開始しました。

③ (投資者属性調査) 平成27年調査に関し、協力会員からのデータ入手を終え、集計・分析作業を行っています。また、効率的な集計・分析を行うための設備等の構成について検討を進めています。

- ④ (投資者行動研究) 資料66ページ「(十) 学術連携事業の状況」をご覧ください。
- ⑤ (投資家教育国際フォーラムへの参加) 資料66ページ「4. 投資教育に関する国際機関との連携」をご覧ください。
- ⑥ (倫理綱領の作成) 会員によるワーキングの組成準備に入り、具体案の検討を準備しております。

(4) (投資教育に関する国際機関との連携) 投資教育にかかわる国際的な推進機関である投資家教育国際フォーラム (International Forum for Investor Education (IFIE*)) への加盟が平成28年3月に開催された理事会で承認されました。当年度は正式メンバーとして平成28年6月にトルコのイスタンブールで開催されたIFIE-IOSCO Conferenceに専務理事、調査部長が参加しています。また、本年11月には同機関のアジア地区会議に参加を予定しています。

(※) 投資家教育国際フォーラム (International Forum of Investors Education : IFIE) 経済協力開発機構 (OECD) と証券監督者国際機構 (IOSCO) とともに、投資教育のグローバル・ネットワークを具体化する組織。設立時期：2005年、24メンバー

(資料66ページ、資料142ページ【別紙】24「投資家教育国際フォーラム (IFIE) の概要」参照)

22 (学術連携事業) (資料66ページ以下)

(1) (投資(家)行動の実証分析) 神戸大学岩壺健太郎教授との間で実施しているFX証拠金取引における強制ロスカット制度に関して、行動経済学的アプローチにより「FX証拠金取引におけるロスカット規制-気質効果とリスクテイク-」として研究成果が学会公表(平成27年11月)され、この研究成果により投資家像をより明確に捉え、投資教育事業に反映させたいと考えています。

(2) (FX取引における法的構造) FX取引の法的性格を含む、神作裕之東京大学大学院法学政治学研究科教授、弥永真生筑波大学ビジネスサイエンス系教授ほかのご指導により平成24年に取りまとめられた「外国為替証拠金取引におけるスリッページとレイテンシーの関係」について、異常相場時における価格配信態様や、ロスカット等の執行における最良執行の考え方の整理も進め、取りまとめる予定です。

(3) (学会発表) 平成28年5月開催の日本金融学会春季大会において、FX証拠金取引が国際金融パネルで「FX証拠金取引の実際と課題」として取り上げられました。学術連携でご指導いただいている神戸大学岩壺健太郎教授、また本協会より調査部長がパネラーとして参加いたしました。(詳細は同学会ホームページURL <http://jsmeweb.org/> をご参照ください。)

VI 行政庁・内外の自主規制機関等との関係 (資料67ページ以下)

23 (行政庁との意見交換) (資料67ページ)

(1) (行政庁との意見交換)

- ① (金融庁との意見交換会) 金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員と意見交換会を開催しており、平成28年度は、10月13日に第8回意見交換会を開催したところです。
- ② (パブリックコメントへの対応) 本協会では、平成28年度より、外国為替証拠金取引についての法人レバレッジ等に関する内閣府令、監督指針の改正についてのパブリックコメントが行われた際、本協会の所掌事項に関しての重要な制度改正に係るパブリックコメントについては協会が対応し、金融庁と会員との意見交換の一層の円滑化に資することとしています。

(2) (他の自主規制機関等との協調)

平成19年金融商品取引業協会懇談会中間論点整理に示されたところ等に従い、他の金融商品取引業協会等との連携協力の充実に努めています。

この点に関して、一般社団法人第二種金融商品取引業協会へ継続して参加しています。また、平成27年度より、公益財団法人日本証券経済研究所への助成を行うこととしました。

(資料144ページ【別紙】25「他の自主規制機関等との協調」参照)

(3) (その他)

- ① (仮想通貨関係) 仮想通貨に関する法律として、平成28年3月4日に「資金決済に関する法律の一部改正」が国会へ提出され、同年5月25日に成立しました。

本協会の業務との関係については、現行法の下では仮想通貨に関する取引は金融商品取引ではないところ等から、本協会に限らず、金商法上の認定金融商品取引業協会としての業務の対象とはなっていないと理解しています。

他方、投資者保護、投資者信頼を通じた健全な発展を期する本協会としては、これまでも他の要素から外国為替証拠金取引に及ぼされる影響等について関心を持って対応してきており、仮想通貨と通貨をペアーとする証拠金に係る取引等についても同様の事情にあると思量いたします。

また、ブロックチェーン技術をはじめ、大きな展開等が世上議論されていることは、電子技術が大変大きなウェイトをもつ分野を所掌する本協会として、将来的視点に立った関心を持って対応することが必要と思量しております。

本協会としましては、金融先物の所管とはなっていないことを考慮しつつ、仮想通貨に関する勉強会への参加など通じて情報収集を継続しています。(資料67ページ以下)

- ② (IFIAR関係) 各国・地域の監査監督当局間における協力・連携の場として発足した監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) 事務局が、平成28年に東京に設立されることが決定されました。これに伴い金融庁IFIAR常設事務局設立準備本部より、我が国におけるIFIAR事務局の活動のサポートや監査の品質に関する意識の向上を図るため、国内関係団体によるネットワーク構築を図るために設立される日本IFIARネットワーク (仮名称) のご紹介があり、本協会も設立メンバーとして参加をすることとなりました。なお、第一回の総会は12月に予定されております。(資料68ページ)

(平成28年度年央報告レジュメ別添資料)

別添資料・別添1、2は「平成28年度年央報告別紙資料」をご参照下さい。

【平成28年9月15日金融庁公表】

金融レポート抜粋（平成28年9月）平成27事務年度

p41

II. 金融行政の重点施策に関する進捗・評価

1. 金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保

(5) 証券会社等

② FX 業者の為替リスク管理

平成26事務年度の金融モニタリングレポートにおいて、FX 業者の為替リスク管理の高度化に向けて、潜在的に発生し得る相場変動リスクやカバー取引⁴²先の破綻等による影響を想定したストレステストの実施を促したことを踏まえ、平成27事務年度においては、金融先物取引業協会が中心となり、①未カバーポジションに対するリスク、②差入証拠金（未収金）の発生リスク、③カバー取引先の破綻リスクについて、共通のストレスシナリオを策定し、FX業者が同シナリオに基づくストレステストを実施するに至った⁴³。これにより、業界全体におけるリスク管理の重要性への認識向上が図られた。今後は、当局と同協会が連携しストレステストの結果の分析を進め、リスクの高い業者に対し、リスク低減に向けた対応を求めていくとともに、継続的なストレステストを通じた為替リスク管理の向上を図っていく。

42 カバー取引とは、FX 業者が、顧客との取引により発生し得る損失の減少を目的として、銀行等（カバー取引先）を相手方として行う取引をいう。

43 FX 業務を行う第一種金融商品取引業者等66 社のうち、より高度なストレステストを独自に実施している等の14 社を除く52 社が実施。

別添4 平成28年2月18日開催協会セミナー 講演資料抜粋
「最近の国際金融情勢」財務省国際局為替市場課長 柳瀬 護氏

最近の国際金融情勢

平成28年2月
財務省国際局

むすびに

- 2008年9月のリーマン・ショック以降、レバレッジ規制等、金融規制が世界的に強化される中で、金融機関がマーケットメイクを躊躇する恐れがあるのではないかなど、外国為替市場においても流動性の低下懸念が指摘されているところ。
- 東京外国為替市場については、市場により一層の厚みを持たせることが、市場の活性化や市場の安定に資するものであり、非常に重要な点と考えている。
- こうした観点から、貴協会におかれては、引き続き、東京市場の更なる拡充・地位向上に向けて大いに貢献いただくことを期待している。
- また、レバレッジ規制やロスカット規制といった各種規制を受けて、投資者保護の強化に向けた不断の取組を行っている点に加え、各種自主規制の取組(スリッページ対策の取引執行ルールや、スプレッド広告ルール等による不適切広告の排除)を高く評価しているところであり、今後とも積極的な取組をお願いしたい。



外国為替証拠金取引の現状と東京外国為替市場との関係

* 東京外国為替市場委員会との共同調査より要約

2016年11月14日

一般社団法人 金融先物取引業協会
調査部



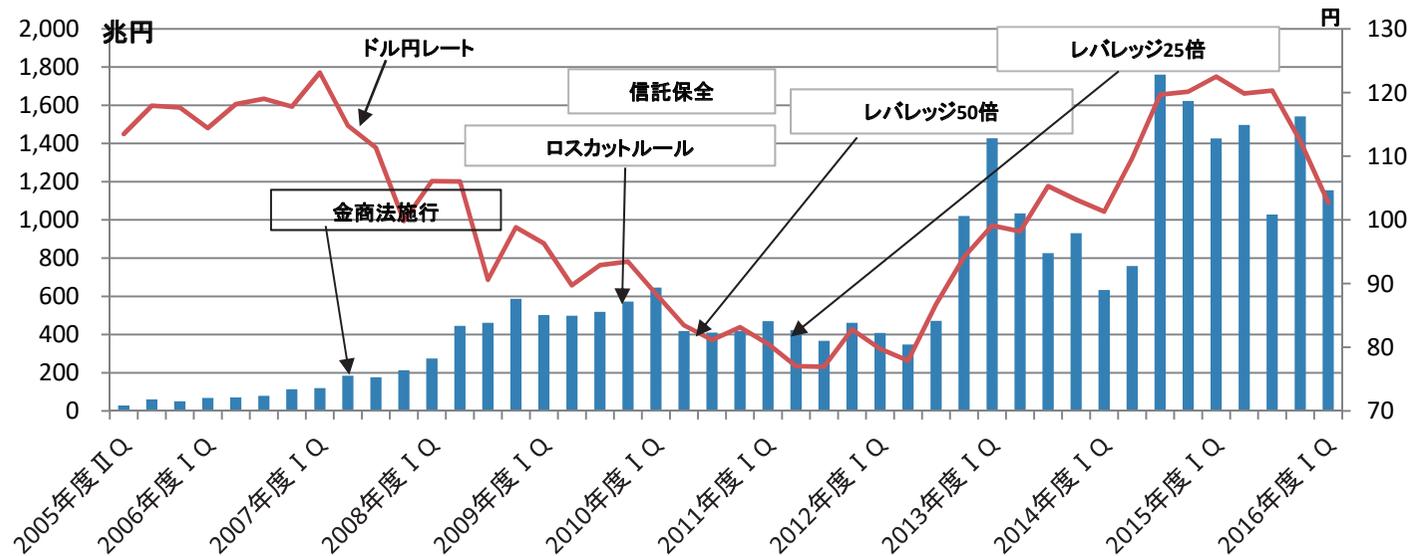
店頭FX証拠金取引四半期出来高推移

～自主規制開始時から現在まで～

1998年の外国為替管理法改正による外国為替取引の自由化とともに登場した。

2005年5月、金融先物取引法(以下、金先法)が改正され、金融庁の監督下に置かれることとなった。

図表3. 店頭FX証拠金取引の出来高推移と主な規制導入時期



出所: 金融先物取引業協会



外国為替証拠金取引の東京外国為替市場への影響

～東京外国為替市場委員会との定例共同調査結果より

図表1 カバー取引の状況

調査年月	店頭FX証拠金取引			③くりっく365 取引金額 兆円	還流総額=②+③ 兆円
	①取引金額 兆円	②カバー取引額 兆円	カバー率=②/① %		
2016年4月	407	168	41.3	2	171
2015年4月	453	181	40.1	3	185

出所 東京金融取引所、金融先物取引業協会

注1: 東京金融取引所が公表する月間取引数量に月末清算価格を乗じた値。(東京金融取引所のくりっく365を俯瞰すると、同取引は投資者とマーケットメイカーが相対する仕組みとなっており、店頭外国為替証拠金取引におけるカバー取引と同じ性質を有している。)

図表2 東京外為市場における店頭FX証拠金取引のカバー取引規模

調査年月	東京外為市場スポット取引額		②東京外為委員会報告 対象金融機関とのカバー 取引額 兆円	②/①×100 %
	①金融機関以外の国 内顧客 兆円	兆円		
2016年4月	264	59	79	133.9 ?
2015年4月	326	127	104	82.0

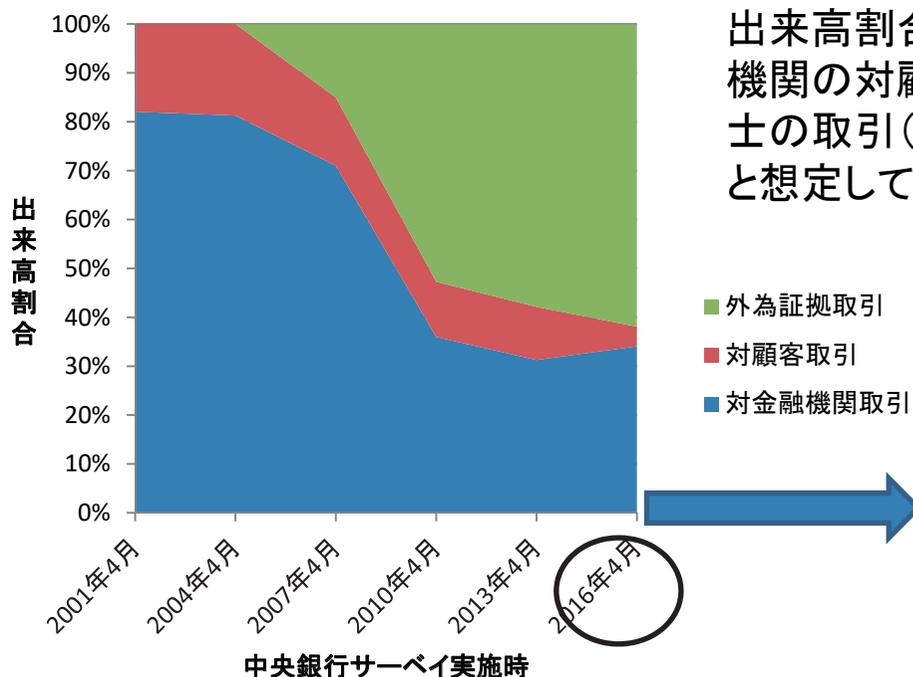
出所 東京外国為替市場委員会、金融先物取引業協会



東京外国為替市場の変遷 (BIS調査実施年比較)

FX証拠金取引は、本邦における外為取引の大きな特徴

図表3 東京外為市場における取引高割合



出来高割合は、FX証拠金取引(リテール)、金融機関の対顧客取引(非金融機関)、金融機関同士の取引(金融機関)の合算を『拡大外為市場』と想定して算出。

単位: 10億ドル()内は兆円

	2016年4月 (1\$ = 108.40)	
	全通貨(スポット)	店頭FXよりのカバー取引金額
東京市場(日銀集計)注	109.9 (15.3)	34.8 (3.8)
店頭FX証拠金取引 (FFAJ集計)	178.9 (19.4)	

注) 日銀集計は東京外国為替市場委員会調査より対象の金融機関が多いため数字が異なる

出所: 東京外為市場委員会取引高サーベイ、BISレポートを基に協作成



FX証拠金取引の外国為替市場への影響

～FX証拠金業者に供給される4系統・2種の性格が異なる流動性～

CLOB: Central Limit Order Book, いわゆる電子ブローキング・システム。「クロップ」

ESP: Executable Streaming Price, Bank Portalなどで配信されるプライス。「イーエスピー」

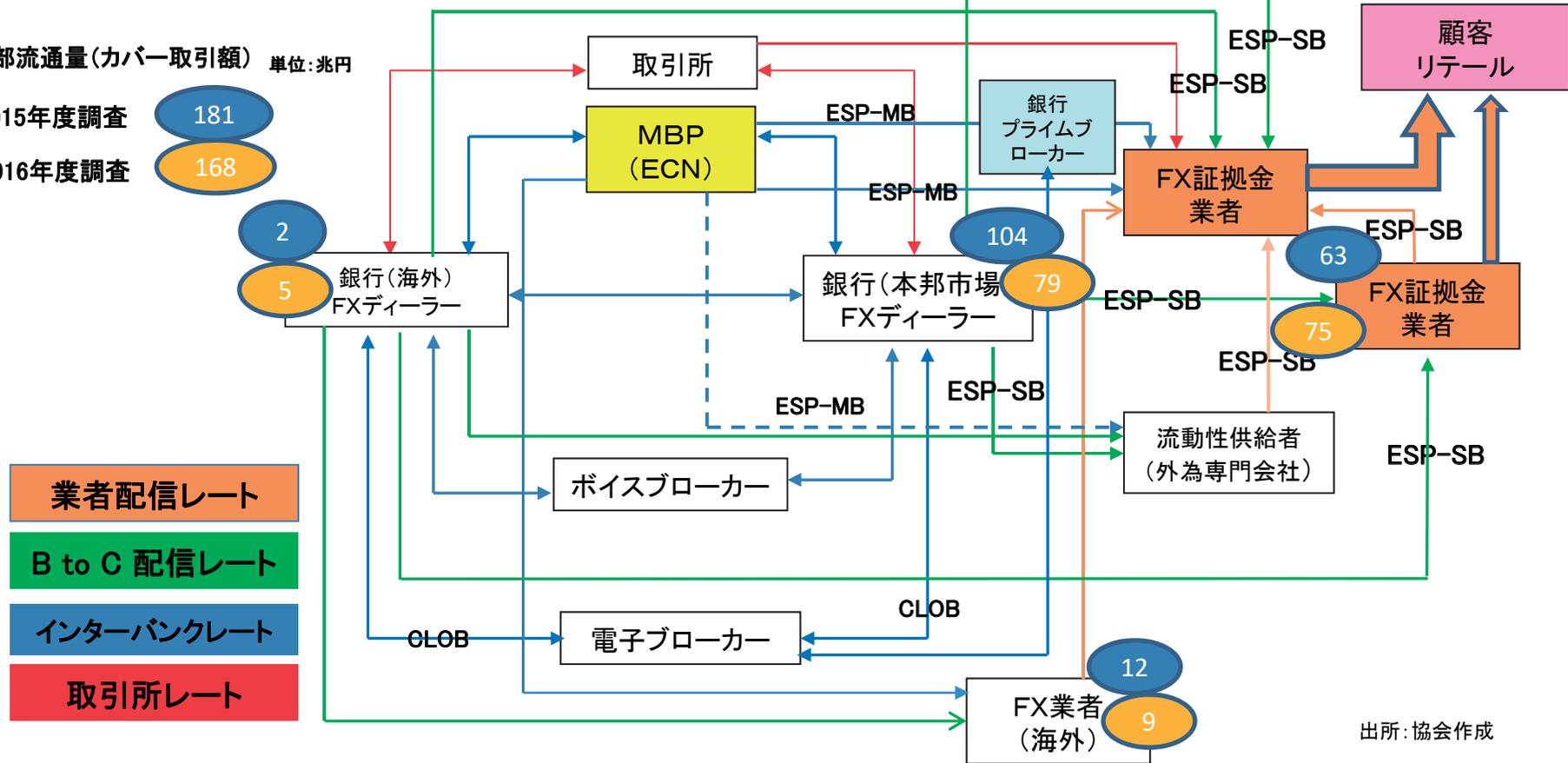
外部流通量(カバー取引額) 単位:兆円

2015年度調査

181

2016年度調査

168





Note:

外国為替市場における主な取引形態と価格

(1) インターバンク市場レート(インターバンクレート)

一般に『外国為替相場』と言われる取引価格の最も基礎をなす価格であり、最も信用リスクの低いカウンターパーティー同士が、各々の相場観、為替市場の変動状況にもとづき取引の発注(オーダー)ないしクオートをする価格である。仮に銀行間の取引であっても、カウンターパーティーの信用状況に差がある場合は、信用リスクプレミアムが価格に反映される場合がある。

(2) B to C カバー取引レート(B to C 配信レート)

(1)のインターバンク市場レートを参照し、価格配信先の信用リスクや、市場のボラティリティーから算出されたBid Offer Spread (以下、スプレッド)に基づき、更に相場観等が加味されて作成された価格。FX業者には通常この価格が配信される。

(3) 取引所レート

マーケットメイク方式の場合は、投資家が発注した注文を、取引所でマッチングさせるために、マーケットメーカーから配信された価格。マーケットメーカーは、取引所との契約に基づき価格を配信する一定の義務があるため、配信価格には一定の制約があり、信用力の高いカウンターパーティー同士の相対で価格が決まる(1)のインターバンク市場レートとは異なる。

(4) FX業者から一般投資家(顧客)へ配信される基本レート(業者配信レート)

(2)のB to Cカバー取引レートをもとに、各社で予め決められた方法により生成され、顧客に配信される価格。



Note:

電子取引プラットフォームにおける価格配信の違い ～二系統3分類に大別することが可能～

CLOB: Central Limit Order Book, (クロップ)

いわゆる電子ブローキング・システム。「クロップ」

《代表的なプラットフォーム》EBS, トムソン・ロイターデータマッチング

- ・付け合せ時にはカウンターパーティー名は匿名
- ・取引単位は比較的大きな金額(百万通貨単位が標準)であり参加者は大手金融機関がメインとなる。ただし、PB名義でヘッジファンドが取引に参加することも可能

ESP-MBP: Executable Streaming Price-Multi bank Portal, (イーエスピー)

ECNなどで配信されるプライス

《代表的なプラットフォーム》Currenex、Bloomberg Tradebook、Hotspot FX、360T、Fxall、Integral など

- ・基本的に、配信時、付け合せ時にカウンターパーティーを認識。ただし、一部のECNはダークプール機能を持ち、その中では匿名で取引を行う
- ・取引単位は比較的少額で、複数の金融機関やヘッジファンドが価格配信を行っている

ESP-SBP: Executable Streaming Price-Single Bank Portal, (イーエスピー)

Bank Portalなどで配信されるプライス

《代表的なプラットフォーム》アウトバーン(ドイツ銀行)、ボックス(バークレイズ)など

- ・2当事者間での契約に基づく価格配信。価格の設定、取引単位等の条件設定は柔軟に対応が可能



異常相場時における「* 拡大外為市場」の取引状況
2016年6月Brexitにおけるの市場取引状況
～2015年1月スイスフラン・ショックと比較して

* FX証拠金取引(リテール)、金融機関の対顧客取引(非金融機関)、金融機関同士の取引(金融機関)の合算を『拡大外為市場』と想定



2016年6月Brexitにおける市場取引状況（流動性等） ～2015年1月スイスフラン・ショックと比較して

インターバンク市場

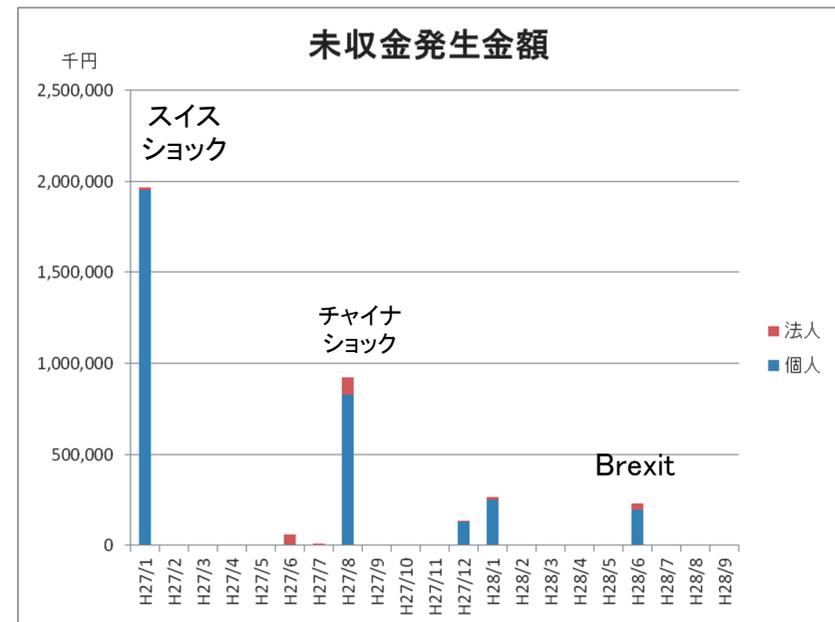
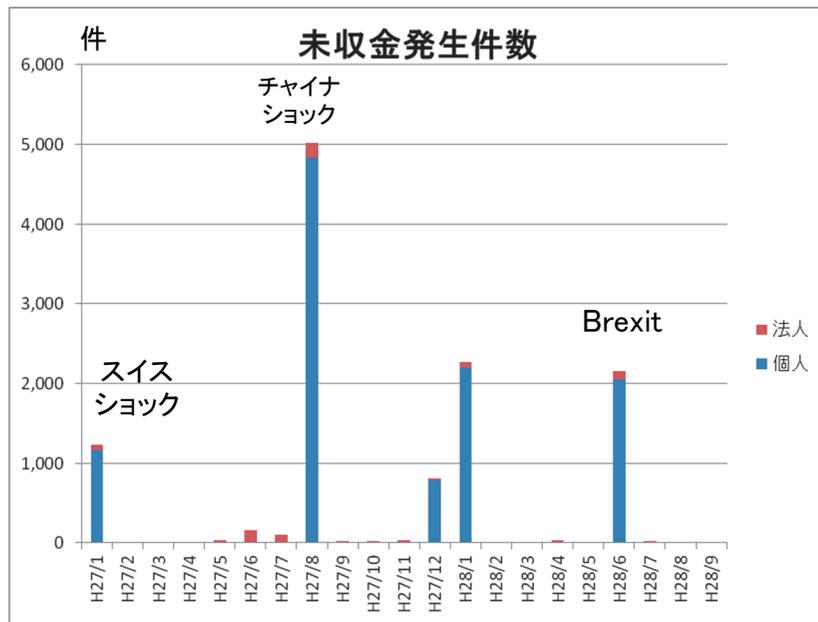
- ・概ね市場参加者（セルサイド）は、事前に対応を検討・準備。一部の銀行ではシナリオシミュレーションにより対応を練習（東京外為市場委員会E・コマース小委員会より）
- ・バイサイドに向け、取引条件の変更、ロスカット注文の取扱い変更等の注意喚起を実施（東京外為市場委員会E・コマース小委員会より）
- ・電子取引プラットフォームにおける取引状況は、「大相場であったが通常の取引が集中的に執行された」（電子取引プラットフォーム提供者）

FX証拠金取引市場

- ・リテール市場全体としては大きな混乱がなく取引を執行（リテール専門流動性供給会社）
- ・投資家への事前の注意喚起と、インターバンクセルサイドからの注意喚起を受けた各社の大相場対応により、概ね混乱なくリテール市場での取引は執行（東京外為市場委員会E・コマース小委員会より）
- ・スイスフランショックと比較して未収金の発生は抑制されていた。（協会）
* 次ページ資料をご参照ください



2016年6月Brexitにおける市場取引状況(未収金) ～2015年1月スイスフラン・ショックと比較して



・ 平成28年度年央報告

はじめに

平素、本協会への暖かい御指導を頂き、深く感謝申し上げます。

1. 既にご高承のところですが、本協会は平成元年に金融先物取引法により設立され、金利・通貨の上場先物取引その後、外国為替証拠金取引（以下、「FX取引」といいます。）、通貨オプション取引等について、店頭取引を含めて所管が拡大され（平成17年）、併せて、国から外務員登録事務の委任を受けました。その後、業務等の根拠規定の金融先物取引法から金融商品取引法への移行（平成19年9月）、法人格の民法法人から一般社団法人への移行（平成24年4月）、移行に伴う公益目的支出計画の完了（平成28年6月、内閣府公益認定等委員会へ申請）という経過をたどる過程で、「金融商品取引業協会懇談会中間論点整理」（平成19年6月）、「金融規制の質的向上について（ベター・レギュレーションへの取組み）」（同年7月）、「金融サービス業におけるプリンシプル」（平成20年4月）等の本協会の業務のあり方についての枠組みの変化、度重なる経済市場環境の変動が続く中で、商品別の認定金融商品取引業協会（自主規制団体）として活動を続けています。このような経過等から、業種業態横断的な会員構成となっており、協会の大きな特徴と考えられます。

上記の業務内容の拡大に対応して、平成21年度より24年度において、総会での審議を経て、協会事務局の体制整備が行われ、その成果を活かしつつ、適正かつ効率的な運営に努めるとともに、平成20年度以来ベター・サービスへの志向を基本的指針として、会員のご意見を踏まえた事務改善等の工夫努力を講じております。また、所管拡大等の経緯を踏まえつつ、パブリックコメント手続の導入、認定個人情報保護団体の認定取得等の整備

を進めてきています。

2. 平成28年度上半期においても、引き続き各般の努力が重ねられました。

(1) まず、前年度より濃密な作業を継続しているFX取引に係るリスク管理については、市場規模が拡大し、定着化が進むFX取引に対する、現在の位置づけに対応した新しい要請とみることができると考え、関係会員の皆様が新しい規制環境に円滑に対応できるよう、協会としても各般の努力を重ねています。平成28年度上半期においては、法人顧客についてのレバレッジ規制の導入についての内閣府令、監督指針の改正等が行われ、これへの対応をふくめて、自主規制規則等の広範な整備、法人レバレッジに関する想定リスク量についての協会における外注による計算と公表、ストレス・テストの実施方法の改善などについて、各般の努力を継続しています。

(2) ここ数年来取組んできた投資教育については、昨年度末にそれまでの検討結果をもとに多年度間の事業計画について理事会決定を頂き、本年度は、本協会としてはじめてとなる外部資金の導入を頂いて初年度事業に取組んでおり、現時点では、これまで取組んできた翻訳事業の最初の対象文献について作業が終了しているほか、広範な内容を持つ投資教育事業を事務局全体で推進していくための分担体制の構築を進め、具体的には、

事業全体を複数の分野にわけ、それぞれの分担を事務局横断的に作り、これまでの経験を活かしながら、後述の統括役制度による事務執行の適正性を確保しつつ、兼務による効率的な取組みを行っているところです。

なお、投資教育関係の国際フォーラムIFIEに参加し、上半期にはIOSCO-IFIE共催の国際投資フォーラムに参加したところです。

(3) また、監査及び処分に関する自主規制実施分野については、実地監査・モニタリングの体制の下

で、会員の負担を念頭に置いた監査手法の工夫を行いつつ、投資家保護、確認調査等による顧客資産保全などの一層の確保を図っています。これと並んで、平成23年度から着手している不服申立制度の創設を含む処分制度整備については、平成29年3月末を目途に規則等の新設及び改正に向けて準備が進められています。

(4) サイバーセキュリティに関しては、昨年度末に定めた枠組みによる会員への情報提供などの対応努力が進められており、また、協会事務局のセキュリティ、個人情報保護についても、平成20年度の緊急対策より費用対効果を検討しつつ、積極的に取り組んできたところです。

(5) また、国から委任を受けている外務員登録制度では、上半期に13,950件の登録等処理し、昨年度、会員のご要望に応じて改修した外務員登録制度の確認ページについて本格的な運用を行っています。会員のご協力を頂いている統計事務、学術連携等のその他各分野においても着実に業務を進めています。

(6) 次に、事務局の体制について、平成28年7月1日付で、従来の事務局長制に対して、統括役制度の導入を行いました。

① 具体的には、本協会事務局に、重要な使用人として統括役2人を置き、統括役のうち1人は統括役・事務局長として監査、処分業務以外の業務を統括し、他の統括役は統括役（監査部所掌）として監査、処分業務を統括することとしました。これと併せて対等な統括役制度において両統括役の間の共通事項・利害相反事項と考えられる人事、予算等の所定の事項等の管理調整、その枠組みの組み立て・実施という課題に対して、役員直属の常勤役付者の配置により対応することとしました。

② 昨年度における金融サービス業におけるプリンシプルと本協会との関係についての認識に基づく確認・自己点検等を踏まえつつ、業務部会

などでご検討を頂いてきたものです。

③ 一般社団法人への移行を完了した現時点において、ベター・サービスへの志向の下、適正性・効率性の強化を通じて、会員、関係方面、投資者の信頼の確保向上に努め、中立かつ公正な金融商品取引業協会としての業務を安定的に展開し、活力ある職場作りをすることが課題であり、これへの効率的かつ適正な対応が求められています。このような状況を背景に、対等な二人の統括役により、協会運営についての利益相反管理の観点からの説明可能性の維持向上等を図るとともに、投資教育等新しい事業展開において、これまでの協会運営の枠組みの経緯等を踏まえつつ、協会事業の適切な執行を行うことを目的としています。なお、この体制となっても、本協会の小規模性などの現状を踏まえ、従来から行っている職員の兼務等による効率化の継続・強化や人材の登用による活性化などの運営努力を引き続き行い、適切な運用により効果の発揮に努めたいと考えています。

発足当初の現時点においては、常勤役員を含めた部内の事務分掌や決裁制度等について、検証、フォローアップ作業を行っており、折からFXリスク見直し、投資教育についての分担制発足などが重なっていることも踏まえつつ、一兩年程度をかけて真に効果のある制度整備を目指します。

なお、統括役制度発足に伴い、既存の床面積の中で統括役室を整備するとともに、会議室の拡大を図るため、事務室の全面的な整理や役員室の面積減少を行いました。

(7) 財務面においては、現在、運用収入及び定額会費の減少、人件費の増加等の要因により構造的な収支不足が生じており、中長期的に財務均衡が必要とされる状況にあります。著しい変化が続く中において、認定金融商品取引業協会に向けられる諸要請に対応しつつ、収支均衡を図るという困難

な課題に対応するため、中長期的な財務試算により状況を会員の皆様と共有しつつ、毎年度の収支予算の編成においても、現時点で来年度におけるシステム更改等のための財源所要見込みに関して、費用対効果の考えに立って、他の事業の合理化や加入制度の見直しにより、適正性・効率性の確保増強を図りつつ、財源ねん出についての検討・準備を進めるなど、収支両面による努力を重ねています。

- (8) 最後になりましたが、この報告は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第91条第2項に規定する代表理事の職務執行報告として平成28年11月14日の第7回理事会に報告したものです。また、年次報告書は上半期末現在を基準とするものですが、出来るだけ直近の情報をお示しするため、一部平成28年度下半期に行われたこと等も盛り込んで作成されています。

第一部 概況

(一) 法人の基本的な性格等

本協会は、一般社団法人であり、また、金融商品取引法第78条の認定を受けた認定金融商品取引業協会（自主規制団体）です。

（平成元年創立以来の協会の系譜については、別紙1「金融先物取引業協会の系譜」参照）

1. 一般社団法人

本協会は、平成24年4月1日より「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）」第45条に基づき一般社団法人へ移行しました。この法人格移行に伴い、本協会の名称も「社団法人金融先物取引業協会」から、「一般社団法人金融先物取引業協会」に変更されました。また、税務上は非営利型一般社団法人です。

2. 認定金融商品取引業協会（自主規制団体）

- (1) 法人格移行に際しては、移行後も従前と同様に、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第78条に基づく認定金融商品取引業協会としての認定を受けています。（平成23年度事業報告書三、C、1、(5)「その他移行関連事項」参照）
- (2) 金融商品取引法の移行に際し、平成19年6月に金融商品取引業協会5団体等が参加した金融商品取引業協会懇談会で取りまとめられた「金融商品取引業協会のあり方について（中間論点整理）（平成19年6月22日新聞発表）^{*}」において、本協会は自主規制機能に特化していると述べられています。

^{*} 「金融商品取引業協会のあり方について（中間論点整理）平成19年6月22日金融商品取引業協会懇談会」（抜粋）

1. 自主規制の意義 （前略）

現在、金融先物取引業協会は自主規制機能に特化しているものの、他の協会はいずれも自主規制機能と業界団体機能の双方を有している。業界団体機能と自主規制機能との切り分けについては、日本証券業協会は自主規制部門と業界団体部門（証券戦略部門）を組織的に分断し、利益相反の発生防止に努めており、また、他の協会においても自主規制の制定に外部有識者の参加を確保するなど、自主規制機能の独立性の確保に努めている。

（後略）

なお、「金融商品取引業協会のあり方について 金融商品取引業協会懇談会」の名簿は別紙1「金融先物取引業協会の系譜」（参考）参照

3. 認定個人情報保護団体

- (1) 本協会は、平成26年8月1日付で金融庁長官から認定個人情報保護団体の認定を受け、会員における個人情報取扱いに関する一般投資者からの相談・苦情等の受付等の認定個人情報保護団体としての業務を行っています。

（注1）同時に「会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」、「個人情報の取扱いに係る苦情処理に関する規則」及び「個人情報の保護に関する指針」を施行（同年3月27日理事会決定）し、また、本協会総務部に「個人情報苦情相談室」を設置しました。

(2) 平成28年度上期における相談・苦情等の受付は1件でした。

(注2) 平成27年12月25日に「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」(平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号)が制定されたことを受け、特定個人情報の漏えい時には金融庁だけではなく個人情報保護委員会にも報告する旨、個人情報保護指針の一部を改正しました。

4. 国からの受任事務(外務員登録事務)

金融商品取引法第64条の7に基づき、国から外務員登録事務の委任を受けています。

5. 会員構成

本協会は、商品別に自主規制事業を運営しており、これに伴いその会員構成は、業種、業態を横断したものとなっています。

(二) 協会の概要

1. 本協会の目的

本協会は、会員の行う金融商品取引業(登録金融機関業務を含む。)の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的としています。(定款第3条)

2. 会員等の状況

平成28年9月30日現在、本協会の会員は142社、特別参加者は6社です。

会員等の状況については、「第五部、(一) 会員等の状況」をご参照下さい。

(1) 会員の状況

平成28年度上期の会員の異動は、入会1社、退会1社(事業の全部譲渡)がありました。

(2) 特別参加者の状況

平成28年度上期の特別参加者の異動はありませんでした。

(注) 特別参加者は、従来、金融機関、証券会社、金融商品取引業者、生命・損害保険会社で構成されてきましたが、平成24年度から、事業内容が本協会の所管する金融商品取引等に関係を持ち、金融先物取引等に関連する業務を行う法人で、本協会

の目的に合致する法人についても、その入会を認めることとしています。(平成24年11月22日第8回理事会決定)

特別参加者は、会員と同様にKinsaki-netの利用が可能であり、同システムを通じて本協会からの通知文書の受理、各委員会・部会等の開催状況等の情報収集及び報告書の提出をすることが出来ます。

3. 法人組織の状況

本協会では、総会、理事会のもとに、業務、自主規制、規律(第四部、(一)、2.、(1)規律委員会参照)の三委員会が設けられています。このうち、業務、自主規制委員会の下には、それぞれ部会が設けられています。また、自主規制施策を審議する組織として、業務部会及び自主規制部会の下に、外国為替証拠金取引(FX)幹事会、通貨オプション(COP)部会、個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会が設けられています。

(注) このほか、外国為替証拠金取引(FX)取扱い会員全社による、全体会合、セミナーを必要に応じ開催します。(第四部、(三)、2.、(1)FX幹事会、(ウ)参照)

4. 総会、理事会等の開催状況

(1) 総会、理事会等の開催状況

平成28年度上期における総会、理事会、委員会等の開催状況は、次のとおりです。

(ア) 総会 1回(通常総会)

(イ) 理事会 4回

(ウ) 業務委員会・部会 4回(業務委員会1回、業務部会3回)

(エ) 自主規制委員会・部会 2回(自主規制委員会1回・自主規制部会1回)

今般、一般社団法人移行の完了、統括役制度の発足等を契機とし、一層の法人運営の効率性・適正性の確保向上を図るに当たり、本協会の運営の開催についても、実際に招集された場で行われる検討の持つ厚み等を活かした審議をいただくことが必要と考えています。このような見地から、これまでの商品別の自主規制審議体組織の仕組みは維持するものの、自主規制部会、

同委員会の招集開催について、審議決定事項がない場合も含め、開催方式を工夫することにより、年二回程度招集開催することを検討しています。

(オ) 規律委員会 1回

(注) 審議内容等は別紙3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」とおりです。また、平成28年度の開催状況については別紙4「平成28年度会議日程（実績及び予定）」を参照ください。

(2) 総会、理事会等の運営に当たっては、一般社団法人として機関決定手続きの効率化、適正化に留意した運営に努めております。

(ア) 日程の早期確定（平成24年より）

(イ) 電話会議対応体制（平成25年5月理事会より）

(ウ) 総会運営の適正化のため、顧問弁護士の総会出席（平成25年度より）

(3) 金融庁との意見交換会の実施

金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員と意見交換会を開催しており、平成28年度は、10月13日に第8回意見交換会を開催したところです。

(三) 本協会所管金融商品取引の概況（平成28年4月より6月まで）

世界規模で行われている金融緩和に加え、英国によるEU離脱決議などの影響により、当会計期間中における金融先物取引に関し、通貨関連取引については、国内取引が減少し、海外取引所取引が増加しました。また、金利関連取引は国内取引所取引、海外取引所取引ともに減少しました。

平成28年4月より6月までの出来高は、店頭外国為替証拠金取引が平成27年度第4四半期比-25.0%の11,553,656億円、国内取引所外国為替証拠金取引が同-23.0%の11,667,128枚となり、国内取引所外国為替証拠金取引における出来高の円換算値は、同-28.3%の112,663億円となりました。外国為替証拠

金取引を除く通貨関連取引の出来高は、国内取引所取引の取引はなく、海外取引所先物取引が同+23.5%の56,969枚、海外取引所オプション取引が同+239.6%の6,350枚、店頭先物取引が同+24.1%の15,636億円、店頭オプション取引が同-5.7%の38,653億円となりました。金利関連取引の出来高は、国内取引所先物取引が同-38.9%の1,190,392枚、海外取引所先物取引が同-7.0%の4,627,323枚、海外取引所オプション取引が同-31.3%の655,828枚となりました。

平成28年6月末日の建玉残高は、店頭外国為替証拠金取引が平成27年度期末比-30.8%の39,660億円、国内取引所外国為替証拠金取引が同-26.0%の1,688,141枚となりました。

外国為替証拠金取引を除く通貨関連取引の建玉残高につきましては、国内取引所取引は残高がなく、海外取引所先物取引が同+3.5%の5,934枚、海外取引所オプション取引が+440.2%の4,700枚、店頭先物取引が+68.6%の9,700億円、店頭オプション取引が-14.4%の84,021億円となりました。金利関連取引の建玉残高は、国内取引所先物取引が同+12.1%の381,151枚、海外取引所先物取引が同-0.9%の3,294,488枚、海外取引所オプション取引が同+16.1%の586,850枚となりました。

外国為替証拠金取引における平成28年6月末日の顧客預託金及び取引実績口座数は、店頭取引が11,836億円及び747,554口座、国内取引所取引が4,395億円及び27,789口座となりました。

表 ー 本協会所管金融商品取引の出来高及び期末建玉等の推移*

出来高 地域別（国内、海外）

期 間	取引所取引				店頭取引（国内）	
	枚	国内		枚	億円	うちFX 億円
		枚	うちFX 枚			
当四半期	18,203,960	12,857,520	11,667,128	5,346,440	11,607,945	11,553,656
前四半期	23,071,333	17,092,792	15,144,600	5,978,541	15,467,276	15,413,681
増減（前期比）	-21.10%	-24.78%	-22.96%	-10.57%	-24.95%	-25.04%

出来高 商品タイプ別

市 場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	オプション	先物	オプション	先物	うちFX	オプション	先物	オプション
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	1,190,392	0	4,627,323	655,828	11,667,128	11,667,128	0	56,939	6,350
	1,948,192	0	4,975,917	954,648	15,144,600	15,144,600	0	46,106	1,870
	-38.90%	-	-7.01%	-31.30%	-22.96%	-22.96%	-	23.50%	239.57%
店 頭	億円	億円	/		億円	億円	億円	/	
	-	-			11,569,292	11,553,656	38,653		
	-	-			15,426,280	15,413,681	40,995		
	-	-			-25.00%	-25.04%	-5.71%		

上段：当四半期 中段：前四半期 下段：増減（前期比）

期末建玉 商品タイプ別

市 場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	オプション	先物	オプション	先物	うちFX	オプション	先物	オプション
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	381,151	0	3,294,488	586,850	1,688,141	1,688,141	0	5,934	4,700
	339,961	0	3,324,153	505,473	2,281,454	2,281,454	0	5,731	870
	12.12%	-	-0.89%	16.10%	-26.01%	-26.01%	-	3.54%	440.23%
店 頭	億円	億円	/		億円	億円	億円	/	
	-	-			49,360	39,660	84,021		
	-	-			63,088	57,333	98,192		
	-	-			-21.76%	-30.83%	-14.43%		

外国為替証拠金取引の概況

市場	期間	取引金額 億円	①期末建玉 億円	②期末顧客 預託金 億円	預託証拠金 倍率 = ① ÷ ② 倍	取引実施 口座数
取引所取引	当四半期	112,663	15,297	4,395	3.48	27,789
	前四半期	157,206	24,393	5,051	4.83	27,432
	増減(前期比)	-28.33%	-37.29%	-12.99%	-27.92%	1.30%
店頭取引	当四半期	11,553,656	39,660	11,836	3.35	747,554
	前四半期	15,413,681	57,333	12,747	4.50	747,367
	増減(前期比)	-25.04%	-30.83%	-7.15%	-25.50%	0.03%
合計	当四半期	11,666,320	54,957	16,231	3.39	775,343
	前四半期	15,570,888	81,726	17,799	4.59	774,799
	増減(前期比)	-25.08%	-32.75%	-8.81%	-26.26%	0.07%

* 金額は、いずれも、会員からの枚数又は通貨単位による出来高報告（四半期）数値を事務局において円換算した値であり、当四半期とは、取引金額は平成28年第1四半期（平成28年4月から6月）までの累計、建玉及び預託金は平成28年度第1四半期末（平成28年6月末）時点での値、実績口座数は平成28年第1四半期（平成28年4月から6月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数、前四半期とは、取引金額は平成27年第4四半期（平成28年1月から3月）までの累計、建玉及び預託金は平成27年度第4四半期末（平成28年3月末）時点での値、実績口座数は平成27年第4四半期（平成28年1月から3月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数にて記載しております。

第二部 事業計画の概要

平成28年度上期における本協会の事業計画の進捗状況は以下のとおりです。

(平成28年度における本協会の活動状況の詳細については、別紙5「一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況」参照)

平成28年度事業計画の進捗状況

平成28年度事業計画の概要			
平成28年度事業計画	内 容 (□:平成23年度新規事業の継続、△:平成24年度新規事業の継続、○:平成25年度新規事業の継続、◎:平成26年度新規事業の継続、☆:平成27年度新規事業の継続、新規:平成28年度新規事業)		進捗状況
1. 金融先物取引業務の適正化 〔会員の金融先物取引業務に関し、関係法令の遵守、業務内容の適正化その他投資者の保護を図るために必要な自主規制規則の制定、業務指導、内部管理責任者資格試験の実施〕	1.1	会員の金融先物取引業務に関する日常の指導・相談その他継続事業の実施	継続実施
	1.2	△ (1)自主規制規則関係アンケートの実施	下期実施予定
		◎ (2)パブリックコメントの実施	継続実施
	1.3	内部管理責任者資格試験制度の円滑・適切な実施	継続実施
	1.4	新規 投資教育事業計画推進 市場環境関連プロジェクトの運営	事務局内チームの編成
	定款第4条第1項 第1号、第2号、第9号		
2. 金融先物取引市場の調査、研究 〔内外金融先物市場に関する調査、研究及び統計資料の作成（主要市場出来高状況、上場商品、規制ルール、海外取引所の動向等）〕	2.1	金融先物取引に関する内外動向調査	
		(1)新制度及び新商品などの状況把握	継続実施
		○ (2)金融商品と当該商品規制との対応関係の整理（マッピング）	継続実施
		(3)規制環境の変化等に関する会員への情報発信	継続実施
	2.2	金融先物取引業に関わる各種統計情報の整備	継続実施（情報収集、集計、公表、保守点検作業等）
		☆ (1)統計情報報告システムの改良・データベースの改善	仕様設計、機材選定作業
		(2)自主規制向けモニタリングデータとの統合分析	適宜実施
		新規 (3)ビッグデータ解析環境の整備及び解析の実施	仕様設計、機材選定作業
2.3	新規 会員向け情報の拡充 海外フラッシュニュースの会員向け配信	ファイル設計	

平成28年度事業計画の概要				
平成28年度事業計画	内 容 (□:平成23年度新規事業の継続、△:平成24年度新規事業の継続、 ○:平成25年度新規事業の継続、◎:平成26年度新規事業の継続、 ☆:平成27年度新規事業の継続、新規:平成28年度新規事業)	進捗状況		
定款第4条第1項第2号	2.4	外部学術機関との連携		
		新規 (1)金融先物取引における諸課題の法的整理	検討項目の基データ整理中	
		○ (2)外国為替証拠金取引における投資者の行動分析	アンケート調査準備	
	2.5	◎ 投資教育事業計画推進 投資者教育プロジェクトの推進		
		☆ (1)海外文献の翻訳	第1冊は最終校正作業中	
		新規 (2)金融先物取引に関する教材開発及び学習機会の提供	事務局内チームの編成	
		新規 (3)投資者意識に関するアンケート調査の実施・分析	事務局内チームの編成 委託業者選定作業	
		□ (4)投資者属性と損益結果に関する調査の実施・分析	17年データ分析作業(中)	
	2.6	外部機関との連携		
		(1)海外関係団体との交流、情報交換の一層の強化	適宜実施	
		(2)外部統計機関(金融・資本市場統計整備連絡協議会など)、東京外国為替市場委員会及び日本銀行との連携	共同調査の実施(継続) 分科会への参加 会員とのミーティング仲介	
	3. 法令規則等の遵守状況の監査 〔会員の法令、自主規制規則等の 遵守に関する監査の実施〕	3.1	計画監査及びモニタリングによる規制環境変化、会員負担の合理化等の見地に立った監査の円滑・適切な実施	
			(1)モニタリングの充実と必要に応じたオンサイト対応	財務モニタリング特別調査(1社)
			○ (2)財務指標が一定の数値を割り込んでいる会員に対する調査の円滑・適切な実施	月次モニタリング及び随時ヒアリング(7社)
			(3)効率的な単独監査の実施	単独監査を実施(5社)
(4)取引所との合同監査の実施			合同監査を実施(4社)	
(5)効率とセキュリティに留意した報告データの活用と分析の高度化			適宜実施	
3.2		概況調査・確認調査の円滑・適切な実施	確認調査(5社)	
3.3	○ 仲介業務新規委託会員に対する調査の円滑・適切な実施	上期該当なし		

平成28年度事業計画の概要			
平成28年度事業計画	内 容 (□:平成23年度新規事業の継続、△:平成24年度新規事業の継続、 ○:平成25年度新規事業の継続、◎:平成26年度新規事業の継続、 ☆:平成27年度新規事業の継続、新規:平成28年度新規事業)		進捗状況
定款第4条第1項第3号	3.4	○ 個人向けバイナリーオプション取引会員に対する調査の円滑・適切な実施	新規参入希望会員の確認作業課題整理（進行中） 新規取扱会員に対する調査実施（2社）
4. 苦情・紛争の処理 〔会員の金融先物取引業務に関する投資者等からの苦情の解決及び紛争の解決のあつせん〕	4.1	証券・金融商品あつせん相談センターへの業務委託の円滑な実施と連携	各月実績確認、課題抽出（継続）
	4.2	□ 金融ADR制度への継続参加	継続実施
	4.3	◎ 認定個人情報保護団体としての会員の顧客からの個人情報取扱いに係る苦情・相談業務の適切な実施	継続実施
定款第4条第1項第4号、第5号、第6号			
5. 外務員の登録事務 〔金融庁長官から委任された外務員の登録の実施〕	5.1	外務員登録事務の円滑・適正な実施（外務員登録状況の確認の改善）	継続実施
	5.2	外務員資格試験の円滑・適切な実施	継続実施
	5.3	外務員更新研修の円滑・適切な実施	継続実施
定款第4条第1項第7号			
6. 広報、刊行物の発行 〔金融先物取引に関する知識の啓蒙、普及に資するための広報、刊行物の発行〕	6.1	刊行物発行事業の円滑・適正な実施（電子化等の実施に伴う刊行物体系の見直し）	メンテナンス準備
	6.2	Kinsaki-netを利用した適時・適切な情報発信の充実（会員向け）	継続実施
	6.3	一般向けWEBサイトを經由したデリバティブ投資知識の普及（一般向け）	法人顧客証拠金規制対応コンテンツ作成・掲載
	6.4	協会史編纂	継続実施
定款第4条第1項第8号			
7. 金融先物取引業務の改善合理化 〔会員の金融先物取引業務の改善合理化、その他金融先物取引業務の健全な発展に資するための企画立案の実施〕		投資者信頼の一層の強化を図るための効率的自主規制の実施	
	7.1	(1)金融商品別（FX幹事会等）施策の充実	FX取引における為替リスク想定比率の算出・公表の準備
		(2)チェックポイント方式等によるモニタリングの実施体制の整備	上期該当なし
		(3)その他環境の変化に対応する金融先物取引業務の改善合理化	上期該当なし
7.2	会員の事務負担合理化等の見地からのQ&A事業の推進と拡充（広告等に関するQ&A、既存Q&Aの改正）	上期該当なし	
定款第4条第1項第9号			
8. 教育、研修 〔会員の役員等に対する教育、研修の実施〕		規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施	
	8.1	(1)会員専用WEBサイト（Kinsaki-net）の充実等による規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施	継続実施
		□ (2) ITを活用した教育、研修の検討	事務局内チームの編成

平成28年度事業計画の概要			
平成28年度事業計画	内 容 (□:平成23年度新規事業の継続、△:平成24年度新規事業の継続、 ○:平成25年度新規事業の継続、◎:平成26年度新規事業の継続、 ☆:平成27年度新規事業の継続、新規:平成28年度新規事業)		進捗状況
定款第4条第1項第10号	新規	投資教育事業計画推進 プロフェッショナル教育プロジェクトの推進	事務局チームの編成 提携先機関等の調査
	8.2 新規	(1)職業倫理・行動規範の確立	事務局内チームの編成 ワーキング運営準備
	新規	(2)資格試験用教材開発及び学習環境の整備	事務局内チームの編成 事例調査
9. 会員相互間及び関係諸団体との 意思疎通、連絡調整の推進	9.1	会員と行政庁との意見交換・連絡調整等の実施	継続実施 定期会合準備
定款第4条第1項第11号、第12号	9.2	金融商品取引業協会、NFA等関係自主規制機関との意見交換・連絡調整の実施等	継続実施
	9.3	<input type="checkbox"/> 第二種金融商品取引業協会への協力	継続実施
	9.4	☆ 日本証券経済研究所への助成	4月実施
10. 法令に基づく主務大臣等への協力 定款第4条第1項第11号、第13号	10.1	連絡、協力事業の適切な実施	継続実施
11. 内外諸情勢の変化に即応した適 正かつ効率的な協会業務の推進	11.1	△ 一般社団法人としての着実な業務運営の実施	継続実施
	11.2	協会事務局体制の効率的整備	7月に統括役制度発足
	11.3	協会事務の合理化・適正化の推進	
		(1)協会セキュリティ・マネジメント体制の整備等	継続実施
		(2)出版等の更なる効率化の検討等	金融先物関係法規集WEB版の廃止検討
	11.4	○ 会員、外務員等の処分制度の見直し（定款・関係規程の改正等）	会員処分制度の見直し（定款・関係規程の改正等）について平成28年6月開催の規律委員会にて審議
	11.5	△ 処分手続きの見直し等に伴う関連体制の検討	不服審査会の設置について平成28年6月開催の規律委員会にて審議
	11.6	△ 金融商品仲介業に関する規則に伴う業務の適切な実施	継続実施
11.7	新規 サイバーセキュリティへの取組み	当面の対応方針「サイバーセキュリティへの取組みの件」（平成28年3月理事会報告）	
定款第4条第1項第14号	11.8	協会役職員に対する教育、研修（監視委員会主催研修への参加、監査法人主催研修参加、職員資格取得支援等）の実施	継続実施

第三部 法人管理関係

(一) 事務局の概要

1. 組織・人員

(1) 組織・人員

本協会は、協会事務局の業務運営体制の強化等を目的として、平成28年7月に従来の事務局長制から統括役制に組織改正が行われ、統括役2人の下、4部（総務、業務、監査、調査）体制としています。

職員数（平成28年9月末現在）は、21人（うちパート2人）です。

（別紙2「一般社団法人金融先物取引業協会組織図」参照）

(参考) 事務局人員の推移

- ・平成21年6月総会において、規制環境変化等に対応するため、平成22年度までに対平成20年度末（14人）比11人増員を計画。
- ・その後、事務量見直しに基づく計画見直しをしつつ、計画期間を当初の2年から4年に延伸し、平成24年度にほぼ一巡。
- ・体制整備の成果は、モニタリング組織等、各部で効果。

(2) 金融庁証券取引等監視委員会出向

平成25年7月より、監査部に所属していた職員1人が任期付職員として証券取引等監視委員会に出向しています。

(3) 平成28年7月からの業務運営体制

平成28年7月からの本協会の業務運営体制は、本協会事務局に、統括役2人を置き重要な使用人とし、統括役のうち1人は統括役・事務局長として、監査、処分業務以外の業務を統括します。他の統括役は統括役（監査部所掌）として、監査、処分業務を統括することとなりました。

また、対等な統括役体制の下での統括役間の共通事項等の調整等を行う役員付を発令しています。

この体制は、一般社団法人への移行を完了した本協会の運営において、適正性・効率性・ベター・サービスの確保向上を通じて、法人活動を安定的に展開し、活力ある職場作りを狙いとするものであり、対等な二人の統括役により、協会運営についての利

益相反管理の観点からの説明可能性の維持向上を図るとともに、投資教育等新しい事業展開において協会事業の適切な執行を行うことを目的としています。

なお、この体制となっても、本協会の小規模性などの現状を踏まえ、従来から行っている職員の兼務等による効率化の継続・強化や人材の登用による活性化などの運営努力を引き続き行い、適切な運用により効果の発揮に努めたいと考えています。

新しい体制への移行に当たっては、会員・職員はじめ関係者の理解が何よりも重要であることから、移行に伴い生ずる諸事態等について、細心、かつ、柔軟に情報共有・検討・対応を進めて参りたいと考えています。

2. 機構

(1) 統括役代行の設置

事務局の組織及び事務分掌等規程の改正（平成28年5月16日第1回理事会決定、平成28年7月1日施行）に伴い、平成28年7月1日付けで、総務部長が両統括役代行に発令されました。

(2) 連絡調整会議等

(ア) 連絡調整会議

平成22年度から引き続き、適時的確な業務運営を行う見地から、専務理事、統括役、部長、BCP担当者、システム担当者をメンバーとする連絡調整会議を週2回開催しています。

また、自主規制施策についての検討を行うため、随時、企画会議を開催することとしています。

(イ) 月例調整会議

また、平成28年7月からは、統括役制度導入後の情報共有促進を目的とし、各部に周知すべき事項、日程調整、検討すべき課題等を協議する場として、管理職職員をメンバーとする、月次調整会議を月1回開催することとしました。

(3) 認定個人情報保護団体の認定に伴う個人情報苦情相談室の設置

本協会は、平成26年8月1日付で金融庁長官から認

定個人情報保護団体の認定を受け、同日付で、本協会総務部に「個人情報苦情相談室」を設置し、会員における個人情報取扱いに関する一般投資者からの相談・苦情等を受け付けるなど、認定個人情報保護団体としての業務を行っています。

平成28年度上期における相談・苦情等の受付は1件でした。

(4) 文書担当の設置

平成26年7月に総務部に文書担当を設置し、本協会が外部に発出する対外的な文書について、リーガルチェックの必要性や外部に発信する文書としての要件を具足しているかの審査・検討等を行っています。

3. 所在地

(1) 主たる事務所

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町1-3

NBF小川町ビルディング

代表TEL (03) 5280-0881

各部代表TEL 総務部 (03) 5280-0881、0889

業務部 (03) 5280-0882

調査部 (03) 5280-0884

監査部 (03) 5280-0883

FAX (03) 5280-0895

URL <http://www.ffaj.or.jp/>

<http://www.ffaj.or.jp/en/>

(2) 支部

支部は置かれていません。

(二) 災害対策関係、事業継続計画等

1. 本協会の事業継続計画

(1) 本協会の事業継続計画（BCP）については、平成23年3月に自然災害を対象とした「災害対策要綱」を策定し、その後、平成25年度において、自然災害だけでなく、新たに大規模停電などの社会インフラの機能停止や、通信障害、反社会的勢力

の介入など、協会に非常事態が発生した場合の対応を含める拡充を行い、これを事業継続計画及び同業務マニュアルとして制定し、平成26年3月7日より運用を開始しています。

(2) 平成28年度上期における対応状況は、以下のとおりです。

(ア) 本協会の事業継続計画に定める非常時対策本部の設置はありませんでした。

(イ) 訓練については、平成28年3月に、本協会が入居しているビルの管理会社が実施する消防訓練に合わせ、本協会の事業継続計画に基づいた非常時対策本部を設置し、役職員の避難及び当該本部の運用フロー等を確認する訓練を実施しました。

2. 節電対策

東日本大震災が発生した平成23年の夏には、電力供給量が電力需要に対して大幅に不足する事態が見込まれたことから、金融庁より、本協会のみならず所属している会員（金融商品取引業者で、日本証券業協会に所属していない会員）に対し、最大瞬間使用電力の調査依頼、及び夏季の節電計画の提出依頼がありました。本協会は、これらの会員の窓口となり、当局との連絡に当たりました。本協会においても同様に節電計画の提出等を行い、それに基づき節電を実施いたしました。

平成28年度の夏季においては、当局から、今夏の省エネルギー対策への協力要請があり、会員へ周知するとともに、本協会においても前年度に続き定着している節電の取組みを継続しています。

(三) 事務局における個人情報の取扱い

1. 個人情報の取扱いに係る点検

(1) 本協会では内部規定（「個人データ取扱状況の点検・監査規程（平成26年3月19日事務局決定）」）に基づき、四半期に一度、各部において個人情報の取扱いに係る点検を行っています。

(2) 年に一度、本協会事務局における個人情報の取扱いに係る監査を受けており、平成28年度は下期に外部のセキュリティコンサルティング会社による監査を受ける予定です。

2. 個人情報保護研修

個人情報保護研修については下記(四)職員資質向上をご参照下さい。

(四) 職員資質向上

体制整備を活かしたベター・サービスへの志向と、職員資質の向上は不即不離であるとの認識から、協会役職員の専門的知識・技能を向上するための研修に努めています。

平成28年度においては、次のとおり実施する予定です。

1. 「業務上必要な職員の研修等に関する基準(平成9年6月16日事務局決定)」による研修(本年度予定)

- (1) 公認内部監査人(CIA)資格取得講座 監査部職員等4名
- (2) 公認情報システム監査人(CISA)資格取得講座 監査部職員3名

2. 外部講師による研修等参加

セキュリティ・コンサルタントによる定期の個人情報保護研修を実施予定(平成20年度から「個人情報安全管理規程」第4条に基づく研修として実施)。

3. 証券取引等監視委員会事務局主催の証券検査実務研修(平成22年度より実施)

4. 米国CFTC主催の国際規制関係者研修(平成24年度より実施)

5. IOSCO-AMCC主催のトレーニングセミナー参加(平成26年度より実施)

(五) 財務の概況と課題

1. 財務の状況(平成28年度上期)

(1) 平成28年度収支予算書(収支計算書ベース)による事業活動収支の部の予算執行状況について

(注) 事業活動収支は、主として、協会の自主規制事業及び法人管理に係る経常的な収支です。

(ア) 事業活動収入

平成28年度上期の事業活動収入の実績は、会費収入236百万円、事業収入15百万円等、合計253百万円となっています。

上記の平成28年度当初予算に対する進捗率は、会費収入99%(平成27年度上期97%)、事業収入54%(平成27年度上期54%)、事業活動収入計87%(平成27年度上期88%)となっています。

① 会費収入は収入総額の93%を占めており、本協会の収入構造の特徴となっています。

② 事業収入のうち受験料収入については、平成28年度当初予算17百万円(受験者数2,100人)に対し、平成28年度上期実績8百万円(受験者数929人)となり、その進捗率は47%(平成27年度上期42%)となっています。

(イ) 事業活動支出

平成28年度上期の事業活動支出の実績は、事業費支出134百万円、管理費支出18百万円、合計151百万円となっています。

上記の平成28年度当初予算に対する進捗率は、事業費支出及び管理費支出において以下のとおりとなり、その結果、事業活動支出全体の進捗率は40%となっています(平成27年度上期42%)。

① 事業費支出

調査・研究費支出における監査費用の未執行、投資教育事業の未執行(下期実施予定)、業務資料発行費支出における法規集作成未執行(下期実施予定)、広報・研修試験費支出における会員セミナーの未執行(下期実施予定)、内部管理責任者資格試験受験者数の減等の要因により、事業費支出の進捗率は41%(平成27年度上

期43%)となっています。

② 管理費支出

総会・委員会費支出における規律委員会開催の減、その他事務管理費支出における会計監査報酬未執行(12、3月実施予定)、未払い消費税等未計上(3月計上予定)等の要因により、管理費支出の進捗率は39%(平成27年度上期40%)となっています。

(別紙6「平成28年度予算書(収支計算書ベース)による事業活動収支の部の予算執行状況」参照)

(2) 公益目的支出計画実施報告

本協会は、一般社団法人への移行法人として、平成24年から4年間に渡り公益目的支出計画^(注1)を実施していましたが、平成27年度をもって平成24年4月に確定した公益目的財産額1,004百万円のすべてを公益目的のために支出したことにより、「公益目的支出計画」の実施を完了し、平成28年6月20日開催の通常総会において承認された平成27年度に係る「公益目的支出計画の実施報告書等」及び「公益目的支出計画実施完了確認請求書^(注2)」を内閣府公益認定等委員会に提出しました。(別紙7「公益目的支出計画の実施状況」参照)

(注1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」といいます。)第127条第3項

(注2) 「公益目的支出計画実施完了確認請求書」は、公益目的支出計画を完了した一般社団法人が内閣府公益認定等委員会に対しその実施が完了したことの確認を求めるものです。(整備法第124条)

(3) その他

(ア) 平成27年度事業報告及び決算

定款第45条の規定により、本協会の事業報告及び決算は、総会に提出しその承認を受けなければならないとされています。

平成27年度事業報告及び決算については、平成28年6月20日開催第27回通常総会において、いずれも原案のとおり可決承認され、同日付で金融庁に報告(平成10年6月8日蔵銀1445号)を行いました。

2. 中長期的な財務均衡の必要性

(1) 中長期的な収支均衡の取組み

現在、本協会は法人全体としてみると収入不足を生じています。自主規制団体として、安定的な業務運営のためには、この収支差を解消し、財務を均衡させることが必要であることは論を俟たないところです。

このような収支不均衡が生じた主な原因は、平成21年度以来の体制整備のための増員による人件費の増及び平成5年度以来保有してきた20年国債償還対策のための運用替による利子収入の減、平成21年度以来の会員数の減少による定額会費収入の減等と考えられます。

このような状況に対処するため、

- ① 収支差の原因が長期的・構造的な要因であること、
- ② これまでは公益目的支出計画による旧公益法人の内部留保等の取崩し充当が行われていたこと、
- ③ 収支両面にわたって急激な変化が困難と考えられること、
- ④ 収支予算・会費水準・内部留保水準の各要素が整合的に検討されるべきこと等

から、毎年度の予算編成において、一定の仮定を置いた上で、将来にわたる中長期的な財務状況の試算を行い、これを会員にお示しして、中長期的な財務均衡の視点に立った検討を頂くこととしています。

(注1) (これまでの経緯)

このような取組みは、一般社団法人への移行に際して始めたものですが、平成24年度において平成21年度からの協会の体制整備がほぼ一巡したことを受け、平成25年度予算編成より、予算を同年度の水準のまま据え置くことと仮定し、平成35年度までの中長期的な収支の状況を「平成35年度までの試算」として作成し、財務の中長期的な視野での位置づけをみつつ、一定の仮定によりつつ中長期的な財務均衡の姿を検討していくこととし、この作業を、以降の年度においてもローリングしているものです。

(注2) (試算の期間)

試算の期間等については、一般社団法人化移行の際に、約8億円に達していた内部留保(特定資

産のうちの「過剰金積立資金」及び「自主規制事業実施積立資金」の合計)について、適正な規模まで取り崩しつつ、単年度の収支差損に充当していくということについて説明させて頂いたこと、内部留保の水準は一定期間を経過しつつ判断されるべきと考えられたこと、急激な会費の引上げ等は困難と考えられたこと等により、平成35年度までという期間における試算を行うこととしています。

(2) 平成35年度までの試算

(ア) 「平成35年度までの試算(平成28年度予算ベース) 現行ベース(平成27年度決算織込み済み)」

① 試算の前提等

(i) 「平成35年度までの試算(平成28年度予算ベース) 現行ベース(平成27年度決算織込み済み)」では、収支両面において、収支改善のための施策を講じないと仮定した場合の、平成28年度当初予算ベースによる平成35年度までの各年度の法人全体の収支差、内部留保等の試算により、協会財務の現状を示すものです。

(ii) 支出については、原則として、平成28年度予算の水準に据え置くこととし(ただし、システム開発費は平成29年度以降500万円(自主規制事業会計の支出とする。)、予備費の支出を除く。)、既に決まっている厚生年金関係の経費見通しを織り込んだほかは、平成31年10月以降の消費税増税を加味し試算しています。

(iii) 収入については、事業収入のうち受験料収入について、平成31年10月以降の消費税増税を加味した以外は、平成28年度予算と同額として試算しています。

② 試算の分析

(i) 「収入 事業活動収入(第14行)」から「支出 実施事業支出(第8行)」を差し引いた「収支差額(第25行)」は、約110百万円の収入不足で推移しています。

(ii) これを反映して、「内部留保額(第31行)」

は、平成33年度には、収支差に充当するための内部留保(積立資金)残高は収入不足を補えない水準となり、業務運営上の支障が想定されます。

(iii) 従って、平成32年度までに何らかの対応が必要になると考えられます。

(注) 上表での内部留保は、特定資産のうちの「過剰金積立資金」及び「自主規制事業実施積立資金」の合計とし、固定資産を除外しています。(第35行目参照)

(イ) 「平成35年度までの試算(平成28年度予算ベース)見直し案(平成27年度決算織込み済み)」

① 試算の前提等

(i) 「平成35年度までの試算(平成28年度予算ベース) 見直し案(平成27年度決算織込み済み)」では、平成30年代半ばに収支相償するように、支出削減及び収入増の収支両面で一定の施策をとる場合の仮定計算をしたものです。具体的には、現行ベースに対して、収入支出両面で次のような施策を行うことを仮定しています。

(ii) 支出については、うち内部資金対応事業費(第9行目)を平成29年度以降毎年230万円の削減を仮定しています。

(iii) 収入については、

a 定額会費収入(第20行目)を、平成29年度に現在年額55万円から5万円引き上げ(増額約7百万円)60万円と仮置きし、35年度に再度5万円の引き上げを仮置きして計算しています。

b 比例会費収入(第22行目)について段階的増額を行い、平成25年度の10百万円の増額を含めて、平成35年度までの間に合計で99百万円増額することを仮定しています。

(参考) 定額会費収入の最近のピークは、平成21年度で111百万円、その当時の会員数は、20年度末の199社。(平成28年4月1日現在の会員数 142社)

② 試算の分析

この前提の下での試算の結果は、平成35年度における「収支差額（第29行目）」は0円、「内部留保額（第36行目）」は、176百万円と試算され、収支均衡が達成可能な状況が示されています。

他方、内部留保の水準については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第16条で一年分の事業費が目安とされており、この基準によれば、同年度の内部留保は、自主規制事業支出に対しては不足となっています。ただ、当法人は一般社団法人ですので、この基準の直接の適用はありません。このような点から、本協会の内部留保の水準は、事業の安定的な執行等の観点から、その時々を検討を行っていくべきものと考えています。

(3) 試算の性格等

これらの試算は、あくまでも、一定の条件の下での仮定計算であり、将来の会費負担について、現時点で、何らの決定を行うものではありません。今後、財務均衡を進めていく上では、収支両面で、環境変化に対応、一層の支出削減努力の継続、会費引き上げの検討、会費以外の収入についての検討、内部留保額の水準の検討等を踏まえ、将来の展望の下での協会の財務状況の認識に立って、ご審議を頂くべきものと考えています。

次々年度以降の予算編成に当たっても、このような考え方から、試算のローリング作業を継続し、将来の方向性をお示しつつ、毎年度の予算編成、中長期的な財務均衡を図っていくこととしていますので、今後ともご理解ご支援のほどをお願いいたします。

(参照)

- ・ 別紙8-1「平成35年度までの試算（平成28年度予算ベース）現行ベース（平成27年度決算織込み済み）」
- ・ 別紙8-2「平成35年度までの試算（平成28年

度予算ベース）見直し案（平成27年度決算織込み済み）」

- ・ 別紙9「これまでにおける経費削減等の主なもの」

3. 資産管理運用規程第5条に基づく資産管理運用報告

(1) 位置づけ

資産管理運用状況については、協会規則「資産管理運用規程（平成24年3月14日理事会決定、平成24年4月1日施行）」第5条により、管理運用の経過及び結果について少なくとも年1回理事会に報告することとされています。

平成28年度上期においては、平成28年5月16日開催の第1回理事会において、平成27年度の状況について報告しています。

(2) 資産管理運用状況

(ア) 資産運用方針

本協会の資産管理運用については、安全かつ確実な方法及び流動性を確保した上で効率的な運用を行うことにより、自主規制事業等の安定的及び積極的な遂行を行うことを基本方針としています（資産管理運用規程第2条）。

このうち、特定資産については、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めることとされています（資産管理運用規程第3条）。

これに基づき、特定資産である各資産の性格に応じて運用をすることとし、そのうち預り預託金について、預託金返還に対応する流動性を確保^(注)した上で、国債を中心に長期運用を行っています。

(注) 流動性の確保所要額は、預り預託金の返還を考慮して、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員25社が一度に退会した場合に必要な預託金返還のための想定資金所要額425百万円以上を確保することとし、これまで、預り預託金充当資産から上記による流動性資産として確保する金額を控除した部分について、長期運用が可能な額と考え、金利動向等を考慮しつつ長期国債への運用を行ってきました。

(イ) 平成28年度上期における預り預託金充当資産の運用

- ① 平成28年度期首における預り預託金充当資産残高は1,357百万円であり、このうち597百万円は長期国債による長期運用を行い、その他760百万円は流動性預金等で保有しています。

この流動性預金等で保有している760百万円のうち、流動性確保所要額^(注)425百万円を除いた335百万円が、平成28年度運用可能額となります。

(i) 長期運用の内訳

(a) 第62回利付国庫債券 497百万円(額面5億円、平成35年6月20日償還、利回り0.8%(課税後0.67%)、平成24年度運用)

(b) 第329回利付国庫債券、100百万円(額面1億円、平成35年6月20日償還、利回り0.8%(課税後0.67%)、平成25年度運用)

(ii) 流動性預金等の運用対象には、具体的には、普通預金、MMF、1年未満の定期預金等が含まれています。

② 平成28年度上期の運用状況

平成28年度運用可能額335百万円は、平成27年度末において以下の流動性預金等で保有しています。

(i) 普通預金(三井住友銀行) 64百万円

(ii) 定期預金(三井住友銀行)

(6ヶ月定期6、12月) 50百万円

(大和ネクスト銀行)

(6ヶ月定期2、8月) 100百万円

(iii) MMF(大和証券)

31百万円(平成28年10月末償還)

(iv) FFF(大和証券)

90百万円(平成28年6月末償還)

今般、MMF、FFFについて、運用先から、「平成28年2月に、マイナス金利政策が導入されたことから、安定した収益の確保をめざすとす

基本方針に則った運用の継続が困難な状況にあるため、約款の規定に基づき繰上償還を行う。」旨の通知を受けたことから、以下の保有資産について資金使途別(預り預託金及び積立資金)によるリスク分散を考慮し運用先について以下のように事務局において決定しました。

今回の資産運用の経緯については、資産管理運用規程に基づき、11月14日開催の理事会に報告します。

(i) 平成28年6月末償還となるFFF(90百万円)は、みずほ銀行に口座を開設し普通預金へ預入する。(実施時期 平成28年9月)

(ii) 平成28年10月償還となるMMF(31百万円)は、上記の普通預金へ預入する。(実施時期 平成28年11月中)

(iii) 普通預金、定期預金(合計残高214百万円)は、平成27年度末の状況を継続する。

また、流動性確保所要額425百万円として保有しているFFFについても同じく繰上償還がなされることから、大和ネクスト銀行(定期預金1か月(平成28年6月30日から7月31日)、その後普通預金)へ預入することとしました。

(ウ) その他の特定資産

預り預託金充当資産以外の特定資産^(注)については、資産の性格に鑑みて、流動性預金等により運用しています。

(注) 預り預託金充当資産以外の特定資産には、過剰金積立資金、自主規制事業実施積立資金、役員退職慰労引当資産及び退職給付引当資産があり、平成27年度末における総額699百万円を普通預金、MMFにより運用しています。

これについても、MMF及びFFFの繰上償還後、資金使途別によるリスク分散を考慮し運用先を以下のように決定しました。

(i) 過剰金積立資金及び自主規制事業実施積立資金については、MMF、FFFの償還後、三菱東京UFJ銀行に口座を開設し普通預金へ預入する。(実施時期FFF運用分 平成28年9

月、MMF運用分 平成28年11月中)

- (ii) 役員退職慰労引当資産及び退職給付引当資産については、MMFの償還後、三井住友銀行の普通預金へ預入する。(実施時期 平成28年11月中)

(3) 運用収入

平成28年度上期における特定資産利息収入は1百万円(当初予算4百万円)です。

なお、特定資産9月末残高に対する決算見込み利回りは0.183%となると見込んでいます。

(別紙10「平成28年度上期資産管理運用状況報告」参照)

4. 監査法人による監査等

(1) 平成28年度における監査契約

本協会は、一般法人法上の規定における大規模法人(最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が、200億円以上である一般社団法人又は一般財団法人をいいます。)には該当しないため、会計監査人の設置義務はなく(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第62条、第68条、第107条)、また、会計監査人による会計監査を受ける必要はありませんが、財務運営の適正性の観点から、監査法人と監査契約等を結び、財務諸表等(正味財産増減計算書、貸借対照表、附属明細書及び財務諸表に対する注記)及び収支計算書等(収支計算書及び収支計算書に対する注記、財産目録)の会計監査を受けています。

平成28年度においても、新日本有限責任監査法人と監査契約等を締結し、財務諸表等及び収支計算書等の会計監査を受けることとしています。

また、平成28年度より、公益目的支出計画の完了に伴い移行法人でない一般社団法人となったことから、貸借対照表及び正味財産増減計算書の「内訳表」については、公益法人会計基準及びその運用指針に照らして作成義務がないため、財務諸表等に係る監査契約からは除かれることとなりました。

(2) 平成27年度における監査契約及び監査報告

平成27年度において新日本有限責任監査法人と締結した監査契約により、以下の監査報告書を受けています。

(ア) 財務諸表等に対する「独立監査人の監査報告書」

一般法人法第123条及び定款第45条に規定する一般社団法人が作成すべき財務諸表(正味財産増減計算書及びその内訳表、貸借対照表及びその内訳表、附属明細書及び財務諸表に対する注記)について、財務運営の適正性の観点から監査法人と監査契約を締結し、無限定適正意見を付した監査報告書を平成28年4月25日に受けています。

(イ) 収支計算書に対する「独立監査人の監査報告書」

経理規則第40条により協会が作成している収支計算書については、『平成26年4月4日日本公認会計士協会監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」が発出されたことにより、『「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)』に準拠して、特別目的で作成される収支計算書についても、平成27年度より「独立監査人の監査報告書」の提出を受けることとなり、無限定適正意見を付した監査報告書を平成28年4月25日に受けています。

(ウ) 財産目録に対する「合意された手続実施結果報告書」

定款第45条により協会が作成している財産目録については、準拠すべき規準として、財産目録だけを抜き出した規準が存在しないため、合意された手続きが実施され、「平成28年3月31日現在の貸借対照表と財産目録の貸借対照表科目及び金額を突合した結果、すべて一致していた。」という報告書の提出を平成28年4月25日に受けています。

(3) 監査法人と理事とのディスカッション等

(ア) 本協会監事に対し、監査法人から、監査契約に基づく平成27年度財務諸表等及び収支計算書等に対し「独立監査人の監査報告書」等を提出するにあたって、監査の概要及び結果についての説明が平成28年4月25日に実施されました。

(イ) 監査法人が効果的かつ効率的な監査を実施するために、本協会の事業環境、事業内容及び内部統制等について理解を深めることは不可欠と考えられることから、監査法人と理事との間で、ディスカッションが行われています。

平成28年度においても、専務理事及び監事と公認会計士との間で10月5日に実施されました。

(六) 法人管理の適正化

1. 平成28年度における取組み

法人管理の適正化については、かねてより各般の施策を講じてきましたが、一般社団法人としての法令遵守・運営リスクへの対応について、引き続き重点的に取組みを続けています。

最近においては、下記の取組みを行っています。

(1) 総会の適正運営のため、顧問弁護士の総会への出席の定例化

(2) 総務部における文書担当の設置

本協会が外部に発出する対外的な文書は、リーガルチェックの必要性や外部に発信する文書としての要件を具足しているかについて、文書担当者の合議を経たのちに発出する。

(3) その他

(ア) 法人運営の実務等の情報交換や助言を受け、することを目的とし、公益財団法人公益法人協会へ加入（平成26年4月）

(イ) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行により、役員の実務上の損害賠償責任が明確化されたことを受け、本協会の役員等が訴訟された場合のリスクをカバーするため、役員損害賠償保険へ加入（平成26年4月）

2. 内部管理規則の整備

(1) 協会事務局の内部管理のための規定としては、定款の定めに従い、総会において別に定めるもの（定款第33条（役員の報酬等））及び理事会の決議を必要とするもの（定款第41条（事務局の組織及び運営に関する事項）、定款第42条の2（経理規則）等）等があります。

一般社団法人への移行及び移行後の法人管理を踏まえつつ、順次これらの規定の整備を図っています。

(2) 平成28年度上期においては、事務局の組織及び事務分掌等規程の改正（平成28年5月16日第1回理事会決定、平成28年7月1日施行）に伴い、統括役設置に関連する、就業規則、個人情報保護基本規程等の一部改正を行いました。

（別紙11「最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの」参照）

3. 金融サービス業におけるプリンシプルについて

平成20年4月18日に公表された金融庁の「金融サービス業におけるプリンシプルについて」（14項目）は、その策定時の経緯により、本協会はこのことを「共有」している状況にあるとされています（当該公表文の注3参照 URL:<http://www.fsa.go.jp/news/19/20080418-2/01.pdf> 更に参考として「金融行政の座標軸」（佐藤隆文元金融庁長官著）P107以下参照）。平成27年度においては、この認識から、本協会の業務について、簡潔な自己評価を試行したところ、全体としては協会の運営として齟齬をきたしている状態にはないと認められたものの、今年度も引き続き、自主規制団体として、利益相反管理等の視点を含め、説明可能性の確保強化に努めることとしております。

(七) 電子情報技術（IT）の活用及びセキュリティの確保

本協会では、近年における広範かつ急速な環境変

化の中で、ベター・サービスの志向の下、効率的かつ適正・透明な協会業務運営を図るためには、費用対効果を見定めセキュリティを確保した上で、電子情報技術（IT）の積極的利用が不可欠であるとの考え方に立ち、一般向け協会ホームページ及び会員・特別参加者専用サイトについて、以下のような各般の施策に取り組んできました。

1. 一般向け協会ホームページ

平成11年度以降、一般投資者に向けて「一般向け協会ホームページ」^(注)を開設し、協会の概要、業務及び財務等に関する資料、会員名簿、金融先物取引の出来高状況、店頭外国為替証拠金取引月次速報値等を掲載しています。

(注) 協会ホームページ

日本語版 <http://www.ffaj.or.jp/>

英語版 <http://www.ffaj.or.jp/en/>

平成20年8月には、一般投資者にとって見やすくかつ親しみやすいホームページを目指すべく、広範なりニューアルを行い、デザインを一新し、以来、個人投資家向け所管金融先物取引についての規制の解説ページなど、コンテンツの充実にも継続的に取り組んでいます。

平成28年度上半期における一般向け協会ホームページへのアクセス数は、276,430回でした。

2. 会員、特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）

(1) 会員及び特別参加者への情報伝達の迅速化等を目的として「会員・特別参加者専用サイト」を平成20年度に設置しました。平成22年3月にその運用実績等を基に、大幅な改善を行い、安全性の確保・向上を前提とした双方向通信の実現などの会員からの要請を満たすべく、ウェブ報告機能である「報告書管理システム」を追加し、Kinsaki-netとして運用を開始しました。

同システムは、安全性と効率性等の観点から、クライアント証明書による認証を採用しています。また、会員の利便性の向上及び業務負担の軽

減とともに事務局における業務効率化を目的とした機能追加等を逐次行っており、平成24年度においては、出来高状況報告等の専用画面を新設し、平成27年度においては、会員が外務員の登録状況等の確認をシステムにより随時行えるよう「外務員情報」ページを新設しました。

(2) 本協会事務局から会員・特別参加者への適時適確な各種連絡、情報提供の重要性は、ベター・サービスを志向する本協会の運営の基本と考えます。Kinsaki-netは、この分野で基幹的な機能を果たしており、多数の通知文書に加えて、各種部会、ワーキンググループの審議状況をはじめとする本協会の活動についての報告や、会員・特別参加者のニーズを踏まえた刊行物電子化のプラットフォームとなるなど、本協会の運営に大きな役割を担っています。本年度上半期、同ページを通じて行われた連絡件数は、85件（うち本協会通知文書掲載52件）となっています。

(3) 平成28年9月末時点での同システムの利用状況は、各会員のシステム環境等の諸条件がある中、クライアント証明書の申請ベースで、全会員142社中139社、申請枚数計1,022枚（特別参加者は6社中4社、12枚）の利用を得ており、報告書管理システムへの登録収蔵件数は74,035件となっています。

報告書管理システムに登録された文書は登録した会員から随時閲覧することが可能です。

(別紙12「Kinsaki-net概要」参照)

3. 事務局システム

(1) 災害等緊急時対応への電子情報技術の活用

(ア) 平成22年度に、災害等により職員の事務所への出勤が困難な場合などに、会員や一般投資者へホームページ等を通じての情報提供及び連絡業務を継続的に行うことができるよう、本協会ネットワークにリモートアクセスする仕組みを導入しました。

(イ) 平成24年3月には、リモートアクセス時の業務をより確実かつ効率的に遂行することを目的の一つとして、職員のパソコン環境の大部分をシンクライアント環境に切り替えました。

(ウ) その後も、平成24年度においては、シンクライアント環境とリモートアクセス機能を一層活用し、災害時等の連絡体制をより強固にすることを目的として、関係者用にタブレット端末を導入するなど、逐次整備を図ることとしています。

(2) セキュリティの強化

平成23年8月には、セキュリティ及びBCPの観点から本協会事務所に設置していたファイルサーバをデータセンターへ移設しました。また、(1)災害等緊急時対応への電子情報技術の活用でも述べたように、シンクライアント環境を導入し、管理態勢の強化を行い、平成25年12月にはKinsaki-netサーバの更改に併せて、セキュリティの観点からサーバ構成の見直しによる堅牢化を図りました。

また、平成28年3月には、Kinsaki-netプログラムのフレームワーク及びサーバOSのバージョンアップ、証明書の暗号化アルゴリズムの移行を行いました。

4. 外務員統合管理システム

(1) 国より委託を受けた外務員登録事務の実施のため、平成17年度から外務員登録等に関するシステムを開発し、以降、会員のご意見を踏まえつつ、整備を行ってきています。

(2) 平成22年3月、Kinsaki-netの運用に伴い、外務員の登録申請書類等又は登録事項の変更等に係る提出書類のうち、原本の提出を要しないものについてはKinsaki-netを通じての電子的ファイル提出が可能となりました。

(3) 会員の要望に応じて、平成28年2月にKinsaki-netに開設された「外務員情報ページ」において、外務員の登録状況に関するデータを常時確認でき

るシステムの本格稼働を行いました。

5. 機械化会計

平成22年度予算編成における年度開始前予算編成移行に際し、予算執行過程での予算管理事務、支出実行・債権管理等の経理事務の効率化、適確化を図り、関係情報の迅速な把握等による適切な財務運営に資することを目的として、平成23年度より機械化会計の本格導入を行い、予算執行状況の月別管理等にも活用しています。

6. 預託金管理システム

定款第12条に規定する預託金に関する事務の効率的かつ適正な執行のため、平成24年3月に預託金管理システムを構築し、入退会に伴う預託金の受払い処理や毎年7月1日現在で行っている会員の直近決算期の貸借対照表による純資産額の見直し作業に活用しています。

(八) 各種刊行物の刊行等

—刊行物の電子化及びオンデマンド出版化—

1. 刊行物刊行事業の概要と電子化への取組み

本協会は、協会事業の対象各分野について会員の理解を深め、事務効率化に資する等の観点から各種の刊行物を発行しています。平成21年度より、会員アンケートの結果を踏まえ、会員のニーズ、利用の便宜、協会の業務運営の効率化等の観点から、Kinsaki-net掲載等による電子化を中心とした効率化・高度化施策を講じています。

金融先物取引業務研修テキストの全面見直しによる電子化が平成26年度で完成し、全刊行物の電子化作業が一巡しました。

2. 各種刊行物の状況

平成28年度における各種刊行物の状況は、以下のとおりです。

(1) 会報

事務局の運営状況及び金融先物取引に関わる情報の発信を目的に、年4回、会報を定期的に作成し、会員との情報伝達に用いるKinsaki-net上の電子ファイルにより、会員に発信しています。また、金融先物取引業や本協会の活動への理解を促進し、加えて投資教育を図ることを目的に、その内容の一部を一般向け協会ホームページに掲載しています。

(2) 金融先物取引関係法規集

(ア) 金融先物取引関係法規集データベース

平成22年2月より「金融先物取引関係法規集データベース」の提供を行っています。これは、平成22年度当時、金融商品取引法の施行や法令改正等が頻繁に行われたことを背景として、常に新しい法令体系等を会員に提供するという観点から講じられてきたものです。同データベースは、一般向け協会ホームページ又はKinsaki-netから利用が可能です。

※ 現在、協会においては収支均衡を続けおり、来年度においてセキュリティ関係の財源所要が生ずるなどの厳しい状況であることから、「金融先物取引関係法規集データベース」については、最近の利用状況を踏まえ、平成29年1月末をもって廃止することとし、11月に会員・特別参加者に対し通知しました。

(イ) 金融先物取引関係法規集

平成25年度より電子媒体での提供（Kinsaki-net掲載）を行っています。紙媒体は、掲載法令等の追加等により、2分冊構成となっています。

会員、特別参加者には一部ずつ無償提供しています。

(3) 金融先物取引業務マニュアル

会員の業務を支援するためのツールとして、「金融先物取引業務マニュアル」を作成しています。当マニュアルは、平成23年度より電子媒体により提供（Kinsaki-net掲載）を行っています。なお、紙媒体を必要とする会員にはオンデマンド出版により提供しています。本マニュアルは、原則として年度ごとに内容を見直し、最新のものをKinsaki-netに掲載することとしています。

(4) 金融先物取引の知識

平成24年度より電子媒体での提供（Kinsaki-net掲載）を行っています。また、紙媒体を必要とする会員には平成26年度からオンデマンド出版により提供しています。

平成28年度においては、投資教育事業計画に伴う海外教材翻訳を行っているため、改定を見合わせています。

(5) 資格試験問題の解説

平成25年度より電子媒体により提供（Kinsaki-net掲載）を行ってきました。紙媒体を必要とする会員には、オンデマンド出版により提供しています。

3. 協会史の編集

平成元年8月に設立されて以来の本協会史作成を目指し、業務の適正化の観点に立ち、資料の収集等を進めています。

(別紙1「金融先物取引業協会の系譜」参照)

第四部 事業実施関係

(一) 自主規制実施関係

1. 会員監査及びモニタリング

(1) 監査体制

会員の監査については、平成4年の金融先物取引法の改正（平成4年7月20日施行）により、自主規制団体の自主規制機能強化の一環として本協会の業務に加えられました。現在においては、会員会社に臨場する実地監査とオフサイトで関係会員全体を対象とするモニタリングを行っています。

(別紙13「平成27年度(平成27年4月~平成28年3月)監査結果」参照)

(2) 実地監査

(ア) 実施状況

実地監査については、平成4年度から実施しています。平成28年度上期の実地監査実施件数は9社でした。

監査内容については、新たな法令諸規則及び発生した事故事例、監督当局の行政方針等を考慮し、適宜、ヒアリング項目の追加、ヒアリング深度を深める等、監査の実効性を上げるよう努めております。

(イ) 合同監査

このうち、取引所参加者である会員については、会員の負担軽減及び監査の効率化のために、東京金融取引所（平成17年度から）及び日本取引所自主規制法人（平成22年度から平成25年7月25日までは大阪証券取引所）との間で合同監査を行うことを原則としています。平成28年度上期における合同監査実施件数は4社でした。（内訳は、東京金融取引所4社となっており、平成26年10月に大証FXが休止することとなったこととともない、日本取引所自主規制法人との合同監査はありませんでした。）

(ウ) 監査結果

平成28年度上期の監査結果をみると、おおむね適正な業務管理がなされていると認められましたが、一部会員においては、顧客管理関係で顧客取引のモニタリングが不十分であった事例、社内規程の整備が不十分であった事例（注文執行態勢等）、内部監査関係で記録・証跡の残し方や事後フォローが不十分であった事案、また交付書面関係での不備、協会への報告に関する不備（システム障害報告の提出漏れ、出来高状況報告の計上漏れ）等が認められましたので、必要な指導を行うとともに、関係するポイントについては、会員セミナー等で注意喚起を行っています。

(3) モニタリング

(ア) モニタリングの概要

モニタリングについては、平成21年度以降、種々の規制見直しが実施されていく中で、大きな環境変化の下で会員の円滑な対応を確保し、業務運営を支援する等の観点から、対象項目に係る全ての会員を対象としたモニタリングを導入するこ

ととし、体制整備の成果を活かし、平成22年7月より、オフサイトでのモニタリングを行う体制（モニタリング担当）の整備を行い、運用を開始しているところです。

外国為替証拠金取引、通貨オプション取引等、本協会の自主規制事業の対象となる金融商品を取扱う会員全社に対して、各社の状況を把握するため調査項目を絞ったオフサイト調査を行い、その結果必要と認められるものについてのオンサイトの特別監査や特別調査を組み合わせ実施しています。

(イ) モニタリング項目

平成28年度上期においては、以下の13項目についてモニタリングを実施しています。

- ① 事業報告書及び決算表の状況
- ② 自己資本規制比率等の状況（月次モニタリング帳票）
- ③ 区分管理信託の状況
- ④ 未収金発生状況及び残高状況
- ⑤ システム障害の状況
- ⑥ 事故報告等の定款4条に基づく各種報告の内容確認
- ⑦ 損失補てんの確認申請及び事後報告の内容確認
- ⑧ 広告モニタリング（ホームページや雑誌の定期的な確認等）（(ウ) 広告モニタリング参照）
- ⑨ 価格モニタリング（FX取引における提示価格や約定価格等が対象）（(エ) 未収金発生状況の公表参照）
- ⑩ 苦情の状況等
- ⑪ アフィリエイトモニタリング（FX取引及びBO取引に関して、会員から徴求したサイト情報（収益が発生したアフィリエイト）を基にした内容の確認等）
- ⑫ 特別監査、特別調査及び概況調査
 - (i) モニタリングによる特別監査（(カ) 特

- 別監査参照)
- (ii) 財務状況等の確認を行う各種調査 ((キ) 特別調査、(ク) 確認調査、(ケ) 概況調査参照)
- ⑬ 書類監査 ((コ) 書類監査参照)
- (ウ) 広告モニタリング
- ① 外国為替証拠金取引や個人向け店頭バイナリーオプション取引については、勧誘規制の対象となるとともに、インターネット取引が

主体となっていることから、広告モニタリングにおいては、適宜、雑誌広告やアフィリエイト広告の確認、及び定期的に会員のホームページの確認を実施し、必要に応じて内容の修正を求めるなどの指導を行っています。

会員ホームページ広告及びアフィリエイト広告に係る平成28年度上期の指導件数は会員7社に対し延べ8件行っており、当該指導内容は以下のとおりとなっています。

広告モニタリングによる指導内容 (平成28年度上期)

広告の種類	延べ件数	内容概要
比較広告	3	比較広告の適正性。
キャンペーン	2	キャンペーンの説明方法が不適切等。
スプレッド広告	2	不適切な表示、更新が適切になされていない等。
HP上の表記方法	1	不適切な表記。
合計	8	-

また平成28年9月に、アフィリエイト広告・比較 (ランキング) 広告の利用状況・業務運用状況等についてアンケート形式による調査を行い、広告掲載サイト上での表現内容や広告審査マニュアル等に記載されている広告審査の実施・進捗状況等について確認しています。

- ② 本協会の統計調査に基づく「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」等の数値 (協会公表数値) について、会員がホームページ等で広告に利用する際の注意事項をまとめた「統計調査に基づく「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」等に関する留意事項」を平成27年4月16日に発出しています。

(エ) 未収金発生状況の公表

為替相場急変時等のロスカット等未収金について、会員からの報告を基に本協会ホームページ上で発生件数及び金額を公表しています。平成23年

9月以来、個人顧客に係るロスカット等未収金発生状況を月単位で公表してきましたが、平成27年4月分より法人顧客分についても公表することとしました。

なお、多額のロスカット等未収金が発生するような相場急変が発生した場合には、必要に応じ個別事象ごとの発生状況を公表しています (※下表参照)。

また平成28年6月23～24日 (日本時間) に行われた英国の国民投票については「英国 国民投票における対応について」 (金先協平111号E) を発出し、会員に対し十分なリスク管理を行うよう促すとともに、当日のロスカット等未収金の発生状況 (口座数、金額、取扱残高) については月次公表に含めて通常より早めの公表を実施するとともに、実態調査を行いました。

(※) 個別事象ごとに公表したロスカット等未収金

2015年1月15日の相場急変に係るロスカット等未収金（速報値）

発生件数	発生金額（百万円）
1,229	3,388

2015年8月24日の相場急変に係るロスカット等未収金（速報値）

発生件数	発生金額（百万円）
4,999	919

(オ) システムトレード関係

外国為替証拠金取引におけるプログラム選択型システムトレードに関し、投資家保護の観点から、取引開始前に顧客に十分説明した方が望ましいと思われる事項を「外国為替証拠金取引においてプログラム選択型システムトレードを提供する場合の留意事項」として、平成27年10月2日に会員向けに発出し、その後、書類調査、事後対応等を行ったところです。

今後とも、プログラム選択型システムトレードを開始する会員については、そのサービス内容についての実態把握を行うとともに、契約締結前交付書面について記載内容の確認を行ってまいります。

(カ) 特別監査

平常時のモニタリング活動の中から、必要と認められた場合には特別監査を実施しています。

直近では（平成27年11月）店頭外国為替証拠金取引においてシステム障害が発生した会員1社に対し、システムリスク管理態勢を確認するための特別監査を実施しました。

(キ) 特別調査

投資者の信頼確保の観点から、財務指標が一定の水準を割り込んだ会員及び仲介業務を開始した会員について特別調査を実施することとしています。

① 財務健全性の確保

平成24年度から自己資本規制比率、純資産額

が一定の水準を割り込んでいる会員に対し、現状把握のため実地での特別調査を開始しています。平成28年度上期においては1社、特別調査を実施しました。また当該水準に近づいている複数の会員に対し定期的に財務体質強化策、事業見直し等についてヒアリングを行っています。

② 金融商品仲介業への対応

「金融商品仲介業者に関する規則」（平成24年11月22日第8回理事会決定、平成25年1月1日施行）及び関係諸規則においては、投資者保護に資するため、会員の金融商品仲介業務の委託に関し、金融商品仲介業者に遵守させるべき事項等を定め、仲介業務を委託した会員による指導及び監督を通じて、金融商品仲介業者における適正な業務運営を図ること等が規定されています。このような規制環境を踏まえ、仲介業務の委託を新たに開始した会員については、その業務が適切に実施されているかを確認するため、実地での特別調査を行うこととしています。

平成28年度上期において仲介業務の委託を新たに開始した会員はありませんでした。

(ク) 確認調査

平成26年度において不適正な報告事例が見られたこと等に顧み、顧客預り資産の保全、会員の財務内容の適正性を確保するため、新たに財務系を中心とした各種報告内容の正確性・適切性を確認する目的で、無作為抽出した既存会員への短期間の確認調査を行うこととしました。平成28年度上期の確認調査実施件数は5社でした。

(ケ) 概況調査

平成20年度から、外国為替証拠金取引を取扱う新規入会会員に対し、財務状況等の適正性を確認するための概況調査を開始しました。平成28年度上期の実施先はありませんでした。

(コ) 書類監査

平成22年度より、システムリスク管理態勢、緊

急時事業継続態勢の整備状況、店頭外国為替証拠金取引における注文執行態勢の整備状況等について、適宜、必要と認められる事項に関して書類監査を行っています。

直近では金融商品取引業者向けの総合的な監督指針の改正等を踏まえ、「システムリスク管理態勢に関する書類監査の実施について」（金先協平28第21号E）を平成28年2月5日に発出し、書類監査を行いました。

監査結果を踏まえ、必要があると認められる会員に対してはフォローを行う予定です。

(サ) リスク管理態勢等に関する調査

金融庁から公表された「金融モニタリングレポート」（平成27年7月）及び「金融行政方針」（同年9月）において外国為替証拠金取引業者の為替リスク管理態勢について言及されている点を踏まえ、平成27年9月16日に「金融モニタリングレポートに関する調査の実施について」を発出し、会員各社の自己ポジション管理状況や為替相場急変時の対応状況等について回答を求める調査を実施しました。

(シ) 価格モニタリング

平成28年7月に、「英国民投票時の価格等に関する書類調査の実施について」（金先協平28第150号E）を発出し、同年6月に行われた英国の国民投票時の、特に相場変動の大きかった時間帯における各会員の提示価格・約定価格データを徴求し、実態調査を行っています。

調査を進める段階で、必要に応じて個社別のヒアリングを行っています。

(ス) 改正犯罪収益移転防止法への対応状況調査

平成28年10月に施行となる改正犯罪収益移転防止法への会員の対応状況について、同年8月に会員18社に対して調査を実施しました。対応が未完了の会員については施行日までに対応するようフォローを行っています。

(4) その他

(ア) 会員セミナー等

実地での監査、調査や書類監査等で指導した重要な項目については、会員セミナーや会報を通じて注意喚起を行うなどにより、会員全体の業務改善努力を支援しています。

(イ) 「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」との連携

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、本協会からFINMACへ業務委託（第一種金融商品取引業務に係るあっせんを除く（「(四) 苦情・相談、あっせん事業」参照））を行っています。

FINMACとの間では、同法人発足当初からの取決めで、顧客に係るあっせん、苦情及び相談の状況の概要について月次で報告を受け、必要であると判断した事案については、さらに詳細な記録の提出を求め、会員への指導に活用しています。

また、平成26年度、平成27年度は、FINMACからの要請を受け、監査部職員を講師として派遣し、相談員を対象とした研修を行いました。平成28年度上期の実績はありませんでした。

（参考：その他外部団体への研修協力）

国民生活センター職員向け研修

海外の無登録業者による店頭バイナリーオプションを中心とした国民生活センターへの問合せが増加したことを背景に、同センターからの依頼により、平成26年8月20日にセンターの職員を対象に、外国為替証拠金取引及び個人向け店頭バイナリーオプションに関する研修を行いました。

(ウ) 行政当局との連携

金融庁、関東財務局、本協会が参加する第1回定期意見交換会を平成27年9月28日（近畿財務局も参加）に、それ以降は四半期程度ごとに1回、金融先物取引に関する情報交換を行っています。

2. 会員及び外務員処分関係

(1) 規律委員会

(ア) 規律委員会の設置

会員及び外務員の処分関係の事務適正化のため、従来、業務委員会の所掌とされていた会員処分、外務員処分に関する事項を所掌する第三者委員で構成される委員会として、規律委員会が設置されています（平成24年3月30日第14回理事会決定、同年6月12日設置。）。

規律委員会は外部委員3名により構成されています。また、会員からの意見聴取のため、議決権を有しない専門委員が設けられ、自主規制部会部会長及び副部会長の3名が専門委員に委嘱されています。

(イ) 規律委員会の所掌

規律委員会では、会員及び外務員の個別処分事案の審議並びに処分関係の制度整備等の検討を所掌しています。

(ウ) 規律委員会の開催状況

平成28年9月末までにおける規律委員会の開催回数は1回で（第13回：平成28年6月24日）その概要は次のとおりです。

① 審議事項

- ・ 定款の一部変更について
- ・ 会員に対する処分等に係る手続きに関する規則の制定について
- ・ 不服審査会規則の制定について
- ・ 会員処分量定基準（理事会決議）の正式施行について
- ・ 会員に対する処分に関する考え方（処分基準）公表について

② 新たに検討した事項

- ・ 本協会における過怠金の上限額等について

③ 報告事項

- ・ 会員から受領した事故報告書等に対する本協会の処分要否についての報告等
- ・ 会員の処分可否関係（会員1社）

(2) 処分状況

平成28年9月末までにおける、本協会の定款等に基づいて行う会員又は外務員に対する処分の状況は以下のとおりです。

(ア) 会員処分

本協会定款に基づき行った会員に対する処分はありませんでした。

(イ) 外務員処分

本協会規則に基づき行った外務員に対する処分はありませんでした。

(注) 会員処分については、定款第19条第1項の規定に基づき実施しています。

外務員処分については、金融商品取引法第64条の7の委任事務として、同法第64条の5に基づき本協会規則「外務員の登録等に関する規則」第11条の処分を実施しています。また、本協会の処分として、同規則第6条に基づき処分を実施しています。

(3) 処分関係制度整備

(ア) 平成23年5月31日第3回理事会で、会員の処分量定基準について理事会決定がなされ、また、規律委員会の設置等について検討を進めることとされました。

(イ) 平成24年1月31日第12回理事会で、規律委員会の設置が具体化したことに伴い、処分関係の制度整備については、同委員会の審議を経て決定することとされました。

(ウ) 新たに設置された規律委員会において各般の検討が進められ、平成26年3月26日開催の同委員会において、これまでの検討を集約し、また、他協会における外務員処分関係の制度整備の動向を踏まえ、下記①から③の会員処分及び外務員処分関係の検討項目を含め、包括的に整備を検討することとされました。

(エ) 平成29年3月末を目途に作業が進められています。

① 会員処分関係の検討項目

- (i) 会員の処分手続等に関する定款規定の整備^(注)

(ii) 不服申立制度の新設及び不服審査会規則の新設

(iii) 会員の処分手続等に関する具体的な手続規則の新設

(iv) 「会員処分量定基準」の正式施行及び「会員の処分に関する考え方」の理事会決議

(注) 定款規定の整備の内容については、以下のとおり。

- ・不服審査会の設置
- ・過怠金の上限額の引上げ
- ・不当な利得相当額の回収制度の新設
- ・処分規定の明確化
- ・その他所要の規定変更

② 外務員処分関係の検討項目

(i) 登録取消処分が行われた場合の資格取消処分の取扱い

(ii) 外務員資格取消処分等についての聴聞手続・不服申立制度の新設

(iii) 「外務員処分量定基準」及び「外務員の処分に関する考え方」の理事会決議

③ その他今後の検討項目について

(i) 不都合行為者に対する制裁規定の新設

(ii) 登録取消処分を受けた会員の役職員に対する処分の新設

(iii) 内部管理責任者に対する処分の検討

④ 日程等

会員及び外務員の処分関係制度整備については、多岐にわたる制度改正が必要となること、また会員処分関係の制度整備と外務員処分関係の制度整備において、一体的に検討すべき規程等があることから両方の処分関係の制度整備を同時に進めることが必要であること等を勘案し、平成29年3月末を目途として、作業を進めております。

3. 反社会的勢力への対応

平成26年6月4日付で、反社会的勢力による被害の防止に関し、金融庁において監督指針等の改正が行われました。反社会的勢力への対応については、従

前より、実地監査の内部管理体制の整備状況の監査項目としており、引き続き重要な監査項目の一つとして取り組んでいく予定です。

4. 無登録業者に関する施策

(1) 金融商品取引法上の対応

金融商品取引法に基づく登録のない海外業者（海外無登録業者）が、国内の投資家にFX取引等の勧誘を行っている状況に対しては、金融庁及び関東財務局において、業務をただちに取りやめるよう「警告書」を発出し、業者名を公表するなど、一般投資家に向け注意喚起が実施されています。

また、平成28年度の税制改正において、店頭デリバティブ取引に係る雑所得の課税の特例等の適用対象から無登録業者を相手として行う取引を除外する措置がとられることとなりました。

(2) 協会の対応

本協会としても、平成21年度に開催された金融庁と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員の意見交換会において述べられた意見を踏まえて、国内外の関係方面への連絡等の取組みを行い、また、平成26年度においては、一般向け協会ホームページでの注意喚起などを行ってきたところです。

なお、平成25年度においては、当局から既に警告書の発出を受けている業者を含め、取引の勧誘等を行っている状況が依然として認められていることを踏まえ、金融庁及び関東財務局から一般社団法人日本雑誌広告協会に対して、雑誌における海外無登録業者の広告に関し、掲載前に業者の商号・名称が金融庁（財務局）に登録されているか確認するなどの改善の申し入れについて本協会も副署を行いました。続いて、インターネット広告推進協議会に対するインターネット上の海外無登録業者の広告への対応（平成26年10月）及び一般社団法人日本クレジット協会に対して、カード利用者への注意喚起について（平成27年2月）、同様の枠組みにおいて改善の申し入れが行われました。

(二) 外務員登録関係及び内部管理責任者関係

1. 外務員登録の実施等

(1) 外務員登録の実施

外国為替証拠金取引等を金融先物取引法の所管に含めることとした平成17年7月の金融先物取引法改正（平成17年7月1日施行）において、金融先物取引の外務員行為を行う者に対し、外務員登録制度が導入され、その登録に係る業務が国から本協会に委任されました^(注1)。その後、平成19年9月に金融商品取引法が施行され、同法の下においても、引き続き委任が行われています。なお、本協会では、受任した登録業務に対し、登録を申請する会員から登録手数料を徴求しています。

本協会が登録業務を受任した以降、平成28年9月30日までに累計215,573名の外務員登録が行われ、同日現在の登録外務員数は、126,756人^(注2)です。

平成28年度上期の処理件数は、外務員登録7,930件（新規・既存）を含め、13,950件、登録に伴う外務員登録手数料収入は約8百万円^(注3)でした。

(注1) 金融庁ホームページ 金融商品取引法に基づく外務員の登録及び抹消（監督局 証券課）平成28年9月末時点でのURL http://www.fsa.go.jp/koueki/s_houjin/08.pdf参照。

(注2) 直近の各年度末における外務員登録者数の推移

平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末
123,836人	123,947人	119,837人	121,983人	123,733人

(注3) 外務員登録手数料については、金融商品取引業等に関する内閣府令第256条により、1,000円と定められています。

(2) 委任事務の実施報告

平成21年度分より委任事務の処理報告を作成し、金融庁監督局証券課に提出しています。

平成27年度分についても、平成28年6月の通常総会の審議を経て提出しました。

(別紙14「金融商品取引法第64条の7に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について（平成27年度）」参照)

(3) 事務改善

会員が外務員の登録状況等に関するデータの確認

をシステムにより随時行えるようKinsaki-netに「外務員情報」ページを新設し、平成28年2月10日より稼働しています。（第三部、(七)、2. 会員、特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）、(1)及び4. 外務員統合管理システム、(3)参照)

2. 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験

(1) 外務員資格試験

(ア) 概要

金融先物取引法における外務員登録制度は、1.、(1)外務員登録の実施に記載のように平成17年の金融先物取引法の改正（平成17年7月1日施行）により制度化されましたが、このうち外国為替証拠金取引については、制度改正の趣旨が規制強化（平成17年6月27日理事会第1号議案決議）であることを踏まえ、本協会において、当該取引を取扱う外務員に対して資格試験合格を登録要件とすることとされました。（「外務員の登録等に関する規則」に関する細則」（平成17年6月27日第3回理事会決定、平成27年5月28日最終改正））

(イ) 外務員登録に試験合格を要件とする者の範囲

制度導入以降、外務員登録に資格試験の合格（下記4. 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況参照）を登録要件としていたのは外国為替証拠金取引を取扱う外務員に限ってきましたが、平成25年1月より、仲介業を行う役員等に、平成25年8月より個人向け店頭バイナリーオプション取引を取扱う外務員についても、委任者と協議の上、同資格試験の合格を登録要件とする外務員としました。

(ウ) 試験問題の見直し

- ① 外務員登録の際、資格試験合格を要件とする範囲が新たに拡大したことを受け、資格試験の問題を見直すとともに、Kinsaki-netに掲載している資格試験問題の付属の解説について、点検、整理等を行いました。

② 平成26年度にはこれまでの「金融先物取引業務研修テキスト」について全面的に見直しを行い、資格試験問題集の解説として新たにKinsaki-netに掲載しました。

(2) 外務員資格更新研修試験の概要

登録を受けている外務員（「外務員の登録等に関する規則」第4条第1項第1号に該当することを資格要件とする者に限ります。）に対して、その登録を受けた日を基準として5年目が経過した場合、又は、新たに外務員の登録をする者が過去2年の間に外務員資格試験等に合格していない場合には、外務員資格更新研修の受講を義務付ける「外務員資格更新研修試験制度」を導入しています。

3. 内部管理責任者関係

(1) 内部管理責任者制度及び内部管理責任者資格試験

「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」（平成7年12月12日第7回理事会決定、平成24年11月22日最終改正）により、会員の金融先物取引業務について、金融商品取引法その他の関係法令及び本協会規則等の遵守を確保し、投資者の保護と業務の適正な運営を図る見地から、内部管理体制を整備することとされ、その就任者として本協会が実施する内部管理責任者資格試験（平成9年2月から実施）に合格した内部管理責任者を設置すること等が規定されています。

(2) 内部管理担当役員等及び内部管理責任者の報告

会員は、「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」第7条により、内部管理担当役員等及び内部管理責任者について、毎年9月末及び3月末現在の配置状況を協会に報告することとなっています。

平成28年9月末現在、会員142社における内部管理担当役員等及び内部管理責任者の配置状況は、内部管理担当役員等157名、内部管理責任者706名となっています。

4. 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

本協会の実施している外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験は、随時受験可能なオンライン方式により、全国各都道府県150箇所余り（平成28年9月末現在）で実施されています。

（別紙15「外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況」参照）

(1) 外務員資格試験の実施状況

平成28年度上期における試験実施状況は、受験者数515人に対し、合格者数514人となりました。なお、平成28年9月末までの累計受験者数は23,439人で、合格者数は、21,614人です。

(2) 外務員資格更新研修試験の実施状況

平成28年度上期における試験実施状況は、受験者数262人に対し、合格者数261人となりました。なお、平成28年9月末までの累計受験者数は3,036人で、合格者数は2,973人です。

(3) 内部管理責任者資格試験の実施状況

平成28年度上期における試験実施状況は、受験者数155人に対し、合格者数155人となりました。なお、平成28年9月末までの累計受験者数は11,583人で、合格者数は、9,601人です。

(三) 自主規制ルール関係

1. 自主規制ルールの制定改正手続き等

(1) 自主規制委員会、同部会

自主規制委員会は、会員及び特別参加者の代表者（役員を含みます。）、会員代表者以外から選任された理事並びに学識経験者から構成されています。次に掲げる事項のうち重要なものについて、会長の諮問に応じ又は会長に意見を述べることができます。

(ア) 金融先物取引業に係る自主規制ルールに関する事項

(イ) 金融先物取引業の業務に対する投資者からの苦情の処理に関する事項

また、自主規制委員会の下に、同部会が置かれています。

平成28年度における開催状況については別紙3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」のとおり、自主規制部会は平成28年8月に招集開催されたほか、同委員会についても平成28年度下期に招集開催が予定されています。

(2) パブリックコメントの手続きの実施

平成25年度において、自主規制ルールの制定、改正に際して、国民、事業者等の多様な意見を把握するとともにそれらを考慮して意思決定を行うべく、パブリックコメント手続きを導入しました（実施要領について、平成26年1月30日理事会報告）。

平成28年度は、8月に金融先物取引業務取扱規則の一部改正案（為替リスク管理態勢の整備等）及び個人情報の保護に関する指針の一部改正案について行ったパブリックコメント募集において、前者に係る参考資料中の字句修正に関する意見等があり、対応しました。

2. 商品別の自主規制審議体組織

(1) FX幹事会

(ア) FX幹事会の概要

平成21年度からの外国為替証拠金取引における各種の規制見直しに対して、業務部会及び自主規制部会の下に同取引に関する自主規制ルートを審議する会員組織として、FX専門部会（仮称）が設けられ、その後、外国為替証拠金取引（FX）部会及び同幹事会として位置づけられました。その後、同幹事会を中心に、新制度への円滑な移行と定着を図り、投資者の信頼の確保向上を期するため、広範なルール作りを行ってきました。平成26年度においては、7月にFX部会及びFX部会幹事会を一本化し、新たにFX幹事会として位置づけ、その後も、継続的に自主規制規則及びガイドラインの整備を進めています。

（別紙16「FX取引に関するこれまでの主な施策」

参照）

(イ) 平成28年度上半期実績

① 規則改正

平成27年度下半期に引き続き、為替リスク管理態勢の整備等に係る規則改正等について検討し、「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正が行われました。（平成28年10月7日理事会決定、平成29年4月3日施行。）

② サイバーセキュリティセミナー

平成28年6月1日に、外国為替証拠金取引取扱会員による全体会合として、外国為替証拠金取引を取り扱っている関東財務局管轄の会員を対象に、証券取引等監視委員会より講師を招き、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」に基づく、官民一体となった金融システム全体の強靱化の向上を目的とした、「外国為替証拠金取引取扱会員向けサイバーセキュリティセミナー」を開催しました。

(2) 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会（BO作業部会）

平成24年9月に組織されたワーキンググループを前身とし、個人向け店頭バイナリーオプション取引の商品別部会として、平成25年7月に組織されました。

（別紙17「個人向けバイナリーオプション取引にかかる自主規制の取組み状況」参照）

3. 平成28年度上期における自主規制ルールの制定改正

(1) 自主規制ルールの制定改正等

(ア) 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正（外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備等）

平成27年1月のスイスフラン・ショック、その後の他通貨における大きな相場変動の発生等を受けて、本協会では、同年7月に金融庁により公表された金融モニタリングレポートの内容を踏まえ

た上で、会員における為替変動リスクに対する管理態勢の整備や、顧客への説明強化を自主規制ルールに盛り込むべく、「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正を行いました。(平成28年10月7日理事会決定、平成29年4月3日施行)

(イ) 「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則」(外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係)の一部改正

平成24年11月の「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正において外国為替証拠金取引を定義する規定の項番号が変更されていることに伴い、「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則」の中で当該規定番号を引用している箇所について削除しました(平成28年10月7日理事会決定、即日施行)。

(ウ) 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正

「個人情報の保護に関する指針」の一部を改正し、会員が特定個人情報を漏えいした際には金融庁への報告に加え、個人情報保護委員会へも報告する旨を追加しています(平成28年10月7日理事会決定、即日施行)。

(2) 自主規制ルールの制定、改正に関する資料の整備

自主規制ルールの制定、改正に際しては、制定改正の経緯、条文などの解釈、これを受けた会員の社内規定の例示等、統一した項目だてにより資料を作成し、Kinsaki-netを通じて会員へ開示するよう努めています。

(3) 自主規制ルールの定期的見直し

(ア) 協会の定める自主規制ルールについて、金融先物取引を巡る環境変化に対応するべく、継続的に見直し、改善を行う必要があるとの考えから、平成24年度より、定期的に既存の自主規制規則等の改廃や新たな自主規制規則等の制定の必要性等に関して、会員からの意見等を募集し、自主規制規則等の整備へ反映していくこと

としています。

(イ) 前年度の意見等の募集では、会員2社から合計5件(店頭外国為替証拠金取引における価格フィルタリング機能、価格等の決定方法の説明及び過度の投機的取引防止の各事項に係るガイドラインの明示、外務員資格の更新サイクルの緩和、定款施行規則第4条第17号に基づく店頭金融先物取引に属する商品の新規取扱い開始等にかかる報告業務の緩和に関する内容)があり、平成28年3月にそれぞれに対する協会の考え方等をKinsaki-netに公表しました。

(ウ) 平成28年度の意見等の募集については、下期に実施する予定です。

4. FX業者における為替リスク管理態勢への課題への対応

(1) 法人顧客に対する証拠金規制

(ア) 平成28年4月6日、金融庁から、法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、店頭FX業者の適切なリスク管理の観点から、証拠金に係るルールを整備するため、内閣府令及び監督指針の改正案が公表されました。

具体的には、内閣府令等においては、必要証拠金率の算出方法を定め、店頭FX業者はこれに基づき、各週、必要証拠金率を算出したうえで、法人顧客に対し当該必要証拠金率以上の証拠金を求めることが必要となります。

一方、これに関して監督指針では、必要証拠金率の算出に係る留意事項として、自社で算出を行う場合とともに、外部委託する場合、及び金融商品取引業協会が算出・公表したものを利用する場合について定められたところです。

このような展開を踏まえ、会員から本協会の算出・公表を求める声が實際上、多数寄せられ、これに対応し、本協会は、当該監督指針の改正等を受け、法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、必要証拠金率の算出・公表する業

務を行うこととし、下記の通り、平成28年3月 応を説明しました。
30日開催の第14回FX幹事会にて、本協会の対

(平成28年3月30日 第14回FX幹事会)

法人向け証拠金規制について

1. 金商業等府令、金融庁告示による法人向け証拠金規制の概要

(1) 最低証拠金率算出の概要

- ・店頭外国為替証拠金取引の法人（金融商品取引業者等を除く）口座取引を対象
- ・為替リスク想定比率を、金融庁が定める定量的計算モデルを用いて算出
- ・モデルは、信頼水準を片側99%、保有期間1日以上として算出
- ・算出に用いるヒストリカル・データは、直近26週、又は130週を対象とした数値
- ・算出の結果どちらか高い数値を採用
- ・少なくとも毎週1回更新
- ・通貨ペア別に算出

(2) 公布、施行時期

- ・近々パブコメを予定
- ・施行までの期間は、業者よりのヒヤリング結果を反映（概ね9か月間か）

(3) 法人向け証拠金率の算出

- ・外部委託による算出も可能

2. 協会の対応

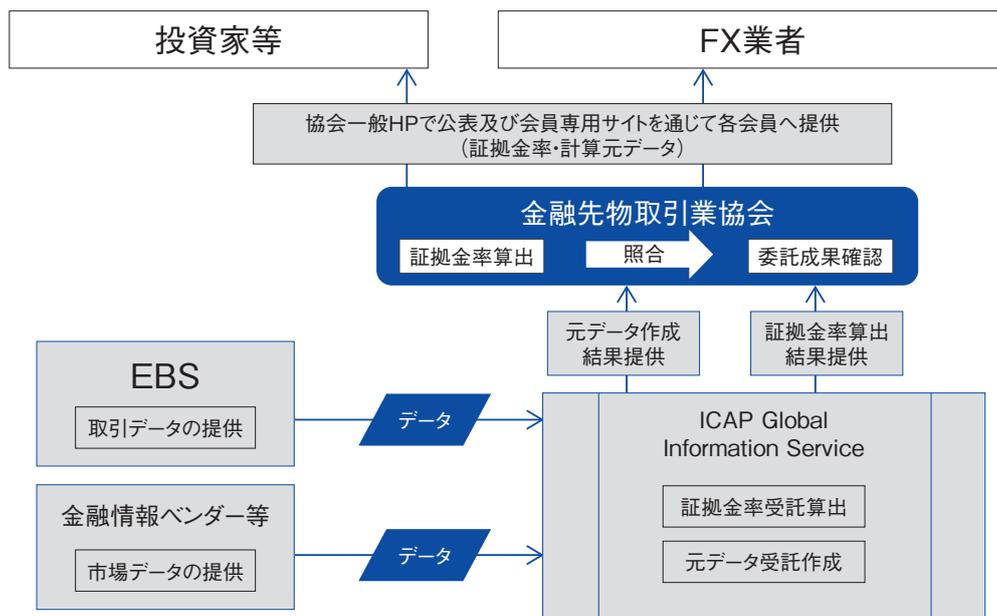
- ・法人取引取扱い会員からのご要望、及びご当局との協議のうえ、協会において法人向け証拠金率を算出し、当該会員への提供とともに協会HPなどで公表を行う（算出方法に係る説明は別紙）。
- ・協会が証拠金率のデータを提供することについては、ご当局にもデータ取扱いの適切性等を踏まえ、ご理解、ご評価いただいている。
- ・算出される法人向け証拠金率は、通貨市場のボラティリティーを反映したものとなり、各社の為替リスク管理に資する。
- ・また、広く一般投資家も、通貨ペア別に異なった法人向け証拠金率情報によって、変動する通貨市場のボラティリティーを意識し、通貨市場の変動リスクを認識することが可能となる。
- ・上記のように公共性の点も鑑み、利益相反のないニュートラルな機関として、投資家に市場情報を公表し、投資家の情報非対称性の減少に努める。

以上

〈別紙〉

法人向け証拠金率算出に係る協会案

- ・ ICAP Global Information Serviceが提供するインターバンク市場のデータを用いて、協会が作成した定量的計算モデルに基づき計算
- ・ 現在の案では、東京時間午後3時を基準とし、金曜日夜までには翌々週から適用される証拠金率を利用会社に伝達



※ 会員は、ICAPが提供するAPIサービスの利用により、協会が確認した法人向け証拠金率算出結果等をICAPから直接取得することも選択可能。

(イ) また、本協会における証拠金率の計算方法については、下記の通り、平成28年7月9日開催

のFX幹事会にて説明しました。

(平成28年7月29日 第17回FX幹事会抜粋)

協会が公表する法人店頭FX証拠金率の計算方法等（案）	
I. VWAPの算出	① 会員が取り扱う通貨ペアについて、ICAP Global Information Services（以下「IIS」という。）が通貨ペアごとに各営業日15時の前後2分30秒のVWAPを算出する。VWAP算出は、EBS Marketプラットフォームの取引データを用いる。 （VWAP算出に必要なデータが十分にとれない場合は、IISが事前の取り決めにより段階的な代替手段を以ってレートを生じ、以下の証拠金率算出に用いる。）
II. 直近26週を対象とした数値の計算	② 基準日が属する週から起算して過去26週の各営業日において、当日VWAP÷前日VWAPの結果の自然対数を求める。 ③ ②の標準偏差を求め、片側99%をカバーするため、それに2.33を掛ける。
III. 直近130週を対象とした数値の計算	④ 基準日が属する週から起算して過去130週の各営業日において、当日VWAP÷前日VWAPの結果の自然対数を求める。 ⑤ ④の標準偏差を求め、片側99%をカバーするため、それに2.33を掛ける。
IV. 適用証拠金率の決定	⑥ ③と⑤を比べ、大きい方を適用すべき証拠金率とする。
V. 証拠金率の公表	⑦ ⑥の証拠金率及びそれをレバレッジになおしたものを一般に公表する。 証拠金率は、⑥×100の値の小数点第3位を切り上げたものを公表。 レバレッジは、公表する証拠金率の逆数×100の値の小数点第3位以下を切り捨てたものを公表する。 なお、証拠金率計算の基となるVWAPデータについても公表する。

(ウ) 算出業務の外部委託について

① 外部委託とする理由

協会単独で算出業務を行うか、外務委託を行うかの検討については、当局とも相談しながら、以下の3つの基準を設けて検討しました。

- ・ 価格データの品質（経済的な実態を反映する要素を含み、観測可能な取引に裏付けられたデータであること。）
 - ・ 業務の継続性（算出等の業務を安定的に持続可能であること。）
 - ・ 費用（協会として実施可能であること。）
- 検討の結果、協会単独算出の場合、証拠金率

の計算プログラムの開発や公表のためのインフラ整備の費用の見積もりから、単独で行うことは困難であると考え、外部委託することを選択しました。

② 外部委託先の検討

外部委託先としては、「ICAP Global Information Services Limited（2 Broadgate, London, UK）」（以下、「ICAP」といいます。）を選定することとしました。

外部委託先の選定に当たっても、上記と同様な3つの選定基準を設けて検討した結果、前述の価格データの品質の面で、東京外国為替市場

における電子ブローキングも含めたブローカー経由のスポット取引のシェアが、主要通貨で9割前後と高いEBS社からデータを取得でき、主要通貨において取引価格及び取引数量から算出されるある時間帯のVWAP（出来高加重平均*）された価格を算出できるのは上記委託先の1社しかないと判断したこと、また、当社は算出等の業務を継続して行える体制が整っていること、委託費用の面からも実施可能であることから、ICAPを選定することとしました。

※ 公正な外国為替価格（ベンチマークレート、インデックスレート）は、平成25年7月17日にIOSCO（証券監督者国際機構）が公表した、『金融指標に関する最終報告書』を受けてFSB（Financial Stability Board）により検討された『Foreign Exchange Benchmarks Final Report, 30 September 2014』に示された手法により組成されることが望ましいとされています。VWAPはその一手法として、実際に取引された価格と数量を反映させ、恣意的に操作させることが困難な算出手法として紹介されており、学術連携事業にご参加いただいている神戸大学大学院経済学研究科岩壺健太郎教授からも同様なご示唆をいただいています。

③ 平成16年以降の外部委託先・発注先選定基準における随意契約に関する基準

- ・ 随意契約に関しては、平成16年以降、外部委託先・発注先の選定に当たり、契約金額等が50万円以上であること、継続的、反復的な取扱いを必要とするもの、委託業務の性格上、競争になじまないもの等の事情により、特定業者を選定して随意契約する場合には、その理由を付して決裁を受けるものとしています。
- ・ 特定業者の選定に際しては、局内において総合評価会議を開催し、担当部長、統括役、専務理事の決裁を受けて実施しています。

④ その他

本協会が算出を行う法人レバレッジデータについて、ウェブページを通じて会員等に提供す

るにあたり、そのテストページを10月に開設いたしました。また、一般投資家への周知・説明等の一助として、リンク設定を自由とした証拠金規制に係る説明ウェブページもあわせて新設しました。

(2) ストレス・テスト

(ア) 平成27年7月に公表された金融モニタリングレポートにおいて、「FX業者においては、より高度なリスク管理を行う観点から、潜在的に発生し得る相場変動のリスクやカバー取引先の破綻等による影響を想定したストレス・テストを実施するとともに、その結果を踏まえた財務基盤の強化に努めることが望ましい。」とされ、また、同年9月公表の「平成27事務年度金融行政方針」では、「金融先物取引業協会と連携しつつ、FX業者に対し、相場急変時をも念頭に置いた為替リスク管理態勢の強化を促していく。」とされました。

また、以下の通り、平成27年11月のFX幹事会にて当局の考え方を説明いたしました。

「FX幹事会 (主旨説明) 法人レバレッジ、及びストレス・テストについて」

ストレス・テストについて

(1) 金融庁証券課長 来協 (2015年10月30日 (金))

一般の意見交換会において、各社の取組みに任せるのではなく、協会・当局が率先して議論してほしい、との意見があったところ。

また、同様の意見は、我々のヒアリングにおいても聞こえてきている。

金融庁としても、ストレス・テストの実施等について、各社任せにするのではなく、協会・当局がある程度道筋を示していくなど、主体的に議論に関わっていくべきと考えている。

当局としては協会と連携し、未収金の発生や自己ポジションがさらされるリスク、カバー先の破綻リスクなどのカウンターパーティーリスクなどを考慮したストレス・テストについて、一定のあしなみをそろえた統一的なものを使用したほうが良いと考えており、以下により実施していきたい。

(2) スケジュール

① 2016年2月中旬までにストレスシナリオの考え方を提示するとともにベストプラクティスを作成する。

② それを協会から示して各会員にストレス・テストを1回実施する。

③ 6月までにその結果について分析、有効性の検証(当局、協会)を行う。

④ 7月以降

リスク分散や財務基盤の強化などの個別業者の対応について議論していきたいと考える。

(イ) これらを受けて、FX幹事会社の参加によるストレス・テストに関するワークショップを平成27年11月から12月にかけて3回開催して検討を行い、当局や本協会、各会員の意見も踏まえて、相場変動のリスク等を想定したストレス・テストの実施について、目指すべきベストプラクティスの出発点として平成28年2月に「ストレス・テストの実施要領」として取りまとめを行い、同月に、対象となる会員については、当該実施要領にそってストレス・テストを実施していただきました。当該ストレス・テストの実施を通じ、自社の潜在的なリスクを認識することによって、各社が目指すより優れた為替リスク管理の実施につながるものと考えておりま

す。

なお、平成28年9月15日金融庁から公表された金融レポートでは、「平成27事務年度においては、金融先物取引業協会が中心となり、①未カバーポジションに対するリスク、②差入証拠金(未収金)の発生リスク、③カバー取引先の破綻リスクについて、共通のストレスシナリオを策定し、FX業者が同シナリオに基づくストレス・テストを実施するに至った。これにより、業界全体におけるリスク管理の重要性への認識向上が図られた。」とされました。

(ウ) 本年2月に実施したストレス・テストについては、FX取引のリスク管理上有用であることが認められたものの、その実施にあたっては、

実施要領についての所要の改定が必要と認められました。将来的には各社各様のストレス・テストの実施を通じて、為替リスク管理のための社内態勢の構築がプリンシプルベースでなされることが期待されますが、現時点では、まず今回実施した結果を受けて、自社の取締役会などで実質的な議論がなされることが必要であると考えられます。また、今回初めてストレス・テストを実施したという会員もある中で、当面は各社共通のストレス・テストの実施を通じて業界全体の意識の向上、テスト実施への習熟等をしていくことが重要ではないかと考えられます。

(エ) 以上のような考え方から、今年度は、定期的に実施するためのストレス・テスト実施要領の改訂、テストの結果を踏まえたより効果的な社内管理態勢の構築等を目指して、集中的に審議していただく場として、ストレス・テストワーキンググループの組成を予定しております。

(3) その他の論点等

上述の通り、金融モニタリングレポートに示されたFX取引についてのリスク管理関係の論点について、本協会では、平成27年9月において各会員へのアンケート調査及びこれに基づく論点整理を行い、以下の7点の論点整理を取りまとめ対応の検討を進めてきました。

論点1：為替リスク管理態勢について

論点2：ストレス・テストについて

論点3：カバー取引先について

論点4：為替相場急変時の対応について

論点5：約定訂正について

論点6：法人顧客のレバレッジについて

論点7：法人顧客の口座開設基準について

(別紙18「FX取引に係る金融モニタリングレポートに関する調査等に係る論点(平成27年11月20日第10回FX幹事会提出資料)」参照)

平成28年度上期においては、論点2のストレス・

テスト、及び論点6の法人顧客のレバレッジについては、上記の(2)及び(1)の対応を行い、それ以外の論点については、FX幹事会にて、為替リスク管理態勢に係る自主規制規則の制定等の対応を行いました。

(参考) 制定等を行った自主規制規則

「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正(平成28年10月7日理事会決定、平成29年4月3日施行)

(四) 苦情・相談、あっせん事業

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、平成22年2月以降、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」へ業務委託を開始しました。その際、職員2名が移籍しました。

その後、平成23年4月1日より、FINMACが指定紛争解決機関となったことに伴い、第一種金融商品取引業に係るあっせんについては、FINMACの独自業務となりました。他方、苦情相談、あっせんのうち、第二種金融商品取引業務及び登録金融機関業務に係るものについては、引き続き本協会から業務委託を行っています。

(平成28年度上期における苦情・相談、あっせんの状況は、別紙19「あっせん・苦情・相談処理状況」参照)

また、FINMACとは紛争解決等業務の委託等に関する協定を締結し、紛争解決等業務の実施に要する費用の負担をしています。

(五) サイバーセキュリティ

1. サイバーセキュリティに関する本協会の対応方針

平成27年4月に金融庁により「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が改正され、同7月には「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針について」が公表されるなど、金融分野においてもサイバーセキュリティの一層の強化が求められている中、本協会では、当面の対応方針

を取りまとめ「サイバーセキュリティへの取組みの件」として、平成28年3月30日の理事会に報告しました。

当該対応方針には、平成28年度より、一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター（以下「JPCERT」といいます。）が提供する「早期警戒情報」を本協会にて取得して会員へ伝達すること、公益財団法人金融情報システムセンターが刊行している「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・

解説書」のサイバーセキュリティに関する記述の解釈について、本協会を通じて当該団体に確認できるよう、会員からの問合せ受付窓口を設けること等が盛り込まれています。

なお、平成28年6月よりJPCERTの「早期警戒情報」のうち、インディケータ情報については協会経由での会員提供は行わないこととなり、当該情報を希望する会員は、JPCERTから直接「早期警戒情報」を取得する仕組みに変更となりました。

(参考) 平成28年3月30日の理事会報告

○ 報告事項

I. サイバーセキュリティへの取組みの件

標記の件に関して、昨年4月に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が改正され、同7月には「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針について」（以下「取組方針」という。）が公表されるなど、金融分野においてもサイバーセキュリティの一層の強化が求められている中、本協会としての当面の対応方針を以下のとおり決定する。

次の各項に掲げる対応の実施等に当たっては、会員及び事務局内の事務効率に配慮した効果的な実施を図ることとして、所要の対応態勢を整えることとする。

1. 脆弱性情報や標的型などのサイバー攻撃への警戒情報その他サイバーセキュリティに係る動向等について、例えば、次の（ア）から（エ）に掲げるところにより、会員の業容等を踏まえつつ、情報提供チャネルの確保等を行う。当面、平時の内部管理態勢における意識水準の保全、会員の業務効率への寄与などを目的とする。

（ア） 一般社団法人JPCERTコーディネーションセンターが提供する「早期警戒情報」の利用登録により取得する情報の会員への伝達を行う。

（イ） 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）等のサイバーセキュリティ関連団体より講師を招く等して、直近の動向や過去事例についての解説等を会員セミナーの際に実施する。

（ウ） 本協会専属の会員も多いFX取扱会員における相互の連携、情報共有の仕組み等について検討を行う。例えば、金融ISAC参加会員や（ア）の情報受信担当者による座談会の開催などが考えられる。

（エ） その他

2. 公益財団法人金融情報システムセンター（以下「FISC」という。）では、昨年7月より、サイバーセキュリティに関する「FISC安全対策基準」の解釈運用について、FISC会員や主としてFISC会員から構成される業界団体、サイバーセキュリティに関する国内の情報共有機関からの問合せを受け付ける運用を開始している。

本協会の会員において上述の安全対策基準の解釈運用について問合せがある場合、FISC会員である本協会からFISCに確認することが可能であることから、その問合せの受付窓口を設ける。

3. 本協会の事務局職員のセキュリティ関連能力水準の向上を図る。
4. 「取組方針」に記載されている「業界団体等（CEPTOAR）を通じた情報提供」が、本協会に対しても確実に行われるよう関係方面と連携をとり、実際に当該情報提供があった際には、速やかに会員に対して通知する。

本ドキュメント記載内容については、今後とも適切に見直しを図る。

2. 本協会会員には、重要インフラ事業者等に指定されておらず、いずれの金融CEPTOARにも加盟していない会員がありますが、本協会としては、当該会員に対してCEPTOARと同等に情報を提供していくことを目的とし、上述の取組みを進めていく予定です。

3. サイバーセキュリティに関するセミナーの開催等

平成28年2月18日の会員セミナー（東京）において、JPCERTより講師を招き、サイバー攻撃の現状と対策について講演を行いました。

また、平成28年6月1日には、外国為替証拠金取引取扱会員による全体会合として、外国為替証拠金取引を取り扱っている関東財務局管轄の会員を対象に、証券取引等監視委員会より講師を招き、「外国為替証拠金取引取扱会員向けサイバーセキュリティセミナー」を開催しました。

（六） 会員の教育研修事業

規制環境の変化の著しい状況等に顧み、会員と関係各方面との意見交換の機会を設けるとともに、協会事務局の活動を伝える等のため、会員セミナーの開催を行っています。

平成28年度上期は次のとおり開催しています。

平成28年6月1日 外国為替証拠金取引取扱会員向けサイバーセキュリティセミナー

ミナー「サイバーセキュリティの動向」他

平成28年度下期は大阪と東京で開催する予定です。

（これまでのセミナー・説明会の実績については、別紙20「協会開催セミナー・説明会等の開催状況」参照）

（七） 会員デフォルト時の業務マニュアルの策定

店頭FX取引取扱会員が区分管理すべき顧客資産を運転資金等に流用したこと等により金融商品取引業者の登録取消処分を受けた時、又は、会員が破たんした時若しくはそのおそれがある時などに、適正適確な対処を行うことを目的として、会員の現状把握、関係各所へのヒアリング、本協会内の確認事項、及び預託金の返還に関しての留意点などを定めた業務マニュアル「会員デフォルト時の業務一覧」を策定しています。

（八） 調査統計

1. 調査統計事業の状況

本協会では、円滑な自主規制活動を推進するため、所管金融商品取引や会員の業務状況に関する統計、その他の調査を行っています。

統計調査を効率的に行うため、統計情報報告システムの改良・データベースの改善は、主に平成23年

にまとめられた「金融・資本市場統計整備懇談会報告書」で求められた公表統計の標準化対応、英語版の公表に取組み、いずれもすべて完了しております。また、統計利用者の目線にたった内容の見直し、新

規統計項目の追加等引き続き努めております。(別紙21「協会事務局への統計に関する定期報告(平成27年4月1日以降)」参照)

統計の標準化等の具体的項目

項目	仕様
ファイル形式	Excel形式またはCSV形式とPDF形式の併用が望ましい。
年号表記	西暦表記、もしくは西暦・和暦の併記とする。
掲載期間	日次データについては、少なくとも過去1ヶ月の時系列データを掲載。
	週次データについては、少なくとも過去1年間の時系列データを掲載。
	月次・年次データについては、少なくとも過去10年間の時系列データを掲載。
電子データ化	紙媒体で存在する統計情報の電子データ化(データ入力、OCR、画像スキャン等)について、コスト及び作業負担等を考慮しつつ対応可能な過去データ整備期間の検討を行い、電子データ化に着手。
行及び列データ系列	原則として、列(縦)系列を時間軸、行(横)系列を項目軸とする。
統計の説明、用語、数値の定義等についての解説	統計の説明、用語、数値の定義等についての解説資料の提供。
英語への対応	英語版統計データの掲載。
	英語版解説資料等の作成の検討を開始。

(1) 定期調査

(ア) 本協会独自の調査

名称	実施状況	報告対象会員	調査項目
1. 定款の施行に関する規則第3条による報告(平成27年度より)			
四半期報告	毎四半期	全会員	金融先物取引出来高、建玉残高、個別顧客区分管理必要額増減口座数割合(店頭外国為替証拠金取引に限る)など
月次速報	毎月	店頭外国為替証拠金取引及び個人向け店頭バイナリーオプション取引取扱会員	各月出来高、建玉残高、顧客区分管理必要額正味増減額など
2. 協会通知による報告			
個人顧客年間損益状況調査	毎年	外国為替証拠金取引、個人向け店頭バイナリーオプション取引取扱会員	個人顧客年間損益額、損益口座数など
決算状況調査	毎半期	第一種金融商品取引業者	各事業年度及び中間事業年度財務諸表主要項目など
モニタリング調査	毎月	外国為替証拠金取引取扱会員	各月建玉残高、取引額、カバー取引状況、自己資本規制比率など

一般社会における金融先物取引への理解の促進などを目的に、定款施行規則第3条による報告を集計した結果の一部を統計情報として一般に公表しています。

一般公表に際しては、市況などの概況説明を記載したファイルと統計数値ファイルを分けるなど、一般の利用者が統計分析をしやすいように工夫して提供しています。

また、一般公表ファイルには、金融・資本市場統計整備懇談会の標準化様式に沿った英文を添えるなど、国内外の利用者のニーズへの対応に努めています。

(イ) 東京外国為替市場委員会との共同調査

本協会では、平成23年より、毎年1回、東京外国為替市場委員会との共同調査として、店頭外国為替証拠金取引と外国為替市場との関係性に着目した調査を実施しています。本年度は、平成27年4月に実施し、会員51社からアンケートの回答を得て分析し、調査結果レポートをまとめて、Kinsaki-netを通じて会員に公表しました(8月31日)。

(2) スポット調査

本協会では、適宜、会員を対象とした金融先物取引に関連する調査を実施しています。

(3) 外部機関との連携

(ア) 金融・資本市場統計整備懇談会（金融・資本市場統計整備連絡協議会）及び証券ポータルサイト

本協会は金融・資本市場統計整備懇談会に参加し、金融・資本市場統計整備連絡協議会を通じて統計の標準化作業、統計情報の利用促進に取り組んでいます。一般向け協会ホームページを通じて提供する統計情報その他調査関連資料につきましては、公益財団法人日本証券経済研究所が運営する証券ポータルサイトからのリンクを受け、公衆閲覧の充実を図っています。

(イ) トムソン・ロイター社

平成23年12月より、協会が集計した月次速報・

四半期出来高に基づき、店頭外国為替証拠金取引額等が配信されています。(RICコード：FFAJ01からFFAJ04)

(ウ) 東京外国為替市場委員会

① 本協会は東京外国為替市場委員会E・コース小委員会並びに本年より新設されましたバイサイド小委員会に所属しています。

② 平成23年度より、前述の定例調査に記載する共同調査を実施しています。

③ 平成28年6月9日に日本銀行において東京外国為替市場委員会とFX幹事会所属会員との本事務年度（平成27年7月より平成28年6月まで）の第2回意見交換会を開催しました。

④ 新設されたバイサイド小委員会では、BIS内に平成27年7月に組成されたワーキングにおいて検討作業がなされ、平成29年5月に最終版が公表予定の各国外国為替市場共通の外為行動規範（FX Global Code）の草案に対する説明と意見収集が行われました。この行動規範は従来の市場参加者の定義を拡大し、銀行等とカバー取引を行っているFX取扱会員等もいわゆる“バイサイド”して行動規範の対象と考えられております。本年5月に規範の半分に該当する第1フェーズが公表され、それに続き残りの第2フェーズが本年10月に第1次草案として東京外為市場委員会に報告されました。今後も最終版までに情報開示の制約がありますが、複数回の意見集約が予定されております。

FX取扱会員各社は、金融商品取引法及び本協会の自主規制規則の適用を受けているところから、本協会としては、これらの行政機関との関係を分析し、行動規範との関係を分析し、会員、関係当局にお諮りすることとしています。

(4) マッピング

本協会では、適宜、新たな金融先物取引の内容や

店頭デリバティブ取引に関する新たな規制を調査し、その取引に対する各種規制の適用状況などについての整理（マッピング）を図っています。また英訳版を作成し、海外の規制当局や自主規制団体等に提供しております。

（別紙22「所管金融商品取引の状況（マッピング）」参照）

2. 顧客損益状況調査

定期調査項目とする個人顧客年間損益状況調査に関し、平成27年11月に調査を実施し、平成28年4月26日開催のFX幹事会において報告した後、その報告資料をKinsaki-netに掲載しました。また、平成26年度より着手しております顧客属性その他の要素と投資損益の関係性を分析する「顧客損益状況詳細分析調査」について、FX幹事会の一部メンバーのご協力を得て、平成27年データを集計、分析作業を行っています。

（九）投資教育

1. 投資教育事業計画

一般投資者の参加が進むデリバティブ取引について、金融先物取引所管の自主規制機関として、投資者リテラシーを高め取引の健全な発展を図るための施策を計画的に推進することを目的として、平成28年度より5年間の多年度計画として投資教育事業計画を決定し（3月10日理事会決定）、具体的な取組みを開始しました。本件については、現在の協会の厳しい財務事情の中で、計画の一部（投資者教育）については、「公益財団法人資本市場振興財団」より助成を頂いています。

（1）投資教育事業

金融先物取引について、今後とも投資者信頼に基づく健全な発展を続けるためには、投資者自身の金融リテラシーを高めるとともに、金融リテラシーを踏まえた投資者の行動を支える金融商品取引業者の態勢をさらに整えることが肝要であると考えられま

す。金融先物取引に関する自主規制機関として、投資者と会員、それぞれの金融リテラシーへの取組みを支えることが必要と考えられ、投資教育は、その具体的な方法の一つと位置付けられます。

（2）基本的な考え方

投資教育並びに金融リテラシーの向上は、投資者保護、並びに金融先物取引業の健全な発展に不可欠な要素です。その対象となる領域は、広範なものと考えられます。本協会としては、平成17年度以降、一般投資者向けの金融商品取引を所管することによって以降、投資者保護のための規制制度の広報や学術連携事業等の経験はある^{（注）}ものの、投資リテラシーの向上、投資教育としての体系的取組みは行われていませんでした。このような状況を踏まえ、平成26年度より本事業の先駆けとして、学術連携事業の一環として位置づけ、翻訳事業を実施し、並びに内外の情報収集を進めました。これらの事業の経験を通じて、金融先物取引における金融リテラシーに関する知見が高まったことから、本年度より投資教育事業として確立し、さらなる推進を図ることとしました。

平成23年8月より続けてきた学術連携事業のうち、海外教材翻訳事業や投資家行動に関するものについては、投資教育事業の一部に組み入れられ、海外の金融先物取引に関する教育出版物の翻訳を行うこととし、さらには投資者教育に関する国内外の動向などの情報収集を目的に行ってきました国内外の自主規制団体との交流や各種会議への参加についても、投資教育事業に統合することとしました。

（別紙23「投資教育事業計画」参照）

（注）これまでの経緯

投資者には、主に外国為替証拠金取引を対象として制度変更時の解説や無登録業者の取引に関する注意喚起を発信するほか、投資判断に有用となる各種統計情報の公表を段階的に進めてきました。また、投資者との接点となる登録外務員に対する教育については、時宜に応じ、その内容や制度を見直してきたところです。

2. 投資教育事業計画の推進体制

(1) 投資教育事業の構成

投資教育事業は、一般の消費者と対象として金融先物取引に関わる金融リテラシーの向上を支援することを目的とする投資者教育、投資者のリテラシー向上に直接貢献する役割を担う会員役職者の知識向上と職業倫理に基づく行動の実践を目的とするプロフェッショナル教育、投資者のリテラシーに基づく行動を支える外的環境を整えることを目的とする市場環境整備の3つの柱によって構成されています。

平成23年8月より続けてきました学術連携事業のうち、海外教材翻訳事業については、海外の金融先物取引に関する教育出版物の翻訳は投資者教育とプロフェッショナル教育の双方で活用する方針とし、投資者行動に関する研究については投資者教育の在り様を検討するための重要な情報として利用することとし、さらには、投資者教育に関する国内外の動向などの情報収集を目的に行ってきた国内外の各種会議への参加等についても、投資教育事業の下に位置づけるなど、本年度以前から継続的に取り組んできた事業の一部を投資教育事業の下に統合しました。

投資教育事業は中長期計画として位置づけ、その内容や行程については毎期ローリングを行うこととしています。

(2) 投資教育事業計画を具体的に推進するためのプ

ロジェクトの設定

投資教育事業計画を具体的に推進するため、本年度は、作業内容やその工程などに応じて細分化した以下のプロジェクトを設定しました。

各プロジェクトについては、それぞれ事務局の人員を充て、時機に応じて会員や有識者にお集まりいただき検討・協議を行うワーキングを組成するなど、広く会員各位と連携を保ち進める方針です。

- ① 翻訳・出版
- ② 教材シラバス作成
- ③ 教育コンテンツ・ウェビナ開発
- ④ 資格・研修制度
- ⑤ アンケート調査・損益調査
- ⑥ 倫理・行動規範
- ⑦ 自主規制制度向上・プリンシプルベース対応
- ⑧ 市場環境整備

各プロジェクトの概要等につきましては、別紙23「投資教育事業計画」別添 投資教育プロジェクトをご覧ください。

(3) 助成の内容

投資教育事業の公益目的にご理解をいただき、本年度は、事業経費の一部については、公益財団法人資本市場振興財団からの助成金によって賄うこととなりました。

助成の対象となる事業及び経費細目、助成金額は下表のとおりです。

項目	計画額	内助成金 充当額	備考
使途・内訳	千円	千円 (1/2)	
① 投資者教育プロジェクト	9,114	4,570	データ分析設備（ソフト、ハードウェア）他
② 教材開発	2,360	1,180	IFM刊行許諾料他
③ 教育ツール開発	500	250	Web化検討委託費
合計（総事業費）	11,974	6,000	

3. 事業内容

(1) 投資教育事業の3つの柱

投資教育事業の3つの柱は、それぞれ次の内容の具体化を目標とするものです。

- ・ 投資者教育
一般の投資者を対象として、金融先物取引に関するリテラシーを高めることを目的として、そのために必要となる教材や学習環境を開発し、投資者に広く提供すること。
- ・ プロフェッショナル教育
一般投資者のリテラシー向上に直接的な貢献を期待される会員役職員を対象とし、その必要知識の向上と職業倫理の実践を図ることを目的として、教材や学習環境の開発、提供に加え、倫理に関連する自主規制体系の確立や役職員教育の礎となる資格試験制度の見直し、継続教育体系の構築を進めること。
- ・ 市場環境整備
投資者によるリテラシーに基づく行動が円滑に行うことができるように、市場を取り巻く環境の改善を図ることを目的とし、投資者に発信する情報、取引の仕様、顧客管理の在り方、市場の将来像を見据えた対応などの諸課題を幅広く取り上げ、協会を通じて会員が具体的な検討を円滑に行うことができるように、その論点等を整理すること。

(2) 平成28年度における事業

(ア) 平成28年度における事業

平成28年度は、中・長期計画とする投資教育事業の初年度となるため、計画期間中、円滑に進めるため、作業の内容や工程に応じてプロジェクトを細分化し、各プロジェクトについては主に準備作業に注力しています。

各プロジェクトの内容につきましては、2. (2) 投資教育事業計画を具体的に推進するためのプロジェクトの設定及び別紙23「投資教育事業計画」別添 投資教育プロジェクトをご覧ください。

(イ) 平成28年度上期の活動

各プロジェクトに対し、事務局の担当者を設け、それぞれの工程に合わせて事務局内の準備作業に取り掛かりました。

このうち、以下の項目につきましては、その作業に取り掛かっています。

① 海外教材の翻訳

従前より翻訳事業として行ってきました海外文献翻訳について、その成果の公表を図るべく、対象文献の出版元などとの最終調整を行っています。具体的な状況は、下記(3)翻訳事業をご覧ください。

② 投資者アンケート調査

本年度内に一般投資者を対象とする意識調査と会員の顧客を対象とする実態調査を実施するための準備作業を開始しました。

③ 投資者属性調査

平成27年調査に関し、協力会員からのデータ入手を終え、集計・分析作業を行っています。また、効率的な集計・分析を行うための設備等の構成について検討を進めています。

④ 投資者行動研究

(十) 学術連携事業の状況をご覧ください。

⑤ 投資家教育国際フォーラムへの参加

(九)、4. 投資教育に関する国際機関との連携をご覧ください。

⑥ 倫理綱領の作成

会員によるワーキングの組成準備に入り、具体案の検討を準備しております。

(3) 翻訳事業

米国先物外務員登録試験のテキスト (Futures and Options (IFM) 刊^{*}) を対象として、学識経験者の監修を得て本協会関係部分の訳出を行い刊行に向けて準備を進めています。

また、IFMとの許諾契約は平成28年3月14日に合意に至っております。なお、同機関より、共同作業についての表彰を受けました。(平成28年3月24日)

(監修者) 神作裕之東京大学大学院法学政治学研究科教授、弥永真生筑波大学ビジネスサイエンス系教授、勝尾裕子学習院大学副学長、木村真生子筑波大学大学院ビジネス科学研究科准教授

(※) 米国FIA (Futures Industry Association傘下団体 (Institute for Financial Markets))

現在、翻訳活動につきましては、前述のテキストに続き、通貨オプションに関する外国書籍に着手するため、大手出版社と準備作業を行っています。

4. 投資教育に関する国際機関との連携

投資教育にかかわる国際的な推進機関である投資家教育国際フォーラム (International Forum for Investor Education (IFIE*)) への加盟が平成28年3月に開催された理事会で承認されました。本年度は正式メンバーとして平成28年6月にトルコのイスタンブールで開催されたIFIE-IOSCO Conferenceに専務理事、調査部長が参加しております。また、本年11月には同機関のアジア地区会議に参加を予定しております。

(※) 投資家教育国際フォーラム (International Forum of Investors Education : IFIE) 経済協力開発機構 (OECD) と証券監督者国際機構 (IOSCO) とともに、投資教育のグローバル・ネットワークを具体化する組織。設立時期：2005年、24メンバー

(別紙24「投資家教育国際フォーラム (IFIE) の概要」参照)

(十) 学術連携事業の状況

1. 投資 (家) 行動の実証分析

神戸大学岩壺健太郎教授との間で実施しているFX証拠金取引における強制ロスカット制度に関して、行動経済学的アプローチにより「FX証拠金取引におけるロスカット規制—気質効果とリスクテイク—」として研究成果が学会公表 (平成27年11月) されました。今年度は実証データに加えアンケート等も実施し、投資家の行動経済学的分析をさらに進めます。この研究成果により投資家像をより明確に捉え、投資教育事業に反映させたいと考えております。

2. FX取引における法的構造

スイスフランショック、Brexit等における外国為替相場の異常な変動時において執行された取引、特にロスカット等に係る諸課題を整理する作業を事務局内で進めています。その結果を踏まえ、神作裕之東京大学大学院法学政治学研究科教授、弥永真生筑波大学ビジネスサイエンス系教授、白井正和東北大学大学院法学研究科准教授にご指導いただき平成24年に取りまとめられた「外国為替証拠金取引におけるスリッページとレイテンシーの関係」について未整理事項であった異常相場時における価格配信態様や、ロスカット等の執行における最良執行の考え方をメインテーマに整理を進め、取りまとめる予定です。

3. 学会発表

平成28年5月開催の日本金融学会春季大会において、FX証拠金取引が国際金融パネルで「FX証拠金取引の実際と課題」として取り上げられました。学術連携でご指導いただいている神戸大学岩壺健太郎教授、また本協会より調査部長がパネラーとして参加しました。(詳細は同学会ホームページURL <http://jsmeweb.org/> をご参照ください。)

(十一) 行政機関・内外の自主規制機関等との関係

1. 行政庁との意見交換

(1) 意見交換会

第一部、(二)、4、(3)金融庁との意見交換会の実施に記載のように、金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員と意見交換会を開催しています。(平成28年10月13日、第8回)

(2) パブリックコメントへの対応

本協会では、平成28年度の外国為替証拠金取引についての法人レバレッジ等に関する内閣府令、監督指針の改正について、金融庁が実施したパブリックコメントについて、会員よりご意見を踏まえつつ、本協会の所掌事項に関しての重要な制度改正に係る

事項については協会が対応することとしました。

2. 他の自主規制機関等との協調

(1) 国内の自主規制機関等との関係

平成19年金融商品取引業協会懇談会中間論点整理に示されたところ等に従い、他の金融商品取引業協会等との連携協力の充実に努めています。

(別紙25「他の自主規制機関等との協調」参照)

(2) 国外の自主規制機関等との関係

デリバティブ取引の特徴を踏まえて、かねてから本協会はFIA (Futures Industry Association) に加盟しています。その研修機関であるIFMの先物取引の刊行物を投資教育事業の一環として翻訳することについて、今般、投資教育事業に関して先物取引を収録すべく、(九)、4. 投資教育に関する国際機関との連携に記載のIFIEに加盟するとともに、本協会所管のデリバティブの規制について、関係方面と意見交換をするため、日本証券業協会の協力を得て、投資教育事業を決定して行きたいと考えています。

3. その他

(1) 仮想通貨関係

仮想通貨に関する法律として、平成28年3月4日に「資金決済に関する法律の一部改正」が国会へ提出され、同年5月25日に成立しました。

本協会の業務との関係については、現行法の下では仮想通貨に関する取引は金融商品取引ではないところ等から、本協会に限らず、金商法上の認定金融商品取引業協会としての業務の対象とはなっていないと理解しています。

他方、投資者保護、投資者信頼を通じた健全な発展を期する本協会としては、これまでも他の要素から外国為替証拠金取引に及ぼされる影響等について

関心を持って対応してきており、仮想通貨と通貨をペアとする証拠金に係る取引等についても同様の事情にあると思えます。

また、ブロックチェーン技術をはじめ、大きな展開等が世上議論されていることは、電子技術が大変大きなウェイトをもつ分野を所掌する本協会として、将来的視点に立った関心を持って対応することが必要と思っています。

本協会としましては、金融先物の所管とはなっていないことを考慮しつつ、仮想通貨に関する勉強会への参加など通じて情報収集を継続しています。

(2) その他

各国・地域の監査監督当局間における協力・連携の場として発足した監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) 事務局が、平成28年に東京に設立されることが決定されました。これに伴い金融庁IFIAR常設事務局設立準備本部より、我が国におけるIFIAR事務局の活動のサポートや監査の品質に関する意識の向上を図るため、国内関係団体によるネットワーク構築を図るために設立される日本IFIARネットワーク (仮名称) のご紹介があり、本協会も設立メンバーとして参加をすることとなりました。なお、第一回の総会は12月に予定されております。

第五部 その他

(一) 会員等の状況

1. 会員、特別参加者の状況

(1) 会員、特別参加者の状況

平成28年9月30日現在、本協会の会員は142社、特別参加者は6社です。

平成28年度上期中、会員については、入会1社、退会1社 (事業の全部譲渡1社)、特別参加者については、異動はありません。

会員、特別参加者の状況

(平成28年9月30日現在)

業 態	会 員	特 別 参 加 者
都 市 銀 行	4	－
地 方 銀 行	30	1
信 託 銀 行	3	－
そ の 他 の 銀 行	9	－
外 国 銀 行	9	－
地 方 銀 行 II	5	－
信 用 金 庫	－	－
系 統 金 融 機 関	1	1
短 資 会 社 等	－	－
証 券 会 社	51	2
外 国 証 券 会 社	4	－
商 品 先 物 会 社	4	－
先 物 専 門 会 社	22	－
そ の 他	－	2
合 計	142	6

(注)「地方銀行II」は、「第二地方銀行協会加盟の地方銀行」の略称。

別紙1 金融先物取引業協会の系譜

1. 平成元年8月（社団法人 金融先物取引業協会）

金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第104条により、委託者等の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とする民法第34条の規定に基づく社団法人として大蔵大臣より設立認可（平成元年8月4日）を受け設立されました。

2. 平成19年9月（認定金融商品取引業協会）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年6月14日法律第65号）に伴い、同法の施行の際現に存する金融先物取引業協会は、同法施行日（平成19年9月30日）において金融商品取引法第78条第1項に規定する認定を受けた認定金融商品取引業協会とみなされました。（「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年6月14日法律第66号）第89条）

金融商品取引法第79条の3の規定により業務規程（平成20年2月27日理事会決定。平成20年3月31日施行）の認可を受けました（平成20年3月31日付）。

3. 平成20年12月（特例民法法人）

平成18年6月2日法律第50号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第40条により特例民法法人に移行しました。

4. 平成24年4月（一般社団法人）

平成24年4月1日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第45条に基づく認可を受け、特例民法法人から一般社団法人へ移行しました。

なお、今回の特例民法法人から一般社団法人への移行によっても法人の同一性は継続しています。

業務規程については、一般社団法人への法人格移行を反映した一部変更（平成24年3月14日理事会決定。同年4月1日施行）について、平成24年3月30日付で金融商品取引法第79条の3の規定に基づき認可を受けました。

5. 平成26年8月（認定個人情報保護団体）

外国為替証拠金取引が個人顧客の間に広がり、定着し、また、個人向けバイナリーオプション取引等の新たな個人向け取引が行われるようになるなど、個人顧客の個人情報を中心に、ますます個人情報保護への取組みが必要となる中で、会員の一層の個人情報保護の推進に努めることを目的とし、個人情報の保護に関する法律第37条第1項に基づく認定個人情報保護団体の認定申請を平成26年3月31日に行い、平成26年8月1日付で認定を受けました。

(参考)

金融商品取引業協会懇談会名簿

委員	安東 俊夫	(日本証券業協会 会長)
	奥 正之	(金融先物取引業協会 会長)
	加藤 雅一	(日本商品投資販売業協会 会長)
	辻 雅夫	(日本証券投資顧問業協会 会長)
	樋口 三千人	(投資信託協会 会長)
	神田 秀樹	(東京大学大学院 教授)

オブザーバー

	河野 正道	(金融庁監督局審議官)
	細溝 清史	(金融庁総務企画局審議官)

(敬称略・五十音順)

金融商品取引業協会懇談会

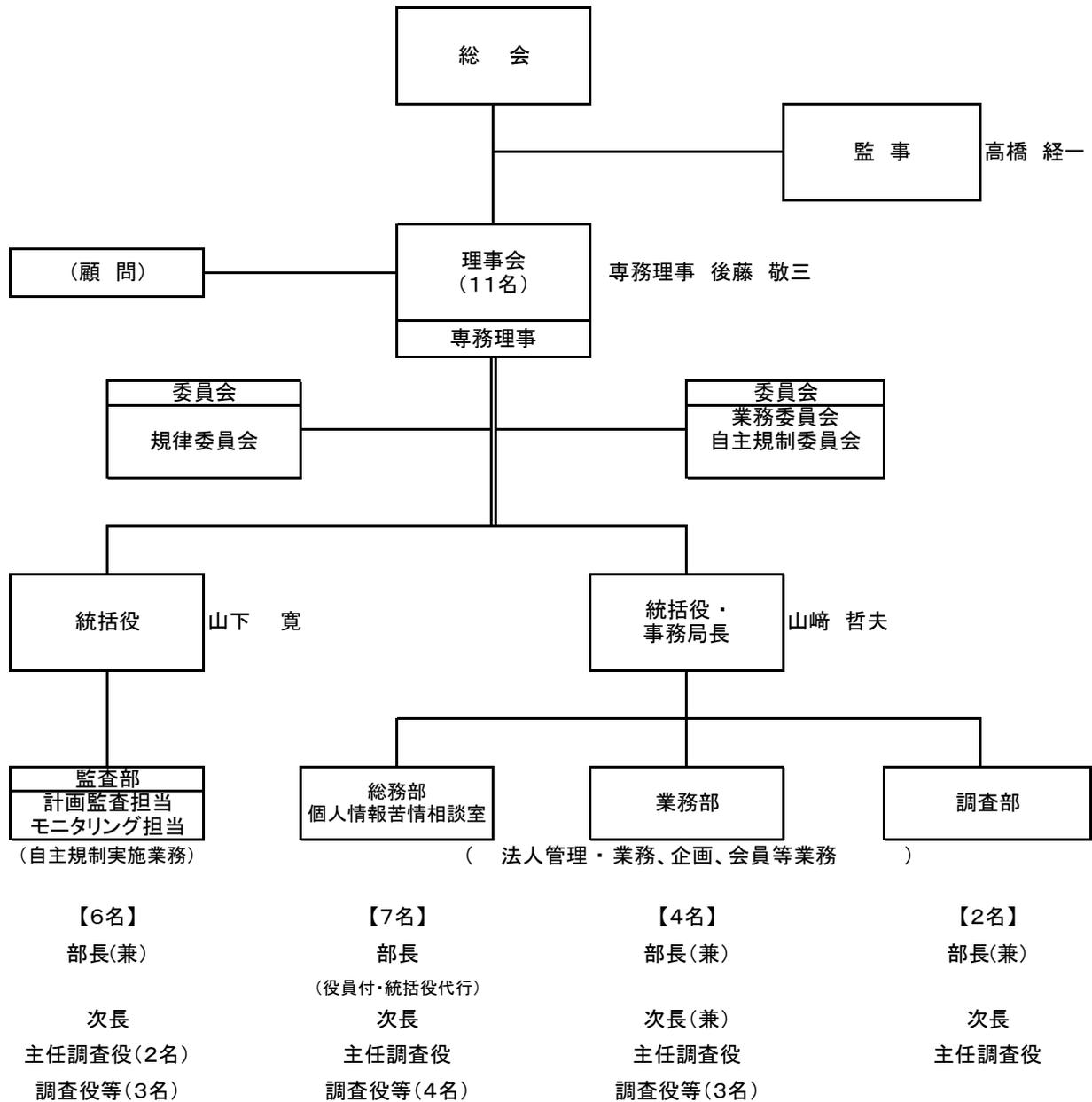
幹事会名簿

座長	神田秀樹	(東京大学大学院教授)
有識者委員	井口尚志	(国民生活センター相談調査部長)
	神作裕之	(東京大学大学院教授)
	楠本くに代	(金融消費者問題研究所代表)
	黒沼悦郎	(早稲田大学大学院教授)
	ミツエル・メイソ	(IBA証券分科委員長、ドイツ証券COO)
	委員	金子義昭
坂本哲郎		(日本商品投資販売業協会常務理事)
長尾和彦		(日本証券投資顧問業協会専務理事)
藤村英樹		(金融先物取引業協会専務理事)
増井喜一郎		(日本証券業協会副会長)
オブザーバー		河野正道
	氷見野良三	(金融庁監督局証券課長)
	三井秀範	(金融庁総務企画局市場課長)
	松尾直彦	(金融庁総務企画局金融商品取引法令準備室長)

(敬称略・五十音順)

別紙2 一般社団法人金融先物取引業協会組織図

(平成28年7月1日)

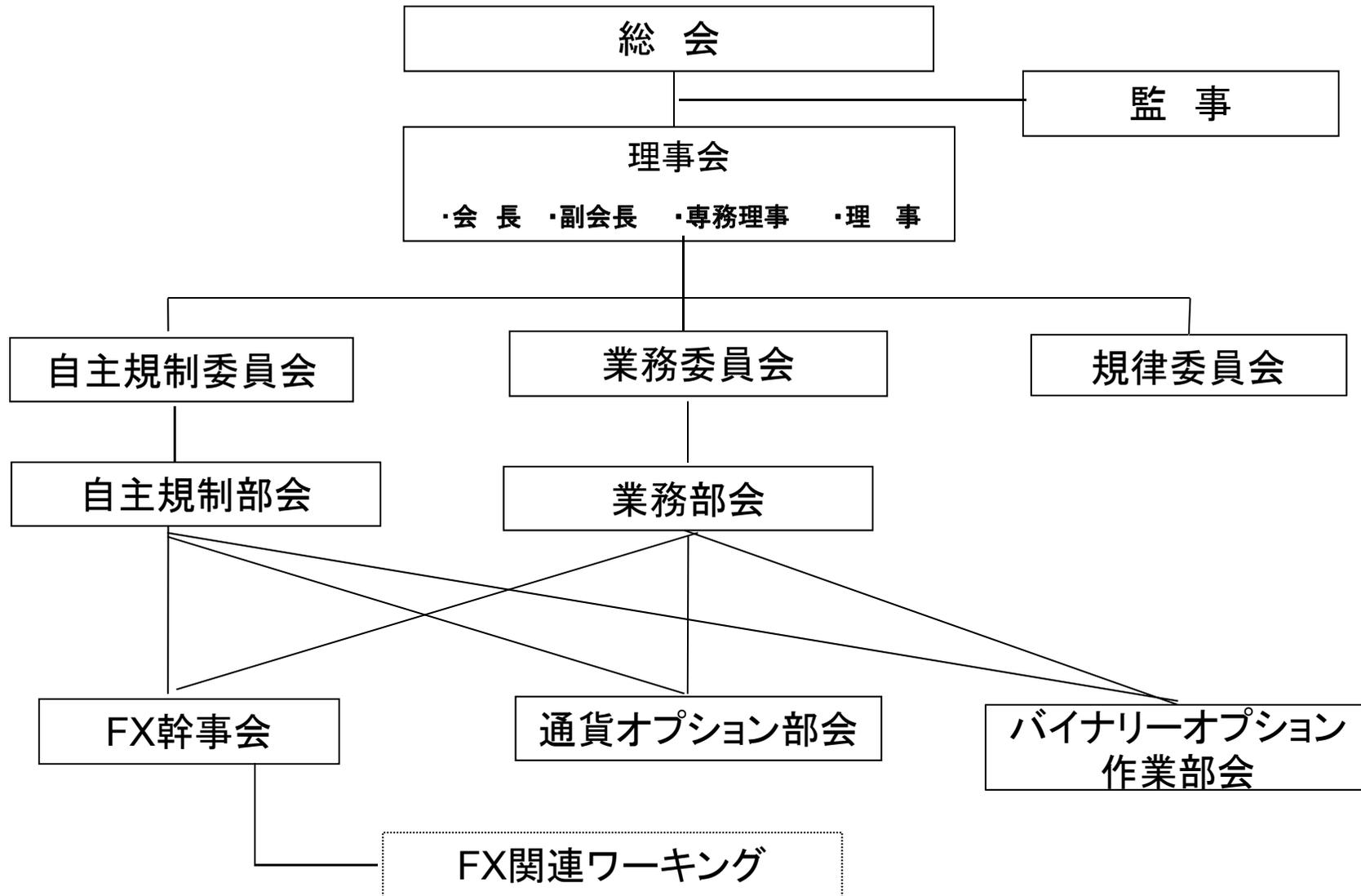


(注)各部の人数は、主たる業務の配置によっている。

【常勤役員 1名、職員19名、パート職員2名】

協会組織図

(平成27年1月)



別紙3 総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等

1. 総会

平成28年度4月から9月末までにおける定款第23条に規定する通常総会が開催されました。その議事内容等の概要は以下のとおりです。

通常総会

平成28年6月20日、第27回通常総会をKKRホテル東京（東京都千代田区）において開催し、出席会員141社（うち、書面による議決権行使会員133社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第1号議案 平成27年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件

第2号議案 役員を選任の件

第3号議案 第27回通常総会議事録署名人2名選任の件

2. 理事会

平成28年度4月から9月末までにおける定款第34条に規定する理事会は4回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開会方式・場所を示します。）

第1回理事会（平成28年5月16日・KKRホテル東京）

○第27回通常総会招集決定の件

○平成27年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件

（平成28年6月20日開催第27回通常総会付議案件 総会第1号議案関連）

○役員候補者決定の件

（平成28年6月20日開催第27回通常総会付議案件 総会第2号議案関連）

○第27回通常総会議事録署名人2名選任の件

（平成28年6月20日開催第27回通常総会付議案件 総会第3号議案関連）

○第27回通常総会の議決権行使に関する事項の件

○平成27年度代表理事の職務執行状況の報告の件

○平成27年度資産管理運用状況報告の件

第2回理事会（平成28年6月6日・書面）

○重要な使用人の任命の件

○会員の金融商品取引業の譲渡に伴う預託金の返還の件

第3回理事会（平成28年6月20日・書面）

○会長、副会長及び専務理事の選定（代表理事の選定）の件

第4回理事会（平成28年9月15日・書面）

○会員の入会の件

3. 委員会・部会

平成28年度における委員会規則（平成元年9月14日制定、平成24年11月22日最終改正）に基づき設置された委員会及び部会は、業務委員会及び業務部会、自主規制委員会及び自主規制部会並びに規律委員会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。）

(1) 業務委員会

第1回業務委員会（平成28年4月28日・書面）

○今後における業務運営体制の件

(2) 業務部会

第1回業務部会（平成28年4月20日・協会）

○活動状況

○「今後における業務運営体制の件」の進め方について

○業務委員会（H28.4.28書面開催）

・議案 今後における業務運営体制の件

○その他

・協会事務局の兼務発令等の状況

・協会組織図（新旧）

・平成28年度会議日程案（予定）

第2回業務部会（平成28年5月9日・協会）

○活動状況

○平成27年度事業報告及び決算の件等

(1) 招集理事会（H28.5.16）議案

i（決議事項）

第1号議案 第27回通常総会招集決定の件

第2号議案 平成27年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件（平成28年6月20日開催第27回通常総会付議案件 総会第1号議案関連）

第3号議案 役員候補者選任の件（平成28年6月20日開催第27回通常総会付議案件 総会第2号議案関連）（総会「役員を選任の件」）

第4号議案 第27回通常総会議事録署名人2名選任の件（平成28年6月20日開催通常総会付議案件 総会第3号議案）

第5号議案 第27回通常総会の議決権行使に関する事項の件

第6号議案 今後における業務運営体制の件

第7号議案 公益目的支出計画実施完了確認請求書の提出の件

ii (報告事項)

- I. 平成27年度代表理事の職務執行状況の報告の件
- II. 平成27年度資産管理運用状況の報告の件

(2) 第27回通常総会 (H28.6.20) 議案

第1号議案 平成27年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件

第2号議案 役員を選任の件

第3号議案 第27回通常総会議事録署名人2名選任の件

(3) その他

i 業務部会配布資料

① 平成27年度決算参考資料

その1 平成27年度収支計算書 予算との主な差異の内容付き

その2 平成27年度収支計算書 事業別内訳

その3 平成35年度までの試算 (平成28年度予算ベース・平成27年度決算織込み済み) 現行ベース、見直し案

② 「役員選任の透明性の確保」

第3回業務部会 (平成28年9月6日・協会)

○活動状況

○理事会関係

(1) 書面開催 (H28.9.15) 議案

(提案事項)

議案 会員の入会の件

(2) 書面開催 (H28.9下旬~10月上旬書面開催) 議案

(提案事項)

議案 協会規則等の一部改正の件

(3) 報告事項

① 処分関係諸規則の改正概要について

② 証拠金率のデータ算出の委託について

③ 今後の日程

(3) 自主規制委員会

第1回自主規制委員会 (平成28年9月23日・書面)

第1号議案 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件

第2号議案 「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則」の一部改正の件

第3号議案 「個人情報保護に関する指針」の一部改正の件

(4) 自主規制部会

第1回自主規制部会（平成28年8月4日・協会）

○活動状況

○審議事項

第1号議案 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件（外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備等）

第2号議案 「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則」の一部改正の件

第3号議案 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

○報告事項

- ・処分関係諸規則の改正概要について
- ・日本金融学会における発表について

(5) 規律委員会

第1回規律委員会（平成28年6月24日）

○審議事項

- ・定款の一部変更について
- ・会員に対する処分等に係る手続に関する規則の制定について
- ・不服審査会規則の制定について
- ・会員処分量定基準（理事会決議）の正式施行について
- ・会員に対する処分に関する考え方（処分基準）公表について

（新たに検討した事項）

- ・本協会における過怠金の上限額等について

○報告事項

- ・会員から受領した事故報告書等に対する本協会の処分要否についての報告等
- ・会員の処分可否関係（会員1社）

別紙4 平成28年度会議日程（実績及び予定）

	時 期	所 管	内 容	会 場
1	平成28年4月20日	第1回 業務部会	・「今後における業務運営体制の件」の進め方について	協会会議室
2	平成28年4月28日	第1回 業務委員会 （書面）	・今後における業務運営体制の件	
3	平成28年5月9日	第2回 業務部会	・平成27年度事業報告・決算 ・平成28年度役員選任 等	協会会議室
4	平成28年5月16日	第1回 理事会	・平成27年度事業報告・決算 ・平成28年度役員選任 等	KKRホテル 梅の間
5	平成28年5月31日	第16回 F×幹事会	・金融モニタリングレポートの各論点への対応の検討について 他	協会会議室
6	平成28年6月1日	金融庁説明会	・F×取引取扱会員向けサイバーセキュリティ	KKRホテル 孔雀の間
7	平成28年6月2日	事務打合せ会 （新理事会社）	・第27回通常総会説明	協会会議室
8	平成28年6月6日	第2回 理事会 （書面）	・重要な使用人任命	
9	平成28年6月20日	第27回通常総会	・平成27年度事業報告・決算 ・平成28年度役員選任 等	KKRホテル 丹頂の間、梅の間
10	平成28年6月20日	第3回 理事会 （新理事）（書面）	・会長・副会長・専務理事互選	
11	平成28年8月4日	第1回 自主規制部会 14:30～16:00	・金融先物取引業務取扱規則の一部改正 ・個人情報の保護に関する指針の一部改正 他	協会会議室
12	平成28年9月中旬～下旬	第1回 自主規制委員会 （書面）	・金融先物取引業務取扱規則の一部改正 ・個人情報の保護に関する指針の一部改正 他	
13	平成28年9月6日	第3回 業務部会	・入会 ・外務員処分 ・金融先物取引業務取扱規則、個人情報の保護指針の一部改正 等	協会会議室
14	平成28年9月15日	第4回 理事会 （書面）	・入会	
15	平成28年9月下旬～10月上旬	第5回 理事会 （書面）	・金融先物取引業務取扱規則、個人情報の保護指針の一部改正 等	
16	平成28年10月13日	金融庁との意見交換会 14:00～15:00	・業務委員会委員及び自主規制委員会委員と金融庁幹部との意見交換	霞山会館
17	平成28年11月上旬	第4回 業務部会	・代表理事の職務執行状況報告 ・平成28年度資産管理運用状況報告	協会会議室
18	平成28年11月14日	第6回 理事会	・代表理事の職務執行状況報告 ・平成28年度資産管理運用状況報告	KKRホテル 松の間
19	平成28年11月下旬	F×幹事会	（説明） ・定款の一部変更 ・処分関係の規則制定 ・外務員登録等に関する規則の一部改正 等	協会会議室
20	平成28年12月2日	大阪セミナー	・セミナー ・懇談会	KKRホテル大阪 曙の間、瑞宝の間
21	平成28年12月中旬～下旬	第5回 業務部会	・平成29年度事業計画・予算 ・定款の一部変更 ・処分関係の規則制定 ・外務員登録等に関する規則の一部改正 等	協会会議室
22	平成29年1月中旬	第2回 自主規制部会	・処分関係の規則制定 ・外務員登録等に関する規則の一部改正 ・定款の一部変更（説明） 等	協会会議室

別紙4 平成28年度会議日程（実績及び予定）

	時 期	所 管	内 容	会 場
23	平成29年2月下旬	第2回 自主規制委員会	・処分関係の規則制定 ・外務員登録等に関する規則の一部改正 ・定款の一部変更（説明） 等	未定
24	平成29年2月下旬	第6回 業務部会	・臨時総会付議事項の説明、臨時総会開催内容説明 （平成29年度事業計画・予算）	協会会議室
25	平成29年2月下旬	東京セミナー	・セミナー ・懇親会	KKRホテル 未定
26	平成29年3月上旬	第2回 業務委員会	・平成29年度事業計画・予算	KKRホテル 未定
27	平成29年3月中旬	第7回 理事会 （書面）	・臨時総会付議案件 （定款の一部変更、平成29年度事業計画・予算） ・処分関係の規則制定 ・外務員登録等に関する規則の一部改正	
28	平成29年3月下旬	臨時総会	・定款の一部変更 ・平成29年度事業計画・予算	協会会議室
29	平成29年3月下旬	第8回 理事会 （書面）	・入退会 等	
30	平成29年5月上旬	第1回 業務部会	・平成28年度事業報告・決算 ・平成29年度役員選任 等	協会会議室
31	平成29年5月中旬	第1回 理事会	・平成28年度事業報告・決算 ・平成29年度役員選任 等	KKRホテル 未定
32	平成29年6月上～中旬	事務打合せ会 （新理事会社）	・第28回通常総会説明	協会会議室
33	平成29年6月中旬	第28回通常総会	・平成28年度事業報告・決算 ・平成29年度役員選任 等	KKRホテル 未定
	平成29年6月中旬	第2回 理事会 （新理事）（書面）	・会長・副会長・専務理事互選	

別紙5 一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況

月日	事項	分類	内容等	文書番号
H28.4 0401	通知文書	事務局	サイバーセキュリティに係るFISC安全対策基準に関する問い合わせの受付について	64E
0404	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	67E
0405	通知文書	事務局	欧州清算集中義務の導入に伴う外貨建て金利スワップ取引等の実態調査について	68E
0406	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	70E
0406	通知文書	事務局	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等(案)の公表に係るパブリックコメントについて	71E
0415	通知文書	調査部	倫理コードに関するアンケート調査の実施について	74E
0415	通知文書	業務部	平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害に対する金融上の措置について	75E
0415	通知文書	業務部	「平成28年経済センサス・活動調査」への協力について	76E
0418	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	78E
0420	第1回 業務部会	事務局	「今後における業務運営体制の件」の進め方について 他	—
0421	金融庁、財務局との意見交換会	事務局	定期開催	—
0422	第1回 学術連携研究会	事務局	経済研究	—
0426	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	83E
0426	通知文書	業務部	マイナンバーカード(個人番号カード)の本人確認書類としての取扱いについて	84E
0427	FINMAC 5団体打合せ	事務局	紛争解決等業務の動向について	—
0428	金商業協会 5団体打合せ	事務局	各協会報告	—
0428	第1回 業務委員会(書面)	事務局	今後における業務運営体制の件	—
0502	通知文書	業務部	「改正犯罪収益移転防止法」リーフレットについて	86E
0502	通知文書	業務部	伊勢志摩サミットの開催に伴う交通対策について	87E
0509	第2回 業務部会	事務局	理事会付議案件(第27回通常総会付議案件)	—
0512	通知文書	業務部	平成28年度 フロン類算定漏えい量報告・公表制度説明会の開催について	93E
0516	第1回 理事会	事務局	第27回通常総会付議案件	—
0518	FINMAC 5団体打合せ	事務局	・事業計画および予算 ・事業報告および決算 ・紛争解決等業務の動向について 他	—
0519	金商業協会 5団体打合せ	事務局	各協会報告	—
0523	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	98E
0525	第2回 学術連携研究会	事務局	経済研究	—

0531	第16回 FX幹事会	事務局	・金融モニタリングレポートの各論点への対応の検討について ・法人レバレッジ規則への対応について 他	—
0601	FX取扱会員向けサイバーセキュリティセミナー	事務局	・本取組みの背景と金融機関を取巻くサイバー環境 ・サイバー攻撃の類型や事例 ・サイバーセキュリティ対策のポイント	—
0601	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	101E
0601	通知文書	業務部	法人番号の利活用促進について	102E
0602	事務打合せ	事務局	平成28年度理事会社へ通常総会説明 他	—
0603	FINMAC運営審議委員会	事務局	・事業計画および予算 ・事業報告および決算 ・紛争解決等業務の動向について 他	—
0606	第2回 理事会(書面)	事務局	・今後における業務運営体制の件 ・会員の金融商品取引業の譲渡に伴う預託金の返還について	—
0607	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」(平成27年度第4四半期分)の周知について	108E
0607	通知文書	監査部	事業報告書(写)の提出について	109E
0608	通知文書	総務部	直近決算期の純資産額の報告について	110E
0609	東京外為市場委員会	事務局	定期意見交換	—
0615	FINMAC 5団体打合せ	事務局	紛争解決等業務の動向について 他	—
0615	通知文書	監査部	英国 国民投票における対応について	111E
0615	通知文書	業務部	通知カードを用いた個人番号告知と帳簿方式の適用の関係について	112E
0616	通知文書	調査部	金融先物取引業務マニュアルの改訂について	113E
0620	第27回 通常総会	事務局	・平成27年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件 ・役員選任の件 ・第27回通常総会議事録署名人2名選任の件	—
0620	第3回 理事会(書面)	事務局	代表理事の選定の件	—
0621	通知文書	事務局	第27回通常総会及び平成28年度役員について	129E
0623	第1回 翻訳監修研究	事務局		—
0623	通知文書	監査部	英国 国民投票に伴うロスカット等未収金発生報告について	134E
0624	第13回 規律委員会	事務局	処分関係規則の制定 他	—
0624	金商業協会 5団体打合せ	事務局	各協会報告	—
0624	通知文書	総務部	JPCERT 早期警戒情報【インディケータ情報】の協会経由での配信について	135E
0624	通知文書	業務部	「夏季の省エネルギー対策について」の周知について	136E
0627	通知文書	業務部	金融分野における個人番号に係る留意点(当局への提出書類関	138E

			連)の周知について	
0629	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する証券検査結果事例集」(平成28年6月)の周知について	139E
0629	通知文書	業務部	「参議院議員通常選挙の選挙当日における便宜供与について」の周知について	141E
0706	通知文書	業務部	地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE(クールチョイス)」推進への協力について	144E
0707	TFXとの意見交換会	事務局	定期意見交換	—
0708	BO勉強会	事務局	BOの取引価格に関する勉強会	—
0711	通知文書	業務部	国土強靱化に資する民間取組事例の募集に関する協力について	145E
0711	通知文書	業務部	北朝鮮に主たる事務所を有する法人等又はこれらが実質的に支配する法人等に対する支払行為の禁止等について	146E
0719	通知文書	監査部	英国民投票時の価格等に関する書類調査の実施について	150E
0719	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	151E
0719	東京外為市場委員会	事務局	E・コマース小委員会	—
0720	FINMAC 5団体打合せ	事務局	紛争解決等業務の動向について 他	—
0721	東京外為市場委員会	事務局	バイサイド小委員会	—
0729	第17回 FX幹事会	事務局	・金融モニタリングレポートの各論点への対応の検討について ・法人レバレッジに係る府令改正への対応について	—
0729	金商業協会 5団体打合せ	事務局	各協会報告	—
0801	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	157E
0803	通知文書	業務部	共通報告基準(CRS)に基づく自動的情報交換について	158E
0804	第1回 自主規制部会	事務局	・「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件 ・「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則」の一部改正の件 ・「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件	—
0808	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	157E
0817	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	162E
0826	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	164E
0901	第2回 学術連携研究会	事務局		—
0901	通知文書	業務部	平成28年台風第10号にかかる災害に対する金融上の措置について	167E
0901	通知文書	業務部	平成28年台風第10号にかかる災害に対する金融上の措置について	168E
0906	第3回 業務部会	事務局	理事会議案について	—
0906	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	169E
0907	通知文書	業務部	日本標準時における「うるう秒」の調整について	171E
0912	通知文書	業務部	疑わしい取引の届出における入力要領の改訂について	173E

0914	通知文書	総務部	金融先物取引関係法規集データベースの廃止について(意見聴取・アンケート)	175E
0915	FIMAC 5団体打合せ	事務局	紛争解決等業務の動向について 他	—
0915	第4回 理事会	事務局	会員の入会の件	—
0920	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	180E
0923	第1回 自主規制委員会	事務局	・「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件 ・「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則」の一部改正の件 ・「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件	—
0923	通知文書	業務部	津波防災の日における緊急地震速報訓練への参加の要請及び訓練参加状況等の調査・アンケートの実施について	182E
0928	金商業協会 5団体打合せ	事務局	各協会報告	—

別紙6 平成28年度予算書(収支計算書ベース)による事業活動収支の部の予算執行状況

科目	平成28年度		差異 (A-B)	進捗率	差異の要因
	予算額 A	4月～9月 決算額 B			
I 事業活動収支の部					
1 事業活動収入					
うち 定額会費収入	84	80	4	95%	
うち 比例会費収入	156	156	0	100%	
うち 特定資産利息収入	4	1	3	25%	
うち 受験料収入	17	8	9	47%	平成28年度当初予算時における受験者数2,100人に対し、 上期実績929人
事業活動収入計	289	253	36	87%	
2 事業活動支出					
うち 事業費支出	332	134	198	41%	
うち 調査研究費支出	17	5	12	29%	監査費用の未執行、投資教育事業の未執行(下期実施予定)
うち 業務資料発行費支出	17	4	13	24%	法規集作成費1,000万円の未執行(下期実施予定)
うち 広報・研修試験費支出	8	2	6	25%	会員セミナーの未執行(下期実施予定)、内部管理責任者資格試験受験者数の減
うち 職員給与支出	199	83	116	42%	
うち 管理費支出	45	18	27	39%	
うち 総会・委員会支出	4	1	3	25%	規律委員会開催の減
うち 職員給与支出	13	6	7	46%	
うち その他事務管理費支出	18	5	13	28%	会計監査報酬270万円の未執行(12月、3月支払予定) 未払消費税等の未計上(3月計上予定)
事業活動支出計	377	151	226	40%	
事業活動収支差額	△ 88	102	△ 190		

別紙7 公益目的支出計画の実施状況

1 制度の概要

本協会は、移行一般社団法人として、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第127条第3項により公益目的支出計画の作成実施が義務づけられています。

公益目的支出計画は、一般社団法人に移行する前の法人格の下での最終決算における公益目的財産額（法人格移行前の本法人において蓄積された内部留保、固定資産などの財産に相当する金額）の全額を、法人格移行後の一般社団法人において公益目的のために支出する計画です。

2 本協会における実施状況

(1) 移行に際しての当初計画

本協会の公益目的支出計画は、移行に際して、内閣府の指導を受け、公益目的財産額（1,004百万円）、計画期間を平成24年4月1日の法人格移行後4年間とし、平成24年6月通常総会において決定いたしました。

(2) 平成24年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成24年度決算において、自主規制事業会計は、収入42百万円、支出315百万円であり、収支差272百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成24年度末日の本協会の公益目的財産額は731百万円となりました。

(3) 平成25年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成25年度決算において、自主規制事業会計は、収入35百万円、支出322百万円であり、収支差288百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成25年度末日の本協会の公益目的財産額は443百万円となりました。

(4) 平成26年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成26年度決算において、自主規制事業会計は、収入27百万円、支出322百万円であり、収支差295百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成26年度末日の本協会の公益目的財産額は148百万円となりました。

(5) 平成27年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成27年度決算において、自主規制事業会計は、収入25百万円、支出312百万円であり、収支差△286百万円となり、前年度末公益目的財産額148百万円を全額支出し、本年度末の公益目的財産額は0円となります。

この結果、平成24年4月に確定した公益目的財産額1,004百万円すべてを公益目的のために支出したこととなり、本協会は、移行法人としての平成24年から4年間の公益目的支出計画を完了いたしました。

(単位：百万円)

	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)
1. 公益目的財産額	1,004	731	443	148
2. 公益目的収支差額 (①-②)	272	288	295	286
(1) 公益目的支出の額 (①)	315	322	322	312
(2) 実施事業収入の額 (②)	42	35	27	25
3. 当該事業年度末日の公益目的財産額	731	443	148	0

(参考) 公益目的財産額に関して、金融商品取引法施行後の公益法人制度下の内部留保の推移等については、「別紙22 金商法施行後の公益法人制度下の内部留保の推移等（体制整備、財務運営を含む。）（別紙7関連追加）」参照

別紙8-1 平成35年度までの試算(平成28年度予算ベース)現行ベース(平成27年度決算繰込み済み)

1	前提条件	1 支出	○ 平成29年度以降、平成28年度予算ベースを据え置く(新規事業、給与改善等を考慮しない、システム開発費は平成29年度以降500万円(自主規制事業会計の支出300万円、助成金対象事業の支出200万円)とする、予備費支出は含まない。) ○ 消費税については、平成31年10月から10%として計算する。(平成31年度 法人会計分6.7万円、平成32年度 法人会計分6.7万円、自主規制事業会計分81万円) ○ 平成28年度算給に伴う平成29年度平準化分を平成29年度に加算し、社会保険料率の改定等を見込む。
2		2 会費収入等	○ 定額会費、比例会費、入会金については、平成28年度の水準で据え置き、各収入すべて法人会計の収入とする。
3		3 その他収入	○ 事業収入他については、平成28年度予算水準で据え置き、自主規制事業会計の収入とする。 ○ 受験料収入については、平成32年4月以降消費税10%として計算(8,350円×2,100人)する。 ○ 平成32年度以降の事業収入内訳 受験料収入17,535千円、外務員登録手数料収入11,000千円、刊行物頒布収入500千円、合計29,035千円
4		4 運用益収入	○ 平成28年度予算水準で据え置きとする。

(単位:千円)

区分	A B (参考)平成26年度 予算における試算		C (参考)平成27年度 予算における試算	E F G H I J K L 平成28年度予算ベースにおける見込み								
	H26年度	H35年度		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
8 支出 実施事業支出 (1) = (2)+(5)+(6)	391,974	394,252	393,431	393,341	398,975	399,225	400,102	400,979	400,979	400,979	400,979	400,979
9 うち 内部資金対応事業費 (2) = (3)+(4)				386,987	372,821	372,871	373,748	374,625	374,625	374,625	374,625	374,625
10 うち 法人会計の支出 (3)				(45,840)	(46,179)	(46,196)	(46,263)	(46,330)	(46,330)	(46,330)	(46,330)	(46,330)
11 うち 自主規制事業会計の支出 (4)				(321,147)	(326,642)	(326,675)	(327,485)	(328,295)	(328,295)	(328,295)	(328,295)	(328,295)
12 うち 助成対象事業費 (5)				(11,974)	(11,974)	(11,974)	(11,974)	(11,974)	(11,974)	(11,974)	(11,974)	(11,974)
13 うち あっせん関係事業費 (6)				(14,380)	(14,380)	(14,380)	(14,380)	(14,380)	(14,380)	(14,380)	(14,380)	(14,380)
14 収入 事業活動収入 (7) = (8)+(14)+(16)+(18)	283,000	283,000	282,100	289,120	289,120	289,120	289,120	289,435	289,435	289,435	289,435	289,435
15 うち 法人会計の収入 (8) = (9)+(10)+(11)+(12)				254,400	254,400	254,400	254,400	254,400	254,400	254,400	254,400	254,400
16 うち 入会金収入 (9)				(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)
17 うち 定額会費収入 (10)	(92,800)	(92,800)	(91,550)	(83,500)	(83,500)	(83,500)	(83,500)	(83,500)	(83,500)	(83,500)	(83,500)	(83,500)
18 うち 比例会費収入 (11)	(146,100)	(146,100)	(156,100)	(156,100)	(156,100)	(156,100)	(156,100)	(156,100)	(156,100)	(156,100)	(156,100)	(156,100)
19 うち 運用収入 (12)				(4,400)	(4,400)	(4,400)	(4,400)	(4,400)	(4,400)	(4,400)	(4,400)	(4,400)
20 うち 自主規制事業会計の収入												
21 事業収入 (13)				(28,720)	(28,720)	(28,720)	(28,720)	(29,035)	(29,035)	(29,035)	(29,035)	(29,035)
22 うち 助成金等収入								平成32年度以降消費税10%として受験料8,350円×2,100人で計算				
23 助成金収入 (14)				(6,000)	(6,000)	(6,000)	(6,000)	(6,000)	(6,000)	(6,000)	(6,000)	(6,000)
25 収支差額 (15) = (16)+(17)+(18)+(19)	△ 108,974	△ 111,252	△ 101,331	△ 104,221	△ 109,855	△ 110,105	△ 110,982	△ 111,544	△ 111,544	△ 111,544	△ 111,544	△ 111,544
26 うち 法人会計の収支差 (16) = (8)-(3)				(208,560)	(208,221)	(208,204)	(208,137)	(208,070)	(208,070)	(208,070)	(208,070)	(208,070)
27 うち 自主規制事業会計の収支差 (17) = (13)-(4)				(△ 292,427)	(△ 297,722)	(△ 297,955)	(△ 298,765)	(△ 299,260)	(△ 299,260)	(△ 299,260)	(△ 299,260)	(△ 299,260)
28 うち 助成対象事業費の収支差 (18) = (14)-(5)				(△ 5,974)	(△ 5,974)	(△ 5,974)	(△ 5,974)	(△ 5,974)	(△ 5,974)	(△ 5,974)	(△ 5,974)	(△ 5,974)
29 うち あっせん関係事業費の収支差 (19) = -(6)				(△ 14,380)	(△ 14,380)	(△ 14,380)	(△ 14,380)	(△ 14,380)	(△ 14,380)	(△ 14,380)	(△ 14,380)	(△ 14,380)

	平成25年度 決算後残高(※1)	平成26年度 決算後残高(※2)	平成27年度 決算後残高(※3)
31 内部留保額(※)	765,178	690,325	614,178
32 うち 自主規制事業実施積立金分 (21)	(719,762)	(659,880)	(594,966)
33 うち 過剰金積立資金分 (22)	(45,416)	(30,445)	(19,210)

平成29年度以降、過剰金積立資金は残高が0となるため、自主規制事業実施積立資金から充当する。

35 ※1 内部留保の年度末残高(平成25年度末) 765,178千円の内訳 ここで言う内部留保とは、特定資産のうちの過剰金積立資金及び自主規制事業実施積立資金の合計とする。 ① 自主規制事業実施積立資金 719,762千円 ② 過剰金積立資金 45,416千円 合計(内部留保) 765,178千円	※2 内部留保の年度末残高(平成26年度末残高) 690,325千円の内訳 ここで言う内部留保とは、特定資産のうちの過剰金積立資金及び自主規制事業実施積立資金の合計とする。 ① 過剰金積立資金 30,445,611円 ② 自主規制事業実施積立資金 659,879,578円 合計(内部留保) 690,325,189円	※3 内部留保の年度末残高(平成27年度末残高) 614,176千円の内訳 ここで言う内部留保とは、特定資産のうちの過剰金積立資金及び自主規制事業実施積立資金の合計とする。 ① 過剰金積立資金 19,210,111円 ② 自主規制事業実施積立資金 594,966,140円 合計(内部留保) 614,176,251円
--	--	--

別紙8-2 平成35年度までの試算(平成28年度予算ベース)見直し案(平成27年度決算織込み済み)

1	1 支出	○ 平成29年度以降、毎年「うち内部資金対応事業費」を対前年比230万円※(法人会計27.6万円、自主規制事業202.4万円)削減する。(新規事業、給与改善等を考慮しない、システム開発費は平成29年度以降500万円(自主規制事業会計の支出300万円、助成金対象事業の支出200万円)とする。予備費支出は含まない。) ○ 消費費については、平成31年10月から10%として計算する。(平成31年度 法人会計分6.7万円、自主規制事業会計分81万円、平成32年度 法人会計分6.7万円、自主規制事業会計分81万円) ○ 平成28年度昇給に伴う平成29年度平準化分を平成29年度に加工し、社会保険料率の改定等を見込む。	1
2	2 会費収入等	○ 入会金については、平成28年度の水準で据え置き、各収入すべて法人会計の収入とする。 ○ 定期会費については、平成29年度年5万円増加し60万円とし、平成35年度年5万円増加し65万円とする(仮置き)。 ○ 比例会費の急激な増加を防ぐため、平成29.31.33年度において各2,000万円増額、35年度2,084.4万円増額、法人会計の収入とする(仮置き)。(参考)平成25-27年度各1,000万円増額改定済み。	2
3	3 その他収入	○ 事業収入については、平成28年度予算水準で据え置き、自主規制事業会計の収入とする。 ○ 受験料収入については、平成32年4月以降消費税10%として計算(※8,350円×2,100人)する。 ○ 平成32年度以降の事業収入内訳 受験料収入17,535千円、外務員登録手数料収入11,000千円、刊行物頒布収入500千円、合計29,035千円	3
4	4 運用益収入	○ 平成28年度予算水準で据え置きとする。	4

		A B		C		E F G H I J K L							
区分		(参考)平成26年度 予算における試算		(参考)平成27年度 予算における試算		平成28年度予算ベースにおける見込み							
		H26年度	H35年度	H27年度	H35年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
8	支出 実施事業支出 (1) = (2)+(5)+(6)	391,974	371,500	393,431	371,500	393,341	399,675	394,625	393,202	391,779	389,479	387,179	384,879
9	うち 内部資金対応事業費 (2) = (3)+(4)					399,987							
11	うち 法人会計の支出 (3)					(45,840)	(45,903)	(45,644)	(45,435)	(45,226)	(44,950)	(44,674)	(44,398)
13	うち 自主規制事業会計の支出 (4)					(321,147)	(324,418)	(322,627)	(321,413)	(320,199)	(318,175)	(316,151)	(314,127)
15	うち 助成対象事業費 (5)					(11,974)	(11,974)	(11,974)	(11,974)	(11,974)	(11,974)	(11,974)	(11,974)
16	うち あっせん関係事業費 (6)					(14,380)	(14,380)	(14,380)	(14,380)	(14,380)	(14,380)	(14,380)	(14,380)
17	収入 事業活動収入 (7) = (8)+(14)+(16)+(18)	283,000	371,500	282,100	371,500	289,120	316,420	316,420	336,420	336,735	356,735	356,735	384,879
18	うち 法人会計の収入 (8) = (9)+(10)+(11)+(12)					254,400	281,700	281,700	301,700	301,700	321,700	321,700	349,844
19	うち 入会金収入 (9)					(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)	(10,400)
20	うち 定期会費収入 (10)	(92,800)	(92,800)	(91,550)	(91,550)	(83,500)	(90,800)	(90,800)	(90,800)	(90,800)	(90,800)	(90,800)	(98,100)
21	うち 比例会費収入 (11)	(146,100)	(233,840)	(156,100)	(235,280)	(156,100)	(176,100)	(176,100)	(196,100)	(196,100)	(216,100)	(216,100)	(236,944)
24	うち 運用収入 (12)					(4,400)	(4,400)	(4,400)	(4,400)	(4,400)	(4,400)	(4,400)	(4,400)
25	うち 自主規制事業会計の収入												
26	事業収入 (13)					(28,720)	(28,720)	(28,720)	(28,720)	(29,035)	(29,035)	(29,035)	(29,035)
27	うち 助成金等収入												
28	助成金収入 (14)					(6,000)	(6,000)	(6,000)	(6,000)	(6,000)	(6,000)	(6,000)	(6,000)
29	収支差額 (15) = (16)+(18)+(19)+(20)	△ 108,974	0	△ 101,331	0	△ 104,221	△ 80,255	△ 78,205	△ 58,782	△ 55,044	△ 32,744	△ 30,444	0
30	うち 法人会計の収支差 (16) = (8)-(3)					(208,560)	(235,797)	(236,056)	(256,265)	(256,474)	(276,750)	(277,028)	(305,446)
31	うち 自主規制事業会計の収支差 (17) = (13)-(4)					(△ 292,427)	(△ 295,698)	(△ 293,907)	(△ 292,693)	(△ 291,164)	(△ 289,140)	(△ 287,116)	(△ 285,092)
32	うち 助成対象事業費の収支差 (18) = (14)-(5)					(△ 5,974)	(△ 5,974)	(△ 5,974)	(△ 5,974)	(△ 5,974)	(△ 5,974)	(△ 5,974)	(△ 5,974)
33	うち あっせん関係事業費の収支差 (19) = -(6)					(△ 14,380)	(△ 14,380)	(△ 14,380)	(△ 14,380)	(△ 14,380)	(△ 14,380)	(△ 14,380)	(△ 14,380)

		平成25年度 決算後残高(※1)	平成26年度 決算後残高(※2)	平成27年度 決算後残高(※3)
36	内部留保額(※)	785,178	690,325	614,178
37	うち 自主規制事業実施積立金分 (21)	(719,762)	(659,880)	(594,966)
38	うち 過剰金積立金分 (22)	(45,416)	(30,445)	(19,210)
39		656,204	588,994	429,700
40		178,549	212,681	351,495
				294,713
				239,669
				206,925
				176,481
				176,481
				0
				0
				0
				0

※1 内部留保の年度末残高(平成25年度末) 785,178千円の内訳
 ここで言う内部留保とは、特定資産のうちの過剰金積立資金及び自主規制事業実施積立資金の合計とする。
 ① 自主規制事業実施積立資金 719,762千円
 ② 過剰金積立資金 45,416千円
 合計(内部留保) 785,178千円

※2 内部留保の年度末残高(平成26年度末残高) 690,325千円の内訳
 ここで言う内部留保とは、特定資産のうちの過剰金積立資金及び自主規制事業実施積立資金の合計とする。
 ① 過剰金積立資金 30,445千円
 ② 自主規制事業実施積立資金 659,879,578円
 合計(内部留保) 690,325,189円

※3 内部留保の年度末残高(平成27年度末残高) 614,176千円の内訳
 ここで言う内部留保とは、特定資産のうちの過剰金積立資金及び自主規制事業実施積立資金の合計とする。
 ① 過剰金積立資金 19,210千円
 ② 自主規制事業実施積立資金 594,966,140円
 合計(内部留保) 614,176,251円

別紙9 これまでにおける経費削減等の主なもの

1. 従前（平成27年度以前）における経費削減
 - (1) 役員報酬の見直し（平成20年度～）、役員報酬の削減（平成24年度～）
 - (2) 会員通知等の電子化（平成20年度～）
 - (3) コピー機保守契約の見直し（平成21年度～）
 - (4) 刊行物の電子化及び作成費用の削減
 - (ア) 会報のWeb掲載（平成22年度～）
 - (イ) 業務マニュアルのWeb掲載（平成23年度～）
 - (ウ) テキスト作成費の削減（平成24年度～）
 - (エ) 刊行物の作成費用の削減（法規集、マニュアル、会報）
（平成25年度～）
 - (オ) 「金融先物取引の知識」の刊行方法の見直しによる経費削減
（平成26年度～）
 - (5) 会議室活用による会場借料等の縮減（平成20年度～）
 - (6) 学術連携関係経費削減
 - (7) その他の経費削減
 - (ア) E-mailによる報告（平成19年度～）
 - (イ) 文書保存倉庫借料の契約内容変更（平成21年度～）
 - (ウ) 事務所借料の見直しに伴う削減
 - (エ) システム保守の見直しによる削減
 - (オ) 公益法人コンサルタント打ち切りによる削減
 - (オ) オペレーション委託費の見直しによる経費削減（平成26年度～）
 - (カ) セミナー・理事会開催費の経費削減（平成26年度～）
 - (キ) 封筒の作成費等の経費削減（平成26年度～）
 - (ク) EBS為替変動率分析外注（平成27年度～）
2. 平成28年度における経費削減等
 - (1) 外務員登録済通知等のKinsaki-net掲載に伴う郵送費の減
 - (2) 投資教育事業における公益財団法人資本市場振興財団からの助成の受入れ
 - (3) 健康保険組合の編入検討

別紙10 平成28年度上期資産管理運用状況報告

平成28年度上期における資産管理運用状況について、資産管理運用規程第5条に基づき報告します。

<参考>資産管理運用規程

(理事会への報告等)

第5条 経理規則第7条に定める会計主管責任者は、本協会の資産管理運用の管理者とし、本協会の定款、経理規則及び法令に従い、忠実に職務を執行し、管理運用の経過及び結果について、少なくとも年1回又は必要に応じて理事会に報告するものとする。

1 資産運用方針

預託金に係る超長期国債の再運用は、平成24年4月1日に制定した「資産管理運用規程」第3条に基づき、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努め、預り預託金の返還を考慮し、流動性を確保した上で、国債を中心に運用することとしています。

預り預託金充当資産以外の特定資産(注)については、資産の性格に鑑みて、流動性預金等により運用しています。

(注) 預り預託金充当資産以外の特定資産には、過剰金積立資金、自主規制事業実施積立資金、役員退職慰労引当資産及び退職給付引当資産があり、平成27年度末における総額699百万円を普通預金、MMFにより運用しています。

<参考>資産管理運用規程

(特定資産の運用方針)

第3条 特定資産は、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めるものとする。

2 資産運用の経緯

(1) 運用対象額等の決定

① 運用対象額

・平成28年度期首における預り預託金充当資産残高は1,357百万円であり、このうち597百万円は長期国債による長期運用を行い、その他760百万円は流動性預金等で保有しています。この流動性預金等で保有している760百万円のうち、流動性確保所要額(注)425百万円を除いた335百万円が、平成28年度運用可能額となります。

(注) 流動性の確保については、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員25社が退会した場合に必要な預託金返還のための資金(425百万円)を確保することとしました。

② 運用状況

・平成28年度上期の運用状況
平成28年度運用可能額335百万円は、平成27年度末において以下の流動性預金等で保有しています。

- i 普通預金(三井住友銀行) 64百万円
- ii 定期預金(三井住友銀行)(6か月定期6、12月) 50百万円
(大和ネクスト銀行)(6か月定期2、8月) 100百万円
- iii MMF(大和証券) 31百万円(平成28年10月末償還)
- iv FFF(大和証券) 90百万円(平成28年6月末償還)

今般、MMF、FFFについて、運用先から、「平成28年2月に、マイナス金利政策が導入されたことから、安定した収益の確保をめざすとする基本方針に則った運用の継続が困難な状況にあるため、約款の規定に基づき繰上償還を行う。」旨の通知を受けたことから、以下の保有資産について資金使途別(預り預託金及び積立資金)によるリスク分散を考慮し運用先について以下のように事務局において決定しました。

- i 平成28年6月末償還となるFFF(90百万円)は、みずほ銀行に口座を開設し普通預金へ預入する。(実施時期 平成28年9月)
- ii 平成28年10月償還となるMMF(31百万円)は、上記の普通預金へ預入する。(実施時期 平成28年11月中)
- iii 普通預金、定期預金(合計残高214百万円)は、平成27年度末の状況を継続する。また、流動性確保所要額425百万円として保有しているFFFについても同じく繰上償還がなされることから、大和ネクスト銀行(定期預金1か月(平成28年6月30日から7月31日)、その後普通預金)へ預入することとしました。

(2) 資産運用状況

平成28年9月30日現在の資産運用状況は下記のとおりです。

対象資産	運用対象	現金	普通預金	普通預金	普通預金	普通預金	MMF	定期預金 (6ヶ月)	定期預金 (6ヶ月)	超長期国債 第62回	利付国債 第329回	合計
	預け先		三井住友銀行 神田支店	みずほ銀行 神田支店	三菱東京UFJ銀行 神田支店	大和ネクスト銀行 ホテイ支店	大和証券 本店法人課	三井住友銀行 神田支店	大和ネクスト銀行 ホテイ支店	SMBC日興証券 第一公益法人部	SMBC日興証券 第一公益法人部	
	買付日							平成24年6月25日	平成28年8月3日	平成24年7月17日	平成25年6月25日	
	償還日							自動継続	平成29年2月4日	平成35年6月20日	平成35年6月20日	
	利回り(税引前)							0.0080%	0.0239%	0.8000%	0.8000%	
	利払日		8.2月/20頃	8.2月/20頃	8.2月/20頃	8.2月/20頃	毎月末	12月25日	2月3日	6.12月/20日	6.12月/20日	
	額面									500,000,000	100,000,000	
	簿価(100円単価)									497,175,803	99,533,100	
	平成28年度9月末残高	566,623	173,431,812	90,393,640	47,898,445	425,000,000	674,485,831	50,000,000	100,000,000	497,175,803	99,533,100	2,158,485,254
① 預り預託金充当資産		0	55,196,773	90,393,640	0	425,000,000	30,700,684	50,000,000	100,000,000	497,175,803	99,533,100	1,348,000,000
② 過剰金積立資金		0	0	0	0	0	19,210,111	0	0	0	0	19,210,111
③ 自主規制事業実施積立資金		0	0	0	47,898,445	0	547,067,695	0	0	0	0	594,966,140
④ 役員退職慰労引当資産		0	1,616,000	0	0	0	10,773,000	0	0	0	0	12,389,000
⑤ 退職給付引当資産		0	9,733,000	0	0	0	62,497,000	0	0	0	0	72,230,000
⑥ その他流動資産		566,623	106,886,039	0	0	0	4,237,341	0	0	0	0	111,690,003
合計(①~⑥)		566,623	173,431,812	90,393,640	47,898,445	425,000,000	674,485,831	50,000,000	100,000,000	497,175,803	99,533,100	2,158,485,254

3 平成28年度利息収入内訳

※ 収支計算書上の1.事業活動収支の部、1.事業活動収入、② 特定資産利息収入に表示されています。

運用対象の利息収入	現金	普通預金	MMF	FFF	定期預金 (6ヶ月)	定期預金 (1ヶ月)	超長期国債 第62回	利付国債 第329回	合計
予算額 ①	0	2,261	190,006	256,783	128,950	0	3,185,000	637,000	4,400,000
9月末までの実績額	0	865	3,713	48	33,006	0	893,700	178,740	1,110,072
10月から3月末までの計上見込み額	0	1,558	0	0	16,941	76,181	2,291,300	458,260	2,844,240
決算見込み額 ②	0	2,423	3,713	48	49,947	76,181	3,185,000	637,000	3,954,312
差異(決算額-予算額) ②-①	0	162	△ 186,293	△ 256,735	△ 79,003	76,181	0	0	△ 445,688
							平成28年9月末残高に対する利回り	0.183%	

別紙 1 1 最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの

1. 役員報酬の分離計上（平成20年度決算より）
2. 本協会が退会する会員に対し債権を有している場合の預託金返還にかかる取扱いについて規定を明確化（平成21年7月31日、平成21年11月25日理事会決定）
3. 外務員登録事務（委任事務）処理報告の作成（平成21年度決算より）
4. 事業計画・収支予算の年度開始前編成（平成22年度計画等より）
5. 経理基盤整備（会計機械化平成23年度試行開始）
6. 「資産管理運用規程」第5条に基づく資産管理運用の理事会への報告（平成24年11月実施）
7. 会員と法人事務局間の双方向情報共有基盤整備（Kinsaki-net平成21年度供用開始）
8. 職員パソコン環境の管理態勢強化及び情報漏洩リスク軽減を目的の一つとするシンクライアント環境を導入（平成24年3月より）
9. 常勤役員業務報告（年央報告、年末財務事情（会費所要額水準見通し）ほか2件（平成21年度より作成試行）
10. 法人運営の基本的な機関である業務部会等の定例開催（平成22年度より）
11. 総会における顧問弁護士の出席（平成25年6月13日通常総会～）
12. 会員デフォルト時の業務マニュアルの策定（平成25年8月6日）
13. 自主規制規則の制定・改正に当たってのパブリックコメント手続きの実施（平成26年1月30日）
14. 事業継続計画及び事業継続計画業務マニュアルの策定（平成26年3月）
15. 個人情報保護団体の認定申請（平成26年3月）及び認定取得（平成26年8月）、総務部に「個人情報苦情相談室」の設置
16. 定款第30条第6項に規定する代表理事の職務執行状況の理事会への報告（平成24年11月実施）
17. 公益目的支出計画実施報告書の作成（平成25年3月）

18. 会員及び外務員の処分関係の執行適正化のための規律委員会の設置
(平成25年6月より)
19. 消費者基本法に基づく「消費者取引に関する政策評価」への対応(平成26年4月)(別添参照)
20. 総務部に文書担当を設置及び対外的文書の文書担当による合議(平成26年7月)

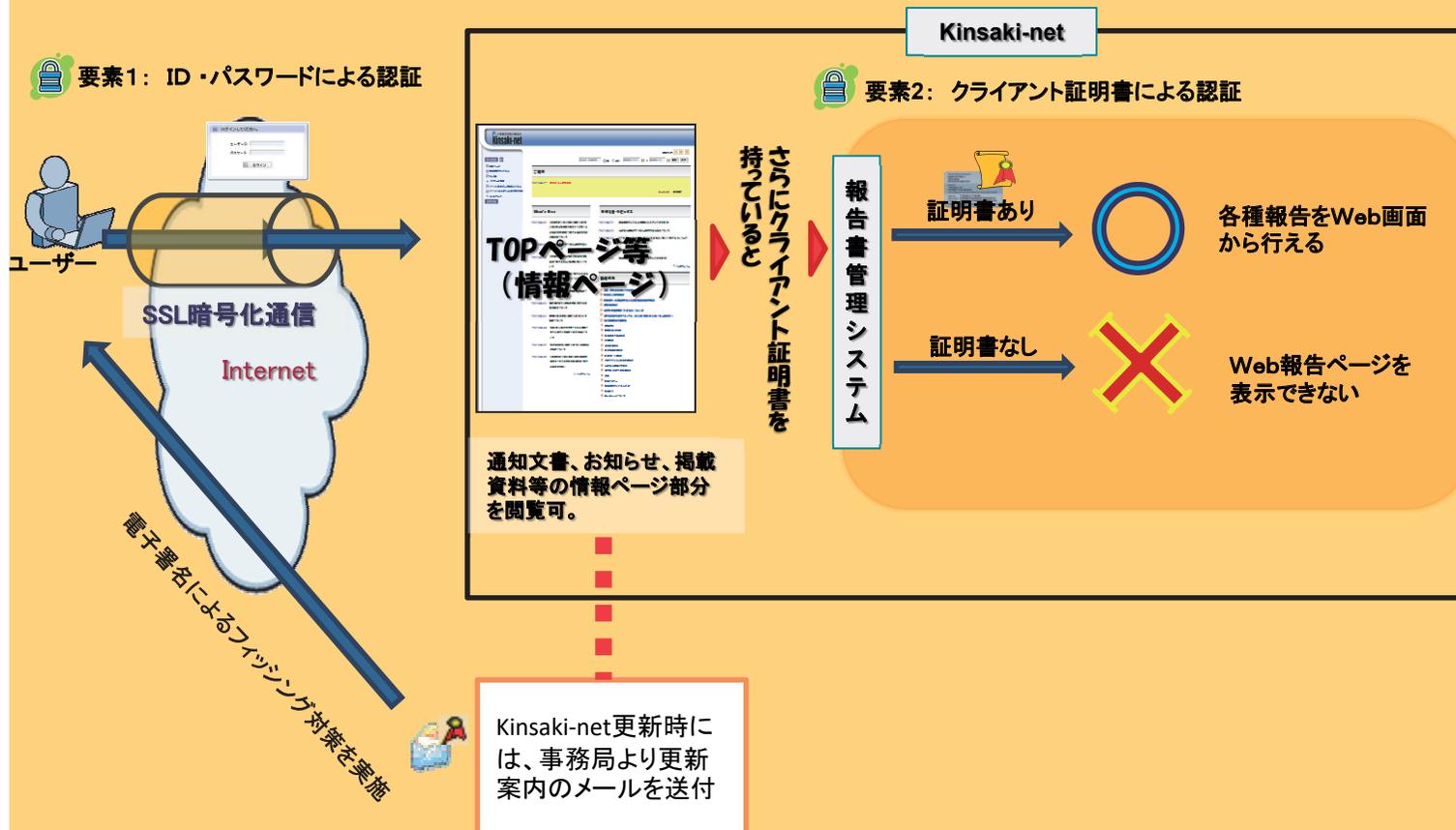
(別添)

19. 消費者基本法に基づく「消費者取引に関する政策評価」への対応(平成26年4月)

消費者基本法に基づき、消費者政策の基本的な枠組みと主な課題及びこれらを踏まえた重点的な取組みを取りまとめた消費者基本計画が改定(平成22年3月30日閣議決定)され、取引の適正化を始めとする各種施策が関係府省において展開されました。これを受けて、総務省行政評価局は、当該各種施策が効果を上げているかなどの観点からの評価が平成25年度に行われました。

本協会関係では、「金融商品取引法に係る法令改正の効果と指導監督の実施状況等」について、政策評価の対象とされ、具体的には、平成21年金融商品取引業等に関する内閣府令改正の①外国為替証拠金取引業者に対するロスカットルール整備・遵守の義務付け(平成21年8月施行)及び②FX業者等に対する証拠金規制(平成22年8月施行)の改正がその評価の対象とされました。

本評価は、「消費者取引に関する政策評価書」(総務省平成26年4月)として報告されており、このうち「金融商品取引法に係る法令改正の効果と指導監督の実施状況等」では、「平成21年の金融商品取引業等に関する内閣府令改正によるFX業者に対するロスカット取引を適切に行うためのルールの整備及び想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けない取引の禁止の導入については、i)金融先物取引業協会の協会員が行うFX取引に関する苦情件数が、最も多い平成20年度と24年度を比較すると減少していること、ii)FX業者等の未収金が改善され、出来高及び証拠金残高が安定的に増加していること、から、効果が一定程度発現しているものと認められる。」と評価されました。



Kinsaki-net報告書管理システムのセキュリティ

- ID・パスワードによる認証、クライアント証明書による認証という二要素認証を採用
(さらに、本協会のクライアント証明書は、Internet Explorerにインストールすることで証明書をエクスポートして使えなくなるため、より厳格な運用が可能です。)
- 通信は、シマンテックのEVサーバ証明書によりSSL暗号化
(シマンテックのEVサーバ証明書には、日次のマルウェアスキャン機能、週次の脆弱性アセスメントが標準装備されており、サイトの安全性を高めています。)

別紙 1 3 平成27年度（平成27年4月～平成28年3月）監査結果

平成27年度（平成27年4月～平成28年3月）監査結果

1. 監査を実施した会社数

- (1) 実地監査： 20社（うち金融取との合同監査先 5社）
 （業態別内訳）・信託銀行 1社 ・その他銀行 1社 ・証券会社 9社 ・先物専門会社 7社 ・商品先物会社 2社
- (2) 書類監査： 62社
 （業態別内訳）・その他銀行 5社 ・証券会社 33社 ・商品先物会社 4社 ・先物専門会社 20社
- (3) 概況調査・確認調査： 9社
 （業態別内訳）・証券会社 6社 ・商品先物会社 1社 ・先物専門会社 2社
- (4) 特別調査： 1社
 （業態別内訳）・先物専門会社 1社
- (5) 書類調査： 65社
 （業態別内訳）・その他銀行 5社 ・証券会社 36社 ・商品先物会社 4社 ・先物専門会社 20社

2. 監査の体制

- (1) 監査等従事人員 当期 9人（うち兼務 2人）
- (2) 監査等従事延人員 当期 410人日（内訳：実地監査373人日、書類監査15人日、概況調査・確認調査20人日、特別調査2人日）

3. 監査結果の概要

項目	指摘事項の内容	(実地監査) 社数
(1) 金融先物取引の受託に関する管理状況	イ. 取引開始基準、顧客取引状況の管理等が十分でないもの	8社
	ロ. 個人情報の管理、個人情報に関する外部委託先との契約内容等に不備のあるもの	6社
	ハ. 顧客に交付する取引説明書、取引報告書等の記載内容の一部不備があるもの	5社
	ニ. 社内規程等の整備がされていないもの	4社
	ホ. 苦情管理態勢が一部、不十分であるもの	2社
	ヘ. 営業員管理態勢が一部、不十分であるもの	1社
(2) 内部管理関係	イ. 内部監査及びシステム管理等の内部管理態勢が十分でないもの	4社
	ロ. 区分管理、責任準備金等の算出に一部不備が認められたもの	2社
(3) 広告関係	広告の審査態勢が十分でないもの	2社

4. 監査結果に対する措置

- (1) 実地監査
 指摘事項及び不備事項については是正を指導するとともに、指摘事項等が多くみられた9社については、今後の改善方針の報告を求めた。
- (2) 書類監査
 判明した問題事項等に関し是正指導を行った。
- (3) 概況調査・確認調査、特別調査
 自己資本規制比率、出来高報告の算出方法等について指導を行った。

別紙 1 4 金融商品取引法第 6 4 条の 7 に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について（平成 2 7 年度）

(1) 外務員登録事務従事者名簿

H28.3.31 現在

部署名	役職名	氏名	備考
業務部	業務部長	A	統括責任者
〃	主任調査役	B	責任者
〃	調査役	C	登録事務担当
〃	調査役	D	登録事務及びシステム担当
〃		E	登録事務担当
総務部	主任調査役	F	システム担当

(2) 平成27年度外務員登録実績

金商法第64条の7(登録事務の委任)第2項により行われた登録事務

(件)

区分		平成27年度 総計	平成26年度 総計	平成25年度 総計	平成24年度 総計	平成23年度 総計	
金商法第64条第1項第1号	外務員登録	新規	8,825	8,573	7,821	9,794	8,321
		既存	1,758	1,602	1,534	1,703	2,120
金商法第64条の4	廃止	8,833	8,029	13,465	11,386	12,318	
金商法第64条の4	氏名変更	2,104	2,372	1,920	2,091	1,927	
金商法第64条の4	役職変更	45	51	54	38	54	
金商法第64条の2	登録の拒否	0	0	0	0	0	
金商法第64条の9	審査請求	0	0	0	0	0	
金商法第64条の6	登録の抹消	0	0	0	1	2	
日証協との連携	外務員情報を交換し、処分者等への対応を適宜行う協力体制の構築。						

(3) 平成27年度外務員登録事務収支状況

(単位:円)

		平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
外務員登録手数料収入	①	10,573,000	10,226,000	9,259,000	11,121,000	9,872,000
収入計	(a) ①	10,573,000	10,226,000	9,259,000	11,121,000	9,872,000
外務員登録関係費支出	②	2,942,519	2,901,454	2,835,789	2,867,002	3,408,757
	保守	(1,254,857)	(1,257,357)	(1,220,000)	(1,220,000)	(630,000)
	外務員登録済み通知等送料	(351,362)	(316,522)	(324,289)	(313,502)	(342,757)
	その他	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	サーバ障害対応	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	情報セキュリティコンサル料	(972,000)	(972,000)	(945,000)	(987,000)	(2,089,500)
	外務員サーバ保守+有線LAN保守	(356,400)	(355,575)	(346,500)	(346,500)	(346,500)
	データセンター設置費	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	e-Gov認証ID取得費用	(7,900)	(0)	(0)	(0)	(0)
ソフトウェア取得支出		3,261,120	3,220,282	3,370,409	2,388,482	2,858,850
	文書管理システム ③	(0)	(0)	(0)	(440,000)	(1,000,000)
	外務員システム ④	(3,261,120)	(3,220,282)	(3,370,409)	(1,948,482)	(1,858,850)
人件費	⑤	7,870,941	7,765,738	7,191,543	9,781,656	9,445,724
水道光熱費	⑥	12,865	13,285	11,190	15,706	14,305
事務所賃借料	⑦	815,684	769,012	744,084	1,092,356	1,078,192
支出計	(b) ②+③+④+⑤+⑥+⑦	14,903,129	14,669,771	14,153,015	16,145,202	16,805,828

収支差 (a)-(b)	△ 4,330,129	△ 4,443,771	△ 4,894,015	△ 5,024,202	△ 6,933,828
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

各費用項目の算出根拠

番号	項目	算出方法
②	外務員登録関係費支出	外務員登録に関係する直接費
③	ソフトウェア取得支出文書管理システム	外務員登録に関係するシステム開発費のうち当期費用分
④	ソフトウェア取得支出外務員システム	
⑤	人件費	外務員登録事務従事者の時間単価給与を算出(※)し、従事時間を乗じて算出
⑥	水道光熱費	外務員登録事務従事者の年間水道光熱費及び事務所賃借料を算出し、従事割合を乗じて算出
⑦	事務所賃借料	乗じて算出

※ 時間外給与の計算方法

給与規程第8条(時間外勤務手当)第3項第1号

1、2(略)

3 時間外勤務手当の額は、次の計算方法により算出する。

(1) 法定内時間外勤務1時間当たりの単価 (年俸の額の12分の1) ÷ (平均所定勤務時間) × 1.00

別紙15 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

(単位：人)

	外務員資格試験		外務員資格更新研修試験		内部管理責任者資格試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
平成28年 4月	44	44	32	32	14	14
5月	142	142	20	19	34	34
6月	80	80	50	50	35	35
7月	96	96	48	48	19	19
8月	65	65	49	49	21	21
9月	88	87	63	63	32	32
計	515	514	262	261	155	155

別紙16 FX取引に関するこれまでの主な施策

< (1) 開始時期 (2) 規則、通知文書等 (3) 主な内容等 >

1. 店頭FX取引月次統計

- (1) 平成21年1月開始（平成20年11月から平成20年12月までは試行期間）
- (2) 通知文書【金先協平20第277号E】（平成20年12月12日）
【金先協平27第34号E】（平成27年3月4日、定款第3条報告化）
- (3) 店頭FXの月次取引高について協力会員からの報告を集計、一般向け協会ホームページにて公表
→ 平成27年2月24日の業務委員会において平成27年4月から当報告を定款第3条に基づく報告として全店頭FX取引取扱会員を対象とすることを決定

2. 顧客区分管理信託状況についての検証

- (1) 平成22年1月29日より
- (2) 外国為替証拠金取引に係る顧客資産の区分管理に関するガイドライン
- (3) 「第4条 会員は、毎年1回以上定期的に、顧客区分管理信託の状況について、外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理がなされているかを検証し、その結果について、速やかに、取締役会等に報告を行うこととする。」

3. BCP体制の整備

- (1) 平成22年8月25日施行
- (2) 会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則
会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン
- (3) 緊急時における会員の事業継続体制の整備

4. FX取引におけるロスカット未収金報告制度

- (1) 平成21年9月16日発生分より
- (2) 通知文書【金先協平21第180号E】（平成21年9月16日）
【金先協平23第181号E】（平成23年6月22日、様式変更）
【金先協平24第250号E】（平成24年11月26日、残高報告頻度変更）
- (3) ロスカット取引に起因する未収金額について報告を受け、集計の上、一般向け協会ホームページにて公表

5. FX取引におけるロスカット月次状況報告制度

- (1) 平成22年6月分から平成23年9月分まで
- (2) 通知文書【金先協平22第154号E】(平成22年7月1日)
【金先協平23第256号E】(平成23年10月28日、報告終了通知)
- (3) 月間のロスカット件数について報告を受け集計

6. ロスカット取引の適切な運用

- (1) 平成21年12月11日より
- (2) 外国為替証拠金取引に係るロスカット取引に関するガイドライン
→ 平成23年2月1日より規則化：金融先物取引業務取扱規則第25条の3、同条に関する細則(外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係)(平成23年1月26日制定)
- (3) ロスカット水準表の設定、ロスカットが機能しなかった場合の対応、ロスカット取引の実行状況の検証及び必要データの保存

7. 店頭FX取引に係るスプレッド広告の適正な実施

- (1) 平成22年9月3日より
- (2) スプレッド広告表示の適正性維持に関するガイドライン
- (3) スプレッド広告開始前、開始後の検証、検証に必要なデータの保存
→ 平成24年12月12日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など

8. 店頭FX取引に係る価格配信態勢整備義務

- (1) 平成23年2月1日施行
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第25条の2(平成22年10月28日理事会成立)
- (3) 価格配信基準の決定、必要なシステムの整備、配信基準等の運用状況の検証及び当該記録の保存

9. 注意喚起文書の交付義務

- (1) 平成23年4月1日施行
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第7条の2(平成23年2月18日理事会成立)
- (3) 契約締結前に、不招請勧誘規制の適用がある旨、リスクに関する注意喚起等を記載した注意喚起文書の交付

10. 店頭FX取引における価格データ等の保存

- (1) 平成22年11月5日より
- (2) 通知文書【金先協平22第264号E】(データ保存の依頼)
 - 平成23年6月30日規則化: 金融先物取引業務取扱規則第25条の4、同条に関する細則(店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係)
- (3) 顧客への配信価格及び配信時刻等の保存、顧客説明、苦情報告等
 - 平成26年7月23日「金融先物取引業務取扱規則第25条の4及びその細則(店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係)に関する留意点等について」の改訂【金先協平26第159号E】: ロスカット取引について本規則が適用されることを強調

11. アフィリエイト広告の適正な利用

- (1) 平成24年3月30日より
- (2) アフィリエイト広告利用に関するガイドライン
- (3) ランディングページ冒頭に注意喚起文言の設置、契約の整備等

12. FX取引の広告等に関するQ&A事例集の作成

- (1) 平成24年3月30日より
- (2) 広告等の表示及び景品類の提供に関するQ&A事例集
(平成25年7月18日に「FX取引の広告等に関するQ&A事例集」から「広告等に関するQ&A事例集」へ変更。さらに平成26年6月4日に現在の名称に変更)
- (3) FX広告の審査を行う際の参考になるよう、会員から問い合わせの多い質問に対する回答、本協会監査部が実際に行った主な指導事例を取り纏めたもの。
 - 平成24年12月12日一部改正: スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など
 - (→ 平成25年7月18日に個人向け店頭バイナリーオプション取引部分を追加)
 - 平成26年6月4日一部改正: 14. の基準改正に伴う改正

13. 店頭FX取引における注文執行態勢整備及び顧客への事前説明(スリッページ関係)

- (1) 平成25年8月9日施行(既存会員は、平成25年11月30日までは従前の例による。)
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第25条の2の2、第25条の2の3
- (3) 店頭FX取引における注文執行基準、注文執行態勢の整備、顧客にとって問題のある非対称スリッページの禁止、スリッページ発生仕組み等に関する顧客への事前説明等
 - 平成26年7月23日【金先協平26第158号E】「金融先物取引業務取扱規則第25条の2の2第3項の適用関係等について」を改訂: ロスカット取引についての本規則の適用関係の明確化

1 4. 広告の多様化等に伴う規定の見直し及び景品類の提供についての規定の整備

- (1) 平成26年9月1日施行（平成26年6月4日理事会決定）
- (2) 広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則
 広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル
- (3) 「広告等に関する自主規制基準」の制定（平成3年）から時間が経過しており、広告の多様化等に伴う規定の見直し及び景品類の提供についての規定の整備を目的とし、同基準を改正して「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則」とした。併せて「広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル」を作成している。

1 5. 「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」（月次）、「店頭外国為替証拠金取引個別顧客区分管理金額正味増減口座数状況」（四半期）についての統計化

- (1) 平成27年4月1日より（平成27年2月24日業務委員会決定）
- (2) 通知文書【金先協平27第34号E】
- (3) 平成27年度から、新たに「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」及び「店頭外国為替証拠金取引個別顧客区分管理金額正味増減口座数状況」について定款施行規則第3条に基づき報告を求めることとした。
 また、これらの報告値についてそれぞれ集計し、顧客区分管理必要額関連情報、個別顧客区分管理金額正味増減口座割合関連情報を一般向け協会ホームページに公表する。

1 6. 無登録業者に関する施策

- (1) 平成22年4月より
- (2) 無登録業者に関する施策は例えば以下のようなものがある。
 - ① 一般向け協会ホームページによる注意喚起ページの設置（平成22年4月～）
 - ② 関係団体との連携
- (3) ①について、平成26年7月に、注意喚起ページのリンクがより投資者の目に留まるよう場所を移動し、テキストリンクからバナーリンクに変更している。
 ②について、次の団体に対する金融庁及び関東財務局からの業者登録の状況の事前確認等に関する改善の申し入れについて本協会も副署を行っている。
 - ・ 日本雑誌広告協会（平成26年1月27日）
 - ・ インターネット広告推進協議会（平成26年10月7日）また、次の団体に対して、カード利用者への注意喚起について、同様の枠組みにおいて改善の申し入れを行っている。
 - ・ 日本クレジット協会（平成27年2月18日）

17. システムトレードに関する施策

- (1) 平成27年10月2日
- (2) 通知文書【金先協平27監第117号E】
- (3) プログラム選択型システムトレードにおいて、顧客に対する事前説明及び広告等について適切な対応がなされるよう、「プログラム選択型システムトレードを取扱うにあたっての留意事項について」をとりまとめて発出。

18. FX取引業者に対するストレス・テスト実施要領の公表

- (1) 2016年2月19日
- (2) 通知文書【金先協平28第30号E】
- (3) FX取引業者全社が共通して行えるストレス・テストの実施要領を作成した。
実施要領は、以下の3つのリスクを対象とした。
 - ・未カバーポジションに対するリスク
 - ・未収金発生リスク
 - ・カウンターパーティーリスク

19. 法人顧客を相手方とする店頭FX取引における証拠金率（レバレッジ）に係る当局規制に関する施策

- (1) 2016年6月14日公布（2017年2月27日施行）
- (2) 内閣府令
- (3) 金融庁により府令が改正され、店頭FX業者は、法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、為替リスク想定比率以上の証拠金を求めることとなる。為替リスク想定比率は、告示で定める算出方法に従って、通貨ペアごとに毎週算出することが必要となる。
協会では、会員が利用できるように、また、投資者が各通貨ペアのボラティリティを把握することができるように、為替リスク想定比率を算出し、公表することとしている。

20. 為替リスク管理態勢の整備等

- (1) 2016年10月7日理事会決定（2017年4月3日施行）
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第25条の4の2 他
- (3) 2015年7月に金融庁から公表された金融モニタリングレポートの内容も踏まえ、会員における為替変動リスクに対する管理態勢の整備や、顧客への説明の強化による投資者信頼の向上等を目的とし、自主規制ルールを整備を行った。

以 上

別紙17 個人向けバイナリーオプション取引にかかる自主規制の取組み状況

1. 平成24年8月2日 ワーキング設置業務部会承認
2. 平成24年9月13日 第1回バイナリーオプションワーキング開催（計10回）
3. 平成24年9月21日 月次モニタリング通知（金先協平24第200号E）*10月度より実施
4. 平成24年12月12日 個人向けバイナリーオプション取引規制骨子公表
5. 平成25年4月24日 バイナリーオプションワーキング最終報告公表
6. 平成25年5月14日 （監督指針改正案公表）
7. 平成25年5月16日 バイナリーオプションワーキング終了
8. 平成25年5月27日 個人向け店頭バイナリーオプション取扱会員との実務ミーティング開始
9. 平成25年5月29日 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則ほかメンコメ開始
10. 平成25年6月13日 取扱会員との個人向けバイナリーオプションに関する意見交換会開催
11. 平成25年7月3日 （改正金商業府令公布）
12. 平成25年7月18日 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則制定
同規則ガイドライン、確認テスト例ほか公表
個人向け店頭バイナリーオプション取引に関わる外務員に対する登録試験
適用の明確化
13. 平成25年8月1日 （改正金商業府令施行、改正監督指針適用開始）
14. 平成25年10月7日 バイナリーオプション作業部会設置（第一回作業部会）
15. 平成25年12月1日 新規則下による取引への移行完了
16. 平成25年12月9日 第二回作業部会
17. 平成25年12月19日 書面監査実施通知（金先協平25第268号E）
18. 平成26年1月20日 一般向け協会ホームページに月次速報掲載開始
19. 平成27年4月30日 個人向け店頭バイナリーオプション取引状況報告掲載（会報第104号）
20. 平成27年12月18日 第三回作業部会

別紙18 FX取引に係る金融モニタリングレポートに関する調査等に係る論点
(平成27年11月20日第10回FX幹事会提出資料)

2015年11月20日

金融モニタリングレポートに関する調査等に係る論点

論点1：為替リスク管理態勢

(基本的考え方)

- (1) 為替リスクの管理についての基本的考え方については、以下のように考えてよいか。
- ・顧客との取引に伴う為替変動リスクは一般にFX業者にとって最も主要な市場リスクであり、その適正なリスク管理は極めて重要である。
 - ・リスク管理の手法としては①顧客以外の第三者との反対取引を行う(カバー) ②マリー③マリーになっておらず、カバーもしていない部分(以下「ギャップ」と言う)を適正に管理する、の三つの方法があり、FX業者は自己資本規制比率を遵守しつつ、この3方法を適正に組み合わせてリスク管理を行う必要がある。
 - ・顧客にとって自らが利用している、あるいは、これから利用しようとしているFX業者がどのような考え方や方法でこのリスク管理を行っているかは極めて重要な情報なので、これらの情報について、誤解を招かず、分りやすく、FX業者間の比較も可能な方法で顧客に開示することは有意義である。

(為替リスク管理態勢に係る社内規程の整備)

- (2) 為替リスクを適正に管理する態勢を整備する観点からは、為替リスク管理に係る社内規程の整備を図ることは必要であると考えてよいか。
- (3) 社内規程の整備を協会規則等で全会員に義務づけることをすることが適当か、それとも会員の自主性に委ねるべきか。
- (4) 社内規程で定める内容項目については、協会の規則やガイドラインで定めたり、例示したりすることが適当か、それとも会員の決定に委ねるべきか。
(考えられる項目：各種限度額の設定、日中や週末等のポジション管理等。)

(カバー取引やマリー取引の実施に係る方針や、自社のカバー率(もしくはマリー率)の開示)

- (5) 開示する内容は次の通りとしてはどうか。
- まず、①顧客との取引に伴う為替変動リスクの管理についての基本的考え方と方法についての説明、及び②顧客グロス取引金額に対するカバー取引金額の比率(日締め時点の数字は有効か等も含め、計算の具体的方法は別途要検討。)については開示することとし、さらに進んで、③日中の自己資本規制比率の最小値等についても開示することとしてはどうか。
- (6) 上記①については常時、HPまたは前書面で開示することとするか、少なくとも前書面では開示することとするか。
- (7) 上記②及び③については少なくとも月次でHPにおいて開示することとし、月次を上回る頻度で

開示するかどうかは会員の任意とすることとするか。

論点2：ストレス・テスト

(基本的考え方と方向性)

- (1) 潜在的に発生し得る相場変動のリスクやカバー取引先の破綻等による影響を想定したストレスを実施することを全会員に義務付けることとするか、それとも、義務付けはせず、基本的には推奨ベースとするか。
- (2) 内容的にはミニマム・スタンダードの設定を目標とするか、ベスト・プラクティスを示して、それに向けて会員の努力を促すことを目標とするか。
- (3) ミニマム・スタンダードを全会員に義務付けることとした場合、公平の観点から、テスト実施に必要なマンパワーに自ずと限界のある会員にも実施可能な内容にする必要があるのではないか。
- (4) ベスト・プラクティスを示して推奨ベースとする場合、最も先進的なストレス・テストを実施している会員のテスト内容を紹介してもらい（その会員の同意が前提）、それを当面のベスト・プラクティスとすることが考えられるのではないか。

(テストの具体的内容等の定め方)

- (5) 義務付けられるミニマム・スタンダードの内容をどう定めるか、当局の実質的な了解を得られる案を作ることが實際上、可能か。
- (6) 推奨ベースのベスト・プラクティス案に関し、上記のほかにもどのような案が考えられるか。
- (7) テストの頻度についてどう考えるか、少なくとも年1回は必要と考えるか、米国のように半月毎行うことは可能か。

(ストレス・テストを踏まえた財務基盤の強化)

- (8) ストレス・テストが義務付けられ、さらに進んで、それを踏まえた財務基盤の強化までが義務付けられることになると、ストレス・テストの内容如何にもよるが、一般的には小規模事業者に非常に大きな影響を与えるのではないか。

論点3：カバー取引先

カバー取引先が（実質的に）1社の場合、当該カバー取引先との取引停止による取引継続リスク等について、顧客に十分説明する必要があるとされているが、この場合、

- (1) 顧客説明を義務付けることまで、求めるべきかどうか。
- (2) 「取引継続リスク等」について、どこまで説明する必要があるか。一般的説明でも足りるとするか、想定される具体的なリスクの例を挙げて説明することまで求めるべきか。
- (3) 顧客への説明方法はどうか、顧客から求められた時に、コールセンター等で対応することで足りるとするか、HP あるいは前書面で説明することとするか、少なくとも前書面では行うとするか。

(参考)

- ・前書面での必要記載事項とする場合は、内閣府令または協会業務取扱規則等の改正が必要。

- ・顧客への説明を義務付ける場合は、少なくとも業務取扱規則の改正が必要。
- ・顧客への説明を懲憑（しょうよう）する場合は、その内容についてガイドラインや通知の発出が必要。

論点4：為替相場急変時の対応

（価格配信の停止や再開の判断基準についての社内規程等での明確化）

- （1）為替相場急変時に適正に対応するとともに顧客への適切な説明に資する観点から、価格配信の停止や再開の判断基準について社内規程等での明確化を図ることは必要であると考えてよいか。
- （2）社内規程等の整備を協会規則等で全会員に義務付けることとすることが適当か、それとも会員の自主性に委ねるべきか。

（価格配信の停止や再開の判断基準についての顧客への事前説明）

- （3）顧客への事前説明を適切に行う観点からは、顧客への事前説明に係る社内規程の整備を図ることが必要であると考えてよいか。
- （4）社内規程の整備を協会規則等で全会員に義務付けることをすることが適当か、それとも会員の自主性に委ねるべきか。
- （5）社内規程で定める内容・項目については、協会の規則やガイドラインで定めたり例示したりすることが適当か、それとも会員の判断に委ねるべきか。
（考えられる項目：最終的にディーラーの判断になることを説明等。）
- （6）前書面で説明することとするか。
- （7）価格配信の再開時の最初の価格を基準として顧客にロスカットが発生する可能性があることから、価格配信を再開する場合は再開の判断について遅滞なく HP 等で公表することを原則とすべきではないか。
- （8）さらに、価格配信の再開時の最初の価格を基準として顧客にロスカットが発生した場合には、ロスカット水準から大きくかい離して約定する可能性があることについての説明を、HP 等で説明することとしてはどうか。

論点5：約定訂正

（約定訂正を行った際の対顧客説明）

- （1）顧客から説明を求められた時だけでなく、仮に顧客からの要求がなくても、業者が進んで説明すべきではないか。
（注）約定訂正が行われていない段階においては、言わば事前に約定訂正を行う可能性について顧客に説明しておくことは、投資家保護の観点から有意義と考えられるが、その説明を行っていたとしても、実際に約定訂正を行うこととなった場合は、顧客に約定訂正の経緯等について適切に説明を行うことが当然必要となると考える。）
- （2）説明内容は、約定訂正に至った経緯のほか、何をどの程度行うことが必要か。

（約定訂正を行った事実、及びその内容、さらに過去の実績についての公表）

- （3）透明性の向上につながり、投資家の業者選択に資するとも感じられるが、他方、約定訂正には、

様々なケースがありうるため、公表のあり様によっては、却って投資家に誤解を与えるおそれがあるとも考えられる。いずれにしても、公表すべき約定訂正の定義が必要になるのではないか。

- (4) 約定訂正の対象顧客における、訂正前の利益・損失と、訂正後の利益・損失のそれぞれの合計金額を公表することが可能か。

論点6：法人レバレッジ

(法人レバレッジの基本的考え方)

- (1) 為替変動のリスクの観点から、許容されるリスクや流動性リスク等を反映した、法人レバレッジを含む為替リスク管理態勢を、構築すべきではないか。
- (2) 上記の場合、法人顧客に対して許容できる自社のリスク管理についてどのように考えるべきか。
- (3) 金商法等の制度を踏まえつつ、公的規制又は自主規制として、会員の為替リスク管理等の整備を図る必要があるのではないか。

論点7：法人の口座開設基準

(いわゆる法人成り口座の問題)

- (1) いわゆる法人成り口座の問題とは、FX での取引経験や資力に乏しい個人が主として高レバレッジでの取引を行う目的で法人成りして FX 取引を行った結果、当該法人が破綻する（従って、法人に移された個人資産も消失する）程の大きな損失が生じたり、取引相手の FX 業者にも多額のロスカット未収金回収漏れが発生して当該業者の財務の健全性に悪影響を及ぼしたりする問題、と考えられるがそれでよいのか。
- (2) このような問題の発生を防止するためには、本来的には、FX 業者が各法人の信用力を十分審査し、各法人の信用力に応じた取引を常に行うことが必要であり、そのことが結果的に投資者（法人成りした個人）の保護にも資することになるのではないか。
- (3) このため、FX 業者は常に法人取引のリスク管理に努める必要があるが、法人口座の開設段階においても、口座開設を求める法人の来歴や資産状況、代表者等の FX 取引の経験などを十分に審査し、当該法人の信用力を十分踏まえて取引を開始しなければならないのではないか。
- (4) 法人口座の開設基準については現在、協会規則において「顧客の取引経験、資力その他会員が必要と認める事項について、会員の規模、業務の実情に応じて」取引開始基準を定めるものとされているが、上記の論点を踏まえ、「顧客の取引経験」や「資力」以外の具体的事項（あるいは、「顧客の取引経験」や「資力」の具体的細目）を加えることが必要と考えるか、また、「会員の規模、業務の実情」に関わらず、何らかの一律の基準を設けることが必要と考えるか。

以上

別紙19 あっせん・苦情・相談処理状況

あっせん・苦情・相談処理状況
(平成28年4月1日～平成28年9月30日)

(単位:件)

区分	平成28年						合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
あっせん申立て	1	0	1	1	0	1	4
あっせん終結	3	3	1	1	1	0	9
苦情	6	1	21	11	4	5	48
取次ぎあり	5	1	20	10	4	4	44
取次ぎなし	1	0	1	1	0	1	4
相談	32	31	40	30	36	25	194
合計	42	35	63	43	41	31	255

別紙20 協会開催セミナー・説明会等の開催状況

セミナーとテーマ	講 師	
平成元年度秋季セミナー（平成元年10月19日）		
金融先物取引をめぐる行政上の課題と今後の展望について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	佐川宣寿氏
金融先物取引業者としてのあり方と当面の諸課題	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹氏
東京金融先物取引所の現状と課題	東京金融先物取引所常務理事	岡田 孝氏
金融先物取引の開始と金融機関経営へのインパクト	第一勧業銀行取締役資金為替部長	藤野 徹氏
証券業と金融先物取引について	山一証券取締役管理本部副本部長兼経理部長	白井隆二氏
平成元年度春季セミナー（平成2年3月16日）		
金融先物取引業者の事業報告書の記載上の留意事項および経理処理方法について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹氏
金融先物取引業者に対する大蔵省の検査について	大蔵省銀行局総務課金融市場係長	鳥屋栄二氏
平成2年度夏季セミナー（平成2年6月25日）		
先物オプション取引の基本的な理解のために	日興証券債券部先物オプション取引課長	瀧山琢治氏
国際的にみた金融先物オプション市場の最近の動向	富士銀行国際資金為替部	谷充 史氏
東京金融先物取引所の現状と日本円短期金利先物オプションの開発について	東京金融先物取引所総務部企画課長	階戸照雄氏
平成2年度夏季セミナー（平成2年6月25日）		
新しい国際金融市場展開への対応 —1993年を展望して—	東京銀行取締役	本田敬吉氏
平成3年度春季セミナー（平成3年3月22日）		
わが国の金融市場をめぐる当面の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	日下部元雄氏
金融先物取引業者の業務運営上の留意事項	大蔵省銀行局総務課金融市場室	鳥屋栄二氏
平成3年度夏季セミナー（平成3年7月2日）		
日本円短期金利先物・オプションの取引について	太陽神戸三井銀行資金部主任調査役	浅沼辰男氏
証券先物・オプション取引の実際	野村証券債券部先物オプション取引課長	日田哲郎氏
日本円短期金利先物オプション取引開始に向けて	東京金融先物取引所総務部企画課長	垣東 勝氏
平成3年度秋季セミナー（平成3年10月18日）		
銀行の金融・証券先物取引および同オプション取引の経理処理	第一勧業銀行経理部国際主計グループ主任調査役	樽本修平氏
金融・証券先物取引および同オプション取引の税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
平成4年度春季セミナー（平成4年3月26日）		
金融自由化の動向	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司氏
金融先物取引法の改正について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家 哲氏
金融先物取引業者の許可の更新について	大蔵省銀行局金融市場室金融市場係長	草薙正美氏
平成4年度夏季セミナー（平成4年6月16日）		
金利先物オプション取引の活用と実務上の留意点	三菱銀行資金部証券部調査役	小林 茂氏
債券先物・オプション市場の現状	大和証券債券部先物オプション取引課	古川憲幸氏
開設4年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄氏
平成4年度秋季セミナー（平成4年11月25日）		
アメリカ金融先物市場の現状と展望	MEC CBOT東京事務所長	ニコラス・ロナルズ氏
シンガポール金融先物市場・SIMEXの発展	SIMEX バイスプレジデント	リチャード・ローク氏
平成5年度春季セミナー（平成5年3月24日）		
金利自由化の動向について —郵便貯金の金利自由化対応—	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司氏
我が国の金融先物取引をめぐる最近の情勢について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家 哲氏
平成5年度夏季セミナー（平成5年6月16日）		
最近の証券市場と資金の流れ	山一証券投資情報部次長	小林治重氏
金利先物・オプション取引の活用事例	第一勧業銀行資金部資金グループ主査	関 和彦氏
開設5年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄氏
平成5年度秋季セミナー（平成5年10月15日）		
変貌する国際金融取引と金融先物の今後の課題	東京銀行常任参与	本田敬吉氏
平成5年度基礎セミナー（平成5年9月9日）		
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆 勇
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
平成6年度春季セミナー（平成6年3月8日）		
預金金利の自由化と郵貯問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	佐々木豊成氏
最近の金融先物行政及び金融先物取引事務の簡素化について	大蔵省銀行局金融市場先物市場係長	氏家 哲氏

セミナーとテーマ	講 師	
平成6年度夏季セミナー（平成6年6月16日）		
デリバティブ商品市場の動向とその活用	住友銀行資金為替部部長代理	高橋健一氏
金利先物取引の実証的検討	日興証券債券先物オプション取引課課長	星 一孝氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
平成6年度基礎セミナー（平成6年9月8日）		
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆 勇
平成6年度基礎セミナー（平成6年11月24日）		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
平成6年度秋季セミナー（平成6年10月20日）		
デリバティブの税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
平成7年度春季セミナー（平成7年3月9日）		
預金を考える懇談会について	大蔵省銀行局金融市場室長	木下信行氏
最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	林 收氏
金融先物取引業の更新許可申請の手続について	本協会業務部長	佐藤 登
平成7年度夏季セミナー（平成7年6月15日）		
戦略的ALMの実践と仕切レート体系の変更に伴う収益管理の実態	富士銀行資金部次長	長谷川芳春氏
オプション価格理論からみたクレジットリスク、自己資本規制、バリュアー・アット・リスク	野村総合研究所システムサイエンス部 金融数理研究室室長	太田智之氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
平成7年度秋季セミナー（平成7年10月17日）		
統合的リスク管理の現状と方向性	バンカーストラスト銀行東京支店 グローバルリスクマネジメントヴァイスプレジデント	面 圭史氏
歴史的な金利と景気・金利・為替動向	学習院大学経済学部教授	奥村洋彦氏
第9回基礎セミナー（大阪）（平成7年9月7日）		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
第10回基礎セミナー（東京）（平成7年11月21日）		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
平成8年度春季セミナー（平成8年3月13日）		
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	天谷知子氏
最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	曾根英美氏
内部管理責任者等に関する規則について	本協会業務部長	佐藤 登
平成8年度夏季セミナー（平成8年6月12日）		
金融先物・オプション取引の活用方法	さくら銀行資金証券営業部ディーラー 第一グループ主任調査役	東 克哉氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
金融先物と国債先物を使った短中期債の複合ヘッジ手法	大和総研投資調査部投資研究課課長代理	今村文宣氏
平成8年度秋季セミナー（平成8年10月16日）		
低金利下のオプション・ボラティリティ	J. P. モルガン証券ヴァイスプレジデント	ティモシー・K・クック氏
デリバティブの新しい開示方式と税務・会計処理	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
第11回基礎セミナー（大阪）（平成8年9月18日）		
内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
第12回基礎セミナー（東京）（平成8年11月8日）		
内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
平成9年度春季セミナー（平成9年3月11日）		
CME・CBOT97年の課題	CME・CBOT東京事務所長	清水昭男氏
MATIFと欧州通貨統合	MATIF業務開発マネージャー（アジア担当）	エリック・メルリエ氏
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	藤塚 明氏
平成9年度夏季セミナー（平成9年7月2日）		
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	溝口右一氏
日本円短期金利先物の統計的分析	三和銀行資金部部長代理	福山武雄氏
超低金利政策の行方と景気、金融情勢	山一証券債券本部金融情報室課長	青木楠雄氏

セミナーとテーマ	講師
平成9年度秋季セミナー（平成9年10月14日）	
通貨政策の読み方	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員 河野龍太郎氏
ドル・円相場の見通しーテクニカル分析の立場から	住友生命総合研究所調査部主任研究員 林 康史氏
第13回基礎セミナー（大阪）（平成9年9月12日）	
金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長 田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長 原田俊介
	本協会業務部調査役 南元一穂
協会監査の実施状況	本協会監査部長 小玉雅之
第14回基礎セミナー（東京）（平成9年11月18日）	
金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長 田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長 原田俊介
	本協会業務部調査役 南元一穂
協会監査の実施状況	本協会監査部長 小玉雅之
平成10年度春季セミナー（平成10年3月11日）	
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局総務課金融市場室長 古谷一之氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長 溝口右一氏
第1回内部管理セミナー（平成10年6月2日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長 小玉雅之
平成10年度秋季セミナー（平成10年10月14日）	
円動乱のやさしい読解法 ー金融グローバルライゼーション時代の為替変動ー	クレディスイスファーストボストン銀行東京支店 外国為替部ストラテジストディレクター 田中泰輔氏
ヘッジ・ファンドの神話と実話	ムーア・キャピタル・マネジメント・インク 東京駐在員事務所代表マネージング・ディレクター 洪澤 健氏
第2回内部管理セミナー（平成10年11月18日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長 小玉雅之
平成11年度春季セミナー（平成11年3月11日）	
デリバティブの税務について	国税庁課税部法人税課 (デリバティブ・プロジェクト担当)チーフ 吉田 稔氏
第3回内部管理セミナー（平成11年6月1日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長 小玉雅之
平成11年度秋季セミナー（平成11年10月7日）	
ゼロ金利政策解除とプリエンティブ・アプローチ ー新しい金融政策の考え方ー	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員 河野龍太郎氏
アジアの通貨危機からの教訓	大和総研国際調査室主任研究員 大和俊太氏
第4回内部管理セミナー（平成11年11月16日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長 小玉雅之
平成12年度春季セミナー（平成12年3月22日）	
デリバティブの新しい会計と税務	公認会計士 成澤和己氏
第5回内部管理セミナー（平成12年6月6日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
第6回内部管理セミナー（平成12年11月17日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
平成13年度春季セミナー（平成13年3月6日）	
今後の日本経済の見通し	BNPパリバ証券会社東京支店 経済調査部長チーフエコノミスト 河野龍太郎氏
為替市場の現状と今後の動向	東京三菱銀行為替資金部チーフアナリスト 深谷幸司氏
第7回内部管理セミナー（平成13年6月4日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
第8回内部管理セミナー（平成13年12月6日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛

セミナーとテーマ	講師
第9回内部管理セミナー（平成14年6月6日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
第10回内部管理セミナー（平成14年12月9日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
第11回内部管理セミナー（平成15年6月3日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
第12回内部管理セミナー（平成15年12月4日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
第13回内部管理セミナー（平成16年6月7日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
第14回内部管理セミナー（平成16年12月10日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
金融先物取引法の改正等に関する説明会（平成17年6月10日）	
金融先物取引法の一部改正について	金融庁総務企画局市場課金融取引官 大用恭市氏
	金融庁総務企画局市場課課長補佐 山口己喜雄氏
	金融庁監督局銀行第一課課長補佐 吉富 功氏
	金融庁監督局証券課係長 古角儀生氏
今後の手続き、協会規則の制定・一部改正等について	本協会業務部長 原田俊介
第15回内部管理セミナー（平成17年9月29日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
第16回内部管理セミナー（平成17年12月22日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
第17回内部管理セミナー（平成18年6月1日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
第18回内部管理セミナー（平成19年1月23日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
第19回内部管理セミナー（平成19年6月14日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
第20回内部管理セミナー（平成20年1月22日）	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
広告審査の留意点について	本協会監査部主任調査役 渡邊有康
出来高状況表の記載要領・提出方法等について	本協会調査部長 宮崎雅雄
第21回内部管理セミナー（平成20年6月13日）	
協会監査から見た内部管理の留意点及び法令・規則等について	本協会監査部次長 山下 寛
店頭FX取引に関する支払調書の説明会（平成20年12月16日）	
「店頭FX取引の支払調書制度の概要」及び「アンケートに寄せられた主な質問事項への回答」	国税庁課税部課税総括課資料係長 櫻井裕治氏
セミナー（外国為替証拠金取引取扱業を取り巻く環境について）（平成20年12月17日）	
証券行政の諸問題について	金融庁監督局証券課長 森田宗男氏
協会の現況及び今後の運営について	本協会専務理事 後藤敬三
セミナー（4月28日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて）（平成21年5月8日）	
4月28日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長 青戸直哉氏
	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐 有里貴夫氏

セミナーとテーマ		講 師	
セミナー（5月29日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて）（平成21年6月8日）			
5月29日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長	青戸直哉氏	
	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐	有里貴夫氏	
協会セミナー（平成21年10月28日）			
証券検査を巡る最近の動向 証券行政の諸問題について 協会概況のご報告	証券取引等監視委員会事務局証券検査課長	其田修一氏	
	金融庁監督局証券課長	栗田照久氏	
	本協会専務理事	後藤敬三	
協会セミナー（平成22年1月22日）			
主銀行等向けの総合的な監督指針の一部改正について	金融庁監督局銀行第1課課長補佐	森 陽介氏	
	金融庁監督局証券課課長補佐	山下 淳氏	
協会セミナー・大阪（平成22年11月29日）			
経済情勢と監督上の取組みについて 協会実地監査における指摘事項等について	近畿財務局理財部金融監督官	米澤裕樹氏	
	本協会事務局長	廿日岩信次	
	本協会監査部長	山下 寛	
協会セミナー（平成23年2月17日）			
最近の国債管理政策について 2010年BISサーベイ確報との比較にみる、外為証拠金取引の最近の動向 協会監査から見た内部管理の留意点について 金融先物取引業務取扱規則の一部改正（確認書・注意喚起文書規則）案について	財務省審議官	大川 浩氏	
	本協会調査部長	松井哲夫	
	本協会監査部長	山下 寛	
	本協会総務部次長	小口 忍	
協会セミナー・大阪（平成23年11月24日）			
最近の経済情勢と監督上の取組みについて 公益法人制度改革に伴う一般社団法人移行について 変化する外国為替市場 協会実地監査における指摘事項等について	近畿財務局理財部金融監督官	米澤裕樹氏	
	本協会事務局長	廿日岩信次	
	本協会調査部長	松井哲夫	
	本協会監査部長	山下 寛	
協会セミナー（平成24年2月24日）			
最近の監査事例から見た留意事項について 変化する外国為替市場 ユーロ危機と共通通貨について 電子メールのなりすまし防止対策・送信ドメイン認証技術の導入	本協会監査部長	山下 寛	
	本協会調査部長	松井哲夫	
	財務省副財務官	浅川雅嗣氏	
	KDDI株式会社サービスアプリケーション開発部課長 迷惑メール対策推進協議会 送信ドメイン認証技術WG 副主査	本間輝彰氏	
協会セミナー・FATCAについて（平成24年11月21日）			
米国FATCA法、外国為替証拠金取引業者の観点から 等	KPMG税理士法人ファイナンシャルサービスグループ シニアマネージャー	丹生谷佳子氏	
	あずさ監査法人 金融事業部金融アドバイザー部 パートナー	九里隆吉氏	
協会セミナー・大阪（平成24年11月26日）			
最近の経済情勢と監督上の取組みについて 店頭デリバティブ規制と金融先物取引 協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について	近畿財務局理財部金融監督官	樽川 流氏	
	本協会調査部長	松井哲夫	
	本協会監査部長	山下 寛	
協会セミナー（平成25年2月20日）			
協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について 店頭デリバティブ規制と金融先物取引 G20と日本の経済政策	本協会監査部長	山下 寛	
	本協会調査部長	松井哲夫	
	財務省副財務官	梶川幹夫氏	
協会セミナー・大阪（平成25年11月25日）			
最近の経済情勢等について 変化する外国為替市場 Part II 協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	近畿財務局理財部金融監督官	樽川 流氏	
	本協会調査部長	松井哲夫	
	本協会監査部長	山下 寛	
協会セミナー（平成26年3月5日）			
FATCAについて 協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について 2014年1月28日公表の東京外国為替市場委員会による「東京外国為替市場におけるサーベイ」を受けての単独調査結果 G20 / G7をめぐる動向について	KPMG税理士法人ファイナンシャルサービスグループ シニアマネージャー	丹生谷佳子氏	
	有限責任あずさ監査法人 金融事業部金融アドバイザー リー部パートナー	九里隆吉氏	
	本協会監査部長	山下 寛	
	本協会調査部長	山崎哲夫	
	財務省国際局次長	梶川幹夫氏	

セミナーとテーマ	講 師	
協会セミナー・大阪(平成26年11月28日)		
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛
金融指標に関する考察(金利・為替)	本協会調査部長	山崎哲夫
最近の近畿管内の経済情勢等について	近畿財務局金融監督官	北川 真氏
協会セミナー(平成27年3月2日)		
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(金融業務編)の概要	特定個人情報保護委員会事務局政策調査員	桐井啓成氏
国税分野におけるマイナンバー制度の概要	国税庁課税部課税総括課企画専門官	竹川洋樹氏
法人番号について	国税庁長官官房企画課法人番号準備室課長補佐	山岸要一郎氏
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	協会監査部長	山下 寛
外国為替市場におけるホット 이슈	協会調査部長	山崎哲夫
最近の国際金融情勢	財務省国際局為替市場課長	有泉 秀氏
平成27年度外国為替証拠金取引取扱業者全体会合(平成27年8月24日)		
外国為替証拠金取引の現状と平成27年東京外国為替市場委員会・金融先物取引業協会調査部共同調査の結果について	本協会調査部長	山崎哲夫
平成27年7月3日公表の金融モニタリングレポートについて	金融庁監督局証券課課長補佐	三澤正実氏
協会セミナー・大阪(平成27年11月27日)		
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛
外国為替取引を取巻く最近の環境 ～外国為替証拠金取引を中心に～	本協会調査部長	山崎哲夫
最近の近畿管内の経済情勢等について	近畿財務局金融監督官	矢守泰治氏
協会セミナー(平成28年2月18日)		
サイバー攻撃の現状と対策について	JPCERT コーディネーションセンター・情報セキュリティアナリスト	山本健太郎氏
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛
リテール市場における通貨オプション取引の考察	本協会調査部長	山崎哲夫
最近の国際金融情勢	財務省国際局為替市場課長	柳瀬 護氏
サイバーセキュリティセミナー(平成28年6月1日)		
本取組みの背景と金融機関を取巻くサイバー環境 サイバー攻撃の種類や事例 サイバーセキュリティ対策のポイント	証券取引等監視委員会 事務局証券検査課 特別検査官 (金融庁総務企画局政策課サイバーセキュリティ対策企画調整室兼務)	鈴木 博氏

別紙 2 1 協会事務局への統計に関する定期報告（平成 2 7 年 4 月 1 日以降）

報告回数	報告会員	提出時期	主な報告事項	事務局所管	備考
年 1 回	全会員	7 月初旬	事業報告書	監査部	定款施行規則 4 条(6)報告
	金商業者会員	7 月初旬	業務又は財産の状況に関する報告書	業務部	定款施行規則 4 条(7)報告
	全会員	7 月初旬	純資産額	総務部	理事会決議(H1.8.8) ※会員預託金等計算基礎データ
	店頭 FX 取扱会員	5 月中旬	ビジネスモデル	調査部	東京外為市場委員会との共同調査（任意）
	FX 取扱会員 個人向け BO 取扱会員	3 月下旬	個人顧客年間投資損益額	調査部	23 年度税制改正時の当局要請により調査開始（任意）
年 2 回 (半期毎)	第一種金商業者会員	5 月 20 日 11 月 20 日	決算状況	調査部 監査部	各期通知（直近例：平 26 第 212 号 E）
	全会員	4 月 15 日 10 月 15 日	内部管理担当役員等	業務部	内管責規則 7 条報告
年 4 回 (四半期毎)	全会員 全特別参加者	5 月 31 日 8 月 31 日	出来高、期末建玉	調査部	定款施行規則 3 条報告
	店頭 FX 取扱会員	10 月 31 日 1 月 31 日	個別顧客区分管理金額増減口座数	調査部	定款施行規則 3 条報告
月 1 回	店頭 FX 取扱会員	翌月第 7 営業日	出来高、月末建玉	調査部	定款施行規則 3 条報告
		翌月第 7 営業日	顧客区分管理必要額、顧客入出金額	調査部	定款施行規則 3 条報告
	個人向け BO 取扱会員	翌月第 7 営業日	取引高、顧客損益率	調査部	定款施行規則 3 条報告
	登録金融機関会員	翌月末日	業務又は財産の状況に関する報告書	業務部	定款施行規則 4 条(7)報告
	FX 取扱会員	翌月末日	当局モニタリング項目	調査部 監査部	通知（平 20 第 285 号 E）
週 1 回	FX 取扱会員	翌週初日	区分管理信託額（日次）	監査部	通知（平 22 第 33 号 E）

別紙22 所管金融商品取引の状況(マッピング)

取引所名	四半期出来高推移(平成21年度~28年度第1四半期) (単位:枚)	主な金融商品名	取扱社数	証拠金規制 (オプションの買 いは含めない、府 令117条第7項)		信託保全 (媒介・取次ぎ・代 理を含む)		ロスカット規制		再勧誘の禁止		注意喚起文書 OTC:初回と年1 回 市場取引(初回、 継続は必要なし)		自主規制事業																				
				平成28年第1四半期末実績		個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	各種ひな形																		
																自主規制																		
国内取引所	金 利 系 東京金融取引所(TFX)		ユーロ円3か月金利	23社 銀行8社 証券15社	—	—	—	—	—	—	府令117条第1項 第9号	金先協業務取扱規則 第7条の2	契約締結前交付 書面	口座設定約諾書 等	<ul style="list-style-type: none"> 合同監査の実施 (定款第14条の2) 出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第3条) 資料の提出等 (定款第14条) セミナーを通じた啓蒙 (定款第4条第1項第10号) 会員要望を反映した媒介約諾書 徴求の改訂 (業務取扱規則第9条第3項等) 																			
													金融先物取引 説明書	金融先物取引 媒介約諾書 (特定投資家 を除く)		平成28年1月 改訂	金融先物取引 媒介約諾書 (特定投資家 を除く)																	
国内取引所	通 貨 系 東京金融取引所(TFX) 大阪証券取引所(OSE)		取引所外為替証拠金取引 くりこ365 大証FX	22社 (内媒介2社) 銀行1社 証券14社 商品先物4社 FX専業3社	府令第117条第1項 第27号	府令第143条第1項 第1号	府令第123条第1項 第21号の2	府令117条第1項 第9号	金先協業務取扱規則 第7条の2	取引所為替証 拠金取引説明 書(東京金融 取引所)	金融先物取引 媒介約諾書 (特定投資家 を除く)	平成27年11月 改訂	取引所為替証 拠金取引説明 書(大阪証券 取引所) 平成26年3月 改訂	<ul style="list-style-type: none"> 合同監査の実施 (定款第14条の2) 出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第3条) 資料の提出等 (定款第14条) セミナーを通じた会員啓蒙 (定款第4条第1項第10号) 会員要望を反映した媒介約諾書 徴求の改訂 (業務取扱規則第9条第3項等) 																				
															通貨関連 デリバティブ 取引(決 済を除く) (府第123 条第1項 第21号の 2)	—	通貨関連 デリバティブ 取引等 (府第143 条第3項)	通貨関連 デリバティブ 取引等 (府第143 条第3項)	通貨関連 デリバティブ 取引 (府第123 条第1項 第21号の 2)	—	金融先物取引等 (特定投資家を除 く)	金融先物取引等 (特定投資家を除 く)												
市場 デリ バ ティブ 取 引	金 利 系 CME CBOT NYSE LIFFE SYDNEY FUTURES EX		ユーロドル預金(3か月) ユーロドル預金オプション EURIBOR(3か月) 英ポンド金利(3か月) EURIBORオプション 英ポンド金利オプション ユーロスイスフラン金利(3か月) フェド・ファンド(30日) BA手形(90日) 受渡決済金利スワップ先物など	—	—	—	—	—	府令117条第1項 第9号	金先協業務取扱規則 第7条の2	海外金融先物 取引説明書	海外金融先物 取引口座 設定約諾書 (特定投資家 を除く)	平成27年1月 改訂	<ul style="list-style-type: none"> 監査の実施 (定款第14条の2) 業務の報告(出来高状況報告) (定款の施行に関する規則第3条) 資料の提出等 (定款第14条) セミナーを通じた会員啓蒙 (定款第4条第1項第10号) 																				
															通 貨 系 CME	ユーロ通貨 英ポンド通貨 日本円通貨 カナダドル通貨 豪ドル通貨 ユーロ/円通貨 NZドル通貨 メキシコペソ通貨 など	31社 銀行15社 証券15社 商品先物1社	府令第117条第1項 第27号	府令第143条第1項 第1号	府令第123条第1項 第21号の2	府令117条第1項 第9号	金先協業務取扱規則 第7条の2	海外金融先物 取引説明書	海外金融先物 取引口座 設定約諾書 (特定投資家 を除く)	平成27年1月 改訂	<ul style="list-style-type: none"> 会員要望を反映した媒介約諾書 徴求の改訂 (業務取扱規則第9条第3項等) 								
																											通貨関連 デリバティブ 取引(決 済を除く) (府第123 条第1項 第21号の 2)	—	通貨関連 デリバティブ 取引等 (府第143 条第3項)	通貨関連 デリバティブ 取引等 (府第143 条第3項)	通貨関連 デリバティブ 取引 (府第123 条第1項 第21号の 2)	—	金融先物取引等 (特定投資家を除 く)	金融先物取引等 (特定投資家を除 く)
																											金 利 ・ 通 貨 系 シンガポール証券取引所 バリ国際金融取引所 フィラデルフィア証券取引所 香港証券取引所 韓国証券取引所等	ユーロ円TIBOR(3か月)先物 HIBOR(3か月)先物 米ドル・韓国ウォン通貨先物 日本円・韓国ウォン通貨先物 ユーロ・韓国ウォン通貨先物 など	—	—	—	—	—	府令117条第1項 第9号
通貨系取引は「通貨系CME」と同様	—	—	—	—	—	金融先物取引等 (特定投資家を除 く)	金融先物取引等 (特定投資家を除 く)																											

金融商品	四半期出来高推移(平成21年度～28年度第1四半期)(単位:百万円)	主な金融商品	取扱社数	店頭デリバティブ新規制				証拠金規制 (オプションの買 い込みを除く 府令117条第7 項)		信託保全 (媒介・取次ぎ・ 代理を含む)		ロスカット規制		不招請勧誘の禁 止		新確認書		注意喚起文書 OTC:初回と年1回 市場取引(初回) 継続は必要なし)		自主規制事業			
				平成28年度第1四半期実績				個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	各種ひ形	自主規制
				TR対象	CCP対象	証券種類	取引量	取引量	取引量	取引量	取引量	取引量	取引量	取引量	取引量	取引量	取引量	取引量	取引量	取引量	取引量	取引量	取引量
外国為替証拠金取引		USD/JPY	51社	金商法 156条 の7	金商法 156条 の64	金商法 156条 の62	金商法 40条第 2号	府令第117条第1 項第27号	府令第143条第1 項第1号	府令第123条第1項 第21号の2	府令第16条の4	金先協業務取扱規 則第7条の2	金先協業務取扱規 則第7条の2	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	「不招請勧誘の禁止」金商法第38条4号 ・実地監査の実施 ・書類監査の実施 ・配信価格モニタリングの実施 ・月次・四半期出来高状況の報告(定款の施行に関する規則第3条)	
		銀行5社 証券26社 FX専業2社	規制対 象外 (改正さ れた金 商法第 22条第 2号(但 し、特 定第1 号及び 第2号 の二の 特定期 間が2 営業日 以内の ものは 除く)	金商法 2条第 22条第 2号(但 し、特 定第1 号及び 第2号 の二の 特定期 間が2 営業日 以内の ものは 除く)	適用除 外	金商法 2条第 22条第 2号(但 し、特 定第1 号及び 第2号 の二の 特定期 間が2 営業日 以内の ものは 除く)	通貨開 通デリバ ティブ取 引(決済 を除く) (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	平成25年9月改訂	平成25年9月改訂
NDF		インドルピー	7社	金商法 40条の 7	金商法 156条 の64	金商法 156条 の62	金商法 40条第 2号	府令第117条第1 項第27号	府令第143条第1 項第1号	府令第123条第1項 第21号の2	府令第16条の4	金先協業務取扱規 則第7条の2	金先協業務取扱規 則第7条の2	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	「不招請勧誘の禁止」金商法第38条4号 ・実地監査の実施 ・書類監査の実施 ・四半期出来高状況の報告(定款の施行に関する規則第3条)	
		銀行6社 証券1社	規制対 象外 (改正さ れた金 商法第 22条第 2号(但 し、特 定第1 号及び 第2号 の二の 特定期 間が2 営業日 以内の ものは 除く)	金商法 2条第 22条第 2号(但 し、特 定第1 号及び 第2号 の二の 特定期 間が2 営業日 以内の ものは 除く)	適用除 外	金商法 2条第 22条第 2号(但 し、特 定第1 号及び 第2号 の二の 特定期 間が2 営業日 以内の ものは 除く)	通貨開 通デリバ ティブ取 引(決済 を除く) (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	平成25年4月改訂	平成25年4月改訂
通貨オプション取引		Vanilla Option	48社	金商法 40条の 7	金商法 156条 の64	金商法 156条 の62	金商法 40条第 2号	府令第117条第1 項第27号	府令第143条第1 項第1号	府令第123条第1項 第21号の2	府令第16条の4	金先協業務取扱規 則第7条の2	金先協業務取扱規 則第7条の2	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	「不招請勧誘の禁止」金商法第38条4号 ・実地監査の実施 ・書類監査の実施 ・四半期出来高状況の報告(定款の施行に関する規則第3条)	
		銀行40社 証券7社 FX専業1社	規制対 象外 (改正さ れた金 商法第 22条第 2号(但 し、特 定第1 号及び 第2号 の二の 特定期 間が2 営業日 以内の ものは 除く)	金商法 2条第 22条第 2号(但 し、特 定第1 号及び 第2号 の二の 特定期 間が2 営業日 以内の ものは 除く)	適用除 外	金商法 2条第 22条第 2号(但 し、特 定第1 号及び 第2号 の二の 特定期 間が2 営業日 以内の ものは 除く)	通貨開 通デリバ ティブ取 引(決済 を除く) (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	平成25年4月改訂
バイナリー・オプション		Digital Option	10社(内、個人向けバ イナリー8社)	金商法 40条の 7	金商法 156条 の64	金商法 156条 の62	金商法 40条第 2号	府令第117条第1 項第27号	府令第143条第1 項第1号	府令第123条第1項 第21号の2	府令第16条の4	金先協業務取扱規 則第7条の2	金先協業務取扱規 則第7条の2	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	店頭金融 先物取引 口取設定 約書	「不招請勧誘の禁止」金商法第38条4号 ・実地監査の実施 ・書類監査の実施 ・月次・四半期出来高状況の報告(定款の施行に関する規則第3条)	
		銀行2社 証券3社 FX専業5社	規制対 象外 (改正さ れた金 商法第 22条第 2号(但 し、特 定第1 号及び 第2号 の二の 特定期 間が2 営業日 以内の ものは 除く)	金商法 2条第 22条第 2号(但 し、特 定第1 号及び 第2号 の二の 特定期 間が2 営業日 以内の ものは 除く)	適用除 外	金商法 2条第 22条第 2号(但 し、特 定第1 号及び 第2号 の二の 特定期 間が2 営業日 以内の ものは 除く)	通貨開 通デリバ ティブ取 引(決済 を除く) (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	通貨開 通デリバ ティブ取 引等 (府第 143条第 3項)	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	金先協業務取扱規 則第8条の2	平成25年8月 個人向け店頭バイナリーオプションの規制施行 平成25年12月 個人向け店頭バイナリーオプションに関する公認制、自主規制完全施行

※ 参考

金融先物取引業の対象となる主な取引

取引の種類	店頭取引 (金商法第2条第22項)	国内取引所取引 (金商法第2条第21項)	海外取引所取引 (金商法第2条第23項)
通貨先物(先渡)取引 ¹	○ (1号に該当)	○ (1号に該当)	○
外国為替証拠金取引(受渡決済可能)			
通貨指標先物取引	○ (2号に該当)	○ (2号に該当)	○
金利指標先物取引 ²			
外国為替証拠金取引(差金決済のみ)			
天候デリバティブ先物取引	×		
通貨オプション	○ (3号に該当)	○ (3号に該当)	○
通貨先物オプション			
金利オプション ³			
金利先物オプション ⁴			
通貨指標オプション ⁵	○ (4号に該当)		
金利指標オプション	×		
天候オプション取引			
通貨スワップ取引 ⁶	×	○ (4号に該当)	○
金利スワップ取引			
クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)	×	○ (5号に該当)	○
地震デリバティブ取引			

なお、為替予約など、差金決済を行うことができない取引は、金融商品取引法上の先物(先渡)取引には該当しません。⁷

¹ 直物為替先渡取引(ノンデリバラブル・フォワード取引、NDF)が含まれます。なお、NDFには2号に分類されるものもあります。

² 為替先渡取引(FXA)、金利先渡し取引(FRA)、CFD取引(Contract for Difference)を含みます。

³ 特定の預金等の金利を参照し、権利行使時には差金決済とするものは金利指標オプションとなります。

⁴ 特定の預金等の金利先物価格を参照し、権利行使時には差金決済とするものは金利指標オプションとなります。

⁵ NDOや通貨関連バイナリーオプション取引その他エキゾチック通貨オプション取引なども含まれます。

⁶ 店頭通貨スワップ取引はスワップに属するものとし、日本証券業協会の所管する取引となっています。

⁷ 因みに、受渡決済と差金決済が選択可能な先物取引は金商法第2条第21項および第22項の各第1号に該当し、取引の決済を差金決済のみとする先物取引は、同条第21項および第22項の各第2号に該当します。

金融商品取引業者等の自主規制機関等の状況

金融商品取引業		自主規制機能					
		規則 制定	会員 調査	指導 勧告	会員 制裁	苦情解決 あつせん	業界団体 機能
第一種	有価証券関連業	[斜線]				[縦線]	[斜線]
	店頭デリバティブ						
第二種	市場デリバティブ	金利スワップ等	[格子]				[斜線]
		金融先物取引					
	集団投資スキーム 自己募集業	[濃青]				[濃青]	
	みなし有証関連業						信託受益権販売業
投資運用	投資信託委託業	[横線]				[横線]	
	集団投資スキーム 自己運用業						
	投資一任業						
助言	投資助言業	[点線]				[点線]	
	投資顧問・一任契約の代理・媒介業						

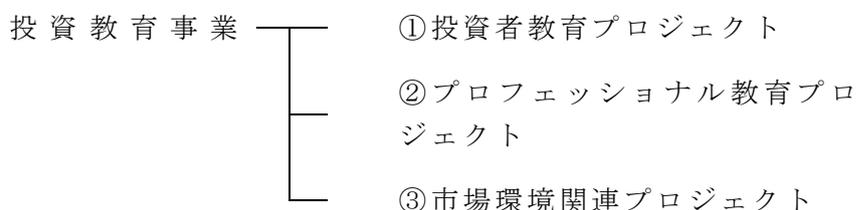
- [斜線] …日本証券業協会
- [格子] …金融先物取引業協会
- [濃青] …第二種金融商品取引業協会
- [横線] …投資信託協会
- [点線] …日本投資顧問業協会
- [縦線] …証券・金融商品あつせん相談センター(FINMAC)

別紙 2 3 投資教育事業計画

投資教育事業計画

平成 28 年 3 月 10 日理事会決定
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 一般投資者の参加が進むデリバティブ取引について、金融先物取引の唯一の自主規制機関として、投資者の金融リテラシーを高めることによって健全な発展を支援するため、投資教育事業計画を定め、金融リテラシーに係る施策を計画的に推進する。
2. 投資教育事業は、次のプロジェクトによって構成する。



① 投資者教育プロジェクト

投資者がデリバティブ取引に関する知識を習得し、実際に利用できる技能を身に着けるための学習環境を整備し、提供することを目的とする。

② プロフェッショナル教育事業プロジェクト

投資者の身近にあって、金融リテラシーを支える柱となる会員の役職員の職業倫理を確立し、デリバティブ取引業務に関する知識水準を高めることを目的とする。

③ 市場環境関連プロジェクト

投資者が、金融リテラシーに基づく態度をもって、適切な行動を行うことができる市場環境に関し、現在および将来に向けた論点を整理することを目的とする。

3. 上記のプロジェクトは、たとえば投資者教育プロジェクトの中に、海外教材翻訳事業や投資者行動に関する学術連携事業など、すでに取り組みが進む事業を含め、関連する協会の諸事業を横断的に束ねて推進する方針とする。
4. 投資教育事業は平成 28 年度を初年度とする 5 か年計画とし、事業の進捗状況や新たに見つかった課題などを取り込みながら每期見直しを行う。

< 参考 >

1. 平成 28 年度は、下の事項の実現に注力することとし、その他については、29 年度以降の円滑な推進を図るための準備作業を中心に行う。
 - ① 投資者教育プロジェクト
 - a 海外教材の翻訳
 - b 教科書（基礎編）の編集
 - c 投資者教育に係るプログラム開発委託契約
 - d 第一回投資者アンケート調査の実施
 - e 顧客損益データの解析
 - f 投資者行動研究の実施
 - g 投資家教育国際フォーラムへの参加
 - ② プロフェッショナル教育プロジェクト
 - a 職業倫理・行動規範のルール整備
2. 投資者教育プロジェクトに係る平成 28 年度予算の一部については、公益財団法人 資本市場振興財団助成金をもって充当する。

以 上

投資教育事業計画について

平成 28 年 3 月 10 日
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 背景

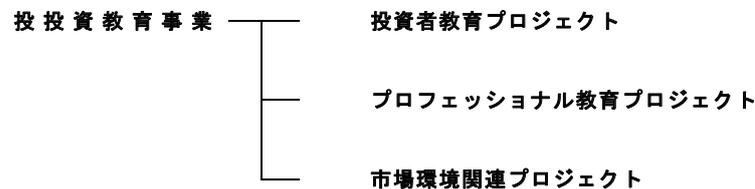
国際協調の下、金融に関する諸団体によって、金融リテラシーの普及活動が精力的に行われている。金融先物取引に関する唯一の自主規制団体である本協会においても、外国為替証拠金取引が契機となり一般投資者の参加が進むデリバティブ取引にかかる金融リテラシーの普及活動に協力する必要がある。

2. 投資教育事業計画の目的

一般投資者の参加が進むデリバティブ取引に対する金融リテラシーを高めるとともに、金融リテラシーに基づき投資者が安心して投資することができるデリバティブ取引の市場環境を整備するための中長期事業計画を策定し、以て計画的に推進することを目的とする。

3. 投資教育事業の構成

本協会が、これまで行ってきた諸事業のうち、“金融リテラシー”に関する諸事業を基礎としつつ、リテラシー向上に不可欠な活動を新たな事業として加えて、協会活動全般にわたる横断的な事業と成し、具体的には以下の体系をもって構成するものとする。



金融リテラシーは、「意識」「知識」「技術」「態度」「行動」の総体であると定義¹されている。

投資者教育プロジェクトは、金融リテラシーの構成要素のうち、「意識」「知識」「技術」に焦点を当て、その向上を支援することを目的とするプロジェクトとする。

プロフェッショナル教育プロジェクトは、投資者の身近にあって、投資者が金融リテラシーを高め、適切な行動を行うことを支える会員役職員が、その役割を担うに相応しい職業観および基本的な知識を習得する環境を整備することを目的とするプロジェクトとする。

市場環境関連プロジェクトは、投資者が、金融リテラシーに基づく態度をもって、適切に行動することができる市場環境に関連する様々な論点を整理することを目的とするプロジェクトである。

4. 各プロジェクトのテーマ

本計画の内容は、今後の計画推進の過程において、会員その他関係者とのディスカッションなどを通じて、適宜、修正されるものであるが、現時点で見込まれる各プロジェクトのテーマは、以下の通りとなる。

¹ International Network on Financial Education(OECD 金融教育に関する国際ネットワーク)「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則(平成 24 年(2012 年)6 月)」における定義

① 投資者教育プロジェクト

- ・デリバティブ取引に関する教材の提供
- ・デリバティブ取引に関する学習環境の整備
- ・デリバティブ取引の技能習得機会の提供
- ・投資者意識、行動に関する調査・研究
- ・金融リテラシーに関わる国内外諸機関との連携

② プロフェッショナル教育プロジェクト

- ・職業倫理・行動規範の確立
- ・金融先物取引業務に関する教材の提供 *商品知識教材は投資者教育と共通
- ・デリバティブ取引に関する学習環境の整備 *商品知識学習環境は投資者教育と共通
- ・資格者の継続教育態勢の整備
- ・経営職掌および違反者等に対する再教育制度の整備

③ 市場環境関連プロジェクト（論点整理の対象候補となるテーマ）

- ・会員役職員の職業的地位の向上
- ・リテラシー向上に資する情報の種類およびその提供方法
- ・金融先物取引業務にかかる諸規則
- ・プリンシプルの実践
- ・取引（市場）の効率化、安定化、透明性の向上

5. 事業計画期間

平成 28 年度を初年度とする 5 事業年度計画とする。

6. 事業予算

平成 28 年度は継続中の既存事業と合わせて 12 百万円を見込む。以後の予算については、毎期、計画の進捗と計画内容の見直しに応じて策定する。なお、平成 28 年度計上予算の一部については、公益財団法人 資本市場振興財団からの助成金 6 百万円をもって充当する予定。

別紙23 投資教育事業計画 別添 投資教育プロジェクト

作成日 平成28年10月27日

投資教育事業										
投資教育プロジェクト									投資教育支援プロジェクト	
メンバー	翻訳・出版	教材・シラバス作成		教材・資格制度		アンケート調査・損益調査	倫理・規範	制度向上・プリンシプルベース	市場整備 =インセンティブ設計	IFIE/IOSCO C8
	総務(1)	総務(4)	総務(4)	資格・研修制度	総務(2)					
メンバー	業務(1)	業務(2)	業務(2)	業務(3)	業務(1)	業務(1)	業務(1)	監査(3)	監査(2)	総務(3)
	調査(2)	監査(1)		監査(1)	調査(2)	監査(2)				調査(1)
					監査(1)					
作業概要	海外文献を翻訳し、会員に成果を還元する。	翻訳教材等を参考に一般投資者および会員従業員向けの金融先物取引を中核にしたテリバティブ教科書を作成する。 資格試験向けの学習シラバスを策定する。 シラバスに沿った教科書を用意する。	教材の内容をWEBに適したコンテンツに組み直す。 教育コンテンツなどを基に資格試験、投資者教育用ウェビナーを作成し、HPIに搭載する。	資格、研修生制度の高度化を検討、具体化する。	主にFXおよび個人向けBOを対象とする投資者アンケートの実施を外部委託し、結果を分析する。 FX会員有志から得た顧客データ(ビッグデータ)解析を行うための設備を整え、実行する。	FX専門家の倫理・規範を作成し、業界内の定着を図る。	平成20年に金融庁より示された「金融サービス業におけるプリンシプルについて」を踏まえたプリンシプルベースの自主規制を推進するための論点整理、具体化策の検討、実行	投資者に発信する情報の選定・発信方法の検討、実現	・リテールに焦点をあてた、店頭先取引の市場の高度化に資する施策展開のための論点整理	
中長期目標・課題	・有識者による監修、編集技能者の活用	・有識者による監修、会員、編集技能者の活用 ・会計・税務、経済、法令、Financial Planningの分野も対象領域 ・「指定図書」の利用 ・有識者含めメンバーは、以後のシラバスや試験問題の作成母体となる。	・教材のダイジェスト化を想定 ・教材ダイジェストをチャート式QAなどにアレンジする。 ・ITコンサル業者利用	・上級資格の可否を検討する。 ・内部管理者等に対する研修制度の充実を図る。 ・外務員試験を一般開放する等の試験制度見直す。 ・コア機能の責任者の資格制度を創る。 ・継続教育制度及び環境を刷新する。 ・違反者再教育制度を導入する。 ・有識者を交えたWGIにより推進	・定期的実施を想定 ・実施環境として協会HP以外に会員HPなども活用する。 ・謝礼の負担方法(奉加帳?) ・独立した統計用ハブサーバーとデータ分析ソフトを調達	・先例制度をたたき台として検討 ・会員役職員への浸透、投資者へのアピールなどにも力点を置く。	・会員中心のWGを推進母体とする。 ・有識者の参画を図る。 ・ベストプラクティスを基本とし、要の事項は自主規制を設ける。	・論点が十分に整理され、施策展開の見通しがたった事項は、別途ワーキングを立ち上げ、速やかに実現する。		投資教育に係る海外諸機関との連携強化を図り、グローバルに進展している投資教育および、それに関連する規制等の情報収集
当年度の目標	・1冊目の翻訳を完了し、PDF形式の出版物とする。 ・2冊目の翻訳を開始し、次年度内の翻訳完成を目指す。	・シラバスを作成する。 ・外部のパートナーを探し、作業の展開方法を確定する。 ・作業を開始する。	・翻訳1冊目をKinsaki-net上に掲載する。 ・コンテンツおよびウェビナー開発業者を選定しする。	・他協会や海外の事例を整理し、ラフなたき台を作る。 ・参画する有識者の選定を進め、次年度からの実質的な審議が円滑に行えるように準備する。	・第一回アンケート調査を実施する。 ・分析用システムを調達し、データ分析を終える。	・年度内に原案を確定する。	次年度からWGを運営できる準備を進める。	・年度内にWGを立ち上げ、課題の洗い出しを行う。		
計画期間	平成28年度下期開始、平成29年度中に完了を見込む。	平成28年度下期開始、平成31年度終了を見込む。	平成28年度下期開始、平成32年度終了を見込む。	平成28年度より検討を進め、本格的な展開は平成29年度上期より開始し、平成32年度終了を見込む。	平成28年度上期開始、平成29年度上期終了を見込む。継続的な調査の必要性が認められた場合は継続実施	平成28年度下期開始、平成29年度終了を見込む。	平成28年度下期開始、平成32年度終了	平成28年度下期開始、平成32年度終了		

別紙 2 4 投資家教育国際フォーラム (IFIE) の概要

名称	投資家教育国際フォーラム International Forum for Investor Education (IFIE)
設立目的	金融市場の投資家がさまざまな投資商品やその後のリスクと可能性等をよりよく理解できるよう、世界の投資家教育のレベルを向上すること。
設立時期	2005年 (ICSA のワーキング・グループから発展)
メンバー	<p>(主なメンバー)</p> <p>日本 日本証券業協会(JSDA)*</p> <p>米国 金融取引業規制機構(FINRA)* 国際証券業金融市場協会(GFMA) 認定証券アナリスト協会 (CFA Institute) *</p> <p>加 カナダ投資業規制機構(IIROC)* カナダ証券管理局 (CSA) カナダ証券機構(CSI) カナダ投資ファンド業者機構 (MFDA) オンタリオ州証券委員会(OSC)</p> <p>韓国 韓国金融投資協会(KOFIA)*</p> <p>台湾 台湾証券取引所(TSE)* 台湾証券商業同業公会(TSA)*</p> <p>インド インド証券取引所会員協会(ANMI)</p> <p>エジプト エジプト投資家保護基金 (EIPF) * エジプト取引所 (EGX) * エジプト金融監督庁 エジプト証券保管振替機関 (MCDR)</p> <p>ブラジル ブラジル金融資本市場協会 (ANBIMA) *</p> <p>マレーシア マレーシア証券委員会 (SMC)</p> <p>リビヤ リビヤ株式取引所 (LSM) *</p> <p>トルコ トルコ資本市場仲介業協会 (TCMA) *</p> <p>パレスチナ パレスチナ証券取引所 (PSE) *</p> <p>南ア 南アフリカ貯蓄・投資協会(ASISA)</p> <p>シンガポール シンガポール証券投資家協会(SIAS)</p> <p>* は自主規制機関</p>

<p>主な活動等</p>	<p>1. 投資家教育に関する情報提供</p> <p>IFIE のウェブサイト等を通じて、1) 金融・投資家教育プログラムの全世界的なリスト、2) 関連する調査・研究へのリンク、3) 投資家教育プログラム策定のための研修材料、4) 投資家教育の提供・評価方法、5) 技術支援を提供できる投資家教育提供者、に関する情報を提供し、投資家教育に関する情報の“Clearing House”として機能する。</p> <p>2. 会合・セミナーの開催</p> <p>各種会合・セミナー等の開催を通じて、投資家教育に携わる世界中の機関・実務者相互の情報交換を促進する。2009年10月には、本協会と共催で、東京及び大阪においてセミナーを開催した。</p> <p>3. 投資家教育に関する行動基準（Code of Practice）の策定</p> <p>各国毎もしくは国際的に規制を受けることが少ない投資家教育の基準とベスト・プラクティスを策定し、普及させる。</p> <p>なお、IFIE の実質的な活動は、傘下の Sub-Committee(Regional Chapter)毎に行われているが、Americas Chapter が最も活発に活動中。</p>
<p>組織等</p>	<p>1. メンバー会合</p> <p>年1回、年次総会を開催。IFIE の運営、活動に関する重要方針等を検討、決定するために開催。各 Sub-Committee から活動報告も行われる。</p> <p>2. 諮問委員会(Advisory Committee)</p> <p>メンバーのうち6団体で構成（任期3年）。IFIE の運営、活動に関する諸問題を検討、決定するため、隔月1回程度、電話での会議を開催。</p> <p>3. 地域委員会（Regional Sub-committee）</p> <p>IFIE 傘下の地域委員会として、中東・北アフリカを所轄する MENA 及びアジアを所轄する AFIE((IFIE Asia Chapter)等が設けられている。</p>
<p>代表・事務局</p>	<p>会 長：Mr. Paul Andrews FINRA 国際本部長 副会長：Mr. Alparslan Budak トルコ資本市場協会 財務担当：Ms. Ana Leoni ブラジル金融資本市場協会(ANBIMA) 事務局長：Ms. Kathryn Edmundson 事務局：現在、米国の事務代行業者 Hastings Group が事務局</p>
<p>会費</p>	<p>1 会員：US\$5,000/年</p>

別紙 2 5 他の自主規制機関等との協調

1. 金融商品取引業協会 5 団体

平成 2 1 年 9 月に金融商品取引業協会 5 団体によって設置された「金融商品取引業協会連絡協議会」及び「金融商品取引業協会連絡協議会ワーキング・グループ」に参加し、各協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図っております。

2. 特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）」

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務について、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）」の設立に積極的に協力し、平成 2 2 年 2 月以降、業務委託を開始しました。その後、同法人は平成 2 3 年 4 月 1 日より、指定紛争解決機関として特定第 1 種金融商品取引業務に関する苦情解決支援及び紛争解決支援業務を行うこととなりました。これに伴い、あっせんについては、本協会よりの業務委託から、同センターの独自業務となり、他方、苦情・相談、第 2 種金融商品取引業務及び登録金融機関業務は、引き続き本協会からの業務委託となっています。

3. 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会に後援会員として参加するほか、同協会の主催する「自主規制規則検討会合」及び「研修制度に関する検討会合」にオブザーバーとして参加しました。

4. 金融・資本市場統計整備懇談会

日本証券業協会の主催する「金融・資本市場統計整備懇談会」の最終報告を受け統計の標準化を推進するために設置された「金融・資本市場統計整備連絡協議会」に参加し、統計データの充実、提供方法の規格に関する標準化へ向けての整備を進めております。また会報に掲載していた統計を本協会一般向けホームページに移行し、昨年度よりリンクしている証券統計ポータルサイト（証券関係機関が従来より無償で各種統計を公表）の利便性を高めました。

5. 外務員処分に関しての日本証券業協会との情報交換

外務員登録等事務の適正化を期するため、外務員処分に関しての日本証券業協会との情報交換を実施しています。（平成 2 6 年度上期においては、3 回実施しました。）

6. 東京外国為替市場委員会

① E・コマース小委員会

東京外国為替市場委員会（E・コマース小委員会）に平成 2 3 年 3 月、正式メンバーとして参加しました。また、同委員会が毎年 4 月に銀行等を対象に行っているサーベイへの協力依頼に対しては、前年度に引き続き、店頭外国為替証拠金取引の調査について協力を行いました。

② バイサイド小委員会

平成28年より新設されたバイサイド小委員会に所属しています。

7. 海外規制当局、自主規制団体

① 海外規制当局、自主規制団体との連携の観点から、米国CFTC及びシンガポールMASの開催した規制関係者会合への参加、FIA (Futures Industry Association)、NFA (National Futures Association) との間で、主催会合等への出席、本協会の自主規制について説明、意見交換等を行いました。

② 投資教育にかかわる国際的な推進機関である投資家教育国際フォーラム (International Forum for Investor Education (IFIE) (注)) への加盟が平成28年3月に開催された理事会で承認されました。

(注) 投資家教育国際フォーラム (International Forum of Investors Education: IFIE) 経済協力開発機構 (OECD) と証券監督者国際機構 (IOSCO) とともに、投資教育のグローバル・ネットワークを具体化する組織。設立時期: 2005年、24メンバー

8. 証券取引等監視委員会

平成25年7月より、監査部に所属していた職員1名が任期付職員として証券取引等監視委員会に出向しています。

9. 公益財団法人日本証券経済研究所

本協会と公益財団法人日本証券経済研究所の間では、従来から、同研究所の設置する証券統計ポータルサイトの運営協力等を行ってきています。

同研究所は、中立・専門的な立場で、金融商品、金融商品取引、金融・資本市場等に関する専門的な調査研究を行っており、これらは本協会の目的に照らして有意義なものであるため、平成27年度より助成を行うこととしました。

10. その他

平成24年より実施予定である店頭デリバティブ取引の保存・報告義務に関する準備作業を東京外国為替市場委員会、全国銀行協会、日本証券業協会、ISDA (International Swaps and Derivatives Association) と連携して行い、会員への情報提供を行いました。

別紙26 金商法施行後の公益法人制度下の内部留保の推移等（体制整備、財務運営を含む。）（別紙7 関連追加）

1. 公益法人時代の内部留保の推移

公益目的支出計画より払い出している旧公益法人時代の内部留保の金商法施行の平成19年度以降の推移については、以下の通りです。なお、公益法人時代における平成21年度以降の体制整備及び財務運営の概要等は次項の通りです。

- ① 平成19年度末における特定資産のうち預託金を除いた、いわゆる基金残高は、699百万円、繰越収支差額は134百万円で、一般的な支出財源に充当可能な内部留保は、両者の合計833百万円でした。
- ② その後、一般社団法人移行の直前である平成23年度末までに、
 - (a) 体制整備の一環として行ったシステム整備等の緊急対策のための物件費39百万円のほか、
 - (b) 役員退職慰労金関係支出を併せ合計54百万円が取り崩され、
 - (c) 他方、各年度の年度内経費削減と採用延伸による人件費不用が76百万円生じました。
- ③ この結果、法人格移行の際の全体としての内部留保は、855百万円となりました。
- ④ これに、過剰金収入より積み立てられた過剰金積立資金43百万円、固定資産106百万円を加えた1,004百万円が公益目的財産とされました。
- ⑤ 公益目的財産は、公益目的支出計画に従い、平成27年度までに払い出されることとなります。

2. 体制整備等

(1) (体制整備等)

平成20年度においては、セキュリティ対応等を含む法人運営の適正化、FX取引・店頭通貨オプション等についてのデリバティブ制度整備等の動向等を踏まえた自主規制活動の水準向上が、関係方面の指導を含め、協会運営のリスク対応上急務であり、同年度に行った緊急対応の後、人的・物的な体制整備を計画することが必要と考えられました（注）。

(注) 上記の体制等の水準検討等に当たっては、協会が果たすべき業務水準、備えるべき体制の水準を如何にして見いだすかが大きな問題点でしたが、具体的な水準は自主規制団体が自ら見出すべき事情にあることを踏まえ、以下のような点や他の例を参酌しつつ、検討をしました。その後の年度においても、その時々規制環境を踏まえ、試行錯誤も含め、種々検討が重ねられました。

- ① 証券取引等監視委員会との意見交換、民法法人であった当時の主務当局からの指摘等に対応し、
- ② 金融商品取引法の規定等のほか、平成19年6月に取りまとめられ、公表された当時の5団体等による「金融商品取引業協会懇談会中間論点整理」における業務範囲等の考え方を踏まえ、
- ③ 平成18年11月に公表された国際証券業協会会議諮問委員会（ICSA）による提言（「自主規制機関のベストプラクティス」）等の国際的な相場感等を参照しました。

(2) (事務局人員の増員)

これらの検討を踏まえ、平成21年6月総会において、規制環境変化等に対応するため、平成22年度までに対平成20年度末（14人）比11人増員を内容とする計画を説明しまし

た。

その後、事務見直しに基づく計画見直しを行いながら、計画期間を当初の2年から4年に延伸して、各年度総会に諮りつつ増員を行い、平成24年度にほぼ一巡しました。

体制整備の成果はモニタリング組織の設置（平成22年7月）等、各部署で効果をあげています。

3. 平成21年度予算編成

体制整備にあたり、認定金融商品取引業協会（自主規制団体）の備えるべき体制、あるいは、果たすべき業務内容等についての明示的・具体的な水準は、協会が自ら見出してゆくべきものと認められ、整備水準・経費水準を見越すことは困難な状況でしたが、可能な限りの点を参酌し、上述のように、人的には平成21、22年度での増員11人を計画し、物的にはセキュリティ等の物的整備を進めることとしました。

（会費制度の改正）

このような整備とともに、会費について、次のような措置が取られました。

- ① 従前の過年度収支差損補てんのための比例会費に対して、会費規則を改正（21年5月理事会決定）し、当該年度の業務環境等を踏まえた当年度会費所要額を当初予算に計上することとし、また、**定額会費**年額を50万円から55万円に引き上げました。
- ② 他方、当時の市場環境等から会員の収益環境等が極めて厳しい状況にあったことに配慮し、当時の内部留保、繰越収支差額の状況も踏まえ、内部留保の一定範囲での活用を行うとともに、**平成20年度分収支差損の会費の不徴収**としました。

4. 平成22年度以降の体制整備計画及び財務運営

平成22年度以降の財務運営においては、以下のような削減努力等が講じられた結果、会費所要額（実施事業支出）と会費負担額との関係において、会費所要額に対して複数の削減（内部留保取崩し及び過年度の収入超過の返還）が講じられることとなりました。

- ① **（増員実施と計画延伸）**平成21年度に約半数の増員を行った以降は、規制環境の展開等に対応してゆく過程で、将来の業務量の動向を見越し、協会全般の業務見直しを行いつつ、逐次、人員配備のあり方、物的整備の所要を見定めて慎重に増員を進めることとし、平成22年度以降、逐年計画を延伸しつつ、平成24年度において体制整備のほぼ一巡を視野に入れるにいたったものです。

増員に当たっては、協会自体の体制整備の進展、規制環境等の変化に対応して、必要とされるマンパワーの質・量（年齢、専門性等）も変化するところから、業務展開を見定めつつ実施したことにより、人件費の推計等においては、技術的困難さも含め、精度が期待しがたい状況でした。この過程においては、透明性確保の観点から、この事情を説明し、毎年度の採用の具体化状況に応じて、その内容を総会等にご説明してきた次第です。

- ② **（会費）**厳しい経営環境が続く中での会費負担についての会員の意見等や、内部留保水準等の状況から内部留保の一定の取崩しにより、会費負担の軽減を図りました。これを行うに当たっては、財務節度に配慮し、経費の性格等に着眼した、内部留保の用途について、下記のような自己制約条件を設定して、その条件の範囲内で、内部留保の一定範囲の取崩しを予算計上することにより、実際の会費徴収額算定は、会費所要額からその分が減少することとなり、会費負担水準の軽減を図ることとし、これを会員にご説明しました。

- (a) 体制整備は、平成17年度において協会の自主規制担当分野にFX取引等が加わり、多数の新規入会が生じたことに関連する部分も多く、また、内部留保には入会金が含まれているところから、物的整備等の一回性経費の財源に充てるための取崩し

(b) 過剰金収入の使途として投資者保護のための金融ADRへの参画に関する経費等へ充当するための取崩し

- ③ **(決算不用の対応)** 更に、当初予算で徴収した会費について、採用の延伸や年度中の事業見直しによる効率化等を含め、決算不用が生じた結果、収入超過が生じた場合には、これを次年度以降の会費所要額から削減することとして、いわばお返還を行い、内部留保とはしないこととしました。なお、この過程で、平成22年度予算より、年度開始前の予算編成を行うこととしたため、予算編成作業段階では、前年度決算が未確定となり、超過徴収分の会費所要額からの返還は決算確定後の直近年度となる次々年度までに処理することとなりました。

[ご寄稿]

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）常設事務局の東京設置 —監査の質の向上に向けて—

金融庁IFIAR常設事務局設立準備本部長 兼 証券取引等監視委員会事務局長

佐々木 清隆

本年4月に監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の常設事務局が東京に開設される。金融分野の国際機関は欧米に本部を置くものが多いなかであって、IFIARは我が国に本部を置く初の金融関係国際機関となる。

本稿では、IFIARの概要とその活動および我が国に常設事務局を設置することが決定するに至った経緯を改めて解説するとともに、IFIARの常設事務局が我が国に設置されることの意義について述べたい。

1. IFIARの概要と取組み

経済の健全な発展を確保するためには、広く投資家が参加する資本市場の公正性への信頼、なかでも上場企業の開示に対する信頼の確保にとって、質の高い監査が必要不可欠であるということは、国際的に一致した認識であるといえる。2000年代初頭、エンロン等による大規模な不正会計事件を契機として、各国では開示に対する信頼を確保するため、独立の監査監督当局の設立が進められた。米国において、サーベンス・オクスリー法に基づき米国公開会社会計監督委員会（PCAOB）が2002年に設立されたのに続き、カナダ公共会計責任委員会（CPAB）（2003年）、フランス会計監査役高等評議会（H3C）（2003年）、英国財務報告評議会（FRC）（2004年）が設立され、我が国においても2004年に公認会計士・監査審査会が創設されている。

IFIARは、こうした監査監督当局の設立が相次ぐなか、各国の監査監督当局により構成される国際機

関として2006年に設立された。現在、52ヶ国・地域の監査監督当局が加盟しており、金融庁及び公認会計士・監査審査会はIFIAR創設時からの加盟当局として、2007年の第1回IFIAR本会合を東京で開催するなど、当初からIFIARの活動に積極的に関与している。

IFIARは、公益に資するとともに投資家保護の向上をめざして、世界中の監査品質や規制実施について対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、監査監督当局による規制活動についての協調や一貫性を促すことを目的として、様々な取組みを進めている。

そのようなIFIARによる活動の具体的な例をいくつか紹介したい。

加盟当局間の協力および知見の共有に係る取組みとしては、2012年以降、毎年、加盟当局が実施した検査結果について調査を実施し、結果を公表しているほか、2015年には多国間情報交換枠組み（Multilateral Memorandum of Understanding : MMOU）を策定している。MMOUはIFIARに加盟する監査監督当局が、監査に対する様々な規制活動を行うにあたって必要となる情報を、その必要に応じて共有することを促進する目的で策定されたものである。現在、各加盟当局においてMMOU参加に向けた取組みが進められており、参加の申請があった当局から順次、加盟当局相互の審査が行われている。第一陣は来年4月の本会合（東京開催）において参加の調印がなされる見込みである。

また、監査業界の動向に関する知見の蓄積および

共有に係る取組みとしては、2015年に、監査業界のビジネスモデルのトレンドを調査・分析したリポート（Current Trends in Audit Industry）を作成し公表している。当該リポートにおいては、監査法人の収益に占めるアドバイザリー業務の拡大が、監査業務に充てるリソースの低下や企業との関係の変化を通じて監査の質に影響を与えるおそれがあることや、ビッグデータやデータ・アナリティックの進展が監査業務のあり方に変化をもたらし、必要とされるスキル、人材育成のあり方、監査基準等、広汎な影響を及ぼす可能性等について指摘している。さらに、グローバルな監査の質の向上にとって重要な当事者である6大監査法人ネットワークとの対話も継続的に実施している。

加えて、監査監督当局や監査法人のみならず、監査の質に利害関係を有している他の主体との対話についても重要視しており、投資家やグローバル企業の監査委員会との対話も継続的に行っている。こうした他の主体とのより積極的な対話を進める観点から、2016年4月には、外部有識者からなるアドバイザリー・グループを立ち上げたところである。

他方、公認会計士・監査法人に対する当局検査のあり方についても議論が行われている。従前は、公認会計士または監査法人による監査が、監査基準に則って適正に行われたものであるかを検証することが当局検査の中心であったが、現在はそれだけにとどまらず、問題がなぜ発生するに至ったのか、その「根本原因」（Root-Cause）に焦点を当てた検査の実施について議論の重点が置かれてきている。前述のMMOUや監査業界のトレンドに関する分析といった取組みも、「根本原因」を適切に把握し、問題点の改善を促す監査監督当局の取組みにとって有益な情報を提供するものである。

2. 常設事務局設立の背景

前述のとおり、IFIARは、2006年に設立された発

足10年という比較的若い国際機関であるが、経済のグローバル化の急速な進展に伴う多国籍企業の監査や監査法人の国際的なネットワーク化といった監査業務自体の国際化を背景として、国際的に一貫性をもった監査の質の向上がより重要性を増すとともに、各国の監査監督当局による協調の必要性も拡大しており、監査監督当局による国際機関であるIFIARにとって対処すべき課題は増加の一途をたどっている。また、金融危機後において監査監督の重要性がより強く認識されるなかで、金融安定理事会（FSB）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、証券監督国際機構（IOSCO）をはじめとする他の金融分野の国際機関との関係強化といった新たな課題への対応も必要となっている。加えて、加盟当局数も、設立当初の18ヶ国・地域から52ヶ国・地域へと10年で約3倍に増加している。

これに対し、IFIARの事務局機能は、これまで2年を任期とする議長および副議長の出身母体である加盟当局が持ち回りで担ってきた。また、目的に応じてIFIARに設置された6つのワーキンググループ（WG）においても、常勤の事務局スタッフがいないため、WG議長やそのスタッフのマンパワーに依存している状態にあった。このため、IFIARが一貫性をもって継続的に活動し、専門的な知見を蓄積して国際機関としての充実を図る観点から、事務局機能の強化が課題として認識されるようになった。このような認識のもと、IFIAR内で検討を重ねた結果、2014年に常設事務局設立の方針が決定されるに至った。また、併せて、代表理事会の設立と常設事務局設立を前提としたメンバー会費構造の見直しというガバナンス構造の改革を行うことも決定された。

3. 常設事務局の東京誘致

金融庁および公認会計士・監査審査会においては、IFIARが監査監督に関する国際機関としてグローバ

ルな監査の質の向上に向けた議論をリードしていくためには、IFIAR自身の体制充実を図っていく必要があるとの観点から、IFIARにおける常設事務局設立の方針を支持し、2015年1月には、常設事務局の東京誘致を目指してホスト国として立候補を表明した。

金融庁および公認会計士・監査審査会がIFIAR常設事務局の東京誘致に立候補したのは、我が国としてもグローバルな監査の質の向上により一層貢献していくことが重要であるとの考えに加え、IFIARが我が国を拠点として監査の質の向上に向けた取り組みを進めることによって、我が国の国際的な地位の向上や東京の国際金融センターとしての地位向上にも資することになると考えたためである。また、IFIARが我が国を拠点に活動するということは、我が国の企業や会計監査分野の専門家等、質の高い監査の実施に利害関係を有する国内の様々な主体（ステークホルダー）にとって、監査の質の向上に向けたIFIARにおける議論や取組みに触れる機会が増えることにつながる。そのような機会の増加は、我が国における監査の質の向上にとっても非常に有意義なものとなることが考えられたことも、立候補を表明した要因のひとつである。

立候補に当たって、アジアに位置する我が国の立地はメリットでありデメリットでもあった。IFIARの地域別の構成をみると、52ヶ国・地域のうち、欧州が31と6割を占めている。対してアジア地域は10ヶ国・地域と2割弱を占めるに過ぎない。しかしながら、IFIARがグローバルな監査の質の向上を目的とした国際機関として更に活動を充実させるためには、欧州以外の地域からも監査監督当局の加盟増加が必須である。IFIAR自身もその必要性を認識しており、未加盟国に対するアウトリーチ活動が課題となっている。我が国の立地はアジア各国からのアクセスに優れており、引き続き高い経済成長の可能性を秘めたアジア地域における未加盟国へのアウトリーチに最適である。また、東京の充実した都市イン

フラに支えられた生活のしやすさや、治安の良さ、先進国にあっては比較的低い物価水準といった点も利点として挙げられる。

誘致活動を行うにあたっては、これらの点を様々な機会・ルートを通じてアピールするとともに、2015年3月には公認会計士・監査審査会の設立10周年を記念した国際カンファレンスを開催し、東京がIFIARの立地にふさわしい都市であることを実際に確認していただく機会も設定した。このカンファレンスでは、監査監督当局、証券監督当局、国際機関、監査法人、投資家を交え「監査の質及び監査の役割～コーポレート・ガバナンス強化と金融システム安定に向けて～」と題したパネル・ディスカッションを開催し、25ヶ国から約200名にご参加いただいたところである。

また、誘致活動は金融庁および公認会計士・監査審査会のみならず、官邸や外務省の全面的な協力のもと、様々な外交チャネルを通じて、まさに政府一丸となって行われた。加えて、金融先物取引業協会を始めとする金融資本市場関係団体や、監査関係団体、民間経済団体等、様々な団体からIFIAR常設事務局の東京誘致を支持する声明を多数頂いた。

上記のような取組みの結果、最終的に2016年4月のIFIARロンドン本会合において、常設事務局を東京に設立することが決定された。本年4月に予定される事務局の開設により、IFIARは我が国に本部を置く初の金融関係国際機関となる。なお、既存の金融関係国際機関の場合、国際通貨基金（IMF）や世界銀行は米国に本部を置いているほか、金融安定理事会（FSB）及びバーゼル銀行監督委員会（BCBS）はスイス、証券監督者国際機構（IOSCO）はスペイン、国際会計基準審議会（IASB）を傘下に置くIFRS財団は英国と、欧米に本部を置く例が多い。こうしたなかにあって、IFIAR常設事務局の誘致が成功に至ったのは、政府による誘致活動のみならず、民間を含む我が国全体として監査の質の向上に向けたIFIARの役割を積極的に評価し、我が国に常設事

事務局を設置することを歓迎する姿勢を示すことができたことも大きな要因となったと考えている。

4. 常設事務局の東京設立の意義と今後の展望

IFIARにおいては、目下、来年4月のIFIAR常設事務局開設に向けた準備が進められている。金融庁においても、IFIARと緊密に連携しつつ、IFIARにおける準備作業のサポートを行っているところである。政府全体としても、IFIAR常設事務局の東京設置とその後の円滑な運営は重要な関心事であり、「日本再興戦略2016」（2016年6月2日閣議決定）においては「我が国の国際的なプレゼンスを高め、また東京の国際金融センターとしての地位を向上させる観点から、今後東京に常設事務局を設置することが決定したIFIAR（監査監督機関国際フォーラム）について、来年4月の事務局開設及びその後の円滑な運営に向け、必要な支援を行う」との記載がなされている。

しかしながら、IFIAR常設事務局の東京設置を我が国にとって真に意味のあるものとするためには、政府がIFIARの活動に対する支援を行うだけでは十分ではない。我が国における監査に関連する様々なステークホルダーが、監査の質の向上に向けたIFIARにおける議論に対する認識を深め、それぞれの立場で監査の質の向上に向けて取り組むことが必要である。

このための取組みとして、金融庁では、様々なステークホルダーを代表する団体に呼び掛けて、我が国におけるIFIARの活動をサポートすること等を目的としたネットワークの構築を図ることとした。このネットワークの構築は「平成28事務年度金融行政方針」（2016年10月21日公表）において「我が国におけるIFIAR事務局の活動のサポート及びIFIAR要人等との意見交換を通じた、我が国における監査の品質に関する意識向上のため、国内の関係団体によるネットワークの構築を図る」旨記載していたもの

であり、2016年12月に「日本IFIARネットワーク」として立ち上げ、第1回総会を開催した。第1回総会では、監査関係団体や民間経済団体等20団体に加え、東京都にオブザーバーとして参加いただき、IFIAR事務局開設に向けた状況の説明や、IFIARと投資家や企業の監査委員会等ステークホルダーとの対話の状況について有識者よりヒアリングを実施した。

今後は、IFIAR常設事務局の東京設置に伴う関連会合の東京開催などで、監査監督当局者や監査法人その他監査に関連する世界中の人材が日本へと訪れる機会が増えることが期待される。こうした機会を捉えて、監査に関連する国内の様々な団体や専門家がIFIARと建設的なコミュニケーション関係を築くことができれば、IFIARにとって有益であるだけでなく、監査に関する国際的な課題や最先端の議論に対する国内の認識を深めることにより、我が国における監査の質の更なる向上にも資すると考える。

こうした監査に関連するステークホルダーと対話は、前述のアドバイザー・グループの立ち上げにも見られるように、IFIARにおいても重要視されており、ネットワークの構築はIFIARと国内のステークホルダーの双方にとってWIN-WINの関係構築につながる可能性を持っている。

2017年4月には常設事務局設立とともにIFIAR本会合が東京で開催される。これを契機に、東京の国際金融センターとしての地位向上とともに、国内の様々な主体における監査に対する意識の向上、監査の質の向上に向けた取組みの一層の進展を期待している。また、金融庁としてもIFIARのホスト当局として、グローバルな監査品質の向上により積極的に貢献してまいりたい。

佐々木 清隆（ささき きよたか）

1983年3月東京大学法学部卒。1993年経済協力開発機構（OECD）、1998年金融監督庁検査部、2002年国際通貨基金（IMF）、2005年証券取引等監視委員会事務局特別調査課長、2007年同総務課長、2010年金融庁検査局総務課長、2011年同総務企画局審議官（検査局担当）兼公認会計士・監査審査会事務局長、2015年証券取引等監視委員会事務局長、2016年現職。



米国の自動取引規制

本稿は、米国の商品先物取引委員会（CFTC）が導入しようとしている自動取引規制、証券取引委員会（SEC）が施行しようとしているアルゴリズム取引規制、そして最近取引所等で導入されている意図的なアクセス遅延についてレポートします。規則制定は、2017年の見込みです。

1. CFTCの自動取引規制

CFTC委員長の声明（2016年11月4日）によれば、米国における自動取引[※]の取引量は、近年増加し、先物取引の7割超を占めるようになりました。市場もビットで行われるオープン・アウトクライから電子取引に移行し、その処理速度は、ミリ秒は遅いとみなされ、マイクロ秒が新しい単位となっています。農業、畜産、製造、輸出入等に携わる取引参加者は、信頼性のある、公正な、操縦や混乱のない市場を必要としています。

※ 高頻度取引（HFT, high frequency trading）（高速で大量件数の注文の発出・取消しを頻繁に繰り返す取引）又はアルゴリズム取引（algorithm trading）（取引の意思決定・発注を自動的に行うよう予めプログラムされた意思決定プロセスの順序に従って行う取引）とも呼ばれます。

(1) 自動取引規則の提案

a. NPRM

CFTCは、全ての指定契約市場（DCM）における自動取引の安全性及び健全性を強化するリスク管理、透明性対策その他の安全装置（合わせてRegulation Automated Trading（自動取引規則）（以下、「RegAT」））を提案する規則制定案のお知らせ（以下「NPRM」）を公表し^{※1}、市中協議に付しました^{※2}。RegAT制定案は、包括的に、全ての先物取

引所におけるアルゴリズム注文の取り扱い及び電子取引執行のリスクを軽減し、透明性を高めようとするものです。それに対して、主に①リスク管理、②費用対効果及び③規制機関によるソースコードへのアクセスの3点について業界団体等から意見が寄せられました^{※3}。

※1 2015年11月24日、会報第107号FFニュース32. 参照

※2 2015年12月17日

※3 (8) 業界意見及び会報第110号FFニュース38. 参照

b. 補足NPRM

CFTCはさらに、NPRMの一定の要件を改正及び効率化するRegAT制定案の補足的お知らせ（以下「補足NPRM」）を公表し^{※4}、60日間の市中協議に付しました^{※5}。

RegATは、CFTC規則Part 1、Part 38、Part 40及びPart 170のそれぞれ一部から構成されます。

※4 2016年11月4日

※5 2016年11月25日。締切日を5月1日に延長。

c. NPRMから補足NPRMへの主な変更点

補足NPRMでは、NPRMから次の変更が行われています。

- ① ATパーソンの取引数量基準を設定（「(3) トレーダーの登録義務」参照）
- ② 取引前リスク管理を3つのレベルから2つのレベルに変更し、ATパーソンに取引前リスク管理要件遵守をその執行FCMに委任するオプションを付与（「(5) リスク管理」参照）
- ③ 年次法令遵守報告書をレビューするDCMの義務をプログラム整備に置換え（「(6) DCMの報告書レビュー義務からプログラム整備へ」参照）
- ④ 規制機関によるアルゴリズム取引ソースコード

へのアクセス（「(7) 規制機関によるソースコードへのアクセス」参照）

- ⑤ リスク管理要件の適用を清算会員FCMから執行FCMに変更（(5) a. 参照）
- ⑥ 電子取引の定義（(10) d. 参照）

(2) RegATの規制対象者

RegATは、多層的なアプローチをとり、次に掲げる者について、リスク管理その他の要件を提案しています。

- ① ATパーソン^{*}：アルゴリズム取引システム（ATS）を使用する市場参加者
 - ② FCM：ATパーソン顧客の口座を管理する執行先物業者
 - ③ DCM：ATパーソンの注文を執行する市場
- ※ CFTCの推測では、ATパーソンになろうとする者の数は420超。

(3) トレーダーの登録義務

a. 登録義務と取引数量基準

未登録の市場参加者は、補足NPRMの§ 1.3 (x) (1) (iii) に規定するフロア・トレーダー^{*1}（「新フロア・トレーダー」）として登録しなければなりません。

補足NPRMはまた、現在はCFTCに登録されていない6ヵ月間（1月1日から6月30日、7月1日から12月31日）の1日当たり2万枚の取引数量（自己勘定、顧客勘定又は両方）を取り扱う自己勘定取引トレーダーを登録させることを提案しています。これにより、ATパーソンとして登録が必要な市場参加者の数は、推定420超から約120に減少します。この登録要件は、DCMへの直接電子アクセス（DEA）^{*2}を通してアルゴリズム取引を行う自己勘定トレーダーに限定して適用されます。

^{*1} ドッド・フランク法は、商品取引所法第1a条（23）の「フロア・トレーダー」の定義を改正し、従来の「自己勘定で先物取引を行うためにビットや契約市場が提供する場所に集まる者」に、「又はフロア・トレーダーとしてCFTCに登録する者は誰

でも」を定義に加えました。

※2 「(10) b. 直接電子アクセス」参照

b. 登録先物協会入会義務と協会会員資格

ATパーソンは、RegATを市場及び取引のテクノロジー革新に対応した最新のものとするため、さらにATパーソンがアルゴリズム取引に関する登録先物協会（RFA）規則に必ず従うようにするため、1以上のRFA（すなわち全米先物協会（NFA））の会員とならなければなりません。RFAは、適当と認める場合は、RFAの各会員種類のためのアルゴリズム取引に相当する一定の会員資格を定めなければなりません^{*}。

RFAは、市場や取引のテクノロジーの進化に対応し、RegATを補完することが期待されています。

※ § 170.18及び§ 170.19。

c. 新フロア・トレーダー登録基準

新フロア・トレーダーは、ATパーソンとみなされ、RegATの全ての要件の対象となります。NPRM及び補足NPRMでは、新フロア・トレーダーの登録基準を、DCMにおいて①自己勘定での、②アルゴリズム取引を、③直接電子アクセスにより行う者としますが、補足NPRMでは、新フロア・トレーダーに登録のための取引数量基準（a. 参照）が設けられました。CFTCは、同じ取引数量基準を既存の登録者及びATパーソンかどうか決定するためCFTCへの登録が必要な者にも適用するよう提案しています。

(4) 電子取引付合せ基盤の透明性

DCMは、自己取引防止ツール（self-trade prevention tool）^{*}を設置し、市場参加者に提供して使用を強制する一方、独立した意思決定者が注文を当初発する場合、共通の受益権者を持つ口座で注文を付け合せることによる自己取引を可能にします。加えて、DCMに、市場参加者の注文の時間、優先度、価格若しくは数量、注文の取消し又は修正が可能なこと、そして市場データ及び注文の伝達又は市場参

加者への取引確認などの要因に大きく影響する取引付合せ基盤の規則又は知られる特質を公表させることにより、DCM電子取引付合せ基盤の透明性が向上するようにしています。さらに、DCMに、マーケットメーカーや取引インセンティブ・プログラムに関する開示の提供その他の管理の実施などを行わせ、DCMプログラム及び業務についての透明性を改善させます。

※ 共通の受益権者の又は共通の管理に基づく口座で注文を付け合わせること（self-trade）を防止するツール。DCMは、どの口座が互いに取引することを禁止されるかを決定するか、市場参加者にそのような口座を特定させます。

(5) リスク管理

a. 3レベルから2レベルへ

補足NPRMでは、取引前リスク管理をNPRMの3レベル（ATパーソン、FCM及びDCM）から最少2レベル（(1) ATパーソン又はそのFCM*及び(2) DCM）に修正し、ATパーソンに、取引前リスク管理要件遵守を、そのFCMの合意を得て、そのFCMに委任するオプションを持たせ、アルゴリズム取引の一部として第三者システムを使用するATパーソンにRegAT遵守に備えるオプションを持たせます。そのようなATパーソンは、例えば、ATSの開発・試験に関連する一定の要件の遵守を説明するために第三者が提供する証明とATパーソンによる精査の組み合わせを利用できます。

※ NPRMのリスク管理要件は、「清算会員FCM」に適用されようとしていたのを、補足NPRMは、その要件を「執行FCM」に適用するよう変更しました。

b. リスク管理の範囲、融通性、ATパーソン、執行FCM等

NPRMは、リスク管理をATパーソンのアルゴリズム取引に限定しましたが、市中協議からの意見を考慮して、補足NPRMではリスク管理要件を拡大して、アルゴリズム取引だけでなく、FCM及びDCMレベルでの電子取引を含む電子取引を含めています。

補足NPRMは、リスク管理規定を修正し、ATパーソン、FCM及びDCMに取引前管理が必要なレベルに関し、より大きな融通性をもたせます。

RegATは、ATパーソンに、①取引前リスク管理その他の対策、②ATSの開発、試験及び監視、並びに③ソースコードの作成・保存及び再生に関する多くの基準を遵守させます。

執行FCMは、ATパーソン発でない電子取引注文電文について少なくとも、①時間単位当たり最大電子取引注文電文頻度及び時間単位当たり最大執行頻度並びに②注文価格パラメータ及び最大注文規模限度などの電子取引に伴う障害を防ぎ、減少させる取引前リスク管理を整備しなければなりません。

c. 報告書提出

「(9) d. 法令遵守報告」参照

(6) DCMの報告書レビュー義務からプログラム整備へ

NPRMでは、ATパーソンに、その取引するDCMにリスク管理要件の遵守に関する情報を記載する年次報告書を提出させることを提案しました。補足NPRMは、年次法令遵守報告書をレビューするDCMの義務を削除し、そのような義務の代わりに、DCMが、ATパーソンのRegAT遵守について定期的なレビューと評価のためのプログラムを整備することを求めます。補足NPRMは、ATパーソンがDCMにATパーソンがRegAT遵守を証言する年次の証明書をDCMに提出することを求めなければならないと規定します。

(7) 規制機関によるソースコードへのアクセス

a. 知的財産としてのソースコード

CFTCは、NPRMにおいて、ATパーソンがアルゴリズム取引ソースコードを保存し、CFTCの通常の記録保存規定に従って、検査のために提出することを求めました。しかし、ソースコードは、多くの市場参加者の活力源であり、それには多額の費用を

もって開発されたビジネスの競争に直接影響する価値ある秘密を含むとの指摘があり、CFTCがこの先例のない知的財産へのアクセスにより、市場の機能不全を未然に防ぐための行動をとることができるかどうかについては、そのような努力が極めて高費用で複雑であるだけでなく、価値についての情報もほとんど見返りが無いとの意見が寄せられました。

b. ソースコードへのアクセスのための手続き

CFTCは、補足NPRMにおいて、CFTC市場監視部が、アルゴリズム取引の自己勘定ソースコード並びに①ATパーソンのアルゴリズム・ソースコードへの変更履歴及び②ATパーソンのアルゴリズム取引システムの利用状況を記録するログ・ファイルにアクセスすることを裁判所が発する提出要求令状(subpoena)により、又はCFTC自身が出す特別の要請(special call)がある場合に限り可能であることを提案しましたが、先物業協会(FIA)は、特別の要請により可能とすることに、重大な懸念を表明しています。((8) 業界意見参照)

(8) 業界意見

a. NPRMについて

FIA等の業界から寄せられたNPRMに対する意見は、次の3点に集中しています。

- ① リスク管理：リスク管理要件が全ての電子取引業務に適用されるべきこと。
- ② 費用対効果：RegATの費用が過小評価されており、負担と費用が市場の安全の利益に対して釣り合わないこと。
- ③ ソースコードへのアクセス：政府機関によるソースコードへのアクセスを許すことは管轄範囲の広げすぎであり、ソースコードへのアクセスは、業者の知的財産への拘束されないアクセスを認めることになり、多額の費用をもって開発された知的財産の保護はビジネスの競争に直接影響し、これは規制機関間で前例がなく、商業的に価値ある知的財産及び自己取引戦略を脅かすので規則案か

ら削除すべきこと。

このほか、登録要件は、Reg ATとは別に制定すべき、とするものでした。

b. 補足NPRMについて

FIAは、補足NPRMが公表された同じ日に意見表明を出し、リスク管理強化については意見を共有する、としましたが、補足NPRMに規定する自動取引システム運用に使用される自己勘定取引ソースコードへの規制当局によるアクセスについて、連邦裁判所が発する提出要求令状(Subpoena)なしでも可とすることは、受入不可能であると重大な懸念を表明しました。

また、ソースコードを構成するものを明確に定義すること、及び市場の破たん時に、裁判所が発する提出要求令状を得た後、規制機関が継続した記録へのアクセスを有することを確実にする原則基準の保持方針の枠組みを提案しました。

(9) ATパーソン

a. ATパーソンの定義

(10) 定義参照

b. リスク管理

ATパーソンは、アルゴリズム取引のリスクに取り組むための取引前その他のリスク管理を実施しなければなりません。これらには、取引前リスク管理(最大注文電文及び1時間単位当たりの執行頻度、注文価格並びに最大注文規模パラメータ)、並びに注文取消しシステムが含まれなければなりません。NPRMは、ATパーソンに必要な取引前リスク管理の設計及び測定に関し、融通性を提供します。

c. ATSの開発、試験及び監視

ATパーソンは、ATSの開発、試験及び監視、並びにアルゴリズム取引担当者の指定及び訓練のための基準を整備しなければなりません。これらの基準には、①開発環境と生産取引環境とを切り離すこと、②整備前の試験の実施、③ソースコード情報蓄積、④そのようなシステムのリアルタイムの監視、⑤そ

のシステムに法令を遵守させる基準、があります。

d. 法令遵守報告

ATパーソンは、そのリスク管理に関する年次法令遵守報告書を、試験その他の要件を遵守するために作成した方針書及び手続書の写とともに、DCMに提出しなければなりません。ATパーソンはまた、アルゴリズム取引手続きに関する帳簿書類をDCM検査のために作成・保存しなければなりません。

(10) 定義

a. AT Person (ATパーソン) (§ 1.3 (xxxx))

DCMにおいて若しくはその規則に従って「アルゴリズム取引」を行うFCM、フロア・ブローカー、スワップディーラー (SD)、主要スワップ参加者 (MSP)、商品プール・オペレーター (CPO)、商品投資顧問 (CTA) 又は紹介ブローカー (IB) として登録する又は登録することが必要な者で、証券先物取引、証券先物、スワップ又は商品取引所法第4c条により認められた商品オプションについて、§ 1.3 (x) (2) に定める数量基準に適合する者をいいます。但し、ATパーソンが2連続半年期間についての数量基準に適合しない場合、当該者はATパーソンとはみなされません。§ 1.3 (xxxx) (1) の条件 (登録要件) を満たさない者も、§ 1.3 (x) (1) (ii) に規定するフロア・トレーダーとして登録され、§ 170.18により登録先物協会に会員資格申請を行った者もATパーソンとなることができます。§ 1.3 (xxxx) (2) (i) によりATパーソンとなる者は、CFTC規則に定める要件を遵守しなければなりません。ATブローカーの用語には、フロア・トレーダーとして登録が必要な新しいクラスの者を含みます。

b. Direct Electronic Access (直接電子アクセス) (DEA) (§ 1.3 (yyyy))

注文が最初にDCMが取引を清算に付すデリバティブ清算機関の会員である別の者を通して伝達されることなく、DCMに注文を電子的に伝達する場合

の仕組みをいいます。口頭又は書面により関係のない自然人から最初に受けたFCMがDCMに電子的に伝達した注文を除きます。

c. Algorithmic Trading (アルゴリズム取引) (§ 1.3 (zzzz))

DCMにおいて又はその規則に従って行われる商品の取引で、①1以上のコンピュータ・アルゴリズム若しくはシステムが、注文を発する、訂正する若しくは取り消すかどうか決定する、さもなければ、取引される商品、注文が発される先の場所、発される注文の種類、注文のタイミング、注文が発されるかどうか、他の注文に関連して注文の配列、注文の価格、注文の量、注文の提出のための分割、注文の件数、若しくは提出後の注文の管理方法を含め、若しくはそれに限らず、注文について決定する場合、かつ②そのような注文、修正若しくは注文取消しがDCMにおいて若しくはその規則に従った処理のために電子的に提出されるが、但し、アルゴリズム取引が、コンピュータ・システム若しくはアルゴリズムによるそれ以上の裁量を持たず、DCMにおいて若しくはその規則に従って処理のために電子的に提出される前に自然人により、フロント・エンド・システムに手入力される注文、修正若しくは注文取消しを含まない場合、をいいます。

d. Electronic Trading (電子取引) (§ 1.3 (aaaa))

注文、注文訂正又は注文取消しが、DCMにおいて又はその規則に従って処理のため電子的に提出される電子取引施設において行われる商品の取引をいいます。

e. Electronic Trading Order Message (電子取引注文電文) (§ 1.3 (bbbb))

電子取引を使用して提出された新規の注文及びそのような注文について電子取引を使用して提出された訂正又は取消しをいいます。

f. Algorithmic Trading Source Code (アルゴリズム取引ソースコード) (§ 1.3 (cccc))

補足NPRMでは、幅広く定義され、アルゴリズム

取引に関して使用される様々の種類のコード及び関連要素を取り入れ、コンピュータコードやハードウェア記述言語、スクリプト及びフォーミュラ、そのほか、取引を行う場合に使用される設定ファイルやパラメータを含みます。

2. SECによるアルゴリズム取引規制

(1) 市場アクセス規則、Reg SCI等

a. 市場アクセス規則

証券取引委員会（SEC）は、2010年11月、証券取引法規則15c3-5（市場アクセスを有する証券会社のリスク管理）（以下、「市場アクセス規則」）を制定し、証券会社に、その顧客に市場へのアクセスを提供する場合はその前に、リスク管理を整備させることとしました。具体的には、市場アクセス規則は、①事前に定めた各顧客及び当該証券会社の資本合計に適当な基準を超える注文及び②注文ごとベースで、適当な価格又は数量を超える注文を拒否することにより誤注文、又は重複注文であることを示唆する注文の発出を防ぐリスク管理を求めます。

b. Reg SCI

SECは、2014年11月、システム法令遵守・完全性規則（Regulation Systems Compliance and Integrity (Reg SCI)）を制定しました。Reg SCIは、代替取引システム、一定の自主規制機関（登録清算機関を含みます）、情報処理業者及び免除清算機関（合わせて「SCI事業体」、ダークプールを含みます）にそのテクノロジー・システムが容量、完全性、復元力、有効性、セキュリティ、そして自動システムの法令遵守を達成するための包括的な方針及び手続きを整備するよう求めます。

c. CAT NMS計画

a. とb. のほか、2012年7月、Regulation NMS（全米市場システム規則）に基づき規則第613条を制定し、自主規制機関に、規制機関が米国の株式及びオプション市場の全取引を効率的に追跡できるように

する単一の包括的データベースである統合監査記録（CAT）を創設、実施及び維持する計画を提出させました。

(2) 担当者に登録義務

SECは、FINRA規則（NASD規則）Rule 1032（f）（外務員登録の区分－証券トレーダー）を改正して、(3) a. に掲げる者の証券トレーダーとしてのFINRAへの登録を義務化する申請を認可しました。（2016年4月）（施行日：2017年1月30日）

(3) アルゴリズム取引

a. 登録要件適用対象者

登録要件は、次に掲げる関係者（associated person、以下「AP」）に適用されます^{*1}。

- ① 株式、優先社債又は転換社債に関連するアルゴリズム取引戦略（algorithmic trading strategies）^{*2}の設計、開発又は大きな修正を主に担当する者。
- ② そのような業務の日常の監督者又は指図者。

※1 FINRAは、業者に、意図する取引戦略（例えば、裁定戦略）の設計とそのような戦略の技術的実施（例えばプログラミング）の両方の知識及び責任を有する者少なくとも1名を特定し、登録させることを目標とします。アルゴリズム取引戦略作成を外部委託する場合は、そのようなアルゴリズムの設計・開発に関連する業務について登録要件は生じませんが、大きく修正する余地がある場合は、そのような修正は、証券トレーダーが行う必要があります。取引アルゴリズムの設計・開発に携わるAP全てが登録する必要はありませんが、主にアルゴリズム取引戦略の設計、開発若しくは大きな修正を担当するAP又はこれらの業務の日常の監督者若しくは指図者は、登録しなければなりません。

※2 d. 参照

b. 資格試験及び研修

a. に掲げる担当者及び監督者は、証券取引資格試験（シリーズ57）に合格し^{*}、その後の証券トレーダーに適用される継続研修を受けなければなりません。

※ これまでは、様々の種類の自己勘定取引又は自

己勘定取引の直接の監督に携わる個人が試験シリーズ57の合格を必要としていました。

c. 第三者アルゴリズム

業者のAPによる内製でない、すなわち第三者に外注して作成した、アルゴリズム取引戦略を使用する業者もいます。登録要件は、そのようなアルゴリズムの設計又は開発に関連する業務からは引き起こされないが、APが大きく修正できる場合、それは証券トレーダーが行う必要があります。特注のアルゴリズム取引戦略を第三者に作らせる場合は、アルゴリズム取引戦略の設計若しくは開発又は大きな修正を第三者に指図するAPは、証券トレーダーでなければならず、同様に、外製アルゴリズムを社内で大きく修正するAPは、証券トレーダーでなければなりません。アルゴリズム取引戦略の運用実績の監視・レビューを担当するAPは、NASD第1032条 (f) により登録しなければなりません。業者の取引は、適当に登録された者により、常に監視されなければなりません。従って、既製のアルゴリズムを購入し、大きな修正を行わない場合でも、アルゴリズムの運用成績を監視・レビューするAPは、証券トレーダーでなければなりません。

d. アルゴリズム取引戦略の範囲

「アルゴリズム取引戦略」は、注文又は注文に関連する送信若しくは取消し等の電文を発する又は送信する自動システムをいいます[※]。但し、全体として受け取った注文を市場センターに送信するだけの自動システムは含みません。カバード・システムには、株式証券（オプションを含みます）、優先証券又は転換債務証券の注文の発信又は注文の伝達をするものを、取引所に送られるか、店頭で取り扱われるかに関わらず、含みます。

※ 注文を発生させ、伝達するアルゴリズム取引戦略とみなされるシステムの例には、次のような戦略があります。①指数やETFなどの裁定取引戦略、②自動的に注文を発生させるヘッジ又は損失を限定するためのアルゴリズム戦略、③互いに相関性のある複数の証券を同時に取引する戦略、④大口注文を市場への影響が少ない小口注文に分割する

注文のために使用される注文の生成、伝達及び執行、⑤伝達された注文の価格若しくは大きさを決定するために使用される注文伝達戦略で、親若しくは子注文の使用又は取引意思の表示・非表示、⑥特定の証券の取引数量と相関するため多かれ少なかれ積極的になる取引戦略、⑦移動参照価格に基づいて注文を発生させる取引戦略、⑧数量加重平均価格及び時間加重平均価格の実現に関して、日中のスリッページを最小化させる取引戦略、⑨指数若しくはETFを追跡するものを含め、証券のバスケットを作成又は解除させる戦略。

(4) 登録要件適用範囲

登録要件は、最終的に取引所又は店頭へ送信される注文及び注文関連電文に適用されます。注文送信だけでアルゴリズム取引戦略を構成するわけではありませんが、追加機能を実行する注文送信は、アルゴリズム取引戦略とみなされます。同様に、取引アイデア又は投資配分（ポートフォリオ案を構築する自動投資サービスを含めます）を生じさせるだけですが、そのような取引アイデアを市場で実行するための、自動的に注文及び注文関連電文を発する機能を備えていないアルゴリズムは、それが独立してしようと、接続してしようと、このルールにおいては、アルゴリズム取引戦略を構成しません。

(5) IEXの意図的アクセス遅延・スピードバンプ

a. 不公平な市場データへのアクセス

それぞれの取引所で成立する売買価格の価格差を狙って高速のコンピュータを活用するHFTが「先回りして売買しているのでは」と不公平感が指摘されていました。また、ニューヨーク第2巡回控訴裁判所は、取引所が高頻度トレーダーに市場データへの早いアクセスを販売しているとの投資家による訴えを棄却し、市場データの配布をSECの定めるところによる旨決定しました。（2016年9月）

b. IEX

高速コンピュータを使って、先回りして取引することは、不公平である、とする考え方を持つ Investors' Exchange LLC (IEX) がSECにより全

米証券取引所としての登録申請を認可されました。
(2016年6月) IEXは、それまで規制当局が承認していない「ダークプール」と呼ばれる非公開の私設取引所でした。

IEXは、市場参加者による時間差を狙った裁定取引であるレイテンシー・アービトラージ取引^{※1}等の高頻度取引を防止するため、価格へのアクセス時に意図的に少し遅らせる又はスピードバンプ(スピード防止帯)^{※2}の仕組みを導入します。SECは同時に、取引所等に、そのような意図的な小さな遅延又はスピードバンプの仕組みを導入する自動証券価格を支持することを求める最新の解釈を発出しました。

一方で、「高速道路で1人だけが遅く走るのはむしろ危険だ」とする声もあります。SECは、2年以内に意図的なアクセス遅延の効果に関し、調査し、さらなる措置が必要かどうか再検証します。

なお、日本において、証券会社などが注文を直接付け合わせる場所を提供するKai-Xは、東京証券取引所と比べて、売買のスピードを意図的に遅らせ、HFTを実質的に排除し、取引所のシステムにサーバーを併設する「コロケーション」による売買を禁止します。すなわち、全ての投資家が同じスピードで売買するようにします。

※1 取引所が配信する取引情報の時間差から利益を得ようとする超高速トレードに頼った取引スタイル。

※2 HFTが優先的に売買できなくするため、取引速度を遅くする(この場合、350マイクロ秒)仕組み。

会員の決算状況（平成28年9月期）について

調査部

本協会では、年2回、登録金融機関及び第二種金融商品取引業者を除く会員の決算（本決算及び中間決算）情報の一部を集計し公表を行っており、今回の結果は以下のとおりである。

[要約]

- ・ 集計対象会員全体の当期純損益合計額は378,418百万円（前年同期比10.97%増）となった。
- ・ 金融先物取引専門業者の当期純損益合計額は6,381百万円（前年同期比4.99%減）となり、14社（前年同期は15社）が当期純利益を計上した。
- ・ 集計対象会員における自己資本規制比率の単純平均値は490.59%（前年同期比4.58%増）、金融先物取引専門業者における自己資本規制比率の単純平均値は587.16%（同0.1%増）となった。
- ・ 集計対象会員全体の純財産額合計は6,082,388百万円（前年同期比2.63%増）、金融先物取引専門業者の純財産額合計は86,608百万円（同5.31%増）となった。

はじめに

(1) 本記載における定義等

本協会の会員を金融商品取引業者として登録されており、日本証券業協会の協会員である会社を「証券会社」、「証券会社」以外で日本商品先物取引協会の会員を商品先物取引業者、上記以外の本協会が自主規制機関として所掌する金融商品取引を業として行う金融商品取引業者を金融先物取引専門業者として分類（ただし、当該会員が本協会以外の上記の各協

会に、本協会の会員になった後で新たに入会した場合や金融先物取引業務以外の業務の比重が金融先物取引を上回る状況となるなどの個別の理由が考えられる場合には、当該会員の分類を変更することがある。）し捉えることとする。なお、平成28年9月期（当期）の報告につき、上記の分類を平成27年9月期（前期）より変更した会員は1社である。

平成28年9月期（当期）とは、平成28年4月～平成28年9月迄の期間（3月決算の会社が平成28年度の中間決算を行う場合における対象期間と同義である。）のことであり、平成27年9月期（前期）とは、これを一箇年遡った同期間をいう。ただし、平成26年金融商品取引法の改正により、第一種金融商品取引業者の事業年度について、各月の初日のうち当該金融商品取引業者の選択する日から起算して一年を経過する日までとする（当該改正前は第一種金融商品取引業者の事業年度は4月1日から起算して一年を経過する日であった。）こととなっている。（以下、「平成26年金融商品取引法の改正による事業年度規制の見直し」という。）これに伴い4月1日から起算して一年を経過する日以外の期間を事業年度の期間とする金融商品取引業者については、平成28年9月期（当期）に相当する期（同一の事業年度（ここでは、平成28年度が該当する。）における中間決算を行う場合における対象期間と同義の期間である。）をいうこととし、平成27年9月期（前期）についても平成28年を平成27年に読み替えて、これを適用している。

(2) 集計対象とする決算情報

本協会の会員である第一種金融商品取引業者が金融庁長官・財務（支）局長宛に提出を行った決算状

況表の写しを本協会へ提出しており、この提出書面の記載内容のうち、平成28年9月期（前（1））の下端に記載した法改正に伴い4月1日から起算して一年を経過する日以外の期間を事業年度として採用する金融商品取引業者については、平成28年9月期（当期）に相当する期（同一の事業年度となるもの）をいう。以下同じ。）及び平成27年9月期（前期）における「1. 経理の状況」の各科目の数値等を基に集計をした。ただし、会員において各科目の数値等の算出が困難な場合等、何らかの理由により各科目における数値等が得られない場合は、その数値等は当該集計結果に含まない等の合理的な集計処理を行っている。

以下の各表における割合（(A) / (B) の列）は、その項目の平成27年9月期（前期）及び平成28年9月期（当期）の値が同数値ならば100%とし、各割合を表記している。

1. 集計対象会員全体の決算概況

(1) 集計対象会員

平成28年11月末日時点で当期中に金融先物取引業の開始に伴い新規加入した会員、他の会員と合併を

行ったことにより退会した会員、金融商品取引業の廃業に伴い退会した会員並びに金融先物取引業を停止又は廃止に伴い退会した会員があったことにより、集計対象会員数は計3社減少し、計79社となった。

内訳では金融先物取引専門業者は計1社、証券会社は2社の減少となった。

なお、退会した会員についても、上記（「はじめに」(2)）に記載した提出がなされた会員は集計対象会員に含むこととし、また、事業年度の起算日を移行した会員で本協会への平成28年9月期（当期）の提出が、平成28年11月末日を超える会員（平成27年9月期（前期）については、平成28年9月期（当期）の同時期と読み替えて適用し、これを超える会員）（平成28年9月期（当期）及び平成27年9月期（前期）共に同じく計1社）及び本集計につき、本協会に新規加入した会員であるものの金融商品取引を行うといった実質的な金融商品取引業の登録業務を平成28年9月末日時点で開始していないとみなして判断できる会員で、上記（「はじめに」(2)）に記載した提出がなされていない（平成28年11月末日時点）会員（計1社）については集計対象には含まないこととしている。

表1 集計対象会員数

（単位：業者（会員）数）

区分	平成28年9月期（当期）	平成27年9月期（前期）
集計対象会員数	79	82
金融先物取引専門業者	20	21
証券会社	55	57
商品先物取引業者	4	4

(2) 損益状況

①営業損益

営業収益は1,633,326百万円（前年同期比10.49%減）となり、営業損益は、339,752百万円（同26.88%減）となった。営業損益を構成する科目の主な内訳は以下 a. ～ d. のとおりである。

a. 受入手数料

受入手数料は、795,786百万円（同19.64%減）と

なった。

b. トレーディング損益

トレーディング損益は、543,285百万円（同0.26%増）となった。

c. 金融損益

金融収益が292,833百万円（同2.01%増）、金融費用が197,539百万円（同7.85%増）となり、この両方の科目を合計した金額（金融損益）は95,294百万円

(同8.28%減)となった。

d. 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費(販管費)は、1,096,006百万円(同6.87%減)となった。

②営業外損益

営業外収益が20,993百万円(同16.50%増)、営業外費用が3,967百万円(同47.36%増)となり、この両方の科目を合計した金額(営業外損益)は17,026百万円(同11.09%増)となった。

③特別損益

特別利益は102,142百万円(同271.43%増)及び特別損失は25,390百万円(同88.16%増)となり、この両方の科目を合計した金額(特別損益)は76,752百万円(同447.99%増)となった。

④当期純損益

当期純損益は378,418百万円(同10.97%増)となった。

(3) その他

①純財産額・自己資本規制比率

純財産額は6,082,388百万円(同2.63%増)、各集計対象会員の自己資本規制比率の値を合算し、集計対象会員数で除した集計対象会員の自己資本規制比率の単純平均値は490.59%(同4.58%増)となった。

②常勤役員数・営業所数

常勤役員数は60,507人(同1.85%増)、営業所数は1,042箇所(同2.34%減)となった。

③口座数

開設口座数は3,351万口座(同3.87%増)となった。

表2 決算状況総括表—全業者会員(合計)

(単位:百万円、人、箇所、口座、%)

区分	平成28年9月期 (A)	平成27年9月期 (B)	(A) / (B)
営業収益	1,633,326	1,824,712	89.51%
受入手数料	795,786	990,304	80.36%
トレーディング損益	543,285	541,899	100.26%
金融収益	292,833	287,056	102.01%
その他の営業収益	1,365	5,395	25.30%
金融費用	197,539	183,163	107.85%
純営業収益	1,435,768	1,641,520	87.47%
販売費・一般管理費	1,096,006	1,176,870	93.13%
営業損益	339,752	464,631	73.12%
営業外収益	20,993	18,019	116.50%
営業外費用	3,967	2,692	147.36%
経常損益	356,783	479,962	74.34%
特別利益	102,142	27,500	371.43%
特別損失	25,390	13,494	188.16%
税引前当期純損益	433,533	493,963	87.77%
法人税等	72,785	134,934	53.94%
法人税等調整額	△17,707	17,989	△198.43%
当期純損益	378,418	341,007	110.97%
自己資本規制比率	490.59%	469.10%	104.58%
純財産額	6,082,388	5,926,385	102.63%
常勤役員数	60,507	59,409	101.85%
営業所数(本店を含む)	1,042	1,067	97.66%
開設口座数	33,515,975	32,268,426	103.87%

(注) 自己資本規制比率は、各報告対象会員の値を報告対象会員数で除したものである。

2. 営業収益の内訳

有価証券に関連しない受入手数料は13,252百万円（前年同期比4.49%増）となり、受取手数料に占める割合は、1.67%（前年同期は1.28%）となった。

有価証券に関連しないトレーディング損益は△102,354百万円（前年同期比134.86%減）となり、トレーディング損益に占める割合は、△18.84%（前年同期は54.18%）となった。

有価証券に関連しない受取手数料及び有価証券に関連しないトレーディング損益の合計金額は、△89,102百万円（同306,309百万円）となり、営業収益全体に占める割合は、△5.46%（同16.79%）となっ

た。

有価証券に関連しない受取手数料及び有価証券に関連しないトレーディング損益のうち、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引の占める割合は、それぞれ、△90.25%（同3.81%）、△7.76%（同△4.46%）及び198.00%（同100.65%）であった。

さらにこの店頭外国為替証拠金取引の収益を100%（1）とした場合における内訳の割合は、外国為替取引が、98.87%（同97.93%）となり、スワップポイントによる収益1.13%（同2.06%）となった。

金融収支の内訳においては、有価証券貸借取引収益が108,701百万円（前年同期比36.87%増）となった。

表3 受入手数料内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、%）

区分	平成28年9月期 (A)	平成27年9月期 (B)	(A) / (B)
受入手数料	795,786	990,304	80.36%
有価証券に関連しない受入手数料	13,252	12,682	104.49%
市場デリバティブ取引	6,009	6,865	87.53%
うち清算手数料	56	73	76.71%
外国市場デリバティブ取引	127	120	105.83%
うち清算手数料	0	0	-
店頭デリバティブ取引	7,116	5,697	124.91%

表4 トレーディング損益内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、%）

区分	平成28年9月期 (A)	平成27年9月期 (B)	(A) / (B)
トレーディング損益	543,285	541,899	100.26%
有価証券に関連しないトレーディング損益	△102,354	293,627	△134.86%
市場デリバティブ取引	74,403	4,812	1546.20%
外国市場デリバティブ取引	6,784	△13,779	149.23%
店頭デリバティブ取引	△183,541	302,594	△160.66%
外国為替証拠金取引	66,023	61,998	106.49%
うち外国為替取引	65,275	60,717	107.51%
うちスワップポイント	743	1,278	58.14%
通貨オプション取引	△13,927	3,152	△541.85%

表5 金融収支内訳－全業者会員（合計）

（単位：百万円、％）

区分	平成28年9月期 (A)	平成27年9月期 (B)	(A) / (B)
金融収益	292,833	287,074	102.01%
信用取引収益	38,759	48,536	79.86%
現先取引収益	10,768	7,720	139.48%
有価証券貸借取引収益	108,701	79,422	136.87%
受取配当金	89,653	97,164	92.27%
受取債券利子	15,003	21,936	68.39%
収益分配金	4,627	7,409	62.45%
受取利息	18,636	19,458	95.78%
その他	6,623	5,362	123.52%
金融費用	197,539	183,164	107.85%
信用取引費用	5,852	7,198	81.30%
現先取引費用	39,230	32,205	121.81%
有価証券貸借取引費用	112,879	93,805	120.33%
支払債券利子	4,448	7,924	56.13%
支払利息	30,948	39,805	77.75%
その他	4,126	2,176	189.61%

3. 販売費・一般管理費の内訳

(前年同期は27.31%)、36.53%(同35.67%)、8.71%(同8.17%)、17.98%(同17.76%)となった。

販売費・一般管理費(販管費)は、1,096,006百万円(同6.87%減)となった。

人件費のうち、退職金が3,054百万円(前年同期比77.87%増)及び退職給付費用が15,235百万円(同32.59%増)となった。

販管費に対する、取引関係費、人件費、不動産関係費及び事務費の占める割合は、それぞれ25.19%

表6 販売費・一般管理費内訳－全業者会員(合計)

(単位：百万円、%)

区分	平成28年9月期 (A)	平成27年9月期 (B)	(A) / (B)
販売費・一般管理費	1,096,006	1,176,870	93.13%
取引関係費	276,115	321,407	85.91%
支払手数料	165,480	202,217	81.83%
取引所・協会費	25,609	28,987	88.35%
通信・運搬費	40,941	42,367	96.63%
旅費・交通費	10,350	11,951	86.60%
広告宣伝費	29,630	31,530	93.97%
交際費	3,946	4,168	94.67%
人件費	400,343	419,751	95.38%
役員報酬	4,917	4,452	110.44%
従業員給与	217,075	219,431	98.93%
歩合外務員報酬	540	1,151	46.92%
その他の報酬・給与	26,506	27,740	95.55%
退職金	3,054	1,717	177.87%
福利厚生費	43,806	43,818	99.97%
賞与引当金繰入れ	84,972	103,672	81.96%
退職給付費用	15,235	11,490	132.59%
その他	4,065	6,124	66.38%
不動産関係費	95,487	96,197	99.26%
不動産費	66,413	66,883	99.30%
器具・備品等	29,045	29,286	99.18%
事務費	197,017	208,994	94.27%
事務委託費	192,344	204,901	93.87%
事務用品費	4,651	4,063	114.47%
減価償却費	43,053	38,424	112.05%
租税公課	23,027	19,037	120.96%
貸倒引当金繰入れ	447	1,276	35.03%
その他	60,288	71,573	84.23%

4. 金融先物取引専門者の決算状況

(1) 金融先物取引専門者の会員数及び外国為替証拠金取引の取扱会員数

平成28年9月期（当期）における外国為替証拠金取引を取り扱う会員は計58社、金融先物取引専門者は計20社となった。また外国為替証拠金取引を取り扱う会員のうち、金融先物取引専門者の占める割合は34.48%となった。

報告対象会員のうち、全ての金融先物取引専門者が

が外国為替証拠金取引を取り扱っている。

外国為替証拠金取引を取り扱う金融先物取引専門者における外国為替証拠金取引につき、店頭取引及び取引所取引の別に区分した内訳では、計19社（全体比95%）の金融先物取引専門者が店頭外国為替証拠金取引を取り扱っており、取引所取引において外国為替証拠金取引（TFXの「くりっく365」が該当）を取り扱う金融先物取引専門者は計3社（全体比15%）となった。

表7 外国為替証拠金取引取扱会員数

（単位：業者（会員）数）

区分	平成28年9月期	平成27年9月期
金融先物取引専門者	20	21
うち外国為替証拠金取引取扱会員 a	20	21
外国為替証拠金取引取扱会員 b	58	62
a/b (%)	34.48%	33.87%

（注）取引所でのマーケットメイカーとしての取り扱いは除く。

表8 外国為替証拠金取引の商品別取扱会員数（平成28年9月期）

（単位：業者（会員）数）

区分	店頭取引	取引所取引
金融先物取引専門者	19	3
その他の外国為替証拠金取引取扱会員	27	18
合計	46	21

（注）取引所でのマーケットメイカーとしての取り扱いは除く。

（注2）取引所取引のうちOSE-FX（大証FX）は2014年10月23日を取引最終日として休止となっている。

(2) 金融先物取引事業者の役職員数・営業所数

金融先物取引事業者の役職員数は668人（前年同期比12人（1.83%）増）となった。営業所数は24箇所

（同1営業所減）、1会員あたりの営業所数は1.20箇所（集計対象会員全体の1会員あたりの営業所数は13.19箇所）となった。

表9 金融先物取引事業者の常勤役職員数・営業所数

（単位：人、箇所、%）

区分	平成28年9月期 (A)	平成27年9月期 (B)	(A) / (B)
金融先物取引事業者の常勤役職員数	668	656	101.83%
金融先物取引事業者の営業所数	24	25	96.00%
集計対象会員全体の常勤役職員数	60,507	59,409	101.85%
集計対象会員全体の営業所数	1,042	1,067	97.66%

(3) 金融先物取引事業者の自己資本規制比率・純財産額

各金融先物取引事業者の自己資本規制比率の値を金融先物取引事業者数で除した金融先物取引事業者における自己資本規制比率の単純平均値は587.16%（前年同期比0.10%増）、集計対象会員における自己資本規制比率の単純平均値は490.59%（同4.58%増）となった。

金融先物取引事業者の純財産額合計は86,608百万円（同5.31%増）、金融先物取引事業者の1社当たり単純平均純財産額は4,558百万円（同10.85%増）となり、集計対象会員の1社当たり単純平均純資産額77,979百万円（同6.58%増）に比べ、1社当たり単純平均純財産額の増加した割合は4.27%多い結果となった。

表10 金融先物取引事業者の自己資本規制比率・純財産額

（単位：百万円、%）

区分	平成28年9月期 (A)	平成27年9月期 (B)	(A) / (B)
金融先物取引事業者の平均自己資本規制比率	587.16%	586.55%	100.10%
金融先物取引事業者の純財産額合計	86,608	82,242	105.31%
金融先物取引事業者の平均純財産額	4,558	4,112	110.85%
集計対象会員全体の平均自己資本規制比率	490.59%	469.1%	104.58%
集計対象会員全体の純財産額合計	6,082,388	5,926,385	102.63%
集計対象会員全体の平均純財産額	77,979	73,165	106.58%

（注）この表に記載した平均とはそれぞれの該当会員数で除した単純平均である。

(4) 金融先物専門業者の損益状況

以下の表11は、各金融先物取引専門業者の営業収益、経常損益及び当期純損益を基準に増収増益、増収減益、減収増益及び減収減益に区分けして金融先物取引専門業者の損益分布を示し、表12にて主な勘定科目を金額で示した。ただし、表11につき、上記の基準に±0（変わらず）がある業者が存在する場合等は、上記の4つの区分けには含まず、注記に記載している。（ただし、平成28年9月期（当期）及び平成27年9月期（前期）は存在しないため、当該

注記の記載はない。）

金融先物取引専門業者の営業収益は25,813百万円（前年同期比4.61%減）、13社が増収となり、営業損益は9,778百万円（同2.13%減）、12社が増益となった。

金融先物取引専門業者の当期純損益は6,381百万円（同4.99%減）となり、14社（前年同期は15社）が当期純利益を計上した。

金融先物取引専門業者の販売費・一般管理費の合計金額は、15,864百万円（前年同期比6.28%減）となった。

表11 金融先物取引専門業者の損益分布

（単位：業者（会員）数）

区分	平成28年9月期	平成27年9月期	増減
金融先物取引専門業者数	20	21	△1
増収増益の業者	11	14	△3
増収減益の業者	2	1	1
減収増益の業者	1	2	△1
減収減益の業者	6	4	2
当期純利益を計上した業者	14	15	△1

表12 金融先物取引専門業者の損益状況

（単位：百万円、%）

区分	平成28年9月期 (A)	平成27年9月期 (B)	(A) / (B)
営業収益	25,813	27,060	95.39%
金融費用	172	138	124.64%
純営業収益	25,642	26,921	95.25%
販売費・一般管理費	15,864	16,927	93.72%
営業損益	9,778	9,991	97.87%
経常損益	9,488	10,086	94.07%
特別利益	35	2	1750.00%
特別損失	127	114	111.40%
税引前当期純損益	9,396	9,973	94.21%
法人税等	2,664	3,249	81.99%
法人税等調整額	342	2	17100.00%
当期純損益	6,381	6,716	95.01%

(5) 金融先物取引専門業者の営業収益構造

金融先物取引専門業者の受入手数料収入は908百万円（前年同期比34.82%減）であり、トレーディング損益は25,695百万円（同2.87%減）となった。

金融先物取引専門業者の外国為替証拠金取引における収入合計は24,853百万円（同5.87%減）であり、集計対象会員の外国為替証拠金取引における収入合

計120,278百万円（同65.32%増）の20.66%（前年同期は36.29%）を占めた。

金融先物取引専門業者の店頭外国為替証拠金取引における収益は24,728百万円（同26,243百万円）となり、金融先物取引専門業者の取引所取引の外国為替証拠金取引における収益は125百万円（同160百万円）となった。

表13 金融先物取引専門業者の営業収益構成

（単位：百万円、%）

区分	平成28年9月期 (A)	平成27年9月期 (B)	(A) / (B)
受入手数料	908	1,393	65.18%
有価証券に関連しない受入手数料	636	1,393	45.66%
市場デリバティブ取引	125	160	78.13%
うち 清算手数料	0	0	-
外国市場デリバティブ取引	0	0	-
うち 清算手数料	0	0	-
店頭デリバティブ取引	511	1,233	41.44%
トレーディング損益	24,695	25,425	97.13%
有価証券に関連しないトレーディング損益	24,676	25,425	97.05%
市場デリバティブ取引	0	0	-
外国市場デリバティブ取引	0	0	-
店頭デリバティブ取引	24,676	25,425	97.05%
外国為替証拠金取引	24,217	25,010	96.83%
うち外国為替取引	23,647	23,675	99.88%
うちスワップポイント	568	1,334	42.58%
通貨オプション取引	455	414	109.90%

表14 外国為替証拠金取引関連収益の構成

（単位：百万円、%）

区分	平成28年9月期			平成27年9月期		
	金融先物取引専門業者 a	全会員 b	a/b (%)	金融先物取引専門業者 c	全会員 d	c/d (%)
外国為替証拠金取引収入合計	24,853	120,278	20.66%	26,403	72,756	36.29%
受取手数料	636	5,845	10.88%	1,393	6,206	22.45%
取引所取引	125	3,492	3.58%	160	2,857	5.60%
店頭取引	511	2,353	21.72%	1,233	3,349	36.82%
トレーディング損益	24,217	114,433	21.16%	25,010	66,550	37.58%
取引所取引	0	48,410	△100.00%	0	4,552	△100.00%
店頭取引	24,217	66,023	36.68%	25,010	61,998	40.34%
外国為替取引	23,647	65,275	36.23%	23,675	60,717	38.99%
スワップポイント	568	743	76.45%	1,334	1,278	104.38%

(6) 金融先物取引専門業者の販売費・一般管理費の状況

金融先物取引専門業者の販売費・一般管理費（販管費）は15,864百万円（前年同期比6.28%減）となった。

販管費に対する、取引関係費は7,413百万円（同4.62%減）、人件費は2,846百万円（同6.27%増）、不動産関係費は618百万円（同5.21%減）及び事務費

は1,152百万円（同7.87%増）であり、取引関係費、人件費、不動産関係費及び事務費の占める割合はそれぞれ、46.73%、17.94%、3.90%及び7.26%となった。

人件費のうち、役員報酬は503百万円（同22.38%増）、従業員給与は1,541百万円（同3.7%増）及び退職給付費用は143百万円（同85.71%増）となった。

表15 金融先物取引専門業者の販売費・一般管理費内訳

（単位：百万円、%）

区分	平成28年9月期 (A)	平成27年9月期 (B)	(A) / (B)
販売費・一般管理費	15,864	16,927	93.72%
取引関係費	7,413	7,772	95.38%
支払手数料	2,190	2,861	76.55%
取引所・協会費	23	17	135.29%
通信・運搬費	174	172	101.16%
旅費・交通費	32	26	123.08%
広告宣伝費	4,915	4,649	105.72%
交際費	47	10	470.00%
人件費	2,846	2,678	106.27%
役員報酬	503	411	122.38%
従業員給与	1,541	1,486	103.70%
歩合外務員報酬	0	0	-
その他の報酬・給与	29	28	103.57%
退職金	6	1	600.00%
福利厚生費	234	226	103.54%
賞与引当金繰入れ	232	308	75.32%
退職給付費用	143	77	185.71%
その他	118	121	97.52%
不動産関係費	618	652	94.79%
不動産費	353	397	88.92%
器具・備品等	261	251	103.98%
事務費	1,152	1,068	107.87%
事務委託費	969	1,021	94.91%
事務用品費	181	44	411.36%
減価償却費	913	927	98.49%
租税公課	537	725	74.07%
貸倒引当金繰入れ	11	95	11.58%
その他	2,327	2,976	78.19%

FINANCIAL FUTURESニュース

(平成28年10月～12月)

1. ICE、S&P Globalの証券評価部門及び信用市場分析部門を買収 (PR 10月4日)

Intercontinental Exchange (ICE) は、S&P Globalの証券評価 (SPSE) 部門 (債券評価を提供) 及び信用市場分析 (CMA) 部門 (信用デリバティブ及び債券等の店頭市場の独立データを提供) の買収を完了した。

2. FRB、外為の不正操作で初めて個人を処分 (PR 10月6日)

米連邦準備制度理事会 (FRB) は、外為の不正操作で、HSBC Bank plcの外国為替現物取引部門のグローバルヘッド並びに欧州、中東及びアフリカの外国為替現物取引の元ヘッドの2名に対し、銀行業界で雇用されることを禁止する処分を行った。(会報第110号FFニュース12. 参照) FRBが個人を処分するのは初めて。

3. TWSEとKRX、ETFのクロス上場で提携拡大 (PR 10月7日)

台湾証券取引所 (TWSE) と韓国取引所 (KRX) は、両取引所の代表的株価指数の上場投信 (ETF) をクロス上場することで提携する。TWSEが「Yuanta Korea KOSPI 200 ETF」(台湾のYuanta Securities Trust Co.が運営) を上場し、KRXが「TIGER TAIWAN TAIEX (H) ETF」(韓国のMirae Asset Global Investmentが運営) を上場した。

4. 英ポンドが急落 (10月7日)

GBP/USDが直前の1.2600少し上から数分で約6%急落した (10月6日 23:07GMT)。

5. BOE、SONIA改革を提案 (PR 10月10日)

英中央銀行 (BOE) は、BOEが管理する英ポンド無担保オーバーナイト指数平均金利 (SONIA) ベンチマークの算出基準を、2017年第4四半期までに、現在の数量加重平均値 (mean) から数量加重中央値 (median) に変更することを提案した。相場操縦を阻止するため。

6. ESMA、CFDその他の投機的商品に関するQ&Aを更新 (PR 10月11日)

欧州証券・市場機構 (ESMA) は、金融商品市場指令 (MiFID) の一般顧客向けCFDその他の投機的商品 (バイナリー・オプション及び外国為替証拠金取引など) に対する適用に関するQ&Aを更新した。次の新しいQ&Aが追加された。①CFDその他の投機の商品販売時の取引便益の利用 (例えば、新規顧客向けのボーナスの提供のような悪慣習)、②取引口座からの資金の引き出しに必要な時間、③一般顧客にCFDその他のレバレッジのある商品の販売時のレバレッジの利用 (利益の拡大がある一方、損失の拡大 (リスク) もあること)、④一般顧客にCFDその他の投機の商品を販売する業者の最良執行義務。

7. FIA、双方向SEF追跡システム稼働を開始 (PR 10月17日)

米先物業協会 (FIA) は、オンラインでスワップ執行施設 (SEF) の取引状況を追跡し、映像化する双方

向のSEF追跡システムの稼働を開始した。同システムは、タブロー（絵画）データ映像化ソフトウェアを使用し、SEFで取引される金利スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ及び外国為替商品の取引量及び市場シェア・データを表示する。ユーザーは、そのデータを通貨ごと、日付ごと、資産種類ごと及びSEFごとにフィルターをかけ、その結果を掲示できる。

8. TAIFEX、EUR/USD及びUSD/JPYの先物を上場へ（PR 10月17日）

台湾先物取引所（TAIFEX）は、EUR/USD（取引単位EUR20,000）及びUSD/JPY（取引単位USD20,000）の先物を2016年11月7日に上場する。

9. CMEグループとDucro、手数料データ管理サービス等を提供（PR 10月18日）

CMEグループとDucroは、会員業者に手数料データ管理・照合サービスを提供する。会員業者は、インフラ又はITに投資することなく、手数料データに関連するプロセスを簡素化できる。

10. FCA、投資及び企業金融市場研究に関し報告（PR 10月18日）

英金融行為機構（FCA）は、投資及び企業金融市場研究に関する報告書を公表し、市場での競争を有効にするため、次のような的を絞った改善策を策定した。①銀行に、将来の取引に関する顧客の選択肢を制限しようとする契約条項を利用させない（FCAは、同時にこの提案について市中協議を行い、2017年初めに規則を制定する予定）、②銀行が銀行業績順位表を使ってその地位を良く見せるようにして顧客に売り込みを行うことをやめさせる、③業績順位表の順位を引き上げている不採算取引についてのインセンティブを排除する（業績順位表で高い地位にすることだけを目的として不採算取引を行うことで誤解を生じさせることを防ぐため、業績順位表作成者に銀行に対するインセンティブを減少させるよう認知基準の再検討を依頼した。）、④IPOにおける株式配分についての監視プログラム。

11. SHFE、Nasdaqの市場監視システムを稼働（PR 10月19日）

上海先物取引所（SHFE）は、NasdaqのSMARTSに基づく市場監視システムの稼働を開始した。

12. HKSFC、FXCM Asiaに譴責及び罰金（PR 10月19日）

香港証券・先物委員会（HKSFC）は、FXCM Asia（楽天証券香港としても知られる）に、外国為替取引の注文執行に関連して法令違反があったとして、譴責及び400万HK \$の罰金の処分を課した。HKSFCによれば、2006年12月から2010年12月にかけて、FXCM Asia及びその関係会社が、顧客注文の受付と注文の執行の間に生じた外為取引の有利な価格変動からの利益145万米ドルを社内に留め、一方顧客に不利な価格の変動を顧客に付けていたこと、FXCM Asiaが、顧客を公正に取り扱わず、行為規制が求める顧客にとって最良条件での注文執行及び最良の利益で行動しなかったことなどを挙げている。

13. NFAのウェブサイト、サーバー攻撃により影響（PR 10月21日）

米国において、多くの主要なウェブサイトインターネットの基盤サービスを提供する企業に対するサイバー・アタックがあり、全米先物協会（NFA）のウェブサイトも影響を受けた。NFAのデータ及びシ

システムは通常通り稼働している。

14. CMEのビットコイン指標公表開始は11月14日（10月28日）

CMEグループは、2016年11月14日に、CME CF Bitcoin Reference Rate (BRR) とCME CF Bitcoin Real Time Index (RTI) の公表を開始する。(会報第109号FFニュース29. 参照)

15. CFTC、5外国取引所を登録（PR 10月31日）

米商品先物取引委員会（CFTC）は、CFTC規則Part 48に基づき、Eurex Deutschland (Eurex)、CME Europe Limited (CMEEL)、ICE Futures Europe (IFE)、The London Metal Exchange (LME) 及び London Stock Exchange plc. (LSE) を登録する旨命令し、米国から直接アクセスして取引できるようにする。Eurex、IFE及びLMEについて従来直接アクセスを可能にしていたノーアクションレターは、取り消される。

16. SIX Swiss、Nasdaqの取引システム利用契約を更新（PR 10月31日）

SIX Swiss取引所は、Nasdaqの取引システムX-stream INET及び市場監視システムSMARTSの利用契約を更新した。SIXダーク・プールもNasdaqの取引及び監視のシステムを利用している。

17. SEC、登録ファンド等によるデリバティブの利用に関する規則案に関連する経済分析（PR 11月1日）

米証券取引委員会（SEC）は、登録ファンド及び事業開発会社によるデリバティブの利用に関するSEC規則案（2015年12月発出）に関連する追加の経済分析を公表した。当該分析は、登録投資会社（投資信託、ETF及びクローズドエンド型ファンドを含む）並びに事業開発会社によるデリバティブの利用の規制を強化するよう設計されたSEC規則のコメントファイルの一部としてSECのウェブサイトに掲載されている。当該規則案は、ファンドによるデリバティブ使用を制限し、リスク管理手段を整備することにより、投資家保護を改善させる。

18. FCA、無許可バイナリー・オプション業者について注意喚起（PR 11月1日）

英FCAは、CTOptionが無許可で金融サービスを提供している旨の注意喚起を行った。

(編集注) 英国では、バイナリー・オプションは、従来、ギャンブル委員会が管轄していた。会報第102号FFニュース8. 及び会報第105号FFニュース5. 参照。

19. LCH SwapAgent開始へ（PR 11月2日）

ロンドン清算会社（LCH）は、非清算デリバティブ市場の中央清算を行うLCH SwapAgentを2017年上半期に開始する。LCH SwapAgentは、店頭二者間金利&FX市場の中央取引処理、評価、証拠金制度、リスク計算及び最適化を提供し、二者間店頭市場インフラ並びにend-to-end（端から端まで）の業務及び処理の標準化及び能率化を可能にする。11ディーラーがサポートを確約。

20. CFTC、RegAT制定案の補足的お知らせ（PR 11月4日）

CFTCは、全ての指定契約市場（DCM）における自動取引の安全性及び健全性を強化するリスク管理、

透明性対策その他の安全装置（合わせて「自動取引規則（RegAT）」）を提案する規則制定案のお知らせ（2015年11月24日公表、同12月17日市中協議（会報第107号FFニュース32. 参照））の一定の要件を改正及び効率化するRegAT制定案の補足的お知らせを公表し、11月25日から60日間（締切日を5月1日に延長）の市中協議に付す。

21. FIA、RegAT補足案のソースコードの取り扱いに重大な懸念を表明（PR 11月4日）

FIAは、RegAT補足案に規定する自動取引システム運用に使用される自己勘定取引ソースコードへの規制当局による連邦裁判所が発する提出要求令状（Subpoena）なしのアクセスについて、受入不可能であると重大な懸念を表明した。リスク管理強化については意見を共有する。

22. NFA、英ポンドFXの最低証拠金を5%に引き上げ（PR 11月4日）

NFAは、FX取引の英ポンドを含む通貨ペアについて、最近の英国の欧州離脱による市場の状況を考慮し、外為ディーラー会員（FDM）が顧客から徴求・維持しなければならない最低証拠金率を5%とする（2016年11月7日有効）。FDMは、NFA財務規則第12条に基づき、英ポンドを含む主要10外国通貨について2%、その他の通貨について5%の最低証拠金を顧客から徴求・維持しなければならないが、同条は、NFAの執行委員会に、一時的に証拠金率を上げることができる権限を与えている。なお、メキシコペソについても、2015年1月に6%に引き上げられて、その後そのままとなっていることについて注意があった。

23. オーストラリア、店頭デリバティブ顧客資金保護制度改革（PR 11月8日）

オーストラリアでは、一般顧客向け店頭デリバティブについて顧客資金保護制度改革を進めることを決定した。改革により、オーストラリア金融サービス許可業者が一般顧客向け店頭デリバティブに関連して差し入れられた顧客資金を顧客金銭信託口座から引き出し、運転資本目的を含め、広範囲の目的で使用することができる顧客資金制度の例外規定を廃止する。この例外規定は、現在、特に許可業者が破たんしたとき、一般顧客向けデリバティブ顧客資金をより大きな損失のリスクにさらすこととなっている。改革により、許可業者は一般顧客向けデリバティブ顧客資金を信託保有することを求められる。

24. LCH、1兆ドル超のインフレーション・スワップを清算（PR 11月8日）

LCHは、インフレーション・スワップの清算を2015年4月に開始して以後1兆ドル超行った。43会員、47顧客そして12清算ブローカーが英ポンド、ユーロ及び米ドルのインフレーション・スワップの清算に参加している。

25. LSEで世界初の森林保護・炭素クレジット深化の債券発行（PR 11月8日）

国際金融公社（IFC）は、ロンドン証券取引所（LSE）において、返済が炭素クレジットで行われ、森林を保護し、炭素クレジット市場を深化させる世界初の債券1億5200万ドルを発行した。ケニアにおける国連森林減少・劣化による温室効果ガス排出量削減を支援する。

26. SGX、バルチック取引所の買収手続き完了（PR 11月8日）

シンガポール取引所（SGX）は、バルチック取引所を買収する手続きを完了した。

27. フランス、SAPIN II法を制定 (PR 11月8日)

フランスで、SAPIN II法（透明性、不正防止及び経済生活の現代化に関する法律）が、2016年11月8日に制定された。同法により、①リスク回避義務（従業員500名超かつ収入1億ユーロの企業に不正行為リスクを回避する義務を負わせる）、②不遵守の懲戒処分（「フランス不正防止庁」の監督下、遵守規程不整備に対して2年以下の投獄及び5万ユーロの罰金賦課）、③内部告発者保護、④フランス不正防止庁、⑤刑事訴追に変わる法的公益約諾（(i) 過去3年度間の平均収入の30%以下の「公益罰金」の支払い、(ii) 3年間のフランス不正防止庁の監督下、遵守規程の提出及び (iii) 被害者の補償、の全部又は一部）が設置・創設される。（差金決済取引等の広告禁止規定に関連しては、会報第110号FFニュース15. 参照）

28. 世界のOTCデリバティブ取引残高増加、金利の75%が中央清算 (PR 11月10日)

主要13カ国の主要銀行を対象としたBISの調査によると、2016年6月末の世界のOTCデリバティブ取引残高（想定元本ベース）（2004年12月末以降は、CDS^{※3}を含む。）は、544兆米ドル（2015年12月比10.4%増）と増加した。市場価値で評価した総市場価値額は、全体で21兆米ドル（同42.8%増）と増加した。外国為替のうち、米ドルは87.7%（2015年12月末は87.0%）、ユーロは32.4%（同33.2%）、円は20.0%（同17.8%）を、金利のうち、米ドル建ては35.6%（同36.2%）、ユーロ建ては28.8%（同30.7%）、円建ては11.9%（同10.1%）、英ポンド建ては10.0%（同9.9%）を占める。商品（コモディティ）取引残高は、1.4兆ドル（2015年12月比5.5%増）と増加した。中央清算の割合は、金利が75%、CDSが37%、外国為替が2%以下、全商品が62%。

	(単位：10億米ドル)				
	2014年 6月末	2014年 12月末	2015年 6月末	2015年 12月末	2016年 6月末
全商品合計	691,640	628,251	551,489	492,707	544,052
うち外国為替	74,782	75,043	73,607	70,446	74,036
うち先渡し等 ^{※1}	35,190	36,596	36,699	36,331	23,485
スワップ ^{※2}	26,141	24,042	23,566	22,750	11,697
オプション	13,451	14,405	13,342	11,365	11,697
金利	563,290	505,443	434,507	384,025	418,082
うちFRA	92,575	80,818	74,633	58,326	71,842
スワップ	421,273	381,141	319,821	288,634	311,474
オプション	49,442	43,484	40,053	37,065	34,743
その他	—	—	—	—	24
株式関連	7,084	6,968	7,544	7,141	6,631
商品（金等）	2,206	1,869	1,671	1,320	1,392
CDS ^{※3}	19,462	16,399	14,594	12,294	11,777
うち個別対象先	10,845	9,041	8,205	7,183	6,620
複数対象先	8,617	7,358	6,389	5,110	5,156
その他 ^{※4}	24,815	22,281	19,566	17,481	31,936

※1 Outright forwards and forex swaps

※2 Currency swaps

※3 Credit Default Swaps

※4 不定期に報告する金融機関の残高予想額。

29. 米政権移行チーム、ドッド・フランク法を見直しへ (PR 11月10日)

次期大統領ドナルド・トランプの政権移行チームは、ドッド・フランク法などのいくつかの金融規制を廃止する計画の概要をそのウェブサイトに掲載した。金融サービス政策実施チームは、ドッド・フランク法を解体し、経済成長と雇用創出を促すための新政策と置き換える作業をする予定である。

30. SEC、3番目に多い2000万ドル超の内部告発者報奨金支払い (PR 11月14日)

SECは、過去3番目に多い額となる2000万ドル超の内部告発者報奨金を支払った。過去最大額は1億ドル超、2番目は2200万ドル超。

31. CFTC、主な清算機関の監視ストレス・テストの結果の詳細報告を公表 (11月16日)

CFTCは、主要5清算機関の監視ストレス・テストを、極端な市場シナリオを仮定し、23企業グループの清算会員で行った結果、極端な市場価格変動及びボラティルな市場状況に耐えることができるとの結果の詳細報告を公表した。重要な確認事実としては、①清算機関は、事前の財務リソースを備えており、必要な耐性水準に適合・超過していたこと、②リスクは、清算機関全体で分散されていること、③清算会員リスクも、シナリオ全体で分散されており、最悪の結果の10%を超えず、どの一つの清算会員の最大の損失も16.6%を超えていないこと、がある。

32. CFTC、2016年度処分結果公表 (PR 11月21日)

CFTCは、2016年度の処分結果を公表した。68件、罰金及び不正利益の返還等が12億9000万ドルであった。相場操縦、見せ玉、顧客資金の不正使用等の告発、裁判での勝訴等に加え、2010年のCFTC内部告発者プログラム制定以来最大金額の1000万ドル超の内部告発者報奨金を支払うなどドッド・フランク法に基づく処分が目立った。

33. Euronext、最良執行分析基盤にLiquidMetrixを使用 (PR 11月22日)

Euronextは、株式、ETF及びデリバティブの最良執行分析基盤としてStrategic InsightのLiquidMetrixを選んだ。

34. FIA、IRC第871 (m) 条規則施行日の1年延期を要請 (PR 11月22日)

FIAは、米国及び非米国の市場において取引される有価証券及び有価証券指数の上場先物・オプション(delta one products (価格変動にオプションの要素のない商品))に関する内国歳入法(IRC)第871 (m)条規則(米国株式からの配当を参照する支払い(配当相当支払い)を伴う一定の想定元本取引、デリバティブその他の株式連動商品に関し、米国人でない者に一定の金額が支払われる場合、米国株のデリバティブ取引から生じる一定の金額に米国の源泉税が課される制度)を施行する最終及び一時的規則の適用を2017年1月から2018年1月に延期すること及び先物業者にとっての課題の明確化を要請。

35. EC、資本要件規則/指令改正を提案 (PR 11月23日)

欧州委員会(EC)は、資本要件規則(CRR)及び資本要件指令(CRD)の改正を提案した。改正内容は、

①よりリスク敏感な資本要件を導入することにより銀行部門の復元力を強化する、②実際のリスクをより正確に反映させる方法、③過剰なレバレッジを妨げる拘束力のあるレバレッジ・レシオ（LR）、④短期ホールセール資金調達への過剰な依存に取り組み、長期資金調達リスクを減少させる拘束力のある純安定資金調達レシオ（NSFR）、⑤世界的システム上重要な機関（G-SII）が破たん時の損失負担のための最小の資本等を保有する要件。加えて、新対策は、CRR/CRDルールを小規模金融機関にとってよりバランスのとれた負担の少ないものとして、銀行のEU経済を支援する貸出能力を改善する。

36. 仏AMF、将来業績模擬実験装置の提供に関する市中協議（PR 11月24日）

フランス金融市場庁（AMF）は、業者によるフューチャー・パフォーマンス・シミュレータ（将来業績模擬実験装置）の個人投資家への提供が増えており、そのような指図的ツールが誤解を生じさせるような、又は過度に楽観的な情報を生じさせる例もあり、そのようなサービスを提供する能力のある様々の業者に適用される規制を明確にする必要があるとして、検討のための市中協議を行った。

37. NFA、外為取引データの顧客への開示要件制定をCFTCに申請（PR 11月25日）

NFAは、法令遵守規則第2-36条（外為取引要件）(o)（取引データの顧客への開示）の改正をCFTCに申請した。FDMは、顧客から請求があったときは、当該請求から30分以内に、顧客の取引と同じ通貨ペアの請求時の前後15分以内に成立した15件の外為取引の次のデータを当該顧客にFDMのウェブサイト、顧客の取引端末及び顧客取引報告書で開示し、写をNFAに提出しなければならない。①執行日時、②売買の別、③数量、④通貨ペア、⑤執行価格（マークアップを含む）、⑥FDMが請求する手数料その他の費用、及び⑦手数料その他の費用の通貨種類。

38. ASIC、金融助言の投資家教育にデジタル・ツールキットを開発（PR 11月28日）

オーストラリア証券投資委員会（ASIC）のMoneySmartは、オーストラリアの投資家に、無料で、①助言者と会う際の事前用意、②最初の会合で期待するもの、③助言を受けた後何をすべきかなど、金融助言プロセスを理解し、その複雑さをわかりやすくするオンラインの教育用ツールキットを開発した。

39. NFA、公益代表理事の指名を要請（PR 11月29日）

NFAは、理事会定期年次総会（2017年2月16日）に任期満了となる公益代表理事5名の後任の指名を要請した。NFA定款は、公益代表をNFA会員、非会員に限らず指名可能としている。任期は2年。

40. CFTC、非機関投資家向けリスク開示書交付の手続きを簡素化（PR 11月30日）

CFTCは、FCM及びIBが非機関投資家（すなわち適格契約参加者でない者）に複数のリスク開示書の一つにまとめたリスク開示書を提供することを認めることにより、リスク開示書交付の手続きを簡素化させるノーアクション免除を発出した。

41. MASとFS-ISAC、サイバー脅威情報センターを設置（PR 12月1日）

シンガポール通貨庁（MAS）と金融サービス情報共有・分析センター（FS-ISAC）は、協力してサイバ

一脅威情報の共有化及び分析のためのアジア太平洋（APAC）地域情報・分析センターを設置する。稼働は2017年上半期に開始の予定。

42. CFTC、建玉制限規則を再提案（PR 12月5日）

CFTCは、建玉制限規則を再提案し、60日の市中協議に付す。同時に、CFTCは、その既存の建玉制限制度の重要な要素である建玉合計に関する規則を認可した。建玉制限規則は、ドッド・フランク法で要請された投機的先物及びスワップのポジションに関する限度を定めるもので、2013年12月公表の提案、そして2016年6月公表の補足提案に対する意見に応じて、25のコア現物コモディティ先物契約（旧来の農産物9、他の農産物7、エネルギー4、金属5）並びに「経済的に同等の」先物、オプション及びスワップ（参照契約）の投機的建玉の限度を再提案し、3差金決済コモディティ（CMEのClassⅢミルク、肥育用牛及び赤身豚肉）に関する処分を遅らせる。CFTCはまた、ヘッジ・ポジションの定義に加えて、現物コモディティのヘッジ・ポジションについての免除を再提案する。免除は、規則に定める当初の限度の施行日前に善意で建てられるポジションについて再提案されている。

43. FCA注意喚起、75歳超の高齢者の三分之一が投資詐欺の標的に（PR 12月5日）

英FCAの調査によれば、①55歳超の22%、75歳超の32%が過去3年間で投資詐欺の標的となったと信じている、②金融商品に投資した者の55%が家族に相談することなく、自分の意志で投資している、③55歳超の14%が資金を渡す前に金融投資商品について調べるための時間をほとんど又は全く持たなく、75歳超では、それが26%に増える。

44. FCA、差額契約規制強化を提案（PR 12月6日）

英FCAは、一般顧客に差額契約（contract for difference）（CFD）を販売する業者に、より厳しいルールを導入する旨、2017年3月7日締切で市中協議を行った。スプレッド・ベットや外国為替証拠金取引（rolling spot foreign exchange products）のようなCFDは、投資業者により、多くはオンラインの取引基盤により提供される複雑な金融商品である。CFD市場の業者数は増えており、FCAは、これらの商品を正しく理解することなく取引している一般顧客が増えていることを懸念する。FCAの調査では、顧客の82%がこれらの商品で損失を被っている。そこでFCAは、次のような対策を提案する。①標準のリスク開示及び顧客口座での損益比率の強制開示、②CFDの活発な取引が12ヵ月未満という経験が少ない一般顧客に、より低いレバレッジ限度25：1を設定する、③全ての一般顧客に最大レバレッジ50：1の上限を設け、リスクに応じて異なる資産に、より低いレバレッジ上限を導入する（現在200：1を超えるレバレッジが一般顧客に提供されている）、④販売業者に取引開始若しくは口座開設ボーナスなどを提供してCFDの販売を促進することを禁止する。そのほか、バイナリー・ベットについて、FCAの管轄になったときは、既存の行為規制を補完する対策をとる考えを提示した。

45. EC、Euribor不正操作に罰金（PR 12月7日）

ECは、Credit Agricole、HSBC Holding及びJP Morgan Chaseが、2005年～2008年、独占禁止法に違反して、ユーロの金利デリバティブの価格を不正操作（トレーダー達が取引や戦略について秘密の情報を交換し

ていた) したとして合わせて4億8500万ユーロの罰金を課した。この他、Barclays、Deutsche Bank、Royal Bank of Scotland及びSociete Genraleとは2013年に和解済みである。

46. BaFin、CFD販売規制案 (PR 12月8日)

ドイツ連邦金融監督庁 (BaFin) は、金融差額契約 (CFD) の営業・販売 (marketing, distribution and sale) 規制を行う一般行政法改正案を2017年1月20日までの市中協議に付した。一般顧客に対するCFDの営業・販売は、それが追加的な支払義務を生じさせる可能性がある限りにおいて、禁止される。この制限は、別に公表する日から3ヵ月以内に定められる。追加的な支払義務を伴うCFDに関しては、次のような大きな投資家保護懸念がある。①損益計算の複雑さ、②信用取引で (すなわちレバレッジを使って) 投機すること、③価格ギャップ (原商品価格が跳ねた時にしばしば生じる) がある場合に透明性が欠如すること、④証拠金請求手続きによっては損失リスクを限定できないこと、CFDの原商品の価格は短時間に大きく変動するので、投資家に追加証拠金請求するには十分な時間がなく、CFDポジションは強制的に手仕舞いしなければならないこと、⑤ストップ・ロス注文によっては、損失のリスクを限定できないこと、ストップ・ロス注文は、大きな損失から保護するには信頼できる方法ではないこと、⑥影響を受ける一般投資家の数の多さ (2015年のCFD顧客口座数は127,137) と投資家保護懸念の関連性。

47. NYSE、NSXを買収合意 (PR 12月14日)

ICEグループのニューヨーク証券取引所 (NYSE) がNational Stock Exchange (NSX) を買収することで合意した。買収完了は、2017年第1四半期の予定。NSXは、2016年12月16日に取引を廃止する計画をとりやめ、全米市場システム (NMS) 取引所として運用を続ける。

48. SEC、内部告発者保護ルール違反で罰金 (PR 12月16日)

SECは、従業員が会社を「名誉を棄損し、糾弾し、中傷し、非難する」情報伝達をSECその他の規制当局と行うことを禁止する幅広い反誹謗条項を盛り込んだ退職約諾を通常のようにして締結させていたことが内部告発者保護ルールに違反するとして当該会社に罰金18万ドルを課した。

49. BaFin、クレジットリンク債販売禁止案を一時停止 (PR 12月16日)

BaFinは、クレジットリンク債の一般投資家向け販売禁止案に対するドイツ銀行業委員会 (DK) 及びドイツ・デリバティブ協会 (DDV) による自己約束 (透明性及び投資家保護の改善) の回答声明を受け、これら業界団体による対策が有効かどうかの調査のため、6ヵ月間、禁止案を停止した。(会報第110号FFニュース14. 参照)

50. Euronext、LCH.Clearnet SA買収について排他的交渉 (PR 12月20日)

Euronextは、ロンドン証券取引所グループ (LSEG) 及びLCH.Clearnet Groupと、LSEGとロンドン証券取引所 (DBAG) の合併が成立した場合のLCH.Clearnet SA買収について排他的交渉に入った。

51. IOSCO、店頭レバレッジ商品について調査報告書（PR 12月21日）

証券監督者国際機構（IOSCO）は、「一般投資家向け店頭レバレッジ商品に関するIOSCO調査に関する報告書」を公表した。①商品（商品の種類と市場規模、商品の性格、金融規制の適用、非金融規制の適用、取引所取引と清算）、②業者（業者の種類と数、ビジネスモデル、取引システム、許可業者と無許可業者の存在）、③販売（販売方法、販促文言、販売対象投資家の種類、投資家の目的、助言付対助言無し販売、販売経路、セミナー等投資家教育、投資家に対するボーナス等、ミラー取引の提供）、④規制（一定の国での禁止商品、健全性要件、行為規制、ミラー取引等の規制、投資成績情報、規制変更の可能性）、⑤投資家からの苦情、⑥監視上の懸念など、店頭レバレッジ商品の一般投資家に対するリスクを特定する。

52. HKEx、デリバティブ市場にVCMを導入（PR 12月28日）

香港取引所・清算会社（HKEx）は、デリバティブ市場にボラティリティ管理制度（VCM）を2017年1月16日に導入する。VCMは、先物価格が5分内の最後の取引価格よりも5%高くなった場合、5分間のクーリング・オフを発動するもので、株価指数先物に適用する。証券市場には2016年8月22日に導入済み。

53. NYMEXの立会場閉鎖（PR 12月30日）

CMEグループ（CMEG）のニューヨーク・マーカンタイル取引所（NYMEX）のオープン・アウトクライ立会場が12月30日に閉鎖して、電子取引に移行する。CMEGのシカゴの先物オプションの立会場を閉鎖する計画はない。

PR : Press Release

- ・一般社団法人金融先物取引業協会は本書面が提供する情報の正確性、最新性等を維持するために最大限の努力を払い作成していますが、必ずしもそれを保証するものではありません。
- ・本書面に掲載している個々の情報（文章、図、表等全て）は、著作権の対象となり、著作権法及び国際条約により保護されていると共に、本書面の情報利用により利用者が損害をうけたとしても、一般社団法人金融先物取引業協会はその損害に対し、いかなる責任も負わず、損害賠償をする義務はないものとします。

Copyright © The Financial Futures Association of Japan All Rights Reserved.

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3

NBF 小川町ビルディング

一般社団法人 **金融先物取引業協会**

TEL (03) 5280-0881 (代)

FAX (03) 5280-0895

URL <http://www.ffaj.or.jp/>

本書は、投資や運用等の助言を行うものではありません。
本書の全部または一部を転用複写する場合は、当協会までご照会ください。

